

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」
に対するパブリックコメントの結果（詳細）

1 事業者・団体からの意見

1 現状認識

- 法体系再編の議論をするための導入部分である「現状認識」として、現行法体系のレビューを十分にすべきと考えます。通信・放送の融合・連携に関連する現行制度の問題点・阻害要因を省庁横断的にまず十分に検討すべきです。法制度の抜本的再編が先にありきの議論ではなく、現状認識として現行制度の問題点を正確に把握しない限り、抜本的再編の方向性は示されないと考えます。その意味から、現行規制やその運用がデジタル化・オールIP化の状況にふさわしいものかどうかにつき、規制そのものの必要性の吟味も含めてゼロベースで検討することが必要であり、その検討を踏まえた上で、抜本的再編の必要性を明確にすべきと考えます。

(楽天(株))

(1) 日本の情報通信の状況

- ケーブルテレビ加入者数は、2007年3月末において2,061万世帯、世帯普及率は40%を超え、国民の約半数はケーブルテレビ事業者よりサービスの提供を受けている。これらケーブルテレビ事業者のネットワークはNTT加入電話網に次ぐ規模であり、1千万加入程度のFTTH網を優に上回る日本の代表的な「ラストワンマイルネットワーク」である。また、放送サービスに限らず高速インターネット及び電話サービスを提供することにより「トリプルプレイ」を実現している事業者も多く、「通信と放送の融合」をいち早く実現している。さらにケーブルテレビ事業者が地上デジタル放送をその加入者に提供可能な世帯数は約1,820万世帯(2007年3月末現在)となっており、デジタル化の推進に大いに貢献している。なお、当社をはじめ多くのケーブルテレビ事業者は、地元の行政情報等、ケーブルテレビならではのきめ細かい地域密着型コンテンツをコミュニティチャンネル、ホームページ、VODサービス、テレビポータルサービス等を通じて積極的に提供している。以上を踏まえ、ケーブルテレビ事業者の社会的貢献度について充分ご理解いただき、今回の法体系の見直しを進めていただくことを要望する。

((株) ジュピターテレコム)

- ケーブルテレビの自主放送視聴世帯は2千万世帯を超え、難視聴を含む地上放送視聴世帯も27百万を超えています。また、ケーブルテレビは地域情報を提供し、NHK・民間放送事業者に次ぐ第三の公共的メディアになってきています。即ち、地域公共放送としての役割を期待されており、専門放送以外の機能も有しておりますので、今後の検討に当たりましては、ケーブルテレビの特性について、十分にご配慮をお願いいたします。

((社) 日本ケーブルテレビ連盟)

2 通信・放送法制の抜本的再編の方向性

○ IP を通じたボーダーレスなネットワークインフラの形成により、サービス革命、放送の機能分化が進んでいる状況を受けて、中間取りまとめは「ユビキタスネット社会に相応しく、ICT ネットワークを真の『イノベーション基盤』として機能させるためには、我が国の経済社会を規律する制度全般を見直す視点が重要である」と述べています。また「国際的な整合性確保を重視すべき」とした上で、「世界最先端の通信・放送法制度を構築」することを強調しています。しかしながら、日本が国際的に法制度設計で欧米の先を行く、行かないについては国民の主たる関心事ではないと考えます。大切なことは、国が情報通信分野において以下の点について国民に保障することにあると考えます。

- 1) 表現の自由、知る権利、見る権利を保障すること
- 2) 各種情報インフラに『ライフライン』としての機能を持たせること
- 3) 報道から娯楽番組まで、優良コンテンツの供給と、それらに対するアクセスを確保すること。

この 3 つの視点に立った上で、新しい法制度へ移行することが、国民にどのようなメリットをもたらすのかをまず具体的に検証し、提示することが必要と考えます。

「中間とりまとめ」では、産業育成のための競争政策論に則った論理展開が見受けられます。大事なことですが、教育が国政の最重要課題の一つに位置付けられたのは何故かということに合わせて考えたときに、まず最優先に考えるべきは民主主義国家にふさわしい情報インフラはどうあるべきか、ということではないでしょうか。

「中間とりまとめ」では、レイヤー間での公正で自由な競争が確保できれば、良質のコンテンツを円滑に流通させることができ、なおかつ伝送インフラの効率的・効果的な運用にもつながると結論付けていますが、何を根拠にしているのか不明です。日本の放送の実状からすれば、良質なコンテンツの流通に必要なのは放送事業者や大手プロダクション、映画会社などの統合であり、無数の小規模なコンテンツプロデューサー等による競争激化では決してないと考えます。特に、国がジャパン・コンテンツの国際競争力を高めようという政策目標を掲げる中で、コンテンツのリソースを分散させるような政策は看過できません。

((株) テレビ朝日)

○ 本中間取りまとめにおいては、再編の基本的方向性として示されているのは法技術的な面がほとんどですが、むしろ、再編が目指すべき目標や再編により事業者・消費者が享受できる具体的メリットを基本的方向性として示すことが必要と考えます。

諸外国で通信・放送の融合・連携やメディアの再編が急速に進展している中で、日本だけが取り残される危険性も存在し、情報通信産業の国際競争

力の強化は喫緊の課題であります。したがって、通信・放送法制の抜本的再編の方向性として、情報通信産業の国際競争力の強化が目的であることを明確に位置づけるべきと考えます。

(楽天 (株))

(1) ユビキタスネット社会を見通した検討の視点

○ 通信・放送法制の抜本的再編の検討にあたっては、利用者が、いつでも、どこでも、安心・安全かつ低廉に情報を入手可能とするとともに、IP化をベースとしたイノベーションを促進することによって、我が国全体の国際競争力を強化するという観点が重要であると考えます。そのためには、事業者の自由な事業展開を通じて、ユビキタスネット社会の土台となるインフラ設備の構築を促進し、お客様が多彩なサービスを楽しむことができるようにすることが必要であると考えます。したがって、通信・放送法制の見直しにあたっては、従来の規制のフレームワークを抜本的に見直し、規制緩和の方向で検討を進めていただきたいと考えます。

(東日本電信電話 (株))

○ IPは情報化社会に大きな変化をもたらしましたが、高品質の映像配信に適したネットワークであるかどうかについては、技術の専門家からも疑問が提出されています。またコンテンツの利用者や著作権者からも受け入れられているとは到底言いがたく、総務省の調査では、IPマルチキャスト放送の利用者数は今年3月末時点でわずか約17万世帯にとどまっています。さらに、総務省の研究会においては、2015年以降を見据え、既に非IPの新世代ネットワークの検討が始まっています。すべてのネットワークがIPで一元化されるとの認識自体に疑問があり、にもかかわらず中間取りまとめが「ALL IP」化を法制再編の大前提としている理由がはっきりしません。重要なのは、利用者が多様な技術、多様な伝送路を通じてコンテンツを楽しめる社会を実現することであり、その中でどの技術、どの伝送路が主流になるかの選択はまさに市場の競争原理に委ねるべきです。政府が特定の技術に決め打ちして法改正を進めることは、むしろ不適切ではないかと考えます。

((株) 東京放送)

○ 「ALL IP化」の表現を多用しているが、IPはインターネット通信の伝送概念であり、現状の放送の伝送概念ではない。情報通信産業全体に被せてALL IPという表現を使うのは誤解を招く危険性があるのではないかと考えます。現行の放送法第2条の1に規定される「放送とは、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。」及び著作権法第2条第8号に規定される「放送は公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。」の基本概念に変更がないこと、また現行の電波法に定められて

いる「放送用割当可能周波数」についての基本的考え方についても変更がないことを確認したい。

現行の法体系における無線・有線という「物理区分」を採用していることには、その<希少性や技術的特性の違い>からの必然性があるのではないか。その違いがないとするならば、その根拠を明確にすべきではないか。現実に米国における連邦通信法で地上放送、衛星放送、CATV、情報サービスを区分した上で、通信における映像伝送をコモンキャリアとして区分する法体系を採用している理由・背景を精査すべきである。

((株) フジテレビジョン)

- 「ALL IP」化とは何を指すのか、まさにこの研究会で議論されている「放送」と「通信」の技術の進歩の中で限りなく近づいてはいるが、明確に区別されている現状を認識した上での議論が必要と考えます。IPによって出来る事と出来ないことは、どんなに技術が進歩してもあり得ると考えます。これまでの区分で言う「通信」の分野においては「IP」化が急速に進み、利便性が向上しているところですが、一方で「放送」の分野の果たす役割と、その受信の簡便性やあまねく層、地域への普及という現状を鑑みるなら、当然、「通信」「放送」のメリット、デメリットを補い合い、補完しあうことによってこそ、より豊かな、あまねく層が利益を享受・共有できるユビキタス社会が実現できるものと考えます。 斯様な視点の下で、国民の生命財産の安全を図り、言論・報道機関として社会に貢献してきた基幹メディアとしての「放送」を、今後どのように方向付けようとするのかは、根幹となる重要な部分であり、十分な議論が尽くされることを切望します。

((株) 毎日放送)

- 現在の放送政策では、2011年以降もアナログラジオのサービスが継続されるものと、当社では理解しております。現在の政策を変更される趣旨なのでしょうか。

ここで検討される法体系の中では、アナログサービスやアナログネットワークは、どのように位置付けられるのでしょうか。

(横浜エフエム放送 (株))

- 通信・放送の融合・連携が伝送、端末レベル等で急速に進んでいる状況を鑑み、来るべきユビキタス社会に柔軟に対応できるよう、現在の法体系を抜本的に見直すことについて賛成します。新たな法体系は、国民の情報権を確保することを主眼にした極めて重要な意義を持つものであると考えます。

(メディアフロンティアジャパン企画 (株))

(2) 基本的方向性

- 「最低限必要と考えられる規律」は、競争促進の観点からも必要となるものと考えます。新たな研究開発や技術革新を伴うサービス競争が促進されることが、情報通信産業のイノベーションの進展につながり、ひいては我が国の国際競争力強化にもつながるものと考えます。
((株)エヌ・ティ・ティドコモ)
- ボードレス化している状況において、国内法の整備（その後に記載のある最低限必要な規律の整備）だけでは有名無実化することが懸念される。記載にある「国際的な整合性の確保を重視」について、諸課題もあるかと思うが早期に国際的な合意形成がなされるようご検討頂きたい。
(北海道総合通信網(株))
- 中間取りまとめにおいては「完全デジタル元年」がいつか明示されていません。また昨年6月の政府・与党合意においても「通信と放送に関する法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る」とされており、いつから新しい法制に移行するかは明示されていません。地上テレビ放送は2011年の完全デジタル化に向けて1兆円を超える設備投資とコンテンツ開発を進めています。2011年時点では経営資源が枯渇した放送局が出現する事態も予想されます。新規参入や市場原理ばかりを追求した場合には、視聴者やユーザーにとってみれば、自分が楽しみにしていたチャンネルがある日突然なくなるという体験を強いられる可能性もあります。新しい法体系への移行に当たっては、既存の放送局がデジタル化のパイオニアの役割のみを押し付けられ、結果的に競争上不利を蒙ることがないように段階的なスケジュールに沿って改革を進めることを強く要望します。
((株)東京放送)
- 現行の放送法の理念を含め、メディアが果たす文化的役割やジャーナリズムとしての機能についても、制度検討の基本理念として踏まえるべきである。
((株)フジテレビジョン)
- この理念については、高く評価でき、賛意を表します。「表現の自由の確保と国民の利益」を最優先に議論が進むことを切望します。
((株)毎日放送)
- 通信・放送を取り巻く技術やサービスが日々進化し、今後もさらなる市場構造の変化が予想される中、わが国として、このような環境変化に対応した、通信・放送に関する新たな制度的枠組みのあり方について、検討すべき局面を迎えている。
日本経団連においても、先の2月に公表した、「IP時代における通信・放送政策のあり方（中間取りまとめ）」の中で、通信・放送の融合が進む今日の状況に即した法制度を再設計する必要性等について指摘したところである。
新たな通信・放送法制の設計に当たっては、事業者やユーザーの創意工夫によるサービスイノベーションの進展を阻害しないだけでなく、わが国のあらゆる産業の基盤となる、情報通信産業の発展や国際競争力強化を前提に、積極的にイノベーションを促進することを目標に据えるべきで

ある。「通信と放送の融合・連携に対応した法体系」を検討するという研究会の目的を踏まえ、規制の多い現行法制を単に縦から横に組み換えるのではなく、融合・連携の実現にとってボトルネックになっている事項を明らかにし、それを解決することに十分留意する必要がある。

((社)日本経済団体連合会)

- 弊社は「通信・放送の総合的な法体系」推進に賛同するが、その方向性としては、イノベーションと公正な競争環境を阻害しない範囲で、可能な限り市場原理に基づき、透明性の高いバランスのとれた緩やかな法規制であるべきと考える。

(マイクロソフト(株))

(3) 具体的枠組み～レイヤー型法体系への転換・規律の集約化

- 現在の9種類の法律からなる「縦割り規律」から、レイヤー型の法体系への転換・統合をはかる方向性については、先取的な取組であると評価します。

なお、この転換にあたっては、単なる現状の法制度の体系整理ではなく、規制緩和をおこなうべき領域は大胆に規制緩和をおこない、また規律等を設けるべき領域は厳格に規律を設けるなど、メリハリの効いた検討が進められることを期待します。

また、本取組について、関係事業者の事業運営に対して大きな影響があることから、透明性の高い、かつ予見性の働く制度構築スキームが取られることを強く要望します。

(イーアクセス(株))

- 検討に当たっては、情報通信産業のイノベーションを促進する事業者の開発・投資インセンティブが確保され、自由な事業活動を促進する環境整備が図られることを期待します。

((株)エヌ・ティ・ティドコモ)

- 情報の円滑な流通や情報通信産業の競争促進を図ることを目的として、法体系をレイヤー構造に再構成し、一本化することについて賛成します。ただし、どのようにレイヤーを区分するか、という点については十分に議論する必要があります。

法体系の見直しの検討は、情報の自由な流通を確保するため、原則として規制を緩和する方向で行うべきです。ただし、現在のNTT法や電気通信事業法、その他のガイドライン等により整備されてきた累次の公正競争ルール（NTTに対するドミナント規制、接続ルール等）については、新しい法体系においても担保されることが重要です。

(KDDI (株))

○ 国民利益最大化の為には、事業者間競争の更なる促進が必要であり、公正競争環境確保のためには、法制度を抜本的に見直す場合でも、ボトルネックを有する市場支配的な事業者に対する規制を継続することが必要であると考えます。具体的には、電気通信分野においては、現在 NTT 法や指定電気通信設備制度等を整備している電気通信事業法等により NTT 東西に課されている各種規制*が確実に継続されることを担保する必要があると考えます。

* 電気通信事業法第 30 条（禁止行為等）、第 33 条（第一種指定電気通信設備との接続）等、現状の指定電気通信設備規制並びに NTT 法第 2 条の業務範囲規制については、同等以上の規制水準を確保することが必要です。

* 上記の他、融合法制においても引き続き維持しなければならない規制に係る条番号は、別添に記載いたします。

別添

公正競争を確保するために、融合法制において引き続き維持が必要な規定の中で、特に重要と考えられる条文等

【電気通信事業法】

- ・ 第 20 条 指定電気通信役務の保障契約約款
- ・ 第 21 条 特定電気通信役務の料金
- ・ 第 30 条 禁止行為等
- ・ 第 31 条 禁止行為等
- ・ 第 32 条 電気通信回線設備との接続
- ・ 第 33 条 第一種指定電気通信設備との接続
- ・ 第 34 条 第二種指定電気通信設備との接続
- ・ 第 35 条 電気通信設備の接続に関する命令等
- ・ 第 38 条 電気通信設備の共用に関する命令等
- ・ 第 39 条 卸電気通信役務の提供についての準用

【日本電信電話株式会社等に関する法律】

- ・ 第 2 条 事業
- ・ 第 3 条 責務

【東・西 NTT の業務範囲拡大の認可に係る「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」のある場合等の考え方】

(東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン)

- ・ 1 ページ 脚注 3 「その他の業務」としては、例えば電気通信業務に関連する経営コンサルティング等の業務を想定しており、放送業は含まない。

加えて、これまでは中継サービスを中心に競争が進展してきましたが、今後 IP 化が進展することに伴い、距離区分がなくなり、中継サービス等の意義も薄れていく方向にあることから、アクセス回線の重要性が更に増していくものと考えます。このような状況の中、IP 化の進展に対応した公正な競争環境を確保するためには、早期ルール整備が可能な OSU の共用による 1 分岐単位での光ファイバの貸出しや、NTT におけるアクセス回線網の機能分離、構造分離等、必要かつ十分なアクセス回線の開放を実現することが必須であると考えます。

あわせて、NTT 東西の NTT グループによる FMC サービスの原則禁止等、各種ガイドラインで定められている NTT グループ各社に対する要件も継続されることは当然ながら、NTT 再編の趣旨に反する NTT グループによる一体的共同的事業運営・共同営業の禁止等を法令上明確にすべきであると考えます。具体的には、現在、NTT 東西の業務範囲規定が NTT 法第 2 条において定められ、NTT 東西・NTT ドコモが、特定の事業者等を優先的または不当に取扱うことを禁止する規定が事業法第 30 条において定められていますが、これらの規定は NTT グループによる一体的共同的事業運営・共同営業を明確に禁止するものではなく、不十分です。したがって、このような行為を禁止行為として法的に明確にすべく、規定を追加する必要があると考えます。

また、通信と放送の法体系を一本化したとしても、ボトルネック性に起因する市場支配力を有する事業者への規制については、個別の市場毎にボトルネック性に着目した市場支配力の有無を厳格に判定した上で、課すことが必要であると考えます。

なお、融合法制における市場支配的事業者への規制に関する具体的な規制内容を検討するにあたっては、一般法である独占禁止法におけるドミナント規制の存在を十分考慮の上、独禁法及び融合法制との棲み分けや整合性の確保等について検討を行うことが必要です。具体的には、すでにドミナントに対する一般的な規制として独占禁止法が定められていることに鑑み、融合法制においては、通信市場における特性の一つであるボトルネック性に着目した規制内容を整備することが必要と考えます。

レイヤーの区切りについては引き続き精査が必要であると考えます。特に、サービス提供の実態等を考慮した場合、「プラットフォーム」機能のみを取り出して一つのレイヤーとして定義する案のほかに、「インフラ」と対峙する整理として「サービス」という区分を用いることも考えられるため、「サービスレイヤー」（中継サービス及びプラットフォームを含む）という定義を採用するという案も含め、今後、融合法制におけるレイヤーの考え方の詳細について議論を深めるべきと考えます。

(ソフトバンク B B (株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))

- 今後、様々な検討が進められると思うが、各レイヤー単位での市場支配力濫用規制、また、レイヤーを垂直統合的に支配することが可能な支配

的グループ会社への規制に関しても、議論のテーブルに載せて頂きたい。

「コンテンツ」規律の詳細な検討において、市場の活性化や消費者利益を十分に意識して議論いただきたい。今後の情報通信における市場の活性化は、より多くのコンテンツを流通し「プラットフォーム」や「伝送インフラ」の各レイヤーを発展させていくことにあるためだ。その時に「コンテンツ」規律の内容が、余りに規制強化に走ると、事業者にとって市場参入への意欲減退に繋がる恐れがあり、可能な限り規制緩和を主眼とした議論を期待する。

(北海道総合通信網(株))

- 「米国型」のメディア別規律と比較して「EU型」のレイヤー型法体系を適当とする根拠が明確ではないと考えます。ICT分野における技術革新・市場変化は、世界中でほぼ同時に進行していますが、「米国型」の規律に問題があるとの指摘は見当たりません。また、「EU型」のレイヤー型法体系は、前提として「歴史的・文化的に異なる加盟国」が「域内市場統合を進める」目的のものであり、日本の法体系として適当かは疑問です。さらに、「EU型」法体系は、「加盟各国レベルでは国内法制上の具体的な対応を模索中」であり、その適否を判断する状況には至っていないと考えます。「EU型・レイヤー型法体系への転換」がコンテンツの円滑な流通、伝送インフラの効率的・効果的運用に寄与するとする論理は理解しにくいものがあります。

(朝日放送(株))

- 日本は、既存メディア別の縦割り規律の枠組みの中で、各メディアがそれぞれの創意・工夫の元、発達・進化することにより、現在の「世界最先端のICTインフラ」の構築を実現した。また、これらのインフラ構築には莫大な費用を掛けてきた。情報通信産業におけるイノベーション進展の実現は、コンテンツ中心の横割りのレイヤー型法体系に転換することが唯一の条件ではなく、既存の枠組みで十分実現可能であることは、今までの歴史が証明している。米国では従来の縦割りの枠組みが機能している。また、元々通信・放送法制が各国でバラバラであるEUが、共通の枠組みを構築する上で、レイヤー型法体系を志向するのは当然の成り行きであり、日本の事情とは随分異なる。これらのことより、我が国が従来の枠組みをレイヤー型法体系に転換すべき強い動機が見出せない。(九州朝日放送(株))

- レイヤー型の法体系は、IPとともに浸透してきた思想であり、通信分野への新規参入を促すうえで一定の役割を果たしてきました。しかし、レイヤー構造は競争促進型のモデルである反面、一つのサービスが利用者に届くまでの各過程に多数の事業者が介在することから、トラブルが発生した場合の責任分担が不明確になりがちとの懸念も指摘されています。基幹放送である地上放送は、災害など非常時にあらゆる人に情報を伝達することを究極の使命としており、責任分解が曖昧なレイヤー型の法体系を適用することは不適切であると考えます。通信のネットワークは公的

な役割を担いつつも大規模災害時に輻輳を免れえず、こうした特性の違いがある以上は、無理矢理に法体系を一本化する必要は全くありません。中間取りまとめは、レイヤーを超えた垂直事業統合・連携を排除しないとしています。そもそもハード・ソフト一体で行われている地上放送を制度上横割にしたうえで、さらに縦割りの規律を課すことによどのような意味があるのか不明です。また米国の動きとEUの動きを並立したうえで、EU型を選択していますが、メディア産業においてもコンテンツ産業においても群を抜いた国際競争力を持っている米国についての記述や検討がほとんどありません。EU各国が国内法等で具体的にどのような規制を行っているかの記述もありません。国際競争力の強化をもたらすという視点から考えても、米国型ではなくEU型を選択するという方向性は、必然性に乏しく、結論が先にありきとの印象を受けます。

((株) 東京放送)

- これまで地上波放送局は、割り当てられた電波という公共の資源を活用した垂直統合型の事業モデルによって、言論報道機関としての公共的、社会的責務を果たしてきた。

今後も主要メディアとして垂直統合型の地上波放送が継続することが想定され、業界構造としてももと「横割り」である「通信」と一緒にしてレイヤー型の法体系を地上波放送へも導入することの意義は感じられない。ただし、仮に「All IP」化の極度の進展によりIP網上のサービスが視聴者にとっての主要メディアの地位を占める存在となった場合には、垂直統合だからこそ果たすことができた地上波放送局の公共的責務を、「横割り」の市場構造の中で誰がどのように担保していくのか、といった検討が必要になる。具体的には、言論報道機関としてのコンテンツ作成者の責務及びそれを果たすための適正利潤確保の方法、IP網を担う伝送インフラ、プラットフォーム事業者が公共性、地域性、表現の自由を担保した情報伝達を行うための責任及び義務の明確化、等につき十分な検討が必要と考えられる。

(名古屋テレビ放送(株))

- 「デジタル」と「IP」との同列標記があるが、デジタル化イコールIP化ではないことを明確に示すべきである。
特に横割り構造への変化が生じていない地上テレビジョン放送について、レイヤー型に転換する必要性が不明であり、その根拠を明確にすべきである。

((株) フジテレビジョン)

- 地上波放送はこれまでハード・ソフト一体型の構造の中であまねく普及義務(ユニバーサルサービス)に応え、なおかつ経営的に自立を図り、災害時などでも迅速に対応できる体制を整えて国民の生命・財産の保護に著しく寄与し、基幹メディアとしての責を担ってきました。中間取りまとめは、レイヤーを超えた垂直事業統合・連携を排除しないとしています。レイヤー構造が基本的には競争促進型のモデルであるため、それに

合わせた法体系の下で、健全に存立できるかに危惧を抱かざるを得ません。

基幹メディアである地上放送、準基幹メディアである衛星放送は、しばしば営業的利益を度外視してでも国民に伝えなければならない情報について伝え、国民の理解や支持を得てきました。それを可能にするのはハードもソフトも一体で持ち、自らの意思で運用できる体制があるからです。極論をすれば、営業的にペイしないので、災害報道はしない、或いはプラットフォームが許容しないので、報道番組、教養番組が放送されないなどの事態が発生することが危惧され、単に技術の進歩や情報産業論的にイノベーションの進展を目指す法体系は、基幹メディアとしての放送の役割を脅かす事態を招くことが危惧されます。

また、現行ハード・ソフト一体で行われている地上放送を制度上横割にしたうえで、さらに縦割りの規律を課すことの意味あいについても理解に苦しみます。レイヤーで横割することは、責任分界点でも問題を起こす恐れがあります。台風や地震等の災害時に伝送送信システムがダウンした場合、放送が最優先で復旧されるのか、通信系 IP なのか判断の分かれるところです。そうした混乱や後顧の憂いを残さない十分な検討と議論が尽くされることを希望します。

((株) 毎日放送)

- 基幹放送である地上放送（ラジオ、テレビ）は、現行の電波法・放送法による規律が良好に機能しており、法体系をレイヤー型に転換する具体的な利点、意義が見出せず、通信のネットワークと法体系を一本化する必要はないものと考えます。

また地上ラジオ放送は、極めて地域に密着したメディアであり、国民が必要とする地域情報の提供に大きな役割を果たしております。中間とりまとめでは、こうした「地域性」を制度上どのように担保していくのか明確になっておりません。将来にわたり、地上ラジオ放送が担ってきたこうした役割が制度上堅持されるよう要望いたします。

(TBSラジオ&コミュニケーションズ)

- 中間取りまとめが提唱する「レイヤー型法体系への転換」については、その必然性や根拠、ニーズ、効果が十分に説明されているとは言い難く、その意味で理解しづらく、受け入れ難いものと言わざるを得ません。

((株) BS日本)

- 「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」において、「急速な技術革新への対応」、「事業者の自由で多様な事業展開」、「デジタル・IP への対応」を見直しの基本的な考え方においていることは、妥当であると考えます。一方、無料放送・公共放送による地上放送 および 無料放送・有料放送・公共放送による BS 放送は、それぞれ基幹放送および準基幹放送として、全国の視聴者が等しく利用可能な広くあまねく

提供されるサービスであり、社会的に果たす役割や影響力は大きいと認識しております。見直しにあたっては、これら基幹放送および準基幹放送の役割や影響力を踏まえた上で、レイヤー型法体系への転換や規律の集約化が最適解であるかどうかを含めて、十分な検討をしていただくことを希望いたします。また日本が目指している「世界トップクラスのデジタルコンテンツ大国」の実現において放送の果たす役割は大きく、放送が発展していくことでその収益がコンテンツ制作に還元され、放送とコンテンツ産業が一体で拡大していくことが期待できます。さらに世界的に見ると、放送の発展には有料放送が重要な役割を果たしており、日本においても有料放送事業が成長することで放送市場全体を底上げできると考えております。従って、今回の見直しにおいては、有料放送事業の成長を促進するという事も視野に入れ、ご検討いただくことを要望いたします。

((株) WOWOW)

- 現在、多チャンネル放送サービスにおける放送番組は、衛星やケーブルテレビ、通信事業者の光ケーブルなど様々な伝送手段で、視聴者に届けられている一方で、視聴者は、伝送路による違いをそれほど意識してはいないと考えられます。このような環境の中で、「サービス指向型の法体系への移行を図る」ことは、自然な流れと考えます。

((株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)

- 我が国のケーブルテレビは、企業間で規模の格差はありますが概ね「コンテンツ」、「プラットフォーム」、「伝送インフラ」の三つの機能を有し、総合的、かつ有機的な事業を行っております。従いまして、三つのレイヤーに区分することにより、ケーブルテレビの機能に支障が生じないようにケーブルテレビのビジネスモデルの実態と、現行有線テレビジョン放送法の主旨にご配慮いただき、制度設計の検討を進めていただきたく要望いたします。

((社) 日本ケーブルテレビ連盟)

- 現行の縦割り規律は有効に働いていないのか。働いていないとすればどんな弊害があるのか。レイヤー型に一本化する意義と利点の記述が十分とは言えない。9本から成る通信・放送法制は、見かけ上煩雑であっても、中身が整合的であれば足りる。一本化したところで「地上テレビジョン放送」「衛星放送」といった間仕切りは残ると思われるうえ、日本放送協会の組織についても別立てで規定しなければならず、複雑な構成となる懸念がある。

((株) 朝日新聞社)

- 伝送路別の「縦割り構造」から、「機能別・レイヤー別の横割り構造」への転換は、賛成である。IP等のデジタルネットワークが今後ますます

進展していくことを踏まえると、伝送路別の規律では柔軟なコンテンツの流通が妨げられてしまう可能性が高い。各レイヤーが提供する「機能」に応じて法体系・規律が整理されることで、様々なコンテンツが多様なプラットフォーム、伝送路を通じてお客様に届けることが柔軟に行えるようになり、新しいサービスの構築が促進されることを希望する。

((株) ソニー・放送メディア)

- ①自由競争を通じた市場の活性化と利用者利益の確保を原則とし、規制は公正競争を確保するための必要最小限のものとするべきである。すなわち、現状以上に規制をかけないことを前提に、自由競争の結果として独占が生じた場合には、独禁法等の事後規制によって対処する一方、市場の特性・構造のために競争が生じない場合には、最小限の事前規制によってボトルネック性に対処することを基本とすべきである。今回の法体系の見直しにおいては、規制は「表現の自由と国民の知る権利」、「通信の秘密」、「ナショナルセキュリティ」、「物理レイヤーのインフラにおける公正競争」の担保等のための必要最小限に留め、それ以外については、極力緩やかなものとするべきである。法体系を変えた結果、規制の対象範囲が広がったり、規制の水準が上がるようなことのないようにすべきである。

②政府が市場に関与する場合においては、政府の採る規制やルールにおいて、特定の事業者が特に有利または不利に取り扱われることのないよう「競争中立性」も確保する必要がある。同時に、急速な技術革新の流れの中で、新技術が円滑に市場に投入されるためには、特定の技術が政策上、特に有利または不利に取り扱われることのないよう「技術中立性」を確保することも重要である。

この点、中間とりまとめにおいては、公正競争重視、自由で公平・透明な事業活動の促進、技術中立等が挙げられてはいるが、レイヤー区分にかかわらず、規制は必要最小限という原則を明記するべきである。

新しい法制度においても、市場支配力を有する事業者による競争阻害・制限行為等が排除されるよう、公正な競争ルール（ドミナント規制、接続ルール等）を設け、運用していくべきであるが、そのためには、競争政策の適用対象とするレイヤーや市場の定義を明確にし、その範囲の画定やドミナント性の定義を行う必要がある。特に、「コンテンツ」や「プラットフォーム」については、人によって捉え方が異なる部分もあるため、各レイヤーや市場について、国民にとってわかりやすいように定義し、示すことが求められる。この点、中間取りまとめでは、各レイヤーの定義が不十分である。なお、レイヤーの定義を明確にすることと、当該レイヤーを規制する必要性があるかどうかは全く別の問題である。

従来の事業・メディア毎に区分された法制度の枠組みを根本的に見直し、通信・放送、有線・無線などを包括的にとらえた、わかりやすい法制度、規制、ルールとすべきである。具体的には、IP化の進展に伴い、ビジネス領域が垂直、水平の両方向に拡大する中、情報伝送路、アプリケーション、コンテンツを自由に組み合わせたサービスに対応するためには、物理網、情報伝送サービス、アプリケーション、コンテンツ等のレイヤー構造を基にした制度設計が望ましい。そのためには、現行の事業やメディア毎の法制度を統合して、ネットワーク(情報伝送路)は通信・放送共通の枠組みとし、コンテンツは原則自由で民間の自己規律に委ねる形とするべきである。

この点、中間取りまとめは、現在の「縦割り規律」に基づく通信・放送法体系を抜本的に見直し、情報通信を、機能や求められる役割に基づき、「コンテンツ」、「プラットフォーム」、「伝送インフラ」の3つのレイヤーを基軸として分類し、それぞれの規律の内容について検討する、としており、レイヤー構造への転換は、基本的方向性としては妥当である。しかし、プラットフォームに対する新たな規制を検討している点については、プラットフォームの定義及び規制の必要の不明確性、プラットフォームサービスが置かれている激しい競争環境、事業者による新たなサービス展開においてプラットフォーム機能が果たす役割等の理由から懸念があることから、事前規制の導入は時期尚早である。

また、現行の「縦割り規律」を、レイヤー別の「横割り規律」にすることが目的ではないことに十分留意する必要がある。レイヤー別の法体系へ転換を図る際には、現行の各法律の保護法益や規制の根拠を踏まえ、また、転換によって規制範囲が広がることのないようにすべきである。

なお、今回の中間取りまとめが提案するレイヤー構造においては、「端末」への言及が見られないが、ネットワークに損害を与えない限り、ネットワークに自由に端末を接続してよいという、「no harm to the network」原則を明確にするべきである。

((社)日本経済団体連合会)

- 競争を阻害するおそれが発生した場合に公正競争の阻害が現実化する前に、介入できる機関を設け実行性を担保する必要がある。

今回の構想は、通信と放送の融合・連携への対応として法体系を整備し、規律しようとするものであるが、電気通信事業法に定める電気通信業務に該当するサービスであっても、わが国の中で広く普及しているにもかかわらず国内に事業所がありながら電気通信設備が国外にあるといった理由などから電気通信事業法に従った登録もしくは届出がなされていないケースもあり、規制しきれていないという現状があると認識している。ますますグローバル化するサービスを考えると、電気通信事業法にいう電気通信業務にあたらぬようなコンテンツサービスにまで広げて規律を遵守させるようにするには、これまで以上に、「規律をいかに遵守させるか」についてもあわせて検討していく必要がある。

(ヤフー(株))

- 情報通信産業の国際競争力強化を図るためには、市場における競争の中で、事業者の自由な事業展開による創意工夫が十分に発揮できる環境が必要不可欠です。したがって、規制は必要最小限であるべきであり、現行の法規制よりも規制が拡大する方向は適当ではないと考えます。

新たな法体系の分類の基礎として提案されている3つのレイヤーそれぞれの意味する範囲、ことさらプラットフォームの意味する範囲が具体的に何を指すのか不明確であり、今後、国際的な規模で競争が行われる流動的な市場環境等を踏まえた十分な議論が必要と考えます。

(楽天(株))

- 良質のコンテンツを円滑に流通させるという視点から、レイヤー型法体系への転換を行うことについては、異論はない。しかし、現段階の案で

はコンテンツ層については制作側と流通側がひとくくりにされており、この案ではあまり効果がないように考える。例えば、東宝は日本最大の売上を誇る映画会社であるが、それは、自社での映画制作を行わず流通部分のみを寡占的に担うことによって達成している。コンテンツ振興と称して流通企業を称揚しても有用性は薄い。振興は、制作部分にこそなされるべきである。アメリカではかつてフィンシルールを採用することでコンテンツ制作者の力が強まることになり、現在のようなコンテンツ大国となりえる一因となっている。今回の法体系の転換でも同様の方策をとってはどうか。レイヤーを切り分ける際に、コンテンツの制作と流通の間も切り分けることで、コンテンツ制作者が伝送のためのプラットフォーム、伝送路を選べるようにすることを提案する。

(ロージナ茶会)

3 コンテンツに関する法体系のあり方

- コンテンツ規律に関する法体系を統合し、再構成することについて賛成します。

ただし、情報の自由な流通や新しいコンテンツの創出を促す観点から、規律は最小限に留める必要があります。そのため、例えば何を「特別メディアサービス」の対象とするか等、コンテンツを分類する基準については十分な議論が必要です。

(KDD I (株))

- 電気通信事業者は、通信利用者の用途が音声通話のみからウェブ閲覧等のデータ通信と多様化していく中で生じた新たな問題に対し、各方面から対応を求められています。具体的には、Winny 等の P2P ファイル交換ソフトによる大容量データ送受信が、電気通信事業者のネットワーク運用へ支障を及ぼし、他の一般利用者の利便性を損なっているという問題や、インターネット上における違法・有害情報の問題に対する対応が挙げられます。

しかしながら、電気通信事業者は通信の秘密保護を遵守しなければならない立場にあるため、通信の秘密の侵害に対する違法性阻却事由が十分に整理されていない現状においては、電気通信事業者が、利用者の通信の内容に応じて当該通信の制限を行ったり、情報の違法・有害性に関する判断や当該情報の削除等の対応を行ったりすることが難しく、対応に限界がある状況にあります。このため、融合法制において、通信の秘密の侵害に対する違法性阻却事由等を整理し明確化を図り、電気通信事業者がこのような問題に対して、臨機応変に対応できるようにすることが必要であると考えます。

なお、これらの規制の検討に際しては、電気通信事業者に必要な以上の負担を課すような規制とならないよう留意することが必要であると考えます。例えば、コンテンツに対するゾーニング規制を実施する場合には、その対象を一義的にはコンテンツの作成者や掲載者とすることを明確にすべきであり、電気通信事業者に対しては過度な義務を課さずに、情報削除対応等を必要な時に実施する程度の最小限の規制が望ましいと考えます。

(ソフトバンク BB (株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))

- 有害コンテンツの流通が問題であるという認識には異議を唱えるものではありませんが、表現の自由の確保が謳われてはいるものの、コンテンツに関してその社会的機能・影響力で類型化し規律を適用していくという考え方には、言論機関として強い懸念を覚えます。例えばここで「特別メディアサービス」とされている地上テレビジョン放送の事業者が、ここでいう「公然通信」とされているインターネットに情報を提供した場合、どのような規律が適用されるのか、また、規制のない新聞が、そのコンテンツをインターネットで流通させた場合には規制される対象となるのか等が不明確であると考えます。また、規制者は誰なのか、類型化の判断根拠は何なのか、表現の自由の確保に十全な配慮がなされるかどうか、が疑問です。地上テレビジョン放送、CS、有線テレビジョン放送には言及がありますが、BSおよびラジオへの言及が一切ないことも理解に苦しむところです。レイヤー

型法体系の導入根拠自体が明確でないと考えますので、同法体系の中での規制方針に意見を述べるのは合理性を欠くのですが、表現の自由という国民の権利の根幹に関わる事項ですので、ここで意見を表明します。

(朝日放送(株))

- 今回の「中間とりまとめ」では、国は社会的機能、社会的影響力に応じて、メディアとして最低限、維持すべき規律を課すとしています。確かに、何百万、何千万人の潜在的な視聴者がいる以上は、違法、または有害なコンテンツの流通を禁止すべしという考え方は理解できないわけではありません。しかし、これは、国が国民の表現範囲や知る権利を規定してしまうことを意味します。アジアで最も進んだ民主主義国家を標榜するのであれば、社会運営の前提は『自由』であり、特段の理由がある場合にのみ規制を課すというのが基本形だと考えます。

例えば、現在の放送規制の根拠は、放送番組の視聴者数ではなく、電波の有限性に基づいています。しかし、インターネット、ブロードバンドのように、国民がその視聴に係わる費用を負担し、しかも世界的に“無規制”が定着している状況では、視聴者が多いから規制するという理論は成り立たないと考えます。もしインターネットやブロードバンドに対して規制を課すということであれば、社会的に、より影響力をもつ新聞、雑誌に対する規制論議にまで話は及ぶはずです。

地上放送に関しては現行の電波法と放送法による二重構造が良好に機能していると考えます。電波法に基づく放送局免許は“施設免許”であり、番組内容に対する行政の直接的な関与を防ぐことで、放送の自由を制度的に保障してきた経緯があります。こうした「ハード・ソフト一致」の事業形態によって、日本の地上放送は、国民の福祉と文化の向上に貢献することができたと考えます。地上放送の法体系をレイヤー型に転換することには具体的な利点や意義は見出せず、番組内容に行政が直接的に介入する道を開くものであり反対です。

((株) テレビ朝日)

- メディアコンテンツに関しては、特別メディアと一般メディアを区分する社会的機能と影響力の定義を明確にする必要があり、視聴者数や自主コンテンツ制作能力を基準とするなど今後とも詳細な検討をお願い致します。又、マスメディア集中排除原則については、特別メディアと一般メディアで区別するのではなく、現在 基幹メディアを保持している事業者か、保持しない事業者（新規事業者を含む）かという観点からも検討すべき課題であると認識しております。

(伊藤忠商事(株))

(1) 基本的な考え方

○ 制度の見直しに際して、関連法制の見直しを行うことに賛成します。

(KDDI (株))

○ 「情報流通を担う当事者」の範囲が不明確である。

放送についても伝播力が様々であるため、インターネット上のコンテンツ配信についてもその伝播力を単に放送と比較したのでは単純化しすぎるのではないか。

コンテンツ規律を課していないことと違法・有害コンテンツ流通の拡大との因果関係が不明確である。

「公然性」を有するものについて規律対象とする議論を行うのであれば、「公然性」の判断基準が明らかになる必要がある。そのことを明記する必要がある。

「通信による表現の自由の確保」の問題として捉えることに異議を唱えるものではないが、「通信の秘密」の問題が全くなくなるという意味であれば、単純化しすぎではないか。

「通信の秘密保護」はプライバシー保護にのみ限定されるものではないのではないか。プライバシーとは自然人個人を想定した概念であるが、企業・団体等の法人も「通信の秘密保護」を受けるものである。また、「通信の秘密の保護」とは、「表現の自由の保護」を担保する概念でもあることに注意が必要である。

通信コンテンツとして一括りにして議論するのではなく、少なくとも「公然性のある通信コンテンツ」に限定される必要がある。

放送の公共性を根拠づけてきたのが、「電波の希少性」という技術的限界であり、技術革新の影響によって、放送概念が変容しつつあるとすれば、「放送」の規律の枠組みにどのような影響があるのかをまず分析することが必要である。

放送の公共的役割の社会的重要性を否定するものではないが、「放送」の規律の枠組みがメディアコンテンツ規律の基準となることとの因果関係が不明である。むしろ、放送の公共的役割の意義が減少していない以上、放送を含むメディアコンテンツ規律の基準として考慮すべきであることを記載すべきではないか。

この理念について異議を唱えるものではないが、「通信の秘密」についての配慮を不要とする趣旨なのであれば賛同しかねる。

現在の放送をどのようなものとして捉えるかという出発点によって規律の対象も異なってくる。この議論は慎重に行うべきである。

制度化といっても様々なレベルがあるので、どのような制度化を検討するのかを明らかにする必要がある。

見直しの結果、対象範囲の拡大につながるのであれば、理解できる。

迷惑メールの問題は、一定の場合には、特定人間の通信ではないものと位置づけることも可能かもしれない。

((社)テレコムサービス協会)

- 著作権法第 68 条は過去、特例措置適用の事例がなく、その他の放送ないし有線放送を対象とした制度を含め、どの程度の見直しを想定しているのか、意図及び目的が不明である。

(九州朝日放送(株))

- 「レイヤー型法体系への転換」を取りやめ、サービスごとの表現内容に関する規律は可能な限り自主規制によるものとするべきであり、包括的なコンテンツ規制を導入することには反対である。(理由) 憲法 21 条は一切の表現の自由を保障しており、「表現活動の価値をも勘案し」て「違法」とするとはいかなる意味か、理解に苦しむ。「規律することに問題ない」と安易に断言することは到底容認しがたい。また、「有害コンテンツ」という発想は、何が「有害」という判断において恣意的な要素を排除することが困難であり、結果として行政の裁量に大きく委ねられることとなる。結局、コンテンツを包括して行う規制の網をかけようという発想そのものに、民主主義の根幹をなす表現の自由を脅かすものであるとの危惧を禁じえない。

(日本民間放送労働組合連合会)

- コンテンツ規制の在り方、メディアの定義・分類と規律・規制の在り方に関しては抽象的・概念的な議論でなく、具体的各論を慎重に検討することが重要である。

遠隔視聴におけるコンテンツの伝送や、ロケーションフリー等を利用したコンテンツ配信サービスなど、現行制度で想定していなかったコンテンツ流通についても、新たな規律の必要性について検討すべきではないか。

著作権法など、関連する制度との関係について、国際条約等との整合性を含めて、どのように整理していくのかを明確にすべきである。

((株)フジテレビジョン)

- 放送の公共性についての認識は評価できますが、放送の規律は言論報道機関としての自覚と責任の下に、表現の自由を担保しながら、自主・自律的に守られているものであり、公権力の介入の下に律せられるべきではないことを再確認いただきたいと思います。

地上放送の民間放送事業者は無料広告放送によって国民に報道・文化・教養番組を提供し、さらにスポーツ・ドラマ・音楽などの娯楽も提供しています。これらは著作権者、著作隣接権者との信頼関係の下に、所要の権利処理が適切にできることが大前提であり、法制度改正に当っては著作権制度と齟齬が発生しないよう入念な検証、議論が必要と考えます。

((株)毎日放送)

- 「完全デジタル元年」とは、どのような意味でしょうか。時期としては、何年頃を想定しておられるのでしょうか。
(横浜エフエム放送 (株))
- 通信・放送法制度を抜本的に見直す場合、コンテンツの流通促進という観点から著作権法の改定も同時考慮されるべきと考える。通信・放送に係る法律と著作権法の解釈が人によって異なることにより、市場に混乱を与えたことが過去何度かあることから、この問題を除外しては、真の通信と放送の融合とはならないことを危惧する。是非、著作権法の改定も視野に入れた論議が行われるよう切に希望する。
((社) 衛星放送協会)
- 通信衛星を利用して特定の者に向けて行う映像・データ等のコンテンツ配信サービスについては、現行法制下において、総務省殿より『通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン』が公表されており、当社でも本ガイドラインに基づく放送・通信の区分を実施し、運用をしているところです。コンテンツに関する法体系のあり方については、今後、大きくは「メディアサービス」と「公然通信」の境界線についての議論が為されていくものと推察しますが、これら所謂放送類似サービスと従来より通信として区分されているコンテンツ配信サービスの境界線についても明確化を図るべく検討を進める必要があると考えます。
(宇宙通信 (株))
- CS 放送は、基本的に「専門チャンネル」・「有料放送」であるため、地上テレビジョン放送と比べて、社会的影響力には大きな違いがある一方で、ケーブルテレビの多チャンネル放送については、同じ内容であり、同等の影響力であると考えられます。そのような状況の中で、「社会的機能および社会的影響力に重点を置いて、技術中立的にコンテンツ規律体系を一元的に再構築」することは、賛成です。
((株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)
- 当社は VOD サービスを 2005 年 1 月から順次提供開始しているが、ドラマ等の日本において制作されたコンテンツについては著作権等の課題があり十分にラインナップされていない。今後、ノンリニア系サービスにおいても著作権に関する法体系の簡素化、整備に関する検討を要望する。
((株) ジュピターテレコム)
- 放送事業者に対し、電波の希少性から設備面に公的規制が及ぶのはやむをえないが、放送番組の中身まで「規律」を課すのは行き過ぎであり、

事業者の自主的なルールに委ねるべきだ。また本来、通信の秘密は憲法によって保障されており、この分野への新たな規制の検討は慎重であるべきだ。インターネット上の配信についても、一義的には刑法など既存の法律で対処すべきである。

((株) 朝日新聞社)

- コンテンツの流通がより促進されるためには、放送・通信法制の見直しに加え、著作権法上の通信・放送の区分見直しも検討されていくべきと考える。また、情報／コンテンツの自由な流通及び優良なコンテンツ育成を促進していく観点から、メディアサービスと外部制作された著作物等の著作権に関するルールも検討されていくべきと考える。

((株) ソニー・放送メディア)

- 新たな法制度において、コンテンツは原則自由で民間の自己規律に委ねることを基本とした上で、規制は必要最小限とし、現行以上に規制を拡大・強化すべきではない。また、ネットワーク上での表現の自由を最大限に保障するため、直接的な規制対象として、一般的なコンテンツの編集・発信主体としての個人や企業を想定するものではない旨及び、コンテンツ（表現・内容）自体に対する規制ではない旨を明確にするべきである。

「メディアサービス」のコンテンツについて、現在行われているような最小限の規制は必要であるが、中間取りまとめでは、規制の根拠としての「社会的影響力」の定義や、どのようなメディアやコンテンツが規制対象になるのかが曖昧であり、恣意的な規制となる懸念がある。規制を懸念して新たなサービスや事業の台頭が阻害されることがないように、具体的ケースも念頭に置いた幅広い検討が必要である。

「公然通信」に関しても、現在行われているような、（全ての国民が守るべき法律としての一般法としての）刑法や、知財法等の関連法、民間の自主的な取り組みによる違法・有害コンテンツ対策を維持すべきであり、中間取りまとめにあるように、事業者規制法としての「情報通信法（仮称）」で違法・有害コンテンツ流通対応を制度化することは適当ではない。また、これまで WEB など閲覧できるコンテンツに関しては規制が存在していなかったように、従来自由だったものに対する規制を検討するに当たっては、憲法上保障されている表現の自由や通信の秘密との関係の整理も含めて、情報通信産業の国際競争力育成・強化や規制の国際的調和の困難性を十分考慮しつつ、インターネットのヘビーユーザーを含めた十分な国民的議論が必要である。

中間取りまとめにおいて、公然性を有する通信コンテンツについては、「通信による表現の自由の確保」の問題と捉えるべきとあるが、通信コンテンツに対する規制は、憲法上保障されている表現の自由や通信の秘密との関係の整理も含めて、情報通信産業の国際競争力確保等にも十分配慮しつつ、慎重な国民的議論が必要である。また、通信事業者における、インターネットにおける「通信の秘密」の取り扱いについて、電話等と同様に確立すべきである。

((社) 日本経済団体連合会)

- コンテンツ規律の再構成、及び規制強化については、諸外国との整合性を考慮した上で、慎重に検討すべきである。業界による自主規制、利用者の啓発活動、コンテンツの格付け（レイティング）等の取り組みを奨励すべきと考える。

（マイクロソフト(株)）

- 「メディアサービス」を除いた「公然通信」の対象に、限られた範囲内で行われる情報通信まで含まれるのか否か、含まれるとしたらその範囲はどこまでなのか、を明確する必要があると考える。限られた人だけがアクセスできる SNS や電子掲示板、多数と共用したり多数に公開してされている Personal Information Manager のデータなど、1対1通信ではないものの「公然通信」に分類すべきか否か不明なものも存在し、また、同じサービスを利用の形態次第では個人利用に限定したり、不特定多数に公開したりしているものもある。これらをどのように規律していくべきかは個別の実態を詳細にみつつ範囲を定めていく必要がある。すなわち、それらのサービスに掲載される情報も有害コンテンツの流通として対処すべき対象であるのかどうか、あるいは「流通」とまでは評価せず私的領域に留まるため精神の自由の範囲として考えるべき対象であるのかどうかを考慮する必要がある。また、一方でこれらのサービスを1対1通信と同視して1対1通信に求められるようなレベルの通信の秘密を守るための一定水準の技術レベルの採用や厳格な義務を課されてしまうことにもサービスの発展を促進するという観点からは大きな問題があると考えられる。

（ヤフー(株)）

- 新たな法制度においては、コンテンツ（メディア）は原則自由で民間の自己規律に委ねることを基本とすべきであり、レイヤーごとの規律に再編することにより現行以上に規制が拡大強化することは適当ではないと考えます。

仮に規制を課すことを検討するのであれば、規制することの合理性が示される必要があり、そのためには、憲法上の権利との関係をどのように整理するのか精緻に議論すべきと考えます。コンテンツに対する規制のあり方については、憲法上保障されている「表現の自由」や「通信の秘密」との関係の整理も含めて、慎重かつ十分な国民的議論が必要です。

情報通信産業の国際競争力強化のためには、コンテンツ自体の自由な流通を促進することが必要不可欠であり、その環境整備の一環として著作権制度の見直し等は避けて通れない課題です。したがって、デジタルコンテンツ時代にふさわしい著作権制度の在り方などコンテンツ流通促進制度を一体的に議論すべきと考えます。

（楽天(株)）

（2）メディアコンテンツ規律の再構成

○ 例えば、現状の VOD サービスや IP マルチキャスト方式による地上デジタル放送や衛星放送の再送信は、「特別メディアサービス」や「一般メディアサービス」等のいずれの区分に該当するのか明確になっていません。また、「特別メディアサービス」や「一般メディアサービス」等と定義された各区分への適用の枠組み（例えば、事業者毎の適用なのか、伝送方式、コンテンツ毎の適用なのか等）が不透明であるため、各区分の適用対象や範囲を今後の検討の中でより明確にしていくことが必要であると考えます。

その上で、各区分における規制内容を整理する必要があると考えますが、通信・放送の融合サービスを進展させ、多様なサービスを創出するためにも、コンテンツに対する規制は最小限に留めることが必要です。そもそも、情報伝達の方法の違い（あるコンテンツが通信・放送において提供される場合と、新聞等の他のメディアにおいて提供される場合等）によって規制の内容が異なることは問題であり、同じコンテンツが、伝達する媒体の違い（ビットレートが異なるものを含む）によって不公平に取り扱われることのないようにすべきであると考えます。

特別メディアサービスを提供する者は、特別な社会的役割を担うことから、コンテンツレイヤーにおけるボトルネック性を有する者として、多様な伝送方式等の選択肢を用意した上で、そのサービス対象地域内においてはあまねくコンテンツを視聴できる環境を視聴者に提供する責務が生ずるものと考えます。このため、特別メディアサービスに該当するコンテンツを提供する事業者が、多様な伝送路・伝送技術を採用できるような枠組みと、他の事業者から再送信を行いたい旨の申出があった場合に、当該事業者が、多様な伝送路・伝送技術を用いても再送信を実現できる制度を整備することが必要です。

また、他の事業者からの再放送、再送信の申し出があった場合において、これを拒否する場合には、その理由を申請者に示す事を義務付けるとともに、申請者側が不服な場合に申立てを行えるオープンな裁定制度を設けるべきであると考えます。

特別メディアサービスは、多様な伝送路等の選択肢を用いて全ての国民に対し広くあまねく提供されるべきものであり、例えば光ファイバ等による有線での再送信の実現も期待されるところです。このため、NTT 東西の光ファイバ関連設備（OSU 等）の共用を実現し、ボトルネック性を有する NTT 東西の光ファイバ回線の利用を促進し、ひいては特別メディアサービスのコンテンツ流通にも資するような政策の整備が必要であると考えます。

また、特別メディアサービスに関して光ファイバによる再送信サービスのみでしかサービスを利用できない利用者に対して、後発の事業者にもサービス提供の機会を与えることが、更なる競争の促進のため必要です。このため、NTT 東西だけでなく、接続事業者も同等の条件で光ファイバによる再送信サービスを提供できるように、NTT 東西のネットワークとの接続箇所や接続条件等の公正な接続ルールを整備することこそが伝送レイヤーにおける「通信・放送の融合」を実現するために不可欠であると考えます。

また、特別メディアサービスを提供する者はコンテンツにおけるボトルネック性を有するという考え方から、諸外国の事例等も参考にしながら、コンテンツの一次利用（再送信含む）だけでなく二次利用を促進させるような規制の導入を検討すべきと考えます。

(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))

- あわせて「通信の秘密」への影響についてについても十分な配慮を行う必要がある。(この種の社会的影響力のあるメディアについては、「通信の秘密」の構成要素のうち、これとこれについては、保護されない部分があっても、基本的人権に対する侵害とはならない・・・という判断)

無線局免許ではない他の法制を用意することについて賛同するが、それが地上テレビジョン放送と同等の免許制度のようなものとするのかどうかについては、議論の必要性がある。

地域性の確保については、電波の技術的特性(電波の届く距離の限界)と表裏一体の地上テレビジョン放送に対応するものであり、インターネット配信を前提としたコンテンツについて考慮すべきかどうか、疑問がある。いずれにせよ、特別メディアサービスに求められる社会的機能の明確化のために十分な議論が望まれる。

「事業性」を勘案する意味について明らかにしていただきたい。

((社)テレコムサービス協会)

- 多様なメディアの参入を促すため、最小限度の規律を課す方向で検討する方針は、コンテンツ市場の活性化を鑑み歓迎すべきことだと考える。ただ、8頁33行目にある具体的なメルクマールからの想定だが、高品質な映像や、視聴者数の大きいものや、端末によるアクセスの自由度の高いもの等、顧客視点から言えば魅力のある事業者に対して「特別メディア」に区分される可能性が高いと思われる。規制による市場参入の参加意欲減退を招かぬよう、関係者の意見を広く聴取しつつ今後更に検討して頂きたい。

(北海道総合通信網(株))

- 特別メディアサービスとして想定されている地上テレビジョン放送以外の映像配信サービスを、一般メディアサービスとして一括りに定義してしまうのには慎重な検討が必要である。衛星放送や有線テレビジョン放送と、インターネット上で配信される映像では、視聴までのアクセス方法や視聴形態が全く異なる。映像・音声といったコンテンツ種別での一括り化は、類型化のメルクマールと併せ、慎重に検討すべきである。また、有線テレビジョン放送とインターネット上の通信コンテンツとの権利上の規律の相違と、コンテンツ類型化との整合性についても特に留意が必要と考える。

難視聴対策としての有線テレビジョン放送において、地域の実情を踏まえ義務適用の緩和は慎重に検討すべき。また、区域外再送信は特別メディアサービスが負う災害情報放送など社会的役割に関する義務遂行に対し阻害要因になると考える。

(九州朝日放送(株))

- 「地上テレビジョン放送の持つ社会的機能を認識し、その法律上の位置づけを明確にすべきである」

本中間取りまとめでは、昨年6月の通信・放送の在り方に関する政府与党合意内に明記された「基幹放送の概念の維持」の考え方が希薄化されている。地上テレビジョン放送は国民生活にとって必要不可欠でより公共性の高い情報を、全国民にほとんどあまねく提供する基幹情報サービスである。そうした基幹サービスを「特別メディアサービス」という、より一般性の強いサービスタイプのワンオブゼムとして位置づけるのではなく、その法律上の位置づけについては、一つの独立した情報提供サービスとして個別に位置づけるべきである。

「メディアサービスにおける個別サービスの法律上の位置づけが不明確である」

本中間とりまとめでは、メディアサービスにおける個別サービスの追加や認定における法律上の基準が明示されていない。各々のサービスが行政の恣意的な判断により追加・認定されることを防止するためにも、その判断を行政機関に委ねるのではなく、厳格な基準を設けることを要望する。

『コンテンツ規律』の考え方の導入は、我が国の自由で創造的な文化の発展を阻害する恐れがある」

我が国はこれまで、免許制を基礎にした公共的で厳格な規律に基づく放送サービスと、通信の秘密を前提にした自由で自主的な規律に基づく通信サービスを両輪として、その民主主義の発展や文化的進歩を成し遂げてきた。放送サービスでは既に厳格な規律が導入されており、現状においても既にその機能を十二分に発揮している。したがってこれ以上の更なる規律の導入は不必要であると考えます。その一方で、より自由で個人的な欲求に基づく通信コンテンツに規律を導入することに対しては、我が国の自由で創造的な文化的発展を阻害する懸念を払拭できず、その導入に対してはより慎重に議論を進めることを要望する。

((株) テレビ東京)

- 「特別メディアサービス」という聞きなれない言葉は、地上放送もしくは基幹放送の概念を表したものと推測されますが、意味が不明瞭で、輪郭がぼやけています。定義が曖昧なままでは、新たな裁量行政をうむ恐れをはらんでいると言わざるをえません。一般の利用者は放送という言葉に対して今ももっと明瞭なイメージを抱いており、「放送」という言葉を敢えて排除する意図が分かりません。新たな法体系を検討するに当たっては、まず基幹放送の存在意義を明確化するところから出発するべきです。基幹放送においては、非常時のみならず、平時も多元的で信頼のおける地域情報が発信されることが極めて重要です。単なる概念整理にとどまらず、ビジネスモデルも踏まえた検討が重要だと考えます。また、メディアが社会的影響力を持つかどうかは、メディアの自助努力の結果であり、それを理由に公権力が介入することには慎重でなければならないと考えます。地上放送をはじめ準基幹放送であるBSなど既存の「放送」には他のメディアよりも強い規律が課せられていますが、これも有限希少な周波数の健全な利用に関わる最小限の規律にとどめるべきです。「公然通信」など新しいメディアの台頭に伴う社会的問題については、業界等の自律

的な規制を優先すべきで、法律による規制には慎重であるべきと考えます。

((株) 東京放送)

- NHKを支えている現行の受信料制度の位置づけが「総合的な法体系」のなかでどのようになるのか、「中間とりまとめ」に言及がないことに疑問を感じる。(理由)仮にコンテンツに即して「特別メディアサービス」という分類をすれば、NHKも民放も特段の差別はなくなり、NHKだけが受信料財源を独占的に利用できる根拠は希薄なものとなるだろう。たとえば、「特別メディアサービス」に同様に分類されるのなら、公共性の強い番組制作にあたっては受信料財源の一部をNHK以外にも利用できるようにすること、また市民がボランティアで制作するような「パブリックアクセス」番組について、受信料財源や「特別メディアサービス」の放送機器を利用できるようにすることなど、より開かれたメディア利用の機会を保障する法整備もあわせて検討の俎上にのぼるべきではないか。

(日本民間放送労働組合連合会)

- 仮に、こういうサービスを想定するならば、まずどのメディアが含まれるのかを明文化すべきである。さらに放送の不偏不党・公正中立の観点から、災害などの非常時における放送に関する義務規定は、自然災害のケースに留めることを明記すべきである。(理由)本文を読む限り「特別メディアサービス」は現行の地上テレビ放送となっているが、ラジオなど同じ扱いをうけるべきメディアもあるはずである。本文に詳細な言及はないが、「特別メディアサービス」への災害放送などの義務付けのなかに、国民保護法などが規定する「指定公共機関(指定地方公共機関)」としての活動も含まれることが、問題として挙げられる。いわゆる有事の際などに政府の要請・命令に従わない放送局は「適合性審査」(下記参照)において「不適合」と判断され、免許停止などのペナルティの対象となるおそれがある。

仮に、実施するとなった場合、行政による「適合性審査」はやめ、諸外国の制度もしくは日本のかつての「電波監理委員会」のように、適合性審査の主体は政府から独立した行政委員会などに委ねられるべきである。(理由)現在の無線局免許をどのようにするのか、具体的に明示されていないが、コンテンツ規律の中で行政が「適合性審査」を行うということは、表現内容に立ち入って国家権力が判断を下すということになり、憲法が禁止する「検閲」に該当しかねない。この規制に基づいて、放送において現在のような総務省による直接免許制が維持された場合、放送免許は事実上、施設免許制から事業免許制に転換することになる。政府がその放送内容を許可した放送局しか営業できないことは、表現の自由を著しく制限するものにつながりかねない。

(日本民間放送労働組合連合会)

- 特別メディアサービスという言葉の説明は本文に記されていますが、耳慣れない言葉です。現在国民すべてが「放送」という言葉に、システム

からコンテンツに至る全てのイメージを持ち、その放送に信頼を抱き、親しみ、各人なりのプラス・マイナス両面の思いを抱いているものであり、それをあえて特別メディアサービスと呼びかえることの意味には疑問を感じざるをえません。

これは単に「放送」という言葉への「郷愁」だけではありません。中間取りまとめでは特別メディアサービスには地上「放送」と影響力の大きい「通信の一部」が抱合されるイメージですが、制度改訂後も「放送」と「通信」は機能、役割で異なる面が歴然と存在すること、現行「放送」を巡る制度面以外での社会の諸々の面（著作権等々）で、「放送」という概念で包括されていた方が便利がよいことが多数存在します。欧米にあっても「放送」という言葉は存置されたまま制度の改革が図られていることを踏まえ、的確な語彙の選択がなされることを希望します。

現行のテレビジョン・ラジオ放送の免許は、無線局という主に施設面について規定した電波法に基づいて交付されています。勿論、希少な公共の電波の利用者をどのような事業者に委ねるかという観点から、様々な尺度から免許、再免許に当たっての審査がされているところですが、中間取りまとめで打ち出されている「適合性審査」については、その内容や運用次第で、放送への公権力の介入の機会が生じることが強く危惧されます。コンテンツ配信法的考え方はありうると思いますが、コンテンツの内容（番組編成・報道内容等）に規制がかけられる恐れが無しとは言えません。客観的評価基準など透明化を図るべきだと考えます。基幹メディアである地上放送が言論・報道の自由、中立性を保持できることを強く求めます。

((株) 毎日放送)

- ラジオはテレビと共に基幹放送として位置付けられてきましたが、ラジオについての言及がなされていないのはなぜですか？

特別メディアサービスにラジオは含まれるのですか？

((株) エフエムナックファイブ)

- 地上ラジオ放送は、現在基幹放送として、国民の生活に必要な情報を総合的に提供する一方、災害など非常時における主要な情報伝達手段としての機能など特別の社会的役割を担っております。しかし今回の中間取りまとめにおいては、地上ラジオ放送については、特に言及がありません。その社会的な役割や影響力を踏まえた上で、基幹放送としての地上ラジオ放送の位置づけを明確にすべきであると考えます。

(TBSラジオ&コミュニケーションズ)

- 社会的機能・影響力を類型化する基準のあり方や、社会的機能・影響力の程度を測る規準、及びその判断主体については、十分に論議し国民が納得しうるまで結論を急ぐものではなく、国民の「知る権利」「表現の自由」を確保し、「民主的で公正な社会の生成」に不可欠な放送メディアが、新たな規律によりその役割をそがれる事があってはならない、と考えます。

「メディアサービス」の類型化の中で、既存の放送メディアに関して、地上テレビジョン放送、衛星放送（CS）、有線テレビジョン放送に関する記述はありますが、それ以外の既存放送メディアに関する記述はありません。特に地上テレビジョン放送については、これまで担ってきた基幹的メディアとしての役割は今後も継続するとして、「特別メディアサービス」の具体的範囲や規律内容の構成を検討する際の基本としています。しかしこれまでテレビジョンとともに「基幹的メディア」の一翼を担ってきたAM放送、FM放送、短波放送に関する記述はなく、その扱いには言及しておりません。ラジオ放送もこれまで法を遵守し、言論報道機関として健全な民主主義の発展に寄与し、災害等の非常時にはライフラインとしての社会的役割も果たしております。今後もこうした役割を担っていくラジオ放送は「基幹的メディア」として「特別メディアサービス」への枠組みに組み入れられることが、妥当であると考えます。

((株)文化放送)

- デジタルネットワークを使用しない「音声」については、別の扱いになるのでしょうか。

コンテンツについての「信用保証」は、言論の自由等の基本的人権と密接に関わる問題であり、慎重な論議を希望します。

(横浜エフエム放送(株))

- メディアを社会的機能や影響力で類型化し、類型ごとに規律を適応させるという中間取りまとめの主旨に反対する。中間取りまとめは地上波テレビ放送を「最上位」の「特別メディアサービス」に位置づけるが、メディアの社会的影響力は伝送路など伝え方の違いや接触機会の多寡ではなく、本質的には、その報道や言論・主張の内容によって規定される。表層的かつ曖昧な判断基準で現在の仕組みを「コンテンツ配信法制」に基づく制度に移行させることは、民主主義社会の基盤である言論、表現の自由を揺るがすことにつながる。

((株)ビーエス朝日)

- 中間取りまとめでは、「メディアサービス」の基本的な再構成のあり方として、コンテンツの社会的機能・影響力に基づき類型化するとの考えを打ち出したうえで、その判断基準として「視聴者数」などを例示しているが、どのような方法や基準で測るのか、あいまいでよくわからない。もう少し明確な形で基準を示してもらいたい。

「メディアサービス」の類型化に関し、地上テレビジョン放送は「特別メディアサービス」、CS放送や有線テレビジョン放送は「一般メディアサービス」という方向性が示されているとうかがえるが、準基幹放送たるBS放送については何の言及もない。BS放送の位置付けを明確にすべきである。

「メディアサービス」の類型化に当たっては、「地上波」、「CS放送」、「有線テレビジョン放送」といった形で、業態ごとに一律に類型化する考

えなのか、そうとは限らないのか、何の言及もなく不透明。同じ業態の中でも、社会的影響度という点では企業によって天と地ほどの開きがある場合もある。特に、BSデジタル放送の場合は、既存の放送局が準基幹放送としての地位を定着させている一方で、2011年以降には既存局とは枠組みを異にした新規事業者の参入が見込まれるが、両者を同じBS局として一律に類型化することは実態面からも極めて難しくなるものと想定される。そうした場合の方向性を示してもらいたい。

((株)BS日本)

- レイヤー型法体系への転換や規律の集約化が最適解であるかどうかについては十分な検討を希望するが、その上でメディアコンテンツ規律の再構成を検討する場合、準基幹放送であるBS放送に関して、その位置づけを明確にした上で検討を行っていただきたい。

((株)WOWOW)

- 一般メディアサービスについては、規律を緩和することに賛成します。必要最小限度の規律のみを課すことにして、表現の自由及び情報の自由な流通を確保すべきと考えます。

(ジェイサット(株))

- 「一般メディアサービス」については、地上テレビジョン放送と比べて社会的影響力に大きな違いがあるため、規制を緩和することが望ましいと考えます。

「一般メディアサービス」として挙げられているCS放送および有線テレビジョン放送については、現状において、制度面での差異があり、放送サービスにおけるサービス提供事業者間の適正な競争のためには、できるだけ早急に各事業者間の競争条件が同一になるような制度整備が行われるべきであると考えます。

CS放送と同じ内容のコンテンツが、ケーブルテレビ、IPマルチキャスト放送に加え、今後はインターネット上の映像配信サービスとして同時に配信されることは、容易に想像できます。そして、その社会的機能・影響力が、CS放送などと同等であれば、同じ規律を適用することが自然であるため、賛成します。

「一般メディアサービス」における番組編集準則について、「適用される準則の内容については、検討の余地がある」とされていますが、CS放送などの多チャンネル放送サービスを提供している場合には、「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」最終報告で「一定数のチャンネルごとに番組準則を適用し、特定の事項のみを扱うチャンネルを可能にすることが考えられる」と指摘している点についても検討すべきと考えます。

((株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)

- ケーブルテレビ事業者は地元の行政情報等、地域密着型コンテンツをコミュニティチャンネル、ホームページ、VOD サービス、テレビポータルサービス等を通じて積極的に提供している。今回の法体系の見直しにより、これらの地域情報サービスの提供形態について新たな規律を定める検討がなされる場合は、ケーブルテレビ事業者として意見を述べる場の設定を要望する。

((株) ジュピターテレコム)

- ケーブルテレビは、地上放送の再送信やCS放送の配信だけでなく、地域の行政、安全、防災・災害等の情報を提供する機能を有しており、即ち「特別メディアサービス」と同様の機能と性格も有しております。従いまして、今後の検討に際しましてはこの点をご配慮いただきたく要望いたします。

((社) 日本ケーブルテレビ連盟)

- 我が国では世界的に見ても類を見ないほどブロードバンドインフラが普及した。このインフラ上で、国内のコンテンツプロバイダが様々なコンテンツビジネスを生み出し、次世代の新たなビジネスモデルを確立させる環境作りが、国際競争力の向上を図る上でも重要である。このような状況下で、その動きを萎縮させるおそれのある新たなコンテンツに関する事前規制型の法規制の導入は、そぐわないと考える。インターネット上の違法・有害コンテンツ流通の拡大については、現行法の枠内での対応を基本とし、現行法で対応が困難な状況が具現化した場合、法改正等の議論をすべきである。インターネット上のP2Pファイル交換や映像投稿サービス等において問題となっている著作権保護については、その対策の議論を真剣かつ慎重に行う必要がある。通信・放送法制の抜本的再編の方向性、とりわけコンテンツに関する法体系のあり方については、放送法等による現行法制の枠組み（規律対象を含め。）が継承されることについて、特段の意見はないものの、現状のいわゆるインターネット上配信されるコンテンツに関する規律については、特に慎重な議論が必要である。ブロードバンド映像配信、携帯端末向け映像配信、ブログ、SNSなどの多様な新サービスが続々と提供され、今後も新たなサービス提供の勢いが加速する可能性が高い状況下で、2010年頃時点のインターネット上のサービスを予見することは容易ではなく、メディアを類型化して規制する事前規制型ではなく、問題が発生した場合に規制する事後規制型の規律を前提とした議論も必要と考える。インターネット上の映像配信サービスは、VODサービスや放送に類似可能なサービスに加え、新技術を活用した形態の新たなサービスが出現する可能性もある。規制の内容等によっては、コンテンツビジネスの発展に影響を与える可能性も皆無ではない。2010年頃以降にインターネット上のコンテンツが多種多様になった時点で、必要があればその時点で事前規制型の規律の制定に関する議論をすべきと考える。

((株) USEN)

- メディアサービスを「特別メディアサービス」と「一般メディアサービス」に類型化する際の「社会的機能・影響力」の基準があいまいである。メルクマールとして①コンテンツの種別②アクセスの容易性③視聴者数などが掲げられているが、いずれも画然としたものではなく、恣意が入り込む余地がある。情報の多元性、多様性という視点も欠かせない。

((株)朝日新聞社)

- 「事業性があり、かつ一定の社会的機能・影響力を有するもの」について、いわゆる動画投稿サイト等、一つ一つの動画について企画・制作主体が異なり「社会的機能・影響力を有する」とは言えないものの、「動画投稿サイト」という総体として見た場合に「社会的機能・影響力を有する」と言える場合があるのではないか。仮にこれが「一般メディアサービス」に該当するとされた場合、許認可の内容如何では事業の継続が困難となることは想像に難くない。これにより結果として、インターネットの「情報の自由な流通」を直接的・間接的に阻害してしまう可能性が高いのではないか。明確にどのような事業者が該当するかを限定的に例示し、それ以外は一般メディアには該当しないとされたい。例示する事業者も、既存の地上波放送以外の放送業者の枠を出ないことが望ましい。

((株)アイスタイル)

- メディアサービスの類型化にあたっては、影響力に応じた基準の明確化と、その基準の適切な運用が図られていくことも重要と考える。影響力の基準に挙げられているコンテンツの種別、端末のアクセス容易性、視聴者数など、技術開発の進展や普及度合いになどにより変動することも想定される。明確な基準と共に適切な運用体制も検討されるべきと考える。また、類型化のあたっての基準の一つとして、有料・無料の区分も考慮するべきと考える。

一般メディアサービスにおいて、規律を緩和していく方向は、多様なコンテンツ・サービスを促進する観点から賛成である。

デジタルネットワークの進展に伴い、マスメディア集中排除原則における3事業支配の禁止についても、制度の趣旨に基づき対象とすべきメディア等を含め、改めて検討していくべきと考える。

((株)ソニー・放送メディア)

- 中間取りまとめは、「メディアサービス」について、コンテンツの「社会的機能・影響力」に基づき、「特別メディアサービス」と「一般メディアサービス」に分類し、その類型化のメルクマールを例示している。

しかし、「社会的影響力」という曖昧な概念を根拠とした規制は適当ではない。現在、放送が他のメディアと異なり、一定の規制を受ける根拠

は、「社会的影響力」そのものではなく、「社会的影響力」と一体としての「有限資源である電波利用に起因する公共性」及び、それに伴うプレーヤーの限定性である。この点、第6回研究回資料3のP.14においても、「放送法においては、制定時より、社会的影響力と電波の利用をあわせて、『放送の公共性』と捉え、規律の根拠としている」との記述があり、規制を検討するに際して、「電波」を切り離して「社会的影響力」だけに焦点を当てるべきではない。

以上を踏まえると、有限性を持たないインターネット上のコンテンツ配信等について、社会的影響力のみを根拠とした規制を課すことは適当でない。また、社会的影響力の強い新聞等の他のメディアが規制されていないことも整合性がとれない。

したがって、コンテンツについては、原則自由で民間の自己規律に委ねることを基本とした上で、規制は必要最小限とし、現行以上に規制を拡大・強化すべきではない。

以下は、仮に、中間取りまとめで指摘されている方向で、引き続き検討が進む場合に、留意すべき点である。

中間取りまとめの記述では、地上テレビジョン放送、CSや有線テレビ放送以外の、現在既に行われているさまざまなコンテンツ配信サービス、あるいは、今後生まれる新しいサービスが、「特別メディアサービス」と「一般メディアサービス」のどちらに入るのかが不明瞭である。例えば、「今後、IPネットワーク上で現在の地上放送と同品質の映像配信サービスの提供が可能となった場合、（中間取りまとめによれば「特別メディアサービス」として）地上放送と同等の規制を受ける」というような懸念を与えないよう、政策の予見可能性を示すべきである。

また、例示された①から④の各メルクマールの重要度の違いや関係も明らかではない。

「具体的なメルクマールについては、関係者の意見を広く聴取しつつ今後さらに検討を進める」とあるが、「特別メディアサービス」と「一般メディアサービス」のどちらに入るかによって、規制の程度が異なってくるため、両者の区別はサービス提供事業者にとって非常に重要である。したがって、本研究会の取りまとめにあたっては、より国民にわかりやすいように「特別メディアサービス」と「一般メディアサービス」を定義し、示すべきである。

なお、「特別メディア」と「一般メディア」の定義及び規律のあり方については、規制強化・拡大や放送の既得権益の固定化につながらないように、慎重かつ徹底的な議論が必要である。

技術の更なる進展やメディアの多様化が進むにつれ、地上放送の基幹放送としての社会的役割は相対的に低下していくことから、従来の放送コンテンツ規律やマスメディア集中排除原則等については緩和する方向で検討すべきである。

特に、ブロードバンドは、地域、国境を越えて映像配信を可能とする手段である。そのように資源制約のないブロードバンドにより、コンテンツのマルチキャスト配信のような事業を行うことに対しては、電波等の資源制約に起因する規制とは切り離し、県域免許制度の対象とならないことを制度的に担保し、この分野への新規参入を促進すべきである。

また、仮に中間取りまとめで指摘されている方向で、引き続き検討が進む場合、現在の地上放送を一律に「特別メディアサービス」と位置づけ

るのではなく、真に公共性・不可欠性の高い地上放送に限定して「特別メディアサービス」とし、それ以外の地上放送については、「一般メディアサービス」として現状より規制を緩めることも検討すべきである。

なお、現在の地上放送一般を「特別メディアサービス」と位置づけるのであれば、「特別メディアサービス」提供事業者が、特別メディアサービス規律に反した場合の「退出ルール」と新規参入を促進する仕組みについても検討することが望ましい。（（社）日本経済団体連合会）

一部のメディアのコンテンツ規律について、現状よりも極力緩やかな規律の適用に留めるという方向性は妥当である。しかし、仮に中間取りまとめで指摘されている方向で、引き続き検討が進むのであれば、「一般メディアサービス」の類型化によって細かな区分ができることは、制度の大括り化による事業者の柔軟なサービス展開を促進するという趣旨に反する結果になることも懸念される。したがって、「一般メディアサービスとしての規律を適用されるサービス」と、「一般メディアサービスではあるが公然通信と同等の規律の扱いとするサービス」の二分構成にすべきと考える。

（（社）日本経済団体連合会）

- コンテンツレイヤにおいて、「特別メディアサービス」「一般メディアサービス」の類型化を提言し、メディアコンテンツ規律を「階段状」に整理するとしていますが、類型化の具体的なメルクマールの検討に当たっては、多様化する受信態様や視聴者ニーズに対応した新たな放送サービスの発展を妨げないよう十全な議論を期待します。

（メディアフロッジジャパン企画（株））

- 「社会的機能・影響力の程度」の測定はどのように行われるのか、その測定方法の有無まで見極めた上でなければ、これについての是非を判断するのは難しいと思われる。また、「階段状」とは何段くらいの階段を想定しているのか。

「特別メディアサービス」として分類されるべき対象は、原則として現在の地上テレビジョン放送とし、これに適用されるコンテンツ規律を、現在の地上テレビジョン放送に対する規律を維持することについては賛成である。この範囲のものについては日本法の規律を及ぼすことは可能であろうが、一般メディアサービスや公然通信については、海外から流通してくるコンテンツも混在しているのが現状であり、これに対して一律に日本法の規律を及ぼすことは不可能と思われ、実態としてはコンテンツについて何の規律もかかっていない状態になることが予想されるため、その点についての検討を進めて頂きたい。

現在の地上テレビジョン放送においても、捏造が問題になったりする例に見られるとおり、十分な規律であるかについては疑問があるため、原則維持するとの前提は見直すべきである。

一般メディアサービスについてのみ「事業性があり」を要求する根拠と、「事業性」とは何をいうのかの意味が不明であるので、明確にされた

い。

(ヤフー(株))

- 「特別メディアサービス」、「一般メディアサービス」などの用語が具体的に何を指すのか明確ではないので、提言内容の当否を議論するのは困難です。インターネット配信などをも対象にして「社会的機能・影響力」があることを根拠にメディアコンテンツ規制を課すという提言なのであれば、次に掲げる理由から、それは適当ではないと考えます。

①「放送」が他のメディアと異なり一定の規制がされている根拠は、社会的影響力があることだけでなく、むしろ、有限希少な公共財である電波を排他的かつ独占的に使用していることによる公共性であると考えられます。これは、第6回研究会資料3の14頁で、「放送法においては、制定時より、社会的影響力と電波の利用をあわせて、「放送の公共性」と捉え、規律の根拠としている」との記述があることから本研究会においても確認されているところです。このような公共性を有しないインターネット配信について新たなメディアコンテンツ規制を課とするならば、憲法が保障する「表現の自由」との関係が問題になることから、「公共の福祉」の観点から規制するだけの必要性・相当性があるのかどうかにつき、慎重かつ十分な国民的議論が必要と考えます。

なお、第6回研究会資料3の16頁では、「学説では、電波の有限希少性を重視する説から、放送の機能に着目する説・放送の自由の歴史的 성격に着目する説等がでてきている」となっているので、コンテンツ規律の根拠を社会的影響力に基づくことについて、「通説的見解となりつつある」(本中間取りまとめの8頁20行・21行)とするほど学説上一致しているのどうかにつき、更なる議論が必要と考えます。

②新聞等の他のメディアについては規制されない一方、インターネット配信については規制されることとなれば、メディア間の適正な競争が阻害され、かえって、国民の知る権利を支える情報の自由な流通やメディアの多元性確保が阻害されるおそれがあります。仮に違法・有害コンテンツの対策のために新たな法規制が必要だとしても、それは放送・通信法制で措置すべきものではなく、メディアの種別によらない刑事法制により手当てすべきものと考えます。

(楽天(株))

- 報告書の記述では、あるコンテンツが「特別メディアサービス」、「一般メディアサービス」、「公然通信」のどれに入るのかが曖昧である。希少な電波を独占する現在の放送制度に基づくならば、地上波テレビ局である「特別メディアサービス」、その他の放送である「一般メディアサービス」ということで切り分けは容易だが、「コンテンツの社会的機能・影響力」ではかるとなると基準が不明確である。現在の報告書では、基準として、「①映像／音声／データといったコンテンツの種別、②端末によるアクセスの容易性、③視聴者数、④リニア・ノンリニアの区別等が考えられる」とされているが、普遍性が無くまた恣意的に過ぎる。

また、コンテンツの分類を誰が決めるのかが明確ではない。規制機関によって一方的に影響力を判断され規制が加わるということになると、コンテンツ提供事業者は事業リスクをはかりにくくなり、萎縮に繋がる。

コンテンツの分類を行う際には、補足で記載されているように、「サービスの信用保証」を唄う事業者が、自発的に規制を受けて「一般メディアサービス」になるようにするという手法に賛成である。そしてその中でも視聴者が多い等影響力が大きいと判断されるものについて、基準を明確にし見直しへの道筋をつけた上で、「特別メディアサービス」にするという形で、規制を行うべきではないか。

さらには、インターネット上の情報の信頼性を上げるということに関連して、規制対象となったサービスについては、コンテンツ伝送の優先性等のメリットと、一定の信頼性があることを示すマーク・メタタグをつける等の特典を与えるという方法を提案する。同時に、マークが無いサイトについては、インターネット利用者自身が情報の信頼性について判断しなくてはいけないということ、インターネット利用者に対して教育し、リテラシーを高めることもあわせて提案する。

インターネット上のコンテンツ全てについて信頼性のある情報に変えるというのは現実的ではなく、表現の自由を侵すことにもつながる。あくまでも、自発的に信頼性の高い情報が増えるように誘導するべきであり、同時に利用者のリテラシーを高めることで、詐欺等の被害を減らす努力をするべきである。

(ロージナ茶会)

(3) 「公然通信」

- 「公然通信」においては、表現の自由及び通信の秘密が最大限尊重されるべきものと考えられることから、まずは規律の目的が明らかにされるべきと考えます。その上で、規律の手段の正当性、尺度についても明らかにされるべきと考えます。

((株)エヌ・ティ・ティドコモ)

- 事業者が自主的に行っている違法・有害コンテンツへの対応について、法的根拠や対応基準の明確化が図られることは有意義であると考えます。ただし、「通信の秘密」や「表現の自由」との整合性の観点から、規制の範囲は最小限に留めるべきであると考えます。

また、「公然通信」については、不特定多数の発信者が存在するため、事業者が違法・有害情報に関する適正性判断に関与することは困難であることに留意する必要があります。

(KDDI (株))

- 何をもって「公然通信」に係るコンテンツとするのかについては、十分な検討が必要。また、メディアサービスに位置づけられる「公然通信」とその他の「公然通信」とのメルクマールが明らかにされないとその規律における「必要最小限」が何かの議論が成り立たないのではないかと推測する。第三者機動的な組織策定の考え方もあると思うが、十分な議論が必要。加えて、ポルノ等の明確な未成年者禁止サイトに関しては、どうゾーニングしていくのかを具体的に議論すると思うが、同頁 27 行目にある「自殺の方法」や「爆弾の作り方」のような、グレーゾーンのサイトに関してどういう基準で評価して、どのように「ゾーニング」規制をするかをネット上の規制と憲法上の表現の自由との整合性の取り方を踏まえ十分論議検討して頂きたい。
(社)テレコムサービス協会
- 「ゾーニング」規制に関する具体的な運用手法について、仮に ISP が実施するとすれば検閲的な感は拭えず、また、その負担も多大なものとして推測する。第三者機動的な組織策定の考え方もあると思うが、十分な議論が必要。加えて、ポルノ等の明確な未成年者禁止サイトに関しては、どうゾーニングしていくのかを具体的に議論すると思うが、同頁 27 行目にある「自殺の方法」や「爆弾の作り方」のような、グレーゾーンのサイトに関してどういう基準で評価して、どのように「ゾーニング」規制をするかをネット上の規制と憲法上の表現の自由との整合性の取り方を踏まえ十分論議検討して頂きたい。
(北海道総合通信網(株))
- 「公然通信」について『『共通ルール』の基本部分を規定』するという主張は、ネット上に氾濫する各種の「情報」を見る限り耳目に馴染みやすいものがある。しかし、言論、表現の自由に係わる問題だけに、「情緒」に流されることなく、慎重な議論を積み重ねることを望む。海外のサーバーが関与するコンテンツは放置せざるを得ない状況で、実効的な「共通ルール」を持てるのか疑問が残る。メディアの社会的影響力を議論する場合、通信・放送の世界だけで完結するはずもなく、影響力の判断基準はもとより判断主体についても、軽々に結論は出せない。メディア規制について「表現の自由の確保に十全に配慮したものとする必要がある」と記しているが、意図的なメディア規制があっては勿論ならず、今後は、言論、表現の自由を担保する具体策が議論されることを求める。
((株) ビーエス朝日)
- 当社は高速インターネットサービスにて加入者限定コンテンツを提供している。その際に公序良俗に反するコンテンツ等については自主的に掲載を制限してきた。また、基本サービスとしてのパレンタルコントロールやフィルタリングサービス等、安心・安全なインターネットサービスの開発に力を注いでおり、有害コンテンツに対する何らかの規律を定めるという趣旨については賛同する。ただし、有害コンテンツ以外のコンテンツについても規律の対象とする場合は、ケーブルテレビ事業者として意見を述べる場の設定を要望する。なお、規律に関する具体的な手段等について

ては実現性も含めて諸処の問題があると認識しており、法整備を行うにあたっては慎重な検討、対応を要望する。

((株) ジュピターテレコム)

- 「公然通信」の分野に違法有害な情報が流れ、これを規律する有効な制度が未整備なのは確かであるが、だからといって新たに「関係者全員が遵守すべき共通ルール」を作るのは、表現の自由に抵触する懸念をぬぐえず、慎重を期すべきである。

((株) 朝日新聞社)

- 現在、さまざまな ISP に限らず、「プロバイダ責任制限法」に定めるプロバイダ等の事業者により「利用規約」等の形式で削除基準を定めているケースが多く見受けられるが、この内容は事業体の種類やポリシーによって内容が大きく異なる場合が多い。「利用規約」等の文言に共通の内容が一部見出されるが、実際の運用基準に関しては各社のポリシーにより異なるところである。また、実社会と web 社会において、「違法」となる情報の基準が異なるようなことがあっては、「情報の自由な流通」の観点から良くない影響があるものと考えられる。このため、運営主体の相違（事業者なのか個人なのか）や発信するコンテンツの性質（運営者が主体となって発信するのか、いわゆる CGM なのか）を考慮して、ある程度の区分を行ったうえで、それぞれに見合ったルールの策定をすることも考えられるのではないか。レイティングの設定や基準についても、同様に慎重に検討すべきである。

現実社会で違法でないものを、web 社会のみで規制するのは無理があるように思われる。たとえば、現実の書店で取り扱っている「自殺の仕方」の本を、ネット通販の書店で取り扱えなくする、もしくはアクセス規制の対象とすることができるか、ということとなると、web 社会と現実社会の法規制の実態に乖離が生じ、法の運用の矛盾を来すこととなる。このため、現行の法規制の範囲内でしか対処は困難であると考ええる。ただし、現実社会よりも web 社会が青少年が有害情報にアクセスしやすい状況にあることは否めない。これについての対策は、各業界団体によってインフラを含め自主的に取り組むよう、官民一体となって検討すべきことと思われる。

((株) アイスタイル)

- 中間取りまとめでは、何が「公然通信」に該当するのか不明確であり、「公然通信」について、国民にわかりやすく定義し、示すべきである。公然通信に係るコンテンツに関して、「共通ルール」の基本部分を規定するとあるが、適当ではない。違法コンテンツは、その処罰法により対処すべきであって、インターネット等による配信だからといって特別な規制を課すのは適当ではない。有害コンテンツについては、憲法が保障する表現の自由にも関わるため、国が一律のガイドライン等を作成することについても慎重に考えるべきである。

((社) 日本経済団体連合会)

○ 流通し、発見されたコンテンツのみを削除等するだけではなく、抜本的な取締りを行わなければいつまでたってもイタチごっことなる。抜本的な対策をとるには、ログ情報からのトレーサビリティの確保が有効であるため、ログの保存のルールについても検討が必要ではないか。

現行のプロバイダ責任制限法は、民事上の不法行為に関する特別法という位置づけであり、刑事責任の取り扱いについては触れられていないので、一元化を目指すにあたってはこういった部分も含めて包括的な法制度となるよう検討すべきである。

何を有害情報とするかについては、社会的コンセンサスが必要であり、基準を定めるに際してはどのように社会的コンセンサスを確認していくのかといった具体的手順を示すべきである。

(ヤフー(株))

○ 「公然通信」が具体的に何を指すのか明確ではないので、提言内容の当否を議論するのは困難です。違法有害コンテンツ対応などの理由により、インターネットでのコンテンツ配信について新たに規制を課すということであれば、次に掲げる理由から、それは適当ではないと考えます。

①インターネット配信について新たなメディアコンテンツ規制を課すとするならば、憲法が保障する「表現の自由」との関係が問題になることから、「公共の福祉」の観点から規制するだけの必要性・相当性があるのかどうかにつき、慎重かつ十分な国民的議論が必要と考えます。規制内容が有害コンテンツについて法律に基づき国が一律のガイドライン等を作成するというような仕組みだったとしても、その導入については極めて慎重に考える必要があります。

②新聞等の他のメディアについては規制されない一方、インターネット配信については規制されることとなれば、メディア間の適正な競争が阻害され、かえって国民の知る権利を支える情報の自由な流通やメディアの多元性確保が阻害されるおそれがあります。仮に違法有害コンテンツの対策のために新たな法規制が必要だとしても、それは放送・通信法制で措置すべきものではなく、メディアの種別によらない刑事法制により手当てすべきものと考えます。

③もし、日本においてのみ特有の規制が導入されるということであれば、日本のメディア産業や情報通信産業の国際競争力強化に甚大な悪影響を及ぼします。

(楽天(株))

○ 青少年に対する有害コンテンツについては、情報発信そのものを抑止することは表現の自由の見地から好ましくない。また、現行のCS放送などの成人向け番組で取られているような、年齢証明書を提出したユーザに対してのみ有害情報発信を許容しその他を禁止するような枠組もまた、公然通信コンテンツの発信者の多様性やユーザ生成コンテンツの広がり背景を考えれば、広範な情報発信の抑制につながり、好ましくない。

ただし、受信者側での対処を広く行い易くすることは、表現の自由への侵害性は比較的低いと考えられる。そこで、いわゆる有害コンテンツについては、その旨を示すメタデータを付与することをより強く推進することで対応するべきであると考えられる。このような目的でのメタデータの書式としては、W3C 標準の PICS が広く知られており、これをより現代的に RDF に置き換えることも ICRA(以前は the Internet Content Rating Association。現在は the Family Online Safety Institute の一部)などで行われている。また、格付けの基準については、例えば、(財)インターネット協会が策定した SafetyOnline3 は候補の一つと考えられ、あるいは国際的な動向の中では ICRA の基準が有力な候補であると考えられる。

規制の推進手段としては、全ての情報発信者に対する広範な義務付けは必ずしも必要ない。多くの成人向け Web サイトでは、平成十一年国家公安委員会告示第四号「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第三十六条の二第二項の規定に基づき、十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示を定める件」で規定する標示に準じたロゴ画像をサイトの入口に表示している。この種のロゴは風俗特殊営業の業者のサイトに限定されず、広く用いられている。

このような状況を踏まえれば、例えば映像送信型性風俗特殊営業に対して格付け用メタデータの使用を義務づけて、その他は適切かつ簡便な方法でこのようなメタデータを付与が可能になるような技術的手段の提供と啓発活動により、格付け用メタデータ付与は現状に比べて顕著にすすむのではないかと考える。

なお、本中間まとめにおける有害コンテンツは、性風俗特殊営業にかかるような性的なものにとどまらず、より広範なものが検討されているとも考えられるが、「格付け用メタデータの付与」が一部の分野であれ義務付けられれば、他の分野については自主規制の範疇でも普及させることは十分に可能だと考える。

標準に基づいた格付け用メタデータが付与されていれば、学校等、未成年者が利用する端末についてはフィルタリングソフトやフィルタリングサービスによる対処は容易である。フィルタリングソフトの選択や設定については、技術的限界や、既存のフィルタリングソフトやサービスが社会通念上の「有害」を越えて過剰なフィルタリングを行うケースが少なくない(例えば、NTT ドコモの携帯電話向けフィルタリングサービスでは、国会における主要政党全ての Web サイトはアクセス制限される)ことを考慮して、あくまでも教育機関と保護者が負うようにすべきである。

(ロージナ茶会)

4 プラットフォームに関する法体系のあり方

- 技術面・サービス面で発展途上にあるIP分野においては、事業者の自由な事業展開による市場競争の中で、お客様が多彩なサービスを享受できるようにするとともに、我が国産業全体の活性化を図ることによって、国際競争力を有するようなプラットフォームビジネスの形成を促進すべきであると考えます。したがって、技術革新・サービス創造や事業者の自由な事業活動の妨げとならないよう、プラットフォーム機能に対する規制は差し控えるべきであると考えます。

(東日本電信電話(株))

- 今後、ICT技術の発達やサービスイノベーションに伴い、どのような形態のプラットフォームが出現・発展するかを見通す事は難しく、且つ又、国外のプラットフォームの規制は困難と認識しております。従って、現在のプラットフォームの独占性・寡占性を規制の検討をするのではなく、今後複数・新規のプラットフォームが出現・成長し競争を促進する様な環境整備の検討をお願い致します。

(伊藤忠商事(株))

- プラットフォームの法体系については、視聴者保護や当該プラットフォームを利用する事業者に対する不当的差別の禁止等の規律は必要と考える。しかし、規律のためプラットフォーム事業者の柔軟な事業活動が阻害され、結果としてユーザーに提供される各種サービスの質が損なわれないよう、必要最小限に止めるべきと考える。また、規律の適用に際しては、衛星、CATV、IPなど伝送路を問わず、当該プラットフォームが担っている機能・影響力という観点で適用されるべきと考える。

((株)ソニー・放送メディア)

- 「プラットフォーム」という概念が具体的に何を指すのか本中間取りまとめにおいて明確にされていないため、不明確なものに対して規制の当否を論じることは困難です。仮に、規制対象とされているプラットフォームが第8回研究会資料で挙げられている事例等を指すとした場合、プラットフォームに対する新たな規制は次に掲げる理由により不要と考えます。

①プラットフォームを含めた各種インターネットサービスにおいては、水平・垂直の両方向から国際的な規模で激しいサービス競争に常にさらされ、様々なビジネスモデルが存在し、また日々新たなものが生まれる流動的な世界であります。その結果、市場原理が有効に機能し、法規制を課すほどのボトルネック性が生じにくい環境であると考えられ、また、利用者の利便性も飛躍的に向上しています。

②上記のとおり市場原理が有効に機能している環境であるので、規律はまずは市場原理に委ねるべきであります。仮にボトルネック性が発生したとしても既存法による事後規制による対応で十分と考えます。

③プラットフォーム機能は、事業者が利用者利便性向上のため新たなサービスを展開する上での根幹をなす部分と考えられ、この部分についてオープン性を義務付けることは、競争するためのインセンティブを奪うおそれがあり、情報通信産業の国際競争力向上や技術革新による利用者利便性向上をかえって阻害することにもなりかねません。

④今後の技術革新等により、どのようなサービスがインターネット上に出現するかを見通すことが難しい状況の中で、あいまいな定義で規制が行われることとなれば、予見可能性がないので、事業者によるイノベーションを阻害する懸念があります。

⑤もし、日本の事業者のみにプラットフォーム規制が課されるということであれば、事業者の自由な事業展開を阻害し、ひいては日本の情報通信産業の国際競争力に甚大な悪影響を及ぼしかねません。

(楽天(株))

(1) 基本的な考え方

○ ICTネットワークにおいて、「多様な事業者間や事業者とユーザーの間を仲介」する機能は多岐に渡り、プラットフォーム機能は、本中間とりまとめの記載にもある通り「技術革新に対応して最も変化の激しい分野」であることから、検討に当たっては、記載のように範囲を限定せず、幅広く捉えて議論がなされるべきと考えます。

プラットフォーム機能は、技術の進展や利用者ニーズに応じて、事業者間の競争によって革新されていくものと認識しております。また、事業者のノウハウを始めとする知的財産が凝縮されており、競争政策上も、権利者の保護が図られるべき権利とされているところであります。さらに、プラットフォーム機能は競争の源泉であり、その効率性と汎用性はトレードオフの関係にあることから、その在り方も事業者の戦略に委ねられるべきものと考えます。こうした自由な事業活動が促進されることが、情報通信産業のイノベーションの発展につながるものと考えます。従って、事前に規律を課すことは、イノベーションや事業者の投資インセンティブを阻害するおそれもあることから、基本的には、公正競争上問題となる行為について、事後的に対処を行うことで十分であると考えます。

((株)エヌ・ティ・ティドコモ)

○ 現在、情報通信分野においては、多様な事業者が様々なサービス・ビジネスモデルの展開に向けて取り組み始めている段階にありますが、そもそもプラットフォームをどのように開発・構築してオープン性を持たせるかは各事業者の事業戦略・競争戦略であることから、技術革新・サービ

ス創造の妨げにならないよう、事前規制を課すことは当面差し控え、まずは国際競争力を有するプラットフォームビジネスの形成を促進すべきと考えます。

(西日本電信電話(株))

- 必要な範囲でプラットフォーム機能に対して、オープン性を確保するための規律の必要性を検討することについて賛成します。

ただし、その際には、プラットフォームの定義についての認識を共有した上で、オープン化によって情報の自由な流通や新しいコンテンツの創出が妨げられ、競争が阻害されることのないよう、十分な議論を行うべきと考えます。

なお、ボトルネック設備と一体で構築されるプラットフォーム機能については、当該機能を保有する事業者によって市場支配力が濫用されることのないよう、オープン化についての検討が必要と考えます。

(KDDI (株))

- プラットフォームのオープン性を確保するための規律の制定にあたっては、支配的事業者の内部取引コストと外部提供コストが同一であることなども含め、不当な差別的扱いとならないよう、根拠等もすべて公開されることを望む。

(北海道総合通信網(株))

- メディアごとにプラットフォームの機能や位置づけが異なるが<画一的なオープン化>によってメディアの産業的成長を阻害する要因になりかねない危険性ははらむのではないか。

((株)フジテレビジョン)

- 現行のCSプラットフォームの例から分かるように、資本の論理、経済的合理性によってインフラ事業者と一体になる体質を有します。プラットフォームと伝送インフラを握れば、コンテンツ提供者(番組供給者)は極めて弱い立場に立たざるを得ないと言えます。従ってプラットフォーム機能のオープン性確保は必要ですが、資本の論理からどう独立させるか、公平さ、公共性をどう担保するかは大きな問題だと考えます。寡占的プラットフォームの台頭を防ぎ、国民が多様な情報を享受し、またその伝送路についても合理的な経済負担ですむものが選択ができるよう、所要の方策を必ず導入できるよう切望します。

また、近年、都市型ケーブルテレビの伸張や新規役務放送事業者の台頭で地上放送の伝送路も多様化しています。そのような環境下であって、基幹メディアであり、地域情報の提供、災害時のライフラインの一翼である地上放送が確実に伝送されるよう、例えば米国でケーブルテレビ事業

者に課せられている「マストキャリア」制度のように、当該地区を放送対象区域とするすべての地上放送事業者の再送信を行うことを義務付けることが必要であると考えます。

((株) 毎日放送)

- 技術革新のスピードに規律の必要性の見直しが追いつけない事態が発生することが予想されるため、プラットフォーム機能のうち、変化が激しいと予想される機能に対する規律の適用は、慎重に検討すべきと考えます。

((株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)

- 本中間とりまとめの提言にありますように、「プラットフォーム機能」が新たなボトルネックを形成し、事業者の自由で健全な経済活動を阻害するということがあってはならないと考えます。従いまして、現在のドミナント規制、公正競争の確保等につきまして、新しい法体系検討に当たりましても十分にご配慮いただきたく要望いたします。

((社) 日本ケーブルテレビ連盟)

- 中間取りまとめにおいて、「プラットフォーム」について定義付けがなされているが、曖昧である。まず、「ネットワーク」とは、具体的にはどのようなものをイメージしているのかが不明確である。次に、「端末上のソフトウェア機能」は、規制を必要とするのか、また、どのように規制するのかが不明である。今後、「端末」そのものの定義が変遷していくと考えられる中で、そのソフトウェアについての規制をどのように考えればよいのか不明確である。定義が不明確なものに対する規制の必要性を論じることは困難であり、「プラットフォーム」の定義が不明確なまま規制を行うことのないよう、十分注意すべきである。

仮に、中間取りまとめ(P. 11 の注 5) にて示された、プラットフォームの該当事例を指すとした場合、そのようなプラットフォームを含めたインターネットサービスでは、激しい自由競争により、利用者の利便性や情報の自由な流通が飛躍的に向上していることから、規制の導入はかえってそれらを阻害するおそれがある。

また、上記のようなプラットフォーム的なサービスは、水平・垂直の両方向から国際的な規模で激しい競争にさらされ、代替可能性を有する世界なので、法規制を課すほどのボトルネック性は特段存在しない。そのような競争環境のため、利用者の利便性向上に向けた自律が働くので、新たな利用者保護規制も不要である。

そして、そもそも、プラットフォーム機能は、事業者が新たなサービスを展開する上での根幹をなす部分と考えられ、この部分のオープン化を一律に促すことは競争上のインセンティブを奪い、技術革新やサービス創造を妨げる懸念があることから、規制には慎重である必要がある。

さらに、今後の ICT 技術の発達やサービスイノベーションに伴い、どのような形態のプラットフォームが出現・発展するかを見通すことは難しく、また、国外のプラットフォームを規制することも困難である。

したがって、プラットフォームについては、規制を第一に考えるのではなく、新しい多様なプラットフォームが出現・成長し、情報通信産業の国際競争力強化や技術革新によるユーザーの利便性向上が実現するような環境を整備することを重視するべきである。仮にプラットフォームの独占性・寡占性による問題が生じる場合には、第一には独禁法により対処すべきであり、これにより対処できないことが明らかになった場合に、事前規制の必要性を検討すればよい。

((社)日本経済団体連合会)

- プラットフォームレイヤにおいて新たな規律の必要性を提言していますが、プラットフォームはサービス領域によって事業・競争環境に差異があること等を勘案して、技術革新による市場の進展を損なう事のないよう、規制の必要性も含め慎重に検討すべきと考えます。

(メディアフロッジジャパン企画 (株))

(2) プラットフォーム規律のアプローチ

- プラットフォームをレイヤーの1つとして、法体系の在り方を検討することは、大変有意義な観点であり、特に、ボトルネック性に着目したプラットフォーム機能のオープン性の確保については、公正競争環境の創出並びに確保の観点で大変重要であると考えます。

なお、ボトルネック性の具体的な判断基準の1つとして、「他レイヤーで市場支配力をもつプレイヤーが、プラットフォームに進出する場合」も入れて頂くことを要望します。

(イーアクセス(株))

- 利用者が安全にサービスを利用するためにはセキュリティの確保が重要であることから、セキュリティの観点も踏まえて、規律の必要性について慎重に検討されるべきと考えます。仮に、「高度な社会性・公共性のあるプラットフォーム機能を個別に定義」する場合には、判断基準となる尺度を事前に明確にし、透明性・客観性・中立性を確保することが必要であると考えます。

本中間とりまとめには「プラットフォーム機能」が新たなボトルネックを形成」と記載されていますが、まずはプラットフォーム機能におけるボトルネック性とは何かが明らかにされるべきと考えます。

独占性・寡占性を認定するためには市場画定が必要だと認識しておりますが、プラットフォーム機能は多岐に渡る変化の激しい分野であること

から、市場画定が困難であると考えます。

ボトルネック性の排除を目的とするのであれば、規律の対象は、「必要な範囲で」とはボトルネック性が生じる場合と限定して考えられるべきことから、ボトルネック性を有する機能のみに限定し、必要最低限の規律が検討されるべきと考えます。

プラットフォーム機能の規律の有無に依らず、伝送サービスの一部として提供されるプラットフォーム機能に対してのみ規律を課すことは、プラットフォーム機能間の競争において公平性を欠き、競争中立性を損なうものであることから、一律に事後的な対処を行うことで十分であると考えます。

((株)エヌ・ティ・ティドコモ)

- あるプラットフォームが寡占的・独占的な状態である場合、当該プラットフォームは公共性を有することになるとは思われますが、プラットフォームの本質としてどのようなプラットフォームでも極めて高い公共性を有しているものではないと考えます。

あるプラットフォームが社会的に広く利用されることで「公共性」を有したとしても、その公共性は放送事業の報道機関としての公共性や電気通信事業のライフ・ラインとしての公共性とは別の「公共性」と位置づけられるものと考えます。したがって、あらゆるプラットフォームについて「極めて高い公共性を有している」と解されるような記述は修正すべきであると考えます。

また、プラットフォーム機能といっても様々な機能が存在することや、NTT 東西や放送事業者における構造的な要因により生まれたプラットフォーム、ISP・移動体事業者における事業者間の競争の結果として実現したプラットフォーム等、その発生の経緯も様々であることから、プラットフォームレイヤーにおいて一律に規制を課すのは適当ではないと考えます。この検討にあたっては、サービス開発等のインセンティブを確保し、各事業者の戦略的対応が可能となるよう、規制の対象はボトルネック性に起因する市場支配的事業者の有するプラットフォームに限定する必要があると考えます。

具体的には、ボトルネック性に起因する圧倒的な市場支配力を有する NTT 東西が提供する NGN における課金・認証等のプラットフォーム機能は接続事業者にとって新たなボトルネックとなりうるため、規制を課すことが適当であり、当該機能においては接続事業者の希望する部分に接続点を設置する等、確実なオープン化を図ることが必要であると考えます。

(ソフトバンク BB (株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))

- 伝送インフラにおける設備のボトルネック性に起因する市場支配力が他のレイヤーに及ぼす影響については、線路敷設基盤を含め、アクセス網において世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しているなど、ボトルネック設備や局舎等の徹底したオープン化によって遮断されています。従って、プラットフォーム機能が伝送インフラとともにその一部として提供されるからといって、プラットフォームにボトルネック性が認

められないにも拘わらず事前規制を課すことは不適切であると考えます。

(西日本電信電話(株))

- 既存の事業者がグループ力により、垂直統合的に各サービスレイヤーを縦断して提供し、実質的な市場支配力を有することは十分に考えられ、公正かつ適正な情報流通を損なう恐れがある。伝送サービス同様に市場支配力濫用規制に関しては、その監視体制を含め十分に議論して頂き、独立した監視・裁定機関の設置などもその中での考慮をお願いしたい。

(北海道総合通信網(株))

- インターネット上のプラットフォーム事業者は独占性・寡占性が生じやすく、google による他社メディアへ報酬を払わない形での記事のリンク、you tube によるライセンスを得ない映像配信など、現状、既にその市場支配力の濫用が問題となっている。コンテンツ、メディア産業の健全な発展のためにも、これ以上プラットフォーム事業者の市場支配力濫用が無いよう、インターネットにおけるコンテンツ提供及びライセンスに関わる課題につき、早急な対応をお願いしたい。

(名古屋テレビ放送(株))

- 今後、この2つのアプローチで、規律の必要性も含めて検討を進めることについては、基本的に賛成します。なお、今後の検討については、関係者の意見を聞きながら、慎重に進めることを希望します。

((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)

- 当社をはじめ、ケーブルテレビ事業者がプラットフォーム規律の対象として扱われる場合、本文上に例示されている「衛星プラットフォーム事業者」とはビジネスモデル・事業構造・市場環境等が大きく異なることを充分にご認識いただき、ケーブルテレビ事業者の競争力を不当に制限しないよう慎重な検討を要望する。具体的には、以下のようなビジネスモデル・事業構造・市場環境の違いがある。各放送事業者は、「衛星プラットフォーム事業者」経由の顧客にそのサービスを提供する場合、自らが契約当事者となり衛星トランスポンダー費用も自己負担して事業リスクを持ちながら番組を提供している。一方でケーブルテレビ事業者は、自らが顧客と契約当事者となりお客様のご要望に沿った基本パッケージを編成し、その編成に沿って各放送事業者と番組供給契約を締結し、その番組を自らがリスクを負って建設したネットワークを通じてお客様に提供している。また、市場環境については、「衛星プラットフォーム事業者」は国内では1社しか存在しないが、ケーブルテレビ事業者は全国に500社以上存在している。

通信業界における指定電気通信設備制度は伝送系ボトルネック設備をオープン化し、NTT のドミナントがより強固となることを防ぐための制度である。しかし、指摘のとおり NGN の進展等により伝送系ボトルネック設備を土台としてプラットフォーム分野でも NTT のドミナント化が予想される状況となっている。(例：NGN を利用した IPTV へのプラットフォーム機能の提供) 従ってプラットフォームレイヤーにおいても伝送レイヤーの指定電気通信設備制度と同様にドミナントに対するオープン化を義務付ける法制度の整備が必要であると考え。このように、放送・通信産業全体の競争性を向上させるためには、各レイヤーにおけるドミナント及び複数のレイヤーに跨るドミナントに対して、レバレッジの禁止・オープン化義務等の規律を課すことが必要と考える。なお、ドミナント以外の事業者については業界のダイナミズムを保つために伝送レイヤーの指定電気通信設備制度と同様に規律は設けないことが適当である。

((株) ジュピターテレコム)

- 中間取りまとめでは、「プラットフォーム機能を個別に定義」、「個々に規律の必要性を検討すべき」とあるが、どのように個別対応をするのかを明確にすべきである。また、個々に規律を設けることは、際限なく規律を作ることにつながり、可能な限り大括り化するという、中間取りまとめの基本的方向性に反しているものと考え。

((社)日本経済団体連合会)

- プラットフォーム事業者は、伝送サービス事業者に対して必要な技術情報（インターフェース等）を適正かつ公平に開示・提供すべきであるが、他の既存法制度等も考慮しながら公正競争確保の枠組み・在り方について検討していくべきである。

(マイクロソフト(株))

- このサブタイトル中にある「オープン性の確保」とは、その下の本文の何を指して述べているものかが不明であるので明確にされたい。ここにいう「公共サービス提供基盤」とは何を指すのかが不明であるので明確にされたい。

(ヤフー(株))

- 下位プラットフォームの独占のリバレッジを効かせて上位レイヤーの独占を行う行為については、規制をかける必要性が理解できるが、同プラットフォームにおける独占についてはネットワーク産業の特性（ネットワークの外部性）でもあり、またインターネットサービスは新たなサービスが現れてくることによって独占が崩されることも多い。そのため、強く規制をかける必要はない。

例えば米国のウェブ検索事業における 90 年代後半の Yahoo! 社の独占状態は、2000 年以後、当時ベンチャーであった Google 社の新技術におい

てその勢力図が一新された。また、今日の日本の若者は、一時期動画配信事業を独占するかと思われた YouTube ではなく、(適法性はさておいても)自由にキャプションを入れられるニコニコ動画の動画配信サービスを積極的に利用している。あるいは、サーバ用途、PLAYSTATION3 などにも採用されているオペレーティングシステム Linux は、一大学院生リーナス・トーバルズがその核をくみ上げインターネット上で頒布したのがその始まりである。

こうした事例から学べる重要な構造は、どのような主体、すなわち、大企業、ベンチャー、あるいは一般ユーザですら、インターネット上に新技術を公表でき、適用でき、そして新しい事業を始めることもできるという、インターネットの参入障壁の低さ、完全なるオープン性であり、そしてそれがもたらす技術革新、イノベーションの連鎖なのである。インターネットにおいては、単純に独占事業者を規制するのではなく、むしろ、新たなサービスが容易に立ち上がることの容易性を確実に担保することの方が、日本の IT 技術の国際競争力を考える上でも重要である。すなわち、合法的かつネットワークに損傷を与えない範囲において、ネットワークを利用した新しいアプリケーションやサービスを自由に開発・開始する権利を誰もが有するということを、強く認識する必要がある。

そして、そのようなイノベティブな環境を維持するという理由においてのみ、あるレイヤーを独占的に支配するものに対して最低限の規制を与える必要性に賛同する。本中間とりまとめにおけるオープン性というものがこのような形を考えているのであれば、規律について検討することに賛成である。

(ロージナ茶会)

5 伝送インフラに関する法体系のあり方

- 通信・放送の区分にとらわれず、電気通信事業法等と放送法制における放送伝送サービスの規律を統合した制度を構築すべきとした左記方針に賛同します。なお、これら法制度の統合・簡素化にあたっては、現行の電波法並びに関連諸規則等において規定されている無線局免許手続き等の簡略化をはじめとする規制緩和をセットで検討する必要があると考えます。

(宇宙通信 (株))

- 物理網・伝送サービスのレイヤーである情報伝送路は、全てのレイヤーにとってサービス提供に不可欠な存在であることから、利用者が同等の条件で伝送路を利用でき、差別的な扱いが生じない様にするべきであると考えます。

(伊藤忠商事 (株))

- 放送／通信の利用区分にとらわれない形での制度構築は、様々なサービスが各種伝送路を柔軟に効率的に利用できるようになり、サービスの活性化が期待できるため賛成である。しかし、伝送インフラ事業者のインフラ利用者に対する優越的地位の濫用や、不当的差別を禁止する規律は必要と考える。

((株) ソニー・放送メディア)

(1) 基本的な考え方

- 本中間取りまとめの本記載は、事業者の自由な事業活動を促進するものであり適当であると考えます。

((株) エヌ・ティ・ティドコモ)

- ネットワーク規律全般の簡明化、柔軟化を図ることについて賛成します。

ただし、その際には現在のNTT法や電気通信事業法、その他のガイドライン等により担保されている公正競争ルール（NTTに対するドミナント規制、接続ルール等）については、新しい法体系においても担保されることが重要です。

(KDDI (株))

- 制度改正は 2011 年をターゲットにしていますが、それまでの間に制度化が予想されるメディア（ISDB-T 3 セグメント放送など）について、本研究会の結論がまとまるまで制度化が延期されることなどのないよう、本研究会の検討と具体的事案とは別に処理されるよう希望します。

((株)エフエム東京)

- 伝送レイヤーについては、アクセス手段の多様化等の進展を踏まえつつ、公正競争の確保に必要な最小限の規制にしていくべきである。

((社)日本経済団体連合会)

(2) 伝送サービスに係る規律

- IPマルチキャスト放送の活用やトリプルプレイサービスの増加等により、通信用設備と放送用設備の差異は、一層相対化する傾向にあるものの、公正な競争を促進し、利用者利益を拡大させるためには、現在の指定電気通信設備制度と同等以上の規制を確保し、有線電気通信設備におけるボトルネック設備を有する NTT 東西への規制を維持することが不可欠であると考えます。

なお、ボトルネック設備に起因する市場支配力を有する事業者に対し、現状と同等以上の規制水準を確保するという観点から、ボトルネック性の判断に当たっては、現状と同様に有線電気通信設備と無線電気通信設備を分けて判断する必要があると考えます。

また、映像配信プラットフォームのオープン化においては、事業者がサービス提供を円滑に行えるような接続ルール策定が必要になるものと考えます。例えば IP マルチキャストについては、当該方式を利用するにあたってのグループ数等のリソースに対する設備要件が特に厳しいため、アクセス設備を共用する事業者間では、IP マルチキャストに係る設備も共用可能とするルールが必要であると考えます。

(ソフトバンク BB (株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))

- 伝送サービスの規律を統合することで、統合前よりも規制強化にならないような制度構築を希望します。

(ジェイサット (株))

- オール IP 化の促進に伴い、地上デジタル放送について IP 技術を活用し再送信する場合、直接受信やケーブルテレビ事業者の再送信と比較して「同一性の保持」が担保されない際には、VoIP における品質評価区分 (0AB-J と 050) と同様に、視聴者がその品質について簡便に識別できる仕組みの検討を要望する。

前述のとおり、ケーブルテレビ事業者の社会的貢献度は高いため、今後、ケーブルテレビ事業者によるサービス提供形態に大きな影響を与える法体系の変更を検討される場合には、加入者に与える影響も鑑みケーブルテレビ事業者として意見を述べる場の設定を要望する。例として、有線テレビジョン放送法第13条における区域外再送信に関する大臣裁定等を見直す場合には、視聴者保護の観点から特に慎重な検討を要望する。

((株) ジュピターテレコム)

(3) 電気通信設備に係る規律

○ 有線に関する電気通信設備の規律については、適宜見直しが行われておりますので、本取組の中で電波に関する電気通信設備の規律にフォーカスをあてて、柔軟な利用を図る検討が行われことは適切と考えます。

(イーアクセス(株))

○ 「ICT改革促進プログラム」では、「ユビキタス特区」における「電波の二次取引制度の携帯電話等への拡大について、次期通常国会に向けて検討する」こととされておりますが、このような「ユビキタス特区」における電波の二次取引制度を更に拡大する検討に当たっては、ユビキタス特区における施策の影響を見極めたくえで、拡大を行なうか否かを検討することが必要だと考えます。

((株)エヌ・ティ・ティドコモ)

○ 現在の無線局免許制度では、弊社が電気通信事業及び受託放送事業を営むために、一つの人工衛星において異なる無線局免許の取得を求められています。また、受託放送に係るテレビジョン放送の区分が放送法と電波法で異なり、規律が統一されていない状況もあります。法体系が整備されることにより、規律が統一され、通信事業と放送事業を一つの無線局免許で行えるようになれば、行政手続きの負担が大幅に軽減され、通信・放送の区別なくスピーディーな事業展開が期待されます。無線局免許の制度改革の推進を強く希望します。

(ジェイサット(株))

○ 技術中立的でサービス指向型の法体系に移行する方針が打ち出されている中で、「特別メディアサービス」事業者に対しては、電波法に基づき審査する枠組みを残すとあるが、法体系と矛盾があるように見受けられる。また、電波を使わない、ブロードバンドによる「特別メディアサービス」事業者というのはいり得るのが不明確である。

また、レイヤー型の法体系に転換した際に、周波数割当や無線局免許における使用区分が、サービス提供の障害とならないよう、配慮が必要で

ある。例えば、放送用の周波数では通信サービスができない等の規制を緩和するべきである。

((社)日本経済団体連合会)

補足：技術標準のあり方

- 今後、技術基準の統一が行われる場合には、例えば、地上放送の再送信等について、品質の低下が起こらないような配慮が必要と考えます。従いまして、現在の有線テレビジョン放送法の技術基準を基本に検討することが妥当と考えます。

((社)日本ケーブルテレビ連盟)

6 レイヤー間の規律のあり方

- 通信と放送の総合的な法体系におきましても、現在、ボトルネック設備を有する電気通信事業者が指定電気通信事業者として規制を受けているように、ボトルネック設備を今後も有すると考えられる事業者が、コンテンツ レイヤーにまで進出し、レイヤー独占することにより関係事業者の表現の自由を制約し、結果として通信・放送業界の健全な競争を阻害することがないよう、十分な規制の導入のご検討を重ねてお願いいたします。

(KVH(株))

- 発展の経緯及び市場特性から「通信」の伝送インフラは寡占傾向が強い。特に「ALL IP」化により現状よりも「通信」のメディアにおける位置づけが高まっていった場合、伝送インフラがボトルネックとなり、コンテンツ、メディア産業の多元性及び公正競争を妨げることが危惧される。通信インフラ事業者の垂直型事業統合の禁止、マストキャリー制の導入等、表現・言論の自由を担保し、事業者間での公正競争が行われる仕組みにつき、十分な検討をお願いしたい。

(名古屋テレビ放送(株))

- 現在の放送法制下においては、コンテンツと伝送インフラを強制的に分離する受委託放送制度と、いわゆるハード・ソフト一致制度が混在しています。これら現行制度の見直しを検討する場合には、コンテンツ事業者側からの視点だけでなく伝送サービス側の視点も考慮していただくよう、当社を含む関係者間で十分な議論ができる場を設けることを要望します。

(宇宙通信(株))

- それぞれのレイヤーが今後とも健全に発展する為には、レイヤー間の連携が重要であり、連携を促進する様な規律が必要である考え方に賛成致します。垂直型兼営に関しては伝送インフラ部分で公正な競争環境が促進できる様にする一方、一定以上の影響力を持つメディアコンテンツに対してもマストオファーを導入する事などによりオープンな競争環境となる規律のあり方の検討をお願い致します。

(伊藤忠商事(株))

- レイヤー間をまたぐ事業者が、その影響力の大きさによる優越的地位の濫用を防止するため、必要最小限の規律を検討するべきと考える。

((株) ソニー・放送メディア)

- レイヤーを超えた自由な事業展開は、新サービスの提供による利用者利便性向上や情報通信産業の国際競争力向上に寄与すると考えます。したがって、レイヤー間規制は真にボトルネック性が問題となっている領域に限定して実施すべきであり、ボトルネック性があるとは言いえないプラットフォームレイヤーなどについては除外すべきと考えます。

また、公共性を有するコンテンツ配信の義務を配信プラットフォームや伝送サービスに課す必要性については慎重に検討すべきと考えます。

(楽天(株))

(1) 基本的な考え方

- 伝送設備のレイヤーにおいて加入者回線を独占的に保有することに起因して圧倒的な市場支配力を有するNTT東西並びに資本関係を有するNTTグループ各社については、垂直的な兼営を行うことにより他のレイヤーでも容易に当該市場支配力を及ぼしうるため、「垂直型兼営の一部制限」ではなく、垂直型兼営については禁止すべきです。

また、NTTグループ各社については、他のレイヤーにおいて有する市場支配力を梃子に当該レイヤーを超えてレバレッジを働かす可能性があるため、垂直的な兼営の禁止のみならず、従来と同様に放送用の電波の取得はもちろんのこと、放送サービス(特別メディアサービス、一般メディアサービス)に係る参入を行うことを禁止すべきです。さらに、NTTグループ各社及び特別メディア事業者が排他的な提携を行うことも禁止すべきであると考えます。

仮に、加入者回線を独占的に保有するNTT東西並びに資本関係を有するNTTグループ各社と放送事業者が排他的でない形態で提携することにより通信/放送融合サービスを提供する場合であっても、市場に及ぼす影響を考慮し、公正な競争環境を阻害することにならないよう当該提携の是非は慎重に検討がなされ、公正競争確保のために必要な条件整備が行われる必要があると考えます。

(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))

- 現在、国内競争にしかさらされていない伝送インフラレイヤーと、既に国際競争にさらされているコンテンツレイヤーとの垂直統合は、コンテンツレイヤーの国際競争力の低下をもたらすおそれもあるという観点からも、構造のあり方を検討する必要がある。

(ヤフー(株))

(2) 異なるレイヤー間の取引規律

- 高い公共性を有するコンテンツ配信について、配信プラットフォームや伝送サービスに、一定の義務を課す必要性を検討することに賛成します。
(KDDI (株))
- 「公共的役割」の意味合いをどのような観点で判断するのかを明確にしていく必要があると感じる。ネットワーク形態からすると複数事業者がマストキャリア・マストオファー制度で義務を負うこととなるが、その際の(特別メディアサービス)情報の一元化、相互接続性、迅速性など課題が多いと感じる。
(北海道総合通信網(株))
- ケーブルテレビ等の地上波以外のメディアでの地上波の再送信については、地上民放事業の公共性と地域性を念頭に当該事業者間の協議の上で可能な限り解決していくべきと考えています。マストキャリア・マストオファー制度の導入については、慎重な検討が必要であると考えます。
(朝日放送 (株))
- 「マストキャリア」制度は、その内容次第では配信プラットフォームや伝送サービス側で、莫大なコストが発生する可能性があるため、導入について慎重に検討を行う必要があると考えます。
((株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)
- 当社をはじめ大部分のケーブルテレビ事業者は、真に公共性の高い主要な地上波放送を既に再送信しているため、あえてマストキャリア・マストオファー制度を導入する必要性は低いと考える。それでも、本制度導入について検討が行われる場合には、ケーブルテレビ事業者はその貴重な周波数帯域を割いて対象チャンネルを再送信するため、ケーブルテレビ事業者として意見を述べる場の設定を要望する。
((株) ジュピターテレコム)
- レイヤー型の市場構造への移行が進む中で、ユーザーが適正な価格により、多様なサービスを公平に享受できるという意味での「ネットワーク中立性」が、新たな法体系においても確保されることが重要である。ユーザーが情報伝送路の選択を通じて、ネットワーク上でのコンテンツやサービスを自由に選択でき、不当な差別的取扱いが行なわれないことが必要である。
また、レイヤー間のインターフェースのオープン性を確保し、特定のレイヤーにおける市場支配力が隣接、関連レイヤーに及び、当該レイヤー

の競争を阻害するようなことがないようにすべきである。特に、下位の物理網・伝送サービスのレイヤーである情報伝送路は、全てのレイヤーにとってサービス提供に不可欠な存在であることから、全ての利用者が同等の条件で情報伝送路を利用できるようにし、差別的な扱いが生じないようにすべきである。

((社)日本経済団体連合会)

- マストキャリアー制度については、諸外国の例や国際的な整合性、国際競争力強化などを考慮して、日本における導入を検討すべきである。

(マイクロソフト(株))

(3) レイヤーを超えた垂直型兼営規律

- レイヤー間をまたがる市場支配力の濫用に対する垂直型事業統合・兼営の制限についての検討を行うことは大変有意義であり、「新競争促進プログラム 2010」で行われる競争促進施策の検討とも連携しながら進めていくことが必要と考えます。

(イーアクセス(株))

- 本中間取りまとめには「事業者が割り当てられている有限希少な周波数や保有しているボトルネック設備を梃子にして競争事業者の参入を阻止」と記載され、伝送インフラを保有する事業者がプラットフォーム、コンテンツの上位レイヤーに事業展開する場合にのみ着目されておりますが、上位レイヤーの事業者が伝送インフラ等の下位レイヤーに事業展開を行う場合も想定し得ることから、下位レイヤーのみに着目した規律の必要性が検討されることはバランスを欠き不相当と考えます。

本来、垂直型事業統合・連携のビジネスモデルについては、事業者の創意工夫と技術革新によるところが大きく、効率性を高める側面もあることから、基本的には、「垂直型事業統合・兼営の制限」等、レイヤーを超えた垂直型兼営規律は、事前に課されるべきではなく、公正競争上問題となる行為について、事後的に対処を行うことで十分であると考えます。

レイヤーを超えた競争が複雑化・多様化することに伴い、レイヤーを越えた紛争については多様な事業者が当事者となることが想定されるため、透明性・客観性・中立性が確保されるための議論が必要だと考えます。

従って、レイヤーを超えた紛争を処理する枠組みの構築にあたっては、判断基準となる規範もしくは尺度を事前に明確にし、透明性・客観性・中立性を確保することが必要であると考えます。

((株)エヌ・ティ・ティドコモ)

○ 垂直型事業統合・兼営の制限など制度的に措置することについて、必要性を検討することに賛成します。なお、その際には、特に、ボトルネック設備を保有する事業者が事業領域を拡大し、レイヤーを超えて市場支配力を濫用することによって、公正競争促進や情報の円滑な流通が妨げられることのないよう、留意する必要があると考えます。

(KDDI (株))

○ ドコモ分社やNTT再編成(地域・長距離分離)時に設定された公正競争要件は、当時の競争他社の事業形態との同等性を確保するために実施されたものですが、IP技術の進展等により、現在では競争他社が固定・移動を含めた総合的な事業を営む等、市場環境が変化している中で、現状に合せた見直しが必要であると考えます。

今後、レイヤーを超えたサービス統合・連携が進む中で、特定の事業者についてのみバンドルサービスの提供等に制約を設けることは、利用者利便の観点から適当ではありません。従って、垂直型事業統合・兼営の制限等に関する制度検討にあたっては、まずもって、利用者の視点に立つことが必要であると考えます。

(西日本電信電話(株))

○ レイヤーを越えた事業統合・連携の原則自由化は、事業展開の多様化を促進する観点から賛成します。また、公正競争確保の観点から、現在、特定の事業者に課せられている事業規制について、その必要性を検討する必要があると考えます。

(ジェイサット(株))

○ 基本的には、賛成します。なお、規律の適用の必要性については、選択するコンテンツの「社会的機能・影響力」や事業の競合状態等、多面的な要因で検討して判断することを希望します。

((株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ)

○ 本文にて示されるとおり、「各事業者の経営判断のもとで自由に事業統合・連携を進め、事業展開の多様化を促進することが必要不可欠である」ということについては賛同する。日本におけるメディア産業の育成及びより質の高い放送通信サービスを消費者に提供するためにはレイヤーを超えた垂直型事業統合・連携を進める必要があると認識している。ただし、NTTによる影響力の行使(レバレッジ、共同的・一体的事業展開)や、ネットワーク外部性に起因するドミナントの懸念については、規律を定める必要があると考える。

((株)ジュピターテレコム)

- 「レイヤーを超えた垂直型兼営規律」については、ユーザーの立場から考えると、ワンストップサービスが好ましい場合もあり、過度な規制によりユーザーの選択の幅を狭めることのないよう留意すべきである一方、ボトルネック設備を保有する事業者による市場支配力の濫用が上位レイヤーに及ぶ可能性もあり、その場合は、公正競争の確保に必要な最小限の制度的な担保が必要である。

((社)日本経済団体連合会)

- 通信・放送をとりまく技術革新、及びビジネスモデルの変革は今後も急速に進展すると考えられることから、ビジネスモデルや市場構造を定義して法制度を構築するのではなく、将来的なイノベーション、公正な競争、新規事業者の参入を可能にする柔軟なアプローチが重要である。

(マイクロソフト(株))

7 終わりに

- 通信・放送の融合・連携による新サービスを促進し、情報通信産業の国際競争力を強化するためには、それを担う組織も日々変わる市場環境に柔軟かつ適時適切に対応できることが必要になります。また、事業者のイノベーションを生み出し、国際競争力強化を的確に行っていくためには、民間の自律に委ねられるところは極力委ねることが適当であります。したがって、情報通信分野に関連する規律、産業振興等を担当する官公庁部局について、抜本的な再編も含めて効率的な法の運用を可能とする体制を併せて検討すべきであると考えます。その際には、官が担うべき役割についてそれを極小化する方向で再検討し、担当範囲を真に必要なものに限定して、それ以外はすべて民に委ねることを検討すべきと考えます。

(楽天(株))

(1) ユビキタスネット社会構築に関する将来的課題

- IPネットワーク上で配信される放送等の各種コンテンツについては、著作権に起因する課題もあり、電気通信事業者は事業展開上の制約を受けている状況にあります。このような状況を解消し、通信と放送の融合サービスをさらに進展させるためには、融合法制の整備と併せて、著作権法等の関連法規についても見直しを行うことが必要です。

(ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))

- IPをベースとしたユビキタスネット社会の構築にあたっては、通信・放送法制の見直しにとどまらず、「中間取りまとめ」にも記述されているように、著作権法等も含め総合的な議論を行う必要があると考えます。

(東日本電信電話(株))

- 本項は将来的ではなく今日的な課題と認識している。

広大・過疎な北海道で事業を展開する地域の通信事業者として「ユビキタスネット」の経済・社会への浸透はもとより「ユビキタスネット」の格差是正、通信・放送デバインド解消はおおいに注目するものであり、総務省所管のところだけでなく、4頁に記載の「通信・放送法制の基本理念」を実現するために、省庁横断的に関係諸法制の見直しについて、将来ではなく、今日的課題として具体的な道付けをお願いしたい。

(北海道総合通信網(株))

- ケーブルテレビにおけるいわゆる違法チューナー、STB の不正利用等の反社会的行為が行われています。これを取り締まる規律を「情報通信法(仮称)」に盛り込むことを検討いただきますようお願いいたします。

((社)日本ケーブルテレビ連盟)

- ブロードバンドビジネスの中で、健全な事業者への育成策、デジタル・コンテンツ市場拡大のための世界最先端のコンテンツ流通促進策(権利許諾を含め)、技術革新の先導などについての具体的な法制度の整備を望む。

((株)USEN)

- 事業者が将来の技術革新や多様化するビジネスモデルに時宜を逸することなく機動的に対応できるよう、加えて、市場参加者に対して政策の予見可能性を示す意味でも、政府はルールフレームワークを予め明確にすべきである。その際、政府には、従来よりも、より精緻な市場分析、政策判断の下、必要最小限のルールを適用するとともに、競争状況に応じてルールを柔軟に見直すことが求められる。

また、ユーザーのニーズが多様化する中、利用者利益を最大化するには、ユーザーがIP網を利活用していく上で障害となっている問題を解決する必要がある。具体的には、安定的なサービス品質の確保、セキュリティ対策、技術革新のスピードにあった設備更新を行うための償却期間の短縮、先端サービスの普及・拡大、ユニバーサルサービスの確保、各種機器間の規格の統一・国際的調和、関連技術者の育成強化等である。

さらに、研究開発への取り組みを戦略的に強化することで、継続的にイノベーションを生み出し、その成果を新技術、商品、サービスの創出につなげ、国内市場の拡大と世界市場への積極的な展開を図ることも重要である。政府としても、ハイリスクな研究開発、実用化促進のためのテストベットの導入を進め、規制緩和等を通じ早期実用化を図るなど、新技術の積極的導入を支援する必要がある。

中間取りまとめにおいても、「ネットワーク上の情報流通を規律する中核法制として通信・放送の再編の方向性を提示したが、ユビキタスネット社会構築に向けた制度上の課題はこれにとどまるものではない」とあるが、通信・放送の法体系を再編することで終わりとするのではなく、政府には、情報通信産業の発展のため、上記で指摘した諸課題に取り組むことが求められる。

((社)日本経済団体連合会)

- 通信・放送の総合的な法体系を検討するにあたり、著作権法制との整合性は極めて重要であり、関係府省の緊密な連携が必要である。また、著作権の見直しについては、将来的な課題とせず、2011年よりも前倒しをして実施すべきである。

(マイクロソフト(株))

(2) 最終取りまとめに向けて

- 今回の中間まとめでは、法体系のあり方について論じているが、執行する側の行政組織のあり方についても平行的に議論すべきである。
マーケット重視、事業展開を促進する法体系を標榜する以上は、現在、産業振興、競争政策、規制、コンテンツ政策などが複数の官庁に跨り、取り扱われてる現状を抜本的に見直す必要があると考える。
具体的には、来る I P時代を見据え、国家行政組織法第 3 条に基づく独立行政委員会として、電気通信・放送に関する独立規制機関の設置を検討すべきである。本規制機関は、事業者、産業振興部門から独立した中立的な立場から、通信・放送分野の競争ルールの策定・執行、周波数配分などを担当すべきである。
また、最終取りまとめに当たっては、「プラットフォーム」、「端末」等、用語の共通化も含め、「ネットワークの中立性に関する懇談会」、「モバイルビジネス研究会」等の関係報告書と連携を取り、また、国民の不安感を煽ることのないよう、具体的なものとすべきである。
((社) 日本経済団体連合会)

8 全体、その他

- 来るべきユビキタスネット社会に向けて、根幹となる通信・放送法体系の抜本的な見直しが行われることを高く評価し、歓迎するとともに、今後の詳細検討フェーズにおいて、より活発な議論が行われていくことを期待しております。

(イーアクセス(株))

- 通信・放送の融合・連携が進展しつつある現状を踏まえると、法体系をレイヤー型に転換し、規律をできるだけ簡素化することについては、公平な競争を促進し、情報通信産業の進展に繋がるものであり、賛成します。

ただし、法体系の見直しにあたっては、現在のNTT法や電気通信事業法、その他のガイドライン等により整備されてきた累次の公正競争ルール(NTTに対するドミナント規制、接続ルール等)が、新しい法体系においても引き続き担保されることを前提とすべきと考えます。(KDDI(株))

プラットフォーム機能やコンテンツレイヤーについては、情報の自由な流通や新しいコンテンツの創出を促し、多様なサービスが提供されることにより、ユーザー利便の向上が図られることが重要です。過剰な規制を課すことによって市場の発展を阻害することのないよう、配慮する必要があります。

また、レイヤーを超えた垂直兼営規律については、ボトルネック設備を保有する事業者がレイヤーを超えて市場支配力を濫用することにより、公正競争促進や情報の円滑な流通が妨げられることのないよう、制度的な措置を検討する必要があります。

(KDDI(株))

- 最初に、この中間報告書のなかで、いつごろを目標にこの抜本的な総合的な法体系を導入しようとしているのか必ずしも明確ではないので、どの時期を目標に現行の法体系を抜本的に改正する予定なのかを明示していただきたいと申し上げます。このように申し上げる理由は、2010年まで議論が凍結されることになっておりますNTTグループ殿の去就が判明しない以前にレイヤー型法体系を導入することになって、場合によっては、ドミナント電気通信事業者の影響力が大きいので、法体系の再度の見直しが必要になる危惧があるからです。また地上波がすべてデジタル化されるのは2011年7月の予定ですが、この放送業界の一大イベントがネットワーク化の進展による広告収入の削減とも相まって地方放送事業者の再編の呼び水ともなりかねますので、協議されているこの総合的な法体系の導入時期を明確にして議論されるのが重要であると考えます。新たな法の施行時期の明示が不可能なら、例えば、これから予想される事項を時系列的に明示し、通信と放送のあるべき総合的な法体系の完成に向けてのフェーズドアプローチによるロードマップを作成されることをご検討願います。

次に、通信と放送の法体系が必要になってきた理由をこの報告書とは別の視点から述べてみたいと思います。すなわち、本報告書によれば、通信技術の発展により ALL IP 化が進展し、「情報の自由な流通」、「情報通信技術の恵沢のあまねく享受」及び「安全・安心なネットワーク社会の構築」の必要から通信・放送の融合・連携に積極的に対応し、競争の促進を通じて情報通信産業におけるイノベーションの進展につながるのにレイヤー型の法体系を構築することが望ましいと記述されております。しかし、無線電波による伝統的な放送サービス事業者におきましては、「コンテンツ」「プラットフォーム」「伝送インフラ」及び「伝送設備」をすべて自前で調達しサービス提供しています。いわばレイヤー独占によりサービスを提供しているのであり、新たな法体系のもとで重ねて規定することに意味が乏しく、IP 化の進展とは直接関係ないものと考えられます。むしろ、現在、通信と放送の融合が双方のサイドから徐々に進展しており、その境界領域において、旧来のメディア別で縦割りの規律ではカバーできなくなったことが通信と放送の総合的な法体系の導入の必要性を増してきたのではないかと考えております。例えば、多数のステークホルダーの意識的又は無意識的な協調又は競争によって形成されているインターネットというメディアの出現により、従来、放送事業者と多くの聴衆すなわち、「1対多数」の形態に変化がおき、ユニキャストや IP マルチキャストの出現等により無線電波を利用するような従来型の放送に取って代わり、IP ネットワークを積極的に利用するような情報伝達手段があらわれました。これは通信の範囲を超え、放送の領域に深く踏み込むことになったものと考えられます。さらには、Web2.0 にあるように情報の受け手が発信することも可能になるいわゆる「多数対多数」という新たな放送スタイルも視野に入ってきました。放送コンテンツのネットを利用した配信も可能な時代になり、放送事業者等の著作権をどのように保護するかも問題になってきており、通信の秘密や個人のプライバシー保護等の確保も益々困難な時代になりつつあります。またボトルネック設備の所有者である電気通信事業者が放送コンテンツを自由に配信することができるになれば、従来は下部レイヤーのみでの優越的な提供に留まっていたものが、上部レイヤーにまで提供が及ぶに至っては、レイヤー独占及びメディア独占により、公正競争阻害や表現の自由の足かせとなる可能性もありますので、国民生活の公共福祉推進の観点からより妥当な統一的な法体系が必要になってきたということも考えられます。さらには、貴重有限な周波数を独占的に使用することに、「1対多数」により国民に与える多大な影響力を誇ってきた放送局も IP 化の進展により過去のビジネス モデルが今後も有益なものとは考えられない時代になりつつあり、今後どのように放送産業というものを、進展させていくかという産業政策的な観点からの考察も必要です。そして、諸外国ですでに導入されているように、周波数の有料化等の検討も必要になるかもしれません。つまり通信技術等の進展により、通信と放送の垣根が低くなってきたので、今までの個別具体的な規制方法では弊害がでてきたことにより、新たな総合的な視点での法体系の元、通信・放送一体となった法体系の整備が必要になったというのが、今回検討されている大きな要因ではないかと考えます。

(K V H (株))

- 現行の9法を、情報通信法として統合した法制度（以下、「融合法制」という。）への移行は、大規模且つ抜本的な法改正であり、関係事業者の事業運営並びに事業者間の競争環境、ひいては国民が享受するサービスにも相応に影響を及ぼすものになると考えられます。新たな法体系への移行の結

果、特定の事業者が有利に事業運営を行えるようになったり、特定の利用者が不利益を被ったりするようなことがあってはならないことは言うまでもなく、新たな法体系は、事業者間の適正な競争を促進し、それをもって国民利便の最大化に資するものである必要があります。

その意味で、新たな情報通信法は、基本的には各々の事業者の自由な戦略に基づく自由競争を可能とするものでありつつも、ボトルネック設備を有する事業者に対しては厳格な規制を課すという非対称規制の体系を維持することが必要です。

なお、この非対称規制は、自由競争の結果、多くの市場シェアを獲得した事業者に対しても一律に規制を課すものであってはならず、規制の対象は電気通信における加入者回線等のボトルネック設備を有する市場支配的事業者に限定する必要があります。

すなわち、ボトルネック設備を有する事業者である NTT 東西に対して、NTT 法や電気通信事業法等により現在課されている各種規制は、事業者間の公正な競争環境を確保するために不可欠であり、新たな法体系の下においても引き続き維持される必要があると考えます。

また、通信・放送の在り方に関する政府与党合意（平成 18 年 6 月 20 日）において、NTT の組織問題については、2010 年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得ることになってはいますが、融合法制への移行においては、NTT の組織問題に関する議論の動向を踏まえた法体系の整備が必要不可欠であり、融合法制に係る法案の国会提出を 2010 年、同法の施行を 2011 年と予定していることに鑑みると、NTT の組織問題に関する議論を 2010 年を待たずに早急に開始すべきであると考えます。なお、融合法制の目的が、真に公正な競争環境を整備し、サービスの多様化を推進し、ユビキタス社会を実現するというものであるのなら、NTT の資本分離・上下構造分離の実現は必要不可欠であると考えます。

（ソフトバンク B B (株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)）

○

1. 当協会は、インターネットの陰の部分への対策に従来から取り組んできており、プロバイダ責任制限法関係ガイドラインや、昨年 11 月に発表した「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の策定において中心的な役割を担ってきている。

インターネット上のコンテンツの在り方に係わってきた観点から、今回の中間取りまとめにおけるコンテンツに対する方向性については、EU 法をモデルとした基本的な大枠など賛同するものである。

2. 業界としてガイドライン等による自主規制を中心に、ネット社会の安全・安心な取り組みを推進してきているが、インターネット上のコンテンツは通信業界以外の関係者がさまざまな情報発信を行っており、利用者にとって不適切なコンテンツ（違法・有害情報等）に関しては通信業界のみで対処することは困難な点も多く、対応にも限界があると認識している。

今後の法制度のさらなる検討に際しては、すべての関係者が対象となる枠組みを検討することが重要である。

3. また、今後の具体的な検討に際しては、ネット社会における実態を十分ふまえた上で、慎重な検討を行うことが重要と考えており、以下をふまえて

検討いただきたい。

- ・ メディア特性を議論するにあたって、WEB 2. 0に見られる双方向性のあるサービス（コンテンツ）への検討が更に必要。
- ・ 違法・有害なコンテンツが発生することを未然に防止することを狙いとするのか、その法的救済に力点を置くのかの議論も必要。
- ・ 技術的に中立なコンテンツ規律を目指すことに異論はないが、技術的特性への配慮も必要。
- ・ 青少年保護に関しては保護者の選択が常に重要であり、コンテンツの発信規制のみに依存せず、多角的な検討が必要。

((社) テレコムサービス協会)

- 情報通信分野においては、固定と移動、通信と放送等、様々な分野で従来の市場の枠を超えたサービスの融合化が進展し、様々な事業者が多様なサービス・ビジネスモデルの展開に取り組み始めているところであって、今後の市場の発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっているところです。従って、情報通信分野のダイナミックな発展及び、健全な競争の促進の観点からは、インフラ整備や新規サービス開発を進めようとしている事業者の意欲を殺ぎ、多様なサービス・ビジネスモデルの展開の芽を摘むことがないよう、まずは各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹し、あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づく事前規制をかけないなど、規制は必要最小限にとどめることが適当であり、その旨を基本的な考え方として明記することが必要と考えます。

(西日本電信電話(株))

- 平成18年6月20日の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」では、“通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。”とされていますが、今般の中間取りまとめでは、「基幹放送の概念の維持」について具体的に論じられていない点が懸念されます。

((株) 静岡朝日テレビ)

- デジタル化やIPによる情報通信産業の構造変化を踏まえ、法体系を「縦割り」から「レイヤー構造」へ転換し、現在の通信・放送法制を「情報通信法(仮称)」として一本化するという狙いについては一定の理解をするものです。しかしながら、法体系を「レイヤー構造」に転換する必要性や、その効果、メリット等については一般論の域を出ず、具体性に乏しいと言わざるを得ません。経済、産業だけでなく、我が国の市民社会と文化形成にまで大きく影響する分野だけに、効果、メリットをまず具体的に示すことが、法体系のあり方を検討する際の前提になると考えます。

例えば、法体系の見直しは、言論・表現の自由にどのような影響を与えるのか、また、現在の法体系が国民生活や産業、経済に不利益を及ぼしているとするれば、それはどのような点なのか、具体例の例示を含め、法体系見直しの効用について、合理的な説明が必要と考えます。特に「基幹放送」で

ある地上放送については、現行の電波法、放送法が良好に機能しており、法体系をレイヤー型に転換する利点や意義が見出せません。

また、今後、ユビキタス、マルチ情報インフラ環境が整備される中で、どうすれば信頼性と公共性の高い情報源を社会として維持できるか、という視点も欠落しているように思います。「良い情報」「悪い情報」の分別を国民一人ひとりに委ねる、という考え方もありますが、メディア・リテラシーの不足はしばしば指摘される場所であり、また社会として、国民が等しく、必要最小限の情報にアクセスできるように保障するという視点も不可欠と考えます。コンテンツ産業の育成も重要な視点ですが、まず確かな社会情報インフラの確保、育成が優先されるべきと考えます。

そのためには、「基幹放送」の概念が重要と考えます。昨年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に至る一連の放送改革論議において、民間放送事業者は、基幹放送の社会的役割の重要性に鑑み、ハード・ソフト一致原則など、地上放送の根幹を成す規律の堅持を一貫して主張してきました。政府与党合意では、通信と放送に関する総合的な法体系の検討にあたり、「基幹放送の概念の維持が前提」と明記されましたが、これは、基幹放送の存在を制度上、積極的に位置付けるべき、との認識を示したものと受け止めています。国は、基幹放送としての社会的な機能の維持と強化のために、どのような制度的対応を図れるのかをまず検討すべきです。

「通信コンテンツ」に対する規律の導入については、それによってインターネット上の表現活動が制約されるという危惧を抱かざるをえません。伝送路についての有限・希少性がないインターネットに対しては、原則として規律・規制をかけるべきではないと考えます。また、インターネットを利用したコンテンツ配信サービスは、国内事業者に対し規制をかけても、法の適用を受けない外国からの配信などを取り締まれないということも念頭におくべきです。

「放送」と「通信」は、それぞれ目的、役割が異なっており、単なる伝送路の問題としてとらえるべきではないと考えます。制度設計にあたっては、両者の“融合”を前提とするのではなく、それぞれの特性に応じた制度設計とすべきです。今回の中間取りまとめは「コンテンツに関する法体系のあり方」として、社会的機能、影響力に基づき「特別メディアサービス」「一般メディアサービス」「公然通信」の3類型を提示していますが、視聴者は「放送」という名称から、情報や番組の信頼性、安全性を想起している面が大きく、仮に法体系を見直すとしても、放送の理念および「放送」という名称は残すべきと考えます。

((株) テレビ朝日)

○ 「レイヤー型法体系への転換が国民生活にもたらす意義を明確にすべきである」

現在の考え方は技術・産業振興にのみ重点を置いており、この転換が国民の生活に及ぼす意義については明示されていない。「誰」の求めによりこの法体系の転換が行われようとしているのか。一部の主張により早急な転換を行うのではなく、国民及び関係事業者等から幅広く意見を徴収し、国民全体の幸福をより増進するために、「変更ありき」ではなく現状の正当な評価をも含めた、より慎重な議論の進め方を要望する。((株) テレビ東京)

「単純な三層のレイヤー化では、国民生活にとって必要な情報伝達という、重要な社会的機能を果たせなくなる恐れがある」

「コンテンツ」「プラットフォーム」「伝送インフラ」という単純なレイヤー化は、社会全体の発展・健全な民主主義の育成・災害時などにおける国民の安全性の確保等といったより公共性の高い情報を安全で正確に国民に送り届けるといふ、社会全体あるいは国民生活にとって最も重要な情報伝達機能を、不安定なものに変質させてしまう恐れがある。特に地上テレビジョン放送事業者は、その高い公共性から、国民生活にとって重要で必要な情報伝達に関しては、自己の責任と企業努力により、安定した形で国民に送り届けることができるシステムを長年にわたり築き上げてきた。そのような現状を無視して性急に単純なレイヤー化を進めるのではなく、場合によっては例外規定を明示的に設定するなど、より国民生活の実態に即した実効的な検討が行われることを要望する。

((株) テレビ東京)

- 今回の中間取りまとめは放送と通信の融合を前提とし、ハードソフト分離の考え方に基づくレイヤー型法体系への転換を指向している。しかし、基幹メディアである地上波テレビが国民の知る権利に答え、憲法で保障される表現・言論の自由を体現するためにはハードソフト一致の現行の事業形態こそが最適であると考え。言論の多様性の担保、地方文化の向上への寄与、災害報道時の機敏できめ細かな情報発信等はハードソフト一致の体制だからこそ為しえらるる。現行の電波法、放送法のもとで良好な放送が維持できており、放送事業者、視聴者にとりレイヤー型法体系への転換の意義が明確でない。

諸外国の法体系の例の中で、EUはレイヤー型を指向しているが、米国はサービス別の法体系を維持している。EUのレイヤー型法体系が現状どのように機能しているのか、米国がなぜ従来型の法体系を維持しているのか等詳細な検討が不足しており、EU、米国ばかりでなくその他諸国の事例等も検討が必要である。

(名古屋テレビ放送 (株))

- - 1 「中間取りまとめ」においては、電磁的な手段による情報流通に関する法制（情報通信法制）について、従来の放送・通信の法体系の集約を目指す方向が示されていますが、情報政策としての観点からは、情報通信産業の規律体系としての視点に偏することなく、ICTの進歩発達や質のよいコンテンツの流通による恩恵が広く利用者・国民に行きわたるようにすること、国民生活にとって重要な基本情報について個人間の格差が生じないようにすることなど、受け手にとってどのような利益がもたらされるのか、そして、そのためにどのような仕組みが適切なのかという視点に立って十分な議論が行われることが非常に重要であると考えます。

今後、研究会において、こうした視点からの検討がさらに深められることを期待します。

- 2 「中間取りまとめ」では、情報通信を「コンテンツ」「プラットフォーム」「伝送インフラ」の3つのレイヤーを基軸として分類し、それぞれについ

て規律する「レイヤー型法体系」の考え方が示されています。

そもそも、情報政策全体として見れば、情報内容に対する規律は、憲法で保障された表現の自由との関係において、社会的機能や社会的影響力があることをもって一般的に正当化されるものではなく、仮に認められるとしても極めて例外的に許容されるものだと考えます。

こうしたことを踏まえ、「中間取りまとめ」で示されている「レイヤー型法体系」の考え方が、コンテンツに対する規制強化につながることはないよう、コンテンツに対する規律は、その根拠について慎重の上にも慎重な検討を行う必要があると考えます。また、規律の対象範囲や内容については、十分な明白性、明確性が確保されなくてはならないと考えます。

- 3 1に述べた利用者・国民の視点に立った情報政策という観点からは、利潤動機に基づく企業活動のみによっては実現され得ないような、公共的な情報環境の確保・整備という観点も極めて重要だと考えます。NHKは、視聴者全体によって支えられる公共放送として、こうした基本情報の提供に貢献してきたものと考えており、新たな法体系の下でも、そのような存在として位置づけられることが、利用者・国民にとって望ましい情報環境という観点から重要だと考えます。

公共放送のあり方については、今回の「中間取りまとめ」では触れられていませんが、求められる機能・役割が十全に果たされることを前提として、新たな法体系の下での位置付けをできるだけ早い段階から、全体との整合性を確保しつつ検討することが適切と考えます。

なお、その具体的なあり方等については、今後、公共放送機関であるNHKの意向も十分聴きながら検討を進められるよう要望します。

(日本放送協会)

○

- ・ 本研究会は、昨年6月20日に政府与党合意された「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに無結論を得る」に基づき、開催されたものですが、今回発表された「中間取りまとめ」の中では「前提」とされた「(ハード・ソフト一致の)基幹放送の概念の維持」が十分に言及されないまま、地上放送の法制度をレイヤー型法体系に変更することを提案するものとなっています。

「中間取りまとめ」ではさらに「レイヤーを超えた垂直型事業統合・連携は原則、事業者判断」としてハード・ソフト一致も可能であるとの考えを示しています。

しかし、「基幹放送」たる地上放送の法制度とは「一致も可能」ではなく、本来「一致すべきもの」です。こうしたことから、私共は「中間取りまとめ」についてその総論において反対を致します。

- ・ 現在、放送には様々な形態があります。その期待される役割の違いから、基幹放送でハード・ソフトが一致する地上放送と、基幹放送ではなくハード・ソフトが分離する放送があります。仮に本研究会が「レイヤー型法体系」の導入を目指すならば、それは適合性の高い、後者の放送に限定すべき

であると考えます。

基幹放送としての地上放送は、マスメディアの集中排除原則や放送の二元体制、あまねく普及の観点など公共の福祉や表現・言論の自由を維持する高い規律が求められており、現行法制でそれらは実現されております。

従いまして、今後の研究会におかれましては基幹放送の概念の尊重とその維持について議論を深めていただくと共に「レイヤー型法体系から地上放送は除外する」という考えを是非、お示し頂きたいと考えます。

(日本テレビ放送網(株))

○ 〈総論〉

昨年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に至る一連の放送改革論議において、われわれ民間放送事業者は、ジャーナリズムとエンターテインメントを2本柱とする基幹放送(=地上ラジオ・テレビ放送)の社会的役割に理解を求め、ハード・ソフト一致原則、地域免許制度など地上放送の基盤を成す規律の堅持を一貫して主張してきた。政府与党合意では、通信と放送に関する総合的な法体系の検討について、「基幹放送の概念の維持を前提に」と明記されたが、これは、国民の生命や身体の安全に貢献し、生活に不可欠な情報を提供するプレーヤー(=基幹放送)の存在を制度上、積極的に位置づけるべきだとの認識を示したものである。

国民の重要な生活インフラである「情報通信」の規律・規制を見直すにあたっては、言論表現の自由などの「国民の権利」の保障と、情報の流通促進による「産業振興」の双方を重視した複合的な制度整備が求められる。ただし、前者は民主主義社会の基本原則であり、後者は技術革新と経済環境の動向によって変化することに十分留意すべきである。したがって、まず、前者を基本理念として法に前置し、その保障を担保することが大前提となる。そのうえで、現行の放送法の理念、放送法の骨格を成す「民放・NHKによる二元体制」の意義、地上ラジオ・テレビ放送(=基幹放送)やBS放送(=準基幹放送)、CS放送、有線テレビジョン放送など多様な放送群が果たす社会的役割を含め、メディアが果たす文化的役割やジャーナリズム機能について、基本理念として十分に踏まえるべきである。

いわゆる“ユビキタスネット社会”における「言論表現の自由」「国民の知る権利」「通信の秘密」「匿名情報の社会的影響」等は、放送事業者としても真剣に取り組むべき課題であると認識している。中間取りまとめにおいて、こうした原理的な諸課題への論及が希薄で曖昧な記述のままに法体系の見直しに走るのは拙速であり、むしろ民主主義社会の機能を損なうおそれがあるものと危惧せざるを得ない。

中間取りまとめが提唱するレイヤー型法体系への転換については、その必然性が十分に説明されているとは言い難い。例えば、法体系の見直しは、自由闊達な言論表現や、多様で豊かな地方文化の醸成にどのように寄与するのだろうか。国民にとって望ましい情報環境はどうあるべきかとの考察を深めるべきである。現在の法体系が国民生活や産業経済に及ぼしている具体的な不利益を含め、法体系見直しの効用について、より合理的な説明が必要である。「基幹放送」たる地上放送(ラジオ、テレビ)については、現行の電波法・放送法による規律が良好に機能しており、法体系をレイヤー型

に転換する具体的な利点や意義は見出せず、したがってレイヤー型への転換には反対である。

「通信」コンテンツに対する規律の導入については、インターネット上の表現活動の制約につながる懸念を払拭できない。“有害コンテンツ”の社会問題化は民間放送事業者としても認識しているが、違法とまでは言えない“有害コンテンツ”の排除は関係事業者による自主的な取り組みに委ねるべきである。伝送路資源に有限希少性がないインターネットに対しては、原則として規律・規制をかけるべきではないと考える。また、インターネット網を利用したコンテンツ配信サービスは、“国内事業者に対する規制”では、法の適用を受けない外国からの配信など潜脱行為の横行は必至であることも考慮すべきである。

そもそもコンテンツ規制の「実効性」は伝送路の特性に依存する部分が大きく、「通信」と「放送」で規律・規制の実効性に相当の差があるのは当然である。したがって、制度設計は両者の“融合”を前提とするのではなく、それぞれの特性に応じて存置させることが国民視聴者の利益になると考える。“名は体を表す”という格言のとおり、国民視聴者は「放送」という名称から、情報や番組の信頼性・安全性と社会的役割を想起し、そうした認識を共有している。したがって、情報通信法制を見直すとしても、放送法の理念および「放送」という法律上の名称を積極的に継承すべきである。

〈各論〉

1. 「レイヤー型法体系」による通信・放送法制の抜本的見直しについて

中間取りまとめでは「レイヤー型法体系」を指向するEUの動向に比べ、米国の動向に関する記述が少なく、現状認識としてバランスを欠いている。コンテンツ産業・メディア産業の規模がより大きい米国において、サービスごとの「縦割り」法体系が採用されている事由や、現行法体系を抜本的に見直す動きがない事由について詳細な検討を行うべきである。EUの全体方針を受けた加盟各国の動向、米国やEU以外の国に関する状況整理も必要である。

レイヤー型法体系においては、その時々のメディアサービスや公然通信の社会的機能や影響力の態様を行政が適宜判断して、事業者への免許・認定・登録などにかかわる類型を変更することが想定され、こうした類型の変更手続きは省令に委ねられることが想定される。コンテンツ規制はまさにサービスモデル規制であり、この行政判断が曖昧であったり、恣意的であったりすると、事業者の自由旺盛な事業活動を妨げる可能性だけでなく、国民の「表現の自由」「知る権利」「通信の秘密」を不当に侵害または制約するおそれがある。「公然性の有無」「社会的機能や影響力」の判断基準や判断主体については、軽々に結論を出せるものではないと考える。

著作権法など関連制度との関係について、国際条約等との整合性を含めてどのように整理していくのか、関連制度を見直す場合にはどのような影響が想定されるのかを明確にすべきである。

地上放送の区域免許の考え方とケーブルテレビ再送信に関する問題など、現行制度における不整合を解消することについても、あわせて検討すべきである。

2. 「公然性を有する通信」に対するコンテンツ規律の導入について

放送のデジタル化や通信ネットワークのIP化が進み、情報の配信や入手における利便性が飛躍的に高まる一方、ネットワークを流れる情報の信頼性をどう確保すべきかが社会全体の課題とされている。中間取りまとめは新たな通信・放送法制の基本理念の一つに「安全・安心なネットワーク社会の構築」を掲げ、公然性を有する通信（公然通信）について、「関係者全般が遵守すべき『共通ルール』の基本部分を規定し、ISP（インターネット接続事業者）や業界団体による削除やレイティング設定等の対応指針を作成する際の法的根拠とすべきである」と述べている。もとより、「安全・安心なネットワーク社会の構築」の重要性はわれわれ民間放送事業者も理解するところであり、“有害コンテンツ”が社会問題化している現状は認識している。すでにインターネット上では“有害コンテンツ”の自主規制が行われているが、その規制対象は違法ではない表現内容であり、規制主体は情報伝達者たるISPであることが一般的である。

インターネット上の表現行為にコンテンツ規律を導入することは、たとえそれが罰則を伴わない理念的な規定であっても、本来は制限すべきでない表現行為にまで広く規律の網をかけることになる。中間取りまとめが提唱する「共通ルール」の策定は、ISPはじめ関係事業者に一層の萎縮効果をもたらし、自由な言論・表現の制約につながるおそれは否定できないと考える。

3. 「基幹放送」の位置付けについて

かつて、無線通信で大量の情報を多くの人々に瞬時に伝達できるようになり、その社会的影響力の大きさゆえに「通信」から切り分けられ、「放送」が生まれた。日本社会において放送は、人々の生活に必要な情報（報道・ジャーナリズム）と暮らしを豊かにする娯楽（エンターテインメント）を、全国にあまねく送り続け、それを見たり聴いたりしてもらうことによって、国民視聴者にとって共通の情報価値を持つ「基幹メディア」となっている。

地上放送に関しては現行の電波法（伝送インフラ規律）と放送法（自主自律によるコンテンツ規律）による二重構造が良好に機能していると考えられる。電波法に基づく放送局免許は“施設免許”であり、番組内容に対する行政の直接的な審査・関与を防ぐことで、放送の自由を制度的かつ厳格に保障してきた経緯がある。こうした「ハード・ソフト一致」の事業形態によって、日本の地上放送は国民の福祉と文化（特に地方文化）の向上に、大いに貢献することができた。「基幹放送」たる地上放送の法体系をレイヤー型に転換することには具体的な利点や意義は見出せず、番組内容に行政が直接的に介入することを認めるものであり、反対である。

地上放送の特徴は、その「地域性」にあり、地域情報の取材・発信を中核とした活動全般を通じて、国民が享受しうる情報の「地域性」確保に大きな役割を果たしている。中間とりまとめでは、こうした「地域性」を制度上、どのように担保していくのか明らかではないが、現行の地上放送の県域免許制度の仕組みは、将来にわたって堅持されるべきである。

中間取りまとめでは、地上ラジオ放送、BS放送への言及がなく、地上テレビ放送に関する記述とのバランスを欠いている。地上ラジオ放送やBS放送は全国の視聴者が利用可能なサービスであり、通信・放送法制の見直しにあっては、その社会的役割や影響力を踏まえ、基幹放送たる地上ラジオ放送、準基幹放送たるBS放送の位置付けを明確にすべきである。

なお、中間取りまとめでは「マストキャリアー・マストオファー制度」に言及しているが、基幹放送のように高い公共性、地域性を有するメディアに

ついて、何ら改変を加えることなく配信、伝送する義務などを伝送サービスに課すことは重要な検討課題である。

((社) 日本民間放送連盟)

- 総じてこの「中間とりまとめ」は、「通信と放送の融合」を無条件の前提として拙速に法体系を一本化して整備を進めることに大きな問題がある。放送は免許上も地域性が重視されてきたにもかかわらず、国境すら飛び越える通信と同列に論じることは、放送の育んできた地域性や文化性を失いかねない。「レイヤー型法体系への転換」の必要性についてはなんら説得力が感じられず、こうした「転換」ありきの姿勢には、重大な危惧をおぼえる。さまざまなメディアを「コンテンツ」と称して一つの法体系の下で規律しようというのは、あまりにも乱暴であり、コンテンツの制作・流通について産業としての側面ばかりを強調し、放送の文化的側面を軽視していることも大きな問題である。コンテンツは人の手で創造されるものであり、コンテンツを生み出す人材の保護・育成がなければ、いくら流通の自由度を高めてもその内実は空疎なものとなる。情報流通の法整備に際しては、「有害なコンテンツの排除」を優先した法的規制という枠組みから離れて、優良なコンテンツの創造に資するような支援策を中心に据えた発想こそが求められる。

(日本民間放送労働組合連合会)

- 中間取りまとめでは、放送法によって律せられているNHKの在り様についての言及がありません。我が国の放送が公共放送(NHK)と民間放送事業者の二元体制下で両者による適切な役割分担によって発展、存立してきた経緯があり、この二元体制によって国民が、豊かな番組コンテンツ(オリンピックやワールドカップサッカー等)、必要な情報を無料広告放送、或いは月々の受信料負担で視聴できたメリットはきわめて大きいと考えます。今回、新法制を導入することで、欧米のように有料放送或いはCATVのような有料視聴形態が中心となり、「お金を払わないと国民が必要な情報も得られない」様な体系になってしまうことがないように、公共放送のあり様も含めて十分な論議と検討が行われるべきだと考えます。((株) 毎日放送)

本研究会の取り組んでいる内容は実に我が国の放送・通信制度を根底的に見直すものであり、その結果は国民生活に非常に大きな影響を及ぼすものです。今後の検討作業に当っては、様々な観点からの意見聴取を行い、十分な時間をかけての自由闊達な議論がなされた上で、立法府による精緻な法制定審議がなされることを切望します。

((株) 毎日放送)

- 本来、放送事業者が制作するコンテンツは、電波という伝送路を使うことによって同時性を確保された状態で広く国民に視聴されることを前提に制作されているものである。その放送コンテンツの一部が結果としてインターネット等の通信メディアで再利用されることはあっても、通信での利用を前提に制作されたコンテンツとは自ずとその性格が異なるものである。放送と通信の技術面での革新により両者の親和性が確立されたが、コンテンツ

の流通環境改善を急ぐあまり、それぞれのコンテンツの本来の特性を鑑みることなしに同一のレイヤーの中で規律を構成しようとするには無理を感じざるを得ない。すでに放送コンテンツの規律は、事業者による自律的活動と現行の放送法さらには電波法の中で良好に確保されてきており、今回の法整備にはその必然性を認めたい。

地上テレビ放送は半世紀以上の歴史の中で、国民の生活に必要な情報と健全な文化形成の役割を担ってきた。特に災害など非常時での速報性は放送のみが有する機能であり、他のメディアと比較をしても、放送が持つ公共性や社会的影響力は特別に強いものがある。これは地上テレビ放送が高いコンテンツ制作能力を保持してきただけでなく、送出に至るまでの設備を所有しているからこそ可能になるものである。今後も地上テレビ放送においてはハード・ソフトの完全一致はその機能を発揮するために必要な原則であり、仮に今回のとりまとめが示すレイヤー型法体系が導入されようとも、確実に確保されるべきものとする。またサービスの呼称についても、地上テレビ放送は「特別メディアサービス」といった広い範囲のものではなく、「基幹放送」として他メディアサービスとは明確に区別されるべきものとする。

(読賣テレビ放送(株))

- 現行の通信・放送法制は、産業法制は別として「表現の自由」「通信の秘密」等、憲法上の基本的人権と有線無線の伝送路の特徴・限界をもとに、これらを具体化また享受していくかを目指してきたものと考えます。種々の伝送路について最大限具体化される方向で制定、運用されたもので60年近くの期間定着し、また新しいメディアに対してもこの考えの下で柔軟に対応が可能であった。今回の中間報告はレイヤー型法体系はどうあるべきかの視点が強く、どのような理念(情報権についても明確な定義・コンセンサスはない)を達成するために、いかに効率的、またふさわしいのかの具体的な十分な説明がない。基本的人権にかかわる基本法制として、より幅広い詳細な検討を行うべきである。

地上ラジオ放送については、現行の放送法においては地上テレビジョン放送とコンテンツ面では同様の規程が適用されており、また社会的・文化的においても同じ機能を果たしており、「特別メディアサービス」に分類されると理解します。そうすればコンテンツ面では現行の規律をベースに、また伝送インフラにおいては電波法に基づき審査することとされており、ラジオを含む地上放送を新たな体系に位置づけ直すことの実質的な意味があまりなく、レイヤー型法体系の適用は必要ないとする。

コンテンツにおいても伝送路においても、メディアの地理的な広がりや地域性は、その特徴を考える上で不可欠の要素である。地上放送の特徴は、その「地域性」にあり、地域情報の取材・発信を中核とした活動全般を通じて、国民が享受しうる情報の「地域性」確保に大きな役割を果たしている。中間とりまとめでは、こうした「地域性」を制度上、どのように担保していくのか明らかではないが、現行の地上放送の区域免許制度の仕組みは、将来にわたって堅持されるべきである。

地上ラジオ放送については、中間とりまとめでは言及がなく、地上テレビ放送とバランスを欠く。基幹放送たる地上ラジオ放送の位置付けを明確にすべきである。

((株)エフエム東京)

○

1 地上ラジオ放送の位置付けについて

中間取りまとめでは、基幹放送である地上ラジオ放送への言及がなく、地上テレビ放送に関する記述とのバランスを欠いている。地上ラジオ放送は、全国の聴取者が利用可能なサービスであり、通信・放送法制の見直しにあつては、その社会的役割や影響力を踏まえた検討が必要である。

2 「レイヤー型法体系」による通信・放送法制の抜本の見直しについて

中間取りまとめが提唱する新たなレイヤー型法体系への転換については、その必要性が十分に説明されているとは言い難い。現在の法体系が国民生活や産業経済に及ぼしている具体的な不利益を含め、法体系見直しの効用について、より合理的な説明が必要である。

基幹放送である地上ラジオ放送については、現行の電波法・放送法による規制が良好に機能しており、法体系をレイヤー型に転換する具体的な利点や意義は見出せず、したがってレイヤー型への転換には反対である。

国民聴取者は、「放送」という名称から、情報や番組の信頼性・安全性と社会的役割を想起し、そのような認識を共有している。放送法の理念や「放送」という法律上の名称を積極的に継承すべきである。

((株)エフエム福岡)

○ 当社はラジオ単営社として、長きにわたり放送文化の発展、寄与のために一翼を担ってきたと自負しておりますが、その観点からあらためて意見を述べさせていただきます。放送、通信網がデジタル化されるとともに、それぞれの連携、融合が進んでゆく中で、放送、通信の法体系を見直すことには基本的に賛同いたします。しかしながら、本中間とりまとめ中、特に「コンテンツに関する法体系のあり方」のなかで“地上ラジオ放送”についてまったく触れられていないのは、ラジオ媒体が果たすべき役割を軽視していると思わざるを得ません。非常災害時を例に挙げるまでもなく、地上ラジオ放送は全国民がもっとも簡便に情報を得ることのできるサービスであり、あまねく普及しているメディアであります。デジタル時代にあつても、過去のノウハウの蓄積を踏まえたうえで、新しいサービスを具体化すべく、現在総務省のご指導のもと、実用化試験放送がおこなわれております。通信、放送法制度の見直しにあつては“地上ラジオ放送”も含め、メディアが本当に果たすべき社会的役割を十分に考慮した上での検討をおこなっていただくことを、強く要望いたします。

((株)ニッポン放送)

○ 「レイヤー型法体系」に転換するか否かはともかく、産業振興策として新しい規律が必要となる場合、その規律が言論、表現の自由をいささかでも

制約する懸念があれば、産業振興より民主主義社会の基盤である言論、表現の自由を優先させるべきと考える。新しい規律で「情報の自由な流通」を促すより、「自由な言論、表現」を担保することの方が重要であるからだ。中間取りまとめは「レイヤー型法体系」への転換という結論を急ぐ余り、現法体系の問題点、その問題点を克服する方法、現法体系をかえる必然性について十分言及していない。BS放送や地上ラジオ放送についての考察もなく、通信・放送の全体像が見えてこない。総じて議論が未成熟で、今後の研究会の動向を見守りたい。なお、昨今の放送政策を顧みると、例えば放送免許は本来「施設免許」であるのに、行政の直接、間接的な放送局への関与がコンテンツの領域に逸脱しつつある懸念を持たざるを得ない。通信・放送の規律の有り様を考える場合、言論、表現の自由を束縛しないことを大前提とするべきだ。

((株) ビーエス朝日)

- 通信・放送の融合・連携に対応したレイヤー型法体系の転換を図ると共に、利用者保護や競争促進等のための最低限維持すべき規律を除き、可能な限り明確化、簡素化、規制緩和を図るとした「中間取りまとめ」の趣旨に賛成します。しかしながら、具体的な制度設計については、検討すべき課題が山積していると認識しています。当社は衛星通信事業者・受託放送事業者として20年余に亘り、いわば通信・放送融合の先駆的役割を果たしてきた経験を活かして、これら課題の解決に向けた検討に積極的に参画し、世界に誇れる情報通信法制の策定に貢献したいと考えます。

(宇宙通信 (株))

- 既に通信と放送の垣根がなくなり、インターネットの普及、衛星放送の発展から多メディア時代となった現実から鑑みて、今回の法体系の見直しは時宜を得たものであると考える。しかし、従来の法制度を抜本的に見直す場合は、関係事業者に混乱を与えないような配慮が必要であると考え。また、今回の見直しにあたっては、現行の法制度の下で進められてきた規制緩和の方針が堅持されることを希望する。

((社) 衛星放送協会)

- 当社をはじめ多くのケーブルテレビ事業者は既に放送及び通信サービスの提供を行っているため、放送・通信の枠組みを撤廃したレイヤー型法体系への転換については賛同する。ただし、法制度の規制緩和・簡略化及びドミナント規制の強化が継続されることを前提とする。

((株) ジュピターテレコム)

- ケーブルテレビを示す文言として、ケーブルテレビ、有線テレビジョン放送等が見受けられましたが、使用文言を統一した方が理解しやすいと考えます。

((社) 日本ケーブルテレビ連盟)

- 今回、総務省が示した「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」については、民主主義の根幹をなす言論・表現の自由や報道のあり方に重大な影響を及ぼすと懸念する。

「中間取りまとめ」では、通信・放送を縦割りにした現行法制を、「コンテンツ」「プラットフォーム」「伝送インフラ」の三つに整理した法体系に転換し、「情報通信法（仮称）」として一本化。「コンテンツ」に関しては、社会的な影響力に基づき、「特別メディアサービス」「一般メディアサービス」「公然通信」に分類し、それぞれ規制を設けることを提言している。しかし行政当局が社会的な影響力に基づいて恣意的な分類を試みようとすることは、言論・表現の自由への公権力の介入につながりかねない。

通信の分野には現在、法的なコンテンツ規制はない。言論・表現の自由を守る観点から当然である。新たに「公然通信」という概念を導入して、あらゆるインターネットコンテンツを包括的に規制する必要性はないと考える。

一方、個人・企業への誹謗中傷や公序良俗に反する有害なコンテンツに対する適切な規制については今後議論・検討が必要である。しかし、通信行政当局がインターネットコンテンツ全般に規制の網の目をかける「情報通信法」はその対応策としては不適切であり、ネットの健全な発達を阻害する恐れもある。

「中間取りまとめ」の提言がそのまま実現されると、国民の自由な言論・表現活動や報道に対する公権力の介入につながり、憲法 21 条が保障する言論・表現の自由が脅かされかねない点を強く憂慮する。

((株) 日本経済新聞社)

- 通信・放送に関する法制度の見直しを進めてきた「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」の「中間取りまとめ」は、これが制度化されれば、我が国の情報産業に大きな変化をもたらされるだけでなく、言論・表現活動や報道のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

「中間とりまとめ」は、通信・放送を縦割りにした現行法制度を、通信と放送の枠を超えて、「コンテンツ」「プラットフォーム」「伝送インフラ」の三つに整理した法体系に転換し、「情報通信法（仮称）」として一本化することを提唱している。このような法体系の抜本的再編に際しては、なによりもまず、現行制度の十分な検証が不可欠と考えるが、それが行われた形跡がうかがえない。通信・放送の融合の時代においても、言論・表現の自由は民主主義の根幹をなすものであり、「中間とりまとめ」の指し示す方向性によって、それが確保されることになるのかどうか、疑念を抱かざるを得ない。

特に「コンテンツ」に関しては、メディアを社会的な影響力に基づき分類し、インターネット上の情報を規制することを提言しているが、「中間とりまとめ」の提言がそのまま実現された場合、言論・表現活動や報道に対する公権力の介入につながり、憲法 21 条が保障する言論・表現の自由が脅かされることを危惧する。コンテンツ規律については、現在も「通信の秘密保護」を踏まえて制度化がなされており、違法・有害コンテンツ流通対策

として、はたして、関係者全員が遵守すべき新たな「共通ルール」を策定するのがよいのかどうか、さらに広範囲の関係者をまじえた慎重な議論が必要であるとする。情報産業振興をうたいながら、メディア規制を容易にするようなコンテンツ規律は導入すべきではない。

通信と放送の融合という時代を迎えつつある今、新たな法制度の整備にあたるのであれば、公正競争の促進や国際競争力の強化という産業政策的な視点だけでなく、国民生活に不可欠な情報の流通の確保、言論・表現の自由の確保に格段の意を用いるべきである。

((社) 日本新聞協会)

- 我が国の現状や諸外国の動向を踏まえた上で、1950年に制定された電波法・放送法を含む関係法や制度を抜本的に再編するという方針に則った「中間とりまとめ」となっており、基本的には賛同致します。

我が国のICT分野は、既存法制度を大きく改めずに随時対応する事でその発展が促されてきており、コンテンツ/プラットフォーム/伝送インフラのそれぞれが最適値を追求した運営を行ってきました。主に伝送インフラをベースとした縦割り制度下では、今後一層の競争環境は生まれず、完全デジタル元年を目指したレイヤー型の法体系への転換を急ぐべきであります。

今回の法体系の再編は包括的なユビキタスネット法制の確立に向けた大変革であると認識しております。関係事業者・団体と共に、著作権法制など関係府省との密な連携の元に、総合的な法体系の枠組みの策定をお願い申し上げます。

(伊藤忠商事(株))

- 主題の件の中間取りまとめでは、言論の自由・表現の自由に対する高い見識が、さほど見受けられないようにも思えますので、世界に出しても恥ずかしくないものにしていただきたいものです。

(平和と人権研究会)

- 相互接続料金については、活発且つ健全な競争環境を維持し、政府が介入することなく市場主導により決定されるべきである。

消費者は、適切な接続性と最低限のサービス品質を保証されるべきである。地域間格差や事業者の撤退によるサービスの継続、データ保全については、消費者保護の観点から適切な措置が必要である。

(マイクロソフト(株))

○

[1]「情報通信法(仮称)」案の基本構造に同意できない

メディアを縦割り型（メディアの種別を垂直に個々に区分）の構造としてとらえてきた現在の通信・放送法制体系を、レイヤー型（各種のメディアの形成に関わる基幹事業領域を、横割りの三つの層に区分）の構造としてとらえる法体系に転換するという「情報通信法（仮称）」案は、『中間とりまとめ』に述べられる限りでは、これまでの制度の弊害や矛盾を改善するどころか、反対にそれらを増幅、拡大するおそれを伴っている。

そうした問題点を放置して、早く成案を得ようと、ことを性急に運ぶべきではない。さらに研究体制を拡大、広く衆知を集め、現行法制によって形成・維持されてきた通信・放送の特徴・長所の発展と、あわせてデジタル・IP（インターネット・プロトコル）による新メディアの創成、普及とが、同時に可能となる方策をいっそう慎重に検討し、新しい法・制度の策定に努めるべきである。このままの法体系の基本構造保持に固執することには、同意できない。

総論的にみても、すぐ以下のような問題点にぶつかる。

（１）レイヤー構造理論は現実のメディア産業の行動を適切に規律できない

デジタル統合のもとでのICT（情報通信技術）革命は、異なるメディア間の事業領域をボーダレスに融合させるが、もう一方では、それらを構成する伝送インフラ、プラットフォーム、コンテンツの三つの事業的レイヤーの区別を、しだいにはっきりさせていく。そのことは、技術の作用のなりゆきとして生ずることに過ぎない。だからといって、そのなりゆきを制度原理として受容するだけでは、異なるメディアそれぞれが別個に必要なとする適切な規律を獲得することにはならず、むしろそこからの逸脱を招きかねない。

現実に伝送インフラ、プラットフォーム、コンテンツの各事業領域には、出自はそのいずれかのレイヤーに発するが、すでに他の一、あるいは二のレイヤーにも進出、事実上異なる複数のレイヤーを縦に貫く兼営体制を実現するにいたった複合型情報通信・メディア事業者が存在するようになっている。また、電機、自動車、総合商社、金融など異業種を出自とする事業者が、いずれかのレイヤーに関係し、さらにそこから他のレイヤーに関わる事となつてきている事例さえ出現している。加えて外国の多角的情報通信事業者も、日本現地法人や日本企業との合資・提携などを通じて、各レイヤーに事業的関わりをもつようになっている。

こうした複数のレイヤーを縦に貫く、『中間とりまとめ』が「従来の業種を超えた統合・連携」という体制を実現した複合的で独占的な情報通信企業は、もっぱら横割りのレイヤー軸の自由な動きの活発化を促す法体系の下で、上下に向かう産業活動に関してはますます制約を受けずに行動できることになる。その結果、彼らは、現行法体系において公益性・公共性の確保の観点から、ある種の通信・放送事業をアナーキーな市場競争の埒外に置いたり、逆にそれらの事業における独占・集中を禁止してきたりした産業秩序を容易に崩し、これら通信・放送事業の領域にも進出することになる可能性がある。このような事態の出来は、通信・放送事業のこれまでの歴史的発展過程を否定することにつながりかねず、そうした危険性を除去する方策を確実に講じる制度的措置が必要である。だが、今回提示された法体系にはそうした措置をうかがわせるところがない。

（２）みえてこない通信の許可制度と放送の免許制度の妥当な変化

現行法体系下において、通信・放送をめぐる各種事業は、総務省による許可、免許交付、認可、登録・届出受理など、さまざまな制度的手続きを

経て実現可能なものとされている。そこには実に多様な事業と事業者が想定されるわけだが、縦割りの事業区分では、事業、事業者、制度的手続きの対応関係が、比較的判然と捉えることができる。だが、横割りレイヤー区分による事業の種別や、それをどのような事業者がやれるのか、やるに際してどのような制度的手続きを取ることになるのかが、実にわかりにくく、想定しがたい。

たとえば、プラットフォーム事業に携わるものは、その制度的手続きを経るだけで、伝送インフラ、コンテンツの事業も自由にやれるのか、あるいは異なる事業ごとに別な制度的手続きを取る必要があるのか、そうした手続きは同一法人のまま取れるのか、別法人を設ける必要があるのかなどなど、事業の区分、事業者のあり方、それらに対応すべき制度的手続きの種類などが、横にも縦にも入り乱れ、錯綜して考えられ、捉えがたい。

とくに問題なのが、たとえば電気通信事業法における第一種電気通信事業の許可、電波法・同法に基づく省令「放送局の開設の根本的基準」による放送の免許が、どのように変わるのか、不明確な点である。公益性・公共性の体现が必須要件であるとみなされた基幹的な通信・放送は、これらの制度によって、いわば市場競争を超越する制度的独占を許され、代わりに公平・公正の励行に関する規律を受けるものとされてきた。ところが『中間とりまとめ』は、これらの許可・免許が、無線局免許の方式に基づいて成り立っている部分に言及、これは廃絶、規制緩和を目指す、とする考え方を示唆するのだ。だが、それによって公平性・公共性が担保され得るのか否かの見通しは、曖昧なままだ。

むしろ放送に関する限り、無線局免許（制）による「適合性審査」は止め、横割りの「コンテンツ配信法制」のなかで放送（事業・事業者）の社会的機能・影響力を勘案、適合性の可否を考えていくべきだ、と読める見解を明らかにしているのだが（『中間とりまとめ』9ページ）、これは大問題だ。放送免許が無線施設の適正さに応じて交付される施設免許制の下に置かれてきたのは、その交付が事業者や事業内容に対する政府の判断によって決まるのでは、国家権力が、言論報道機関の存立の可否を、直接決定することになり、憲法21条に違反する、と考えられてきたからである。このような放送の原理的ポジションを根本的に覆すような変更には、到底同意できない。

(3) 「独立行政委員会」を設け、そこに通信・放送行政を委ねよ

政府は早くから首相官邸に直属の「IT戦略本部」を設置、その内部に設けた「IT戦略会議（議長は出井伸之ソニー会長・CEO＝当時。メンバーは主要情報通信関連企業首脳）」と連携、政府の強力な主導の下で、日本における高度情報通信社会の迅速な実現を目指す政策展開を図ってきたが、それは著しく経済・産業志向に偏したものであり、言論・表現、文化に対する観点は希薄なものだった。『中間とりまとめ』の情報通信三レイヤーにおける自由な産業・事業活動を奨励する制度構想も、そうした流れに属するものであり、同じ問題点も引き継いでいるといわざるを得ない。

そしてまた、規制緩和・撤廃というものの、実態は政府が強力なイニシアティブをいたるところで発揮、各レイヤーにおける事業の種別と事業者の位置付け、これらに対応するエントリーのための制度的手続き、業種を超えた統合・連携の認め方、公益性・公共性の担保、規律・規制の必要性の判定とそれらの実行などは、結局政府が検討、対応しなければならないことになる状況が、あまりにも多く残されているとしかいいようのないのが、『中間とりまとめ』の内実だ。これでは、規制緩和どころか、政府に独裁的な規制権限を与える法的根拠になってしまうのではないかと危惧される。

いまや国際社会では、情報通信・コミュニケーションの問題に対する政策的取り組みは、情報公開・個人情報保護制度とセットで、市民的自由に対してはいかに政府に干渉させないようにするかが、制度設計上の重点課題となっているといっても過言ではない。ネットの活用においても、政府については、言論報道活動を含む市民的自由の確保が必要と考えられる活動領域に対しては、どこからどこまでは接続不可とする—入ってはならないと、そこは覗けないようにシステム設計するのが当たり前になっている。このような考え方に立てば、政府＝国家権力が、その放送局の事業内容・事業者について「適合性審査」を行い、その結果によって免許交付の可否を決定するなどのことが、いかに時代に逆行するものであるかが歴然とする。

議会に責任を負うか、政府に責任を負うか、あるいは社会各層の代表からなるラウンドテーブルに責任を負うか、その国の政治文化の歴史・伝統によって違いはあるものの、いまや世界主要国では、政府から独立した行政委員会を設け、これに通信・放送行政を委ねるのが通例と化しつつある。これが明確なルールに則って、またケースバイケースの問題は徹底して民主的な話し合いによって、なにごととも決めていくのだ。許可、免許、認可などの管理業務も当然扱う。倫理問題をめぐる規律・規制にも関わる。サミット参加八ヶ国中、この種の独立行政委員会をもたないのはいまや、日本とロシアだけである。

[2] 放送の公共性を担保し、放送の独立と表現の自由を保障せよ

(1) 放送メディアの独自性を「コンテンツ配信法制」のなかで消失させるな

コンテンツを制作・製造し、かつ配信する放送的「メディアサービス」を大きく二つに分け、地上波テレビ放送によるものは「特別メディアサービス」と称し、現行の規律（電波法・放送法など）を維持する一方、多チャンネルのCS放送における委託放送やインターネットのブロードバンドによる放送類似の各種番組配信などは「一般メディアサービス」と呼び、こちらには現行放送法3条の2における規律のようなものは課さず、全般的に規制は緩和する、というのが、新法体系における「コンテンツ配信法制」の一つの特徴である。

そして上記のほか、もう一つ、主にインターネットで配信されるコンテンツに関しては、オープンなホームページのようなかたちで一般のアクセスと利用を待つものを「公然通信」と称し、これについては、私人同士のあいだの通信などのコンテンツ流通とは区別、「関係者全員」（おそらくコンテンツ提供者だけでなく、アクセスする利用者も含む）を律する共通ルールを策定、適用するという。「有害コンテンツ」のアクセス制限のためには、ゾーニング（レイティングともいう）規制の導入もあり得るとする。

このようなコンテンツ・レイヤーとそこにおける事業分類の捉え方のなかに、独自の特徴を明確に示した放送の姿を発見できるだろうか。

放送は、放送スタジオ、無線設備、各種カメラ・音声装置・画像加工機、中継車・可搬型通信衛星装置など固有のハードを備え、それらをみずから使用しながら、送り手としての自分が発信者となり、いま写している映像と、発話しているメッセージを即時、リニアに、不特定多数の受け手に送り届けることを基本として成り立つメディアである。確かに応用的にデジタル・モードのビデオ・パッケージと自動送出装置を使い、放送を行うこともできるが、いま現に生起しつつあることをそのまま伝えることが、放送の原点である事情は、今後とも変わらない。

こうした放送の成立は、自前のインフラ、プラットフォーム、コンテンツ制作設備の一体的保持を前提としており、これを「コンテンツ配信法制」の規律を受けるメディアサービスの単なる一類型として取り扱うことは、著しく妥当性を欠くといわざるを得ない。三つのレイヤーを貫く存在条件を放送の成立要件として、法のなかでも認めるべきであろう。また、このような放送の内容的なあり方は、現行放送法において、教養・教育・報道・娯楽の各番組を適度に交え、これら相互間の調和を保たねばならない、と要請されているが（3条の2の2項）、そうした番組編成における全体性・総合性の保持と発現は、放送を除くその他のコンテンツ配信サービスがますます増え、多様化・断片化していく状況のなかでも、いや、そのような傾向が募れば募るほど、とくに放送に強く求められることになる公共的な役割であろう。このような放送を、「特別メディアサービス」と命名することは無用であり、新法もまた「放送」の呼称を維持すべきであろう。

（2）放送と通信の伝統的区分を保持し、両者のメディア原理を継承せよ

憲法第21条において、マス・メディアとしての放送と、私人のあいだのコミュニケーション手段としての通信は、その自由の保障において、対照的なポジションを与えられている。すなわち、放送は新聞、出版と同じように、検閲など権力の抑圧・介入を受けることなく、十全の独立を享受し、公共の福祉に反しない限り、なにごとにも自由に表現し、伝える権利が保障されている。メディアに対するこの自由と権利の保障は、結果的に市民の知る権利の保障につながっている。これに対して通信は、市民一人ひとりが個人的なコミュニケーション空間としてこれを利用するとき、当事者以外のだれかがその対話を妨害したり、その秘密をさぐったりすることを防止・排除し、通信の秘密を守ることを義務付けられる。こちらは、このようなかたちで市民一人ひとりの言説・コミュニケーションの自由、プライバシーの権利を保障しているのだ。

ところが、レイヤー理論がもたらす新しい制度環境は、放送と通信それぞれの、相互に異なったメディア原理を混乱させ、その結果、両者をしてともに自己の果たしてきた固有の役割を見失わせるおそれがあり、その点の問題の重大性を看過することができない。

具体的には、公共性の保持を求められるがゆえに、免許事業という制度的独占に守られ、その代わりに法の下で番組編集の公平・公正に関する規律などを受ける放送は、営利を目的とする事業行動においてはおのずから制約を被る制度環境のなかに止まってきた。しかし、新しい規制緩和の下で、一般のコンテンツ・サービス事業や通信事業なども手がけられるとなれば、新しいビジネス・チャンスに恵まれる可能性はあるものの、反面、競争の世界に身を投じることとなり、やがて制度的独占を専有する特典を失うことになりかねない。一方、元来経済的には自由度の高かった通信も、放送および放送類似のサービス事業に進出すると、そのコンテンツが法的な規制を被る結果となり、通信の秘密の厳守を強く主張できた固有の立脚点を、失うことにもなりかねない。

放送・通信どちらの場合も、自由と規制の境界はしだいに溶融、混沌としたものになっていくおそれがあるが、その場合、なにごとにも行政に判断を仰がねばならなくなり、ビジネスを多様に展開、事業領域を拡大すればするだけ、事業行動の全過程に対する行政の監督権限が増大する、という好ましくない状態に陥る心配がある。こうした事態を回避し、それぞれが憲法第21条に基づく役割発揮を堅持していくためにも、両者の伝統的な業域区分、事業者規律などを定めた制度・慣習の良き部分は、保全していくべきである。

なお、放送に関しては、電波法とその付属省令で、放送局の地域免許制、一事業者による複数局所有・支配の禁止、新聞・ラジオ・テレビ三業種支配の禁止など、メディアの多元性を確保して言論報道の多様性を維持していくための制度的方策が講じられてきたが、これらの原理もまた継承、発展させていくべきであろう。その意味では、改正放送法案の関連事項についても、あわせて慎重な検討を加えていかねばならない。

(3) なにが放送かを再定義し、放送を新たな発展的形態のなかで再獲得せよ

I C T革命の下、多メディア化・多チャンネル化のなかでも、伝統的な放送のあり方を揺るがぬものとしていく必要があるが、一方で、デジタル技術の発展に伴う電波資源の豊富化という条件を生かし、新しいタイプの放送の実現を促していくことが、今後重要な課題となるのも事実である。それらが多元的かつ多様な言論状況、自由な文化状況を生み出し、日本の政治文化をいっそう民主的に成熟させていくことは、実に望ましいことである。いったいなにがこのような新しい放送といえるだろうか。

『中間とりまとめ』は、「一般メディアサービス」とは、「特別メディアサービス」から排除される、その他の放送と放送類似のコンテンツ配信、と想定しているが、実際にはその内部は大きく、商品として販売されるコンテンツ配信（ペイテレビ、有料映像サイトなど）と、営利が目的でなく、政治的、あるいは社会的・文化的意図の下、言論表現活動の実践自体を目的とするものとの二種類に分かれるはずである。後者の大半は、市場の自由競争のなかに放置されたら、存続がむずかしいものが多いと考えられる。これらに電波使用料の割引や、インフラ・プラットフォーム利用上のなんらかの公的助成措置などを制度的に与えてやれば、大きな支えとなるに違いない。

たとえば、N G O ・ N P O など各種の市民団体・地域団体や民間の教育・学術研究・文化・芸術団体などによる専門放送、公選法・政党助成関連法規で政治団体と認められたものや、宗教法人・各種の公益性が明確な団体などの放送事業、各級行政機関による教育・医療・福祉・住民広報・その他の行政サービス周知を目的とする放送（政治広報は禁止）などを、新しい放送と認定、助成制度によってその誕生や成長を促してやれば、これらの放送は、マス・メディア型の放送によるのとはまた異なる、新しい公共的なコミュニケーションの世界を生み出していく可能性がある。

『中間とりまとめ』において「特別メディアサービス」に擬せられた放送を、たとえば「第一種放送事業」（免許制）とし、その他の新しい放送を何種類かの放送事業に類別、これらの種類に応じて許可・認可、届出・受理などのエントリー方式を適用することにすれば（いずれも独立行政委員会の下で実施）、電波資源の豊富化のなかで無意味化しつつある無線局免許制（施設免許制）を合理的に脱し、公共性を担った放送に、非市場的で競争制限的な制度環境を与え、独立性と活動の自由を保障してやることができる。

このような放送の再定義を法制的に行い、放送とされたものが全体として公共的な役割を拡大していくのを促すことこそ、I C T革命のなかで求められるものではないか。

なお、ここで放送から除外されるもの、いわば「非放送」とされるものは、『中間とりまとめ』のなかで「一般メディアサービス」とされたものから、上記の新しい放送を除いた残余の部分と、「公然通信」とされたものとなる。これらは基本的に、市場的自由をフルに享受し、競争を通じて自力で成功を追求すべき存在である。これらに対して「情報通信法」はできる限り自由の保障の根拠となるべきであって、規制・取締りの根拠と

なるべきではない。それらの社会規範からの逸脱や不法行為は基本的に、事実が明らかになったのち、関係一般法によって問題の処理が図られるべきである。

[3] ICTネットワークを社会情報媒体の発展促進に役立てる法体系とせよ

『中間とりまとめ』の最大の欠陥は、ICT革命の行方を、いわば唯技術論的に過大視し、またその成果の刈り取りを、産業志向に偏して行おうとするのみで、言論報道活動、情報文化、市民的なコミュニケーションなどの発展に結び付けて論ずることがあまりにも少ない点である。「ユビキタスネット社会」の成立を目指す、とする趣旨の主張・提案が『まとめ』に散見されるが、IP方式によるネットメディアの普及に伴って、それが社会のあらゆるところ、個人生活の隅々にまで浸透、ユビキタスに存在するものとなっていくのは、もはや自明のことであって、「ユビキタスネット社会」とはそうした状況が全面的に実現した社会、ということ表現するだけの言葉であり、それ以下でも以上でもない。この言葉を、人文・社会科学的な学問においてすでに研究し尽くされ、特別に進化した、固有の歴史的価値を有する社会と判定され、通説化された社会概念でもあるかのように安易に取り扱うのは、広告のキャッチフレーズを学問的タームとするがごときもので、笑止である。

いわゆる「ユビキタスネット社会」には、新しい技術文明がかつてなかったタイプの社会の分解、人間の孤立を生み出す弊害も出現するようになっており、このような社会を本当に歴史の発展段階において、以前より真に進歩したといえる社会にしていけるのか否かは、今後の課題となっているのが現状である。このような問題を考えるとき、『まとめ』はまた、「情報権」という権利概念を提起するが、文脈的に技術的利便の使用権を指すに近いこのような考え方より、かつてJ・ダルシーらが提唱した市民の「コミュニケートする権利」という権利概念に即してものごとを検討していくことの有効性をこそ、いま再確認すべきであろう。当初提唱されたこの権利概念は、理念的な色彩が強いものだったが、現在の急速なデジタル放送の発展、IP方式によるネットメディアの出現・普及といった状況は、この権利が現実に具体化可能なものであることを、示唆している。

以上のような問題意識と視点に立つとき、デジタル放送、IP技術などの成果は、次のような領域や諸課題に対しても、大いに生かされるべきであり、新しい法案はその保障を盛り込むものとされるべきである、と考える。

(1) 新聞、出版、映画など、既存マス・メディアの再活性化を重視せよ

認知的行為や知的作業における迅速・簡便なネットメディアのみへの依存は、人の関心を検索の対象となるポイントだけに絞り込み、それに馴れた人間は、そのポイントを包含する歴史的空間や多様な関連領域に連なる、複雑で大きなコンテクストへの関心や読解能力を、無意識のうちに失いつつある。他人の関心には興味をもてない若者、他人の話は聴けない若者たちが多くなっている。このような文化的危機を回避し、メディア・コミュニケーションの世界を豊かに維持していくためには、既存のマス・メディアの諸活動や各種のリアルな芸術・文化表現の活動をも、十分にデジタル放送やIPネット空間に取り込んでいく政策的配慮が必要となる。

『中間とりまとめ』は、ネット系コンテンツ配信の多くを「公然通信」と称するメディ・サービスとして捉えるが、それは、ネット通信系コンテンツ配信事業として生まれたものを中心に、その領域が拡大していくとする発想で考えられたもののように受け取れる。だが実際には、新聞、各種

出版など、マス・メディア系のコンテンツも、いまやネットにシフトする勢いを加速しており、これらをも含めて新たな政策的対応を考えると、通信概念は捨て、もっと広く、それらのすべてを「電子出版（エレクトロニック・パブリッシング）」として捉えるほうが妥当であろう。そこには映画、演劇・舞踊・音楽などの実演芸術、スポーツ・ゲーム（バーチャル空間におけるものでなくリアルに行われるもの）も包含することが望まれる。

これらの言論・表現系メディアには、コンテンツ構成要素ごとの断片化された著作権だけでなく、編集権・版權・上演権・開催権など、ホーリスティックなかたちの広義の著作権も認めていくことが必要であろう。また、関連業界ごとの各種の制度慣行も維持されるべきであり、とくに出版の自由は最大限、尊重されなければならない。

（２）多様な市民メディアのネットワークに大きな自由を保障すべきだ

『中間とりまとめ』は、「私信など特定人間の通信」については、なんら規制を加えず、かつ「通信」としての秘密を保護する、と定めることを約束するが、IPネットの可能性を斟酌するとき、いきなり私信だけの世界に降りるのでなく、私人がネットで社会的交信範囲を拡大、社会的な諸活動を発展させつつ、社会的発言を活発に行っていくのをいかに促していくか、とする観点から、政策的措置を講ずべきであろう。具体的には各種の非営利型のSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の生成を促し、その発展とともに、ネット空間のなかに新しい市民メディアが生まれていくことにも、大きな可能性を与えるべきである。

その際一番必要なことは、なんらかの助成措置を与えるより、完全な自由を保障することである。政府は、自発的な市民活動の発生をとかく警戒し、無用に監視を強める性癖をもっている。たとえば、年金問題の発生とともに、年金カードの発行という話が出ると、それはまたたくまに納税者カード、総合的な社会保障カードの構想までいき、遂には国民カードなる話にまで発展した。住民基本カード問題が出現したとき、国民総背番号制は取らない、住民情報の範囲は限定し、これを納税、医療などの情報につなげることはしないと、あれほど約束したのに、いつのまにかそんなことは忘れ去られている。

現在到達した技術水準でも、政府は、その気になれば、ネットを活用、国民ひとりひとりを、各人別に丸裸にできるだけの情報収集ができるはずだ。今後の衛星技術、センサー技術、通信傍受技術を活用すれば、特定個人を24時間、リアルタイムで追跡、監視し、情報収集することが可能となるだろう。

市民の「コミュニケーションする権利」を最大限尊重、完全に実現するには、なんらかの手段的便益を供与するか否かだけでなく、市民の自主的なコミュニケーション過程に政府がいつさい介入しないことを約束、その保障措置を市民に与えることが必要だ。そのためには、一定の範囲のコミュニケーション・プロセスには政府は立ち入らない、とする約束をし、実際にそのための技術的措置を取り（現行のものとは異なる個人情報保護法の制定）、さらにそれが実行されているかどうかを、市民が自己情報の開示請求を通じて確認できるようにすべきなのだ（情報公開法の改正）。

新法体系においては、同時並行的にこれらについても検討を行わねばならない。

(3) 悪しきグローバリズムから脱却し、良きグローバリズムを目指す

『中間とりまとめ』には、EU（ヨーロッパ連合）の「国境なきテレビ指令」を引き合いに、EUとしても横割りレイヤー構造区分型の域内制度を策定、コンテンツ流通の流動性を高めようとしている、と主張するかにも取れる記述があるが、何度読んでもこの部分は難解で、EUにおいてもレイヤー型法体系が最善の解決策になった、とは理解できず、なぜこれがここで紹介されているのか、そのこと自体が理解できない。

むしろよく読めば、他国の放送がそのまま大量に入ってくれば、社会的影響の考え方が国によって異なるので、その点の規制をどうするかがむずかしい問題になってくる—とくにインターネットの普及、高機能化は、スルーでの他国映像コンテンツの多元的な流入を許すので、そのことはますます解決困難な問題になってくる、という状況が浮かび上がるばかりであるような印象を受ける。

EUが、真のグローバルな環境ではないが、域内だけにせよ、国境を越えて加盟国が自由に番組交流できるようにしようと、上記「指令」を制定、その実現に努力しているのは事実である。だが、I I C（International Institute of Communication. 世界放送通信機構）における、EU加盟国のこの問題に関する長年の議論を振り返ってみると、放送はまず、それぞれの国において自国文化の伝統や民主的な政治の主体性に基づく公共的世界を反映するものとして発展が追求されていなければならない、そのうえでそれら多様な放送が国境を越えて、相互に平等に、また自由に交流され得るようなものでなければならない、とする各国共通の認識が、現実には存在することが確認できるのだ。だからこそ、マードック流のグローバリズムに対しては、EUにおいても厳しい批判が加えられる。

新法体系が学ぶべきは、このようなEUの問題の認識の仕方ではないか。いま、安易にレイヤー理論に従って規制緩和、自由化に突き進んだら、マードック流の悪しきグローバリズムに日本のコンテンツはおろか、伝送インフラも、プラットフォームも、席卷されてしまうのが落ちではないか。まず必要なのは、日本のコンテンツと基幹的伝送インフラについて、しっかりした主体的な公共的仕組みを構築することではないか。そのうえで、技術中立的で自由なコンテンツ流通の国際的交流の場を、関係国と協力し、アジアにつくっていくのが、日本に求められている検討課題ではないのか。

【付記】

本案件は重要な法案であり、広く識者・関係者の意見を徴する機会を設けるために、公聴会を必ず実施すべきであると考えている。

(メディア総合研究所)

2 個人からの意見

1 現状認識

○ 情報通信政策を取り巻く環境についての、テクノロジーに関する中期的な状況分析はおよそこの通りだろう。しかし日本の社会/文化全体の現状を考えると、従来の情報通信政策は、国民全体の利益を視野に入れず、営利事業者の権利・義務に偏っていたのではないか。つまり日本が直面している社会・地域格差、福祉、教育、環境、国際理解などの深刻な諸問題に果たす情報通信の大きな役割（公共的義務）に関して、ほとんど検討されていないといっている。各国で行われているように、情報通信政策は第一義的に国民全体のコミュニケーションや相互理解を図り、社会/文化の基盤形成、また次世代への継承をはかるものであって（注*）、一部既得権益を保護することのみに使われてはならない。新法案も事業者法的な旧法の偏りから抜け出していないと考える。

*注 EUのプラハ閣僚会議（1994）では、「公共放送の情報提供責任」「資金調達」「政治的中立と公共説明責任」「新しい技術へのアクセス」の四つの分野にわたる「公共放送の将来に関する決議」「過去を振り返り国家の文化的遺産に目を向ける必要性と同時に、民族的少数派の視聴者のニーズに応え、文化的に革新的であること」を求め、以下九項目の宣言をした。

- (1) 番組を通じて公共のすべてのメンバーに、判断の基準と、すべての個人・グループ・コミュニティの社会的な結合や統合のための要素を提供する。いかなる差別も排除する。
- (2) できるかぎり幅広い意見や見解が表現できる公共の議論の場を提供する。
- (3) 不偏不党のニュース、情報、コメントを放送する。
- (4) 倫理的・質的に高い基準をみだし、市場の力に屈して質の追求を犠牲にすることのない多元的、革新的、しかも多様性に富んだ番組を提供する。
- (5) 民族的少数派のニーズに応えつつも、幅広い公共の利益のための番組スケジュールおよびサービスを開発・組織する。
- (6) 相互理解と寛容を強化し、民族の多様性と多文化的な社会を振興する目的を持ちながら、社会におけるさまざまな哲学的思想や宗教的信仰を反映する。
- (7) 国家とヨーロッパの文化的遺産の多様性の評価や伝播・普及に積極的に貢献する。
- (8) 番組、映画、ドラマその他の作品が、オリジナルの製作であることを確保し、独立系のプロデューサーを使い映画部門と協力する必要があることを認識する。
- (9) 商業放送が通常、提供しないような番組サービスも提供して、視聴者に幅広い選択を保障する。

(1) 日本の情報通信の状況

- 「違法・有害コンテンツの増大が社会問題化する」(p1)とありますが、詐欺コンテンツなどの直接の加害犯罪行為と関連するコンテンツは別として、その「有害性・違法性」の前提に対し、それがどんな「公共の福祉」にどんな形で反しているというのか。まずそこに疑問があります。後述箇所からの例で見ると、「自殺の方法」や「爆弾の作り方」、「ポルノ」など、違法とは必ずしも分類し難い情報(p10)、これらの情報が何故「青少年など特定利用者層に対する関係では一定の規制の必要性がある」のか。本当にそこに必要性があるのか…「公共の福祉」にどんな形で反しているのか、そのテーマは未だ議論が続けられ、明確な結論が出ていないものであった筈です。ひいては、「社会問題化する」とある、その問題性は何なのかという疑問でもあります。現存する「青少年保護条例」などへの反論としてあるべき見解となりますが、現状認識として本当に「社会問題化している」とするべきか疑わしいものを含めてそう指摘されている様でしたので、まずそこからの疑問を申し上げます。

- SNS、CGMが代表する商業化・個人化された「マイメディア」とともに、新しいメディアフォーマットを開拓してきた市民社会メディア(グループ、NPO、コミュニケーター、アーティストなどのメディア活動)も取り上げるべく。
 - 民主主義、市民社会の観点からの評価も必要。特に国際契約で保証されている「コミュニケーションする権利」の観点から。(資料1参照)
 - 「CGC」は昔からある、パブリックアクセス、コミュニティラジオ、NPOのウェブサイト、社会ムーブメントの「オープンパブリッシング」などの「参加型コミュニケーション」のモデルの商業化である事実を反映してもらいたい。
 - 個人の「サイバー犯罪」は強調しすぎ、ネット企業やマスコミ、行政による人権侵害は欠如。
 - P2Pはネットの本来の形で、研究者の知識共有などに不可欠であり、「p2p=犯罪」ということには限らない。
 - 著作権をめぐる論争は国連などで続けている中、「保護」だけでなく、今後の社会の発展につなぐ「見直し」も視野にいれるべくのではないかと。

資料1 コミュニケートする権利に関する国際契約・宣言

・ 世界人権宣言

<http://www.unhchr.ch/udhr/lang/jpn.htm>

Art 7 (equality)

Art 12 (privacy)

Art. 18 (thought and religion)

Art 20 (assembly and association)

Art 21 (participation in government)

Art. 22 (dignity, development of personality)

Art. 26 (education)

Art. 27 (enjoyment of arts and scientific progress)

- ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）（抄）

<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/human-rights/international-covenant-A.htm>

Art. 13 (free, high quality education)

Art. 15 (participation in cultural life)

- ・ 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約

<http://www.mext.go.jp/unesco/009/003.htm>

Art. 7, Art. 11 (Article 11 - Participation of civil society)

- ・ 国連第4回世界女性会議行動綱領「J項 女性とメディア」

http://www.mlpj.org/gn/gn-pdf/med_bei.pdf

Strategic objective J.1. Increase the participation and access of women to expression and decision-making in and through the media and new technologies of communication.

Strategic objective J.2. Promote a balanced and non-stereotyped portrayal of women in the media.

- 米国を中心とした諸外国の事業者のサービスがこの変革に関与しているという認識が必要である。また、違法・有害コンテンツ流通の増大が社会問題化している、という認識それ自体には異議はないが、インターネットが全世界に拡大・定着しているのに対して、法律や価値観は各国や地域によって異なるため、我が国において違法・有害コンテンツと評価されるものが発信元によっては必ずしも同様の評価を受けるわけではない上、通信のみならず人や資本のグローバルな移動や展開していることにより、問題への対処が本質的に困難であるという認識が必要である。

(3) 融合・連携問題に対する諸外国の状況

- EUのAVMS指令とその解説を読みましたが、同指令はEU域内におけるネット時代の通信事業の競争確保、アンフェアなテレビ広告への規制、障がい者のアクセシビリティ確保などをうたっており、「規律のあり方が議論になっている」とするのは、うがった見方をすると、既存事業者の

権益を確保したまま規制のみを推進するため、指令のごく一部を恣意的に引用しているように思えます。（特に、CMについて「本放送と区別できるようにすること」という当然の要求が盛り込まれていることは、完全に無視されています。）「動き」として紹介するのであれば、日本で導入すべきでないと思われる箇所も等しく取り上げていただきたく思います。また、AVMSの規制主体はEU委員会ですが、これは一国の政府が単独で規制するのとはまったく違う意味を持ちます。これについても記載が必要ではないかと考えます。

- 米国とEUを超えた「国際的な」視野を求めている。例えば：

韓国の制度は民主性は高く、例えば市民社会メディアを支持するとりくみは多く、一般的に評価が高い。ぜひ、参考にしてもらいたい。

EUの「国境なきTV」は非常に一部分てきな政策で、様々な問題点も現れつつであり、しかも国際的・他言語的な取り組みでどこまで参考になるのか。

米国、EUの政策は今まで本当によい結果を見せているのか。ぜひ、教訓も含めて検討してもらいたい。

この点では、より幅広く、様々な取り組みとその結果をレビューすることは望ましい。韓国では、非常に積極的な研究活動の上に政策が進んできた。なお、カナダ、南アフリカ、アイランド、ドイツなどの制度にも参考になることがあると思われる。

国連などでの動きは非常に重要であり、視野にいられたほうがよいのでは。国際契約にそった政策づくりは基本的に日本政府の義務であるので。

- 次節のEUの場合と異なり、違法・有害コンテンツ流通対策について記述がない。米国では、通信についてはCDAやCOPA(双方とも情報発信を規制するもの)が制定されたが憲法訴訟において違憲判断が下り、その後CIPA(連邦からの補助金を受け取る学校や図書館でのフィルタリングを成人利用時以外に義務づけるもの)が制定されこれが合憲と判断されたに留まったという状況にあることは認識する必要がある。また、猥褻表現についての基準が連邦のレベルで我が国より緩いことや、州によっては州法での規制がない、あるいは実質的にないことについても認識する必要がある。その一方、児童ポルノ関連規制のひとつである、The Child Protection and Obscenity Enforcement Act of 1988、すなわち法典18編(刑法)2257条における“Record keeping requirements”によって、商業的に流通する全ての性的に露骨な実写コンテンツについて被写体の身元情報の記録義務が適用されるといった独自の規制があることも、規制のありかたとしては参考になると考えられる。

- アメリカでコンテンツ規制のない状態で日本が規制したら、コンテンツがアメリカのサーバに逃げるだけ。日本独自仕様のISDN、日本独自仕様の携帯電話、日本独自仕様の地上波デジタル、世界で日本だけのコピワンなどの結果日本の情報通信産業は大ダメージを受けたのは総務省の輝かしい業績だし、著作権の過保護の結果わが国からサーチエンジン産業は芽生えなかったのは文化庁の功績だが、総務省は文化庁に張り合っこの上コンテンツ産業まで壊滅させるつもりなのか？ちなみに、現状のYOUTUBEですら影響は大きいというのに、国内も国外も通信速度は

まだまだ10倍100倍と、どんどん速く安く低消費電力になっていくため、比較的大量トラフィックを従量制にしたところで、一般人が海外から画像を受け取ることの歯止めにはならない。

2 通信・放送法制の抜本的再編の方向性

(1) ユビキタスネット社会を見通した検討の視点

- ピキタス社会という日本の、しかも極一部でしか通用しない用語が何を指しているか明確でなく、法律の達成目標とすることに疑問がある。

(2) 基本的方向性

- 諸法のさまざまな矛盾を整合させようとする点は評価できるが、国民全体に「情報権」がいきわたるためには、事業者法をコミュニケーション基本法に転換すべきである。つまり「従来の個別保護法益」を守るのみならず、基本的に地域の諸メディアによる非営利の公益的放送/通信や情報基盤、障害者や各種マイノリティ向けの公共放送/通信、メディア教育やメディア文化・芸術振興のための諸事業を、優先的に競争から保護すべきである。「受信料＝NHK財源」という仕組みを改革し、諸外国なみに非営利公共のコミュニケーション共通の財源と位置づけるべきである。まして受信料を選挙の道具にするなどもってのほかである。

- そもそも「ユビキタス化」、「ALL IP化」の望ましさはデジタルデバイド、環境破壊（e-waste、電発）、障害をもつ人々を含むユニバーサル・アクセス、公共性の破壊、知識の商業化、監視社会化の恐れ等の総合的観点から再検討する必要があるのではないか。

この仕組みでは優先的な国際契約に違反する制度に走る可能性。人権宣言、文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約、障害者権利条約、子供の権利条約などにそった制度は望ましい。（資料1参照）

クリエイティブコモンズ（creativecommons.jp）のような、社会の共通財産を豊かにするポジティブな取り組みも視野にいれてもらいたい。

「刑罰」・「規制」というネガティブな取り組みより効果的なのは、メディアリテラシー教育、市民社会メディアへの支援、メディアの多様性の促進、ombudsman 制度、などのポジティブな取り組みであるという研究結果が少なくはありません。そもそもサイバー犯罪や人権侵害などは起こりにくい環境作りを優先にしてもらいたい。

市場だけに基づいたイノベーションの促進は不可能。歴史的に、非商業的な動機から生まれた新しいジャンル、フォーマット、ソフトの事例は多い。

大企業の経済的な利益だけでなく、社会的な利益も視野にいれてもらいたい。

保存、アーカイブ、記録、記憶などの文化の共有・維持・発展も重要

資料1 コミュニケートする権利に関する国際契約・宣言

・ 世界人権宣言

<http://www.unhchr.ch/udhr/lang/jpn.htm>

Art 7 (equality)

Art 12 (privacy)

Art. 18 (thought and religion)

Art 20 (assembly and association)

Art 21 (participation in government)

Art. 22 (dignity, development of personality)

Art. 26 (education)

Art. 27 (enjoyment of arts and scientific progress)

・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）（抄）

<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/human-rights/international-covenant-A.htm>

Art. 13 (free, high quality education)

Art. 15 (participation in cultural life)

・ 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約

<http://www.mext.go.jp/unesco/009/003.htm>

Art. 7, Art. 11 (Article 11 - Participation of civil society)

・ 国連第4回世界女性会議行動綱領「J項 女性とメディア」

http://www.mlpj.org/gn/gn-pdf/med_bei.pdf

Strategic objective J.1. Increase the participation and access of women to expression and decision-making in and through the media and new technologies of communication.

Strategic objective J.2. Promote a balanced and non-stereotyped portrayal of women in the media.

○ 利用者の利益や必要な保護水準が多様であることを考慮して「最低限の規律」について検討するべきである。本中間まとめの延長での規律形成

は、この点で最低限とはいえないと思われる（具体的には後段に譲る）。先駆的な規制強化は、必ずしもイノベーションの促進につながらないのではないかと考える。

○ <放送法等および電気通信事業法の目的条項について>

今回の対象となる放送法（有線ラジオ・テレビを含む）および電気通信事業法の目的条項が掲げる下記の理念については、変更なく新法制でも盛り込まれると考えてよいのか。

放送法：

「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること」

「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。」

「放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。」

電気通信事業法：

「電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。」

また、これらの要項はすべて盛り込まれる必要のある重要な概念であると考えられるが、もし盛り込まれないのであればその理由を明確にされるよう求めるものである。

○ 情報の取捨選択基準があいまいなまま、何が信頼性か、何が安全かは、恣意的に政府によって決められる恐れがあり、表現の自由を侵害するおそれがある。

○ 情報権について

情報権という言葉で、従来出口規制であったものを、情報通信法により入口規制にしようとしているが、これは、表現の自由に抵触する。憲法第19条の「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」にも同様に抵触する。

（3） 具体的枠組み～レイヤー型法体系への転換・規律の集約化

○ 「①既存メディア別で縦割りの規律の枠組みを維持しつつ、個々の問題への対応を図る米国型、②規律をコンテンツやサービスで横割りに大別

し、類似コンテンツ・サービスについては用いられている技術に関係なく同じ規律を適用するという技術中立性を目指すEU型」(p5)とありますが、日本においてこの報告書に基づいたコンテンツ規制が進められるとなれば、このどちらの型とも異なるスタイルにて進められる結果となるでしょう。

上記の2スタイルと違い、まず何がどう「有害」なのか「公共の福祉に反する」のかの議論が置き去りとなったままで、それでも、その結論ありき点からは、「それは行政が随時定義し、決定する」という答えが見出されます。

先の教育基本法改正、そして教育三法の採決、そして安部晋三首相の(憲法九条・従軍慰安婦・沖縄集団自殺の検証をめぐる)放送局への圧力行動や(自分のスキャンダルを巡る)出版社への恫喝などを通して行政府の姿勢を見るなら、彼らを批判する言論がすべからず「適正でない情報」「有害」と定義される可能性は、十分に予想されます。

極論するなら、「中国・朝鮮型」の言論統制システムに近いものへ進化する規制の発想であると考えられます。

○ レイヤー構造による整理は、実ビジネス・法体系を全く考慮していない単なる理念的なものであり、法体系の移行のための理由付けとして全く妥当性を欠く。また、情報通信産業が「横割り構造」に変化してきている等の全く根拠のない断定がなされている上、そもそも各国法が存在しているEUの状況と、我が国を同一視することもできず、このようなことに基づいて法改正が必要とする文章を書いたことについて担当部局の良識を疑う。

○ EU型を選択しているが、その根拠が状況説明に依るものであり、根拠になりえない

米国型は、「サービス類型別規律体系」、EU型は、「レイヤー型規律体系」であるが、現在の日本の産業構造が横割り構造に変化し、その変化に対応するEU型が技術革新の進展に繋がるとの早計な見方だけで、EU型を推奨するのは無理がある。

EU型を推奨し、その方向性で議論を進める背景には、「コンテンツ」「プラットフォーム」「伝送インフラ」という区分けを大前提とし、コンテンツに対する規制をかけたいという思惑から来ていると見受けられる。

○ 米国型の「縦割り構造」も、EU型の「横割り構造」も基本的に見方の違いがあるだけであり、技術革新の進展という観点においては同等である。縦割り構造なら、横断的な連繋を原則自由にすればいいし、横割り構造なら、縦断的な連繋を原則自由にすればいい話である。

3 コンテンツに関する法体系のあり方

- 憲法に表現の自由が規定されており、新聞は自由に編集され不偏不党の原則もありますが、電波という限られた資源を使うが故に規制がかかっています。今回の報告が想定する技術環境は、伝送路は多様化しもはや限られた資源ではなくなっていると理解しています。その環境では新聞同様に規制を無くすのが憲法に照らしても当然ではないでしょうか。「特別メディアサービス」区分に適応されるような規制は、導入すべきではありません。5年ほどの周知期間を置いて一切の規制を廃止すべきだと思いますので、この中間報告の考え方は好ましくないと考えます。なお視聴者の目安として規制が必要だというのであれば、少なくともどの区分に属するかは放送事業者の判断に委ねるべきであり、政府が一方的に有名だからとか、長らく地上波としてやってきたからとか理由を付けて「特別メディアサービス」に指定するなど言うことはあってはなりません。
- 有害コンテンツという言葉がたびたび表記されてありますが有害コンテンツと言うものは何を指しているのでしょうか？どこからが有害でどこからが有害ではないと言う範囲を明確にして頂きたい。次に有害の範囲を明確にしたうえで「害」であると主張するのであるのなら人体に対し何をどう作用するか明確に証明して頂きたい。その上で「ゾーニング」規制すると仰いますがどう言った形でゾーニングしていくつもりでしょうか？最後にフィルタリングソフトと言う概念がなぜ出てこないのですか？わざと無視しているのですか？こういった概念も導入して頂きたいと思います。
- 電子メールを除く、全てのWabサイトを対象とした表現規制法で、個人のWabサイト・ポータルサイト・2chを規制し、Wabサイトから、漫画・アニメの表現を規制する事は、全ての創作表現に対する表現弾圧の何者でも無い、断じて許されるものではありません！漫画・アニメを有害扱いにするような曖昧な考えで、通信・放送を検閲する事は、「表現の自由」を保障する民主主義を根底から破壊する事になり、断じて許されるものではありませんし、通信・放送の「表現の自由」を奪うような事は、漫画・アニメを趣味にしている人達を含む多くの国民が許す訳がありません！漫画・アニメを趣味にしている人達から、通信・放送を規制するメディア規制で、漫画・アニメの表現が法規制されたら、漫画・アニメを趣味にする人達の趣味・生きる意欲を奪う事にもなりかねませんし、漫画・アニメ業界が衰退する事にもなりかねません！このままでは、ネット上の言論・表現の自由を殺されてしまうかもしれません。通信・放送を規制するメディア規制には断固として反対し、御意見とさせていただきます。
- 既存局の優遇措置は止めるべきです。情報を発信する側はすべてにおいて平等で、かつ自由でなければならないと思います。（もちろんモラルは必要ですから「放送禁止用語」などはあるべきだとは思いますが）。

そして、ネット規制ですが「コンテンツの内容に規制をかける」という発想自体がおかしいと思います。発言の自由を著しく失わせるものです。有害サイトを規制したいのであれば、現行の猥褻罪や名誉毀損などで対処可能な筈です。または、それらを対象にした独自のルールを設ける、等の方法もあるでしょう。有害サイトと判断する基準がとても曖昧です。このような安易な政府規制は、政府監視であり、言論の自由を失わせるものです。

また、これらの規制判断は政府に影響のない独立した委員会が行うべきです。通信・放送に自由のない国は民主主義国ではありません。日本は民主主義国です。この内容の規制は、言論の自由を奪い、政府の支配を招くものであると危惧するので、強く反対します。

- 有害規制に関してですが、未だに定義があいまいな「有害」を基準に表現を規制するという事はやはり国家による検閲といえるのではないのでしょうか。発信側にも配慮は必要ですが、規制を法律で一元化する事に未だに疑問があります。その有害といわれているコミックやゲーム等が果たして実際にどこまで影響を与えているのかも疑問を感じています。教育のためにはもっと別のところを見ていくべきではないでしょうか。
- 有害とされるHPは、「フィルタリングソフト」でブロックさせるなど、青少年に、見せなくする方法は有ると思いますブログや「2ちゃんねる」も規制しようとしてるようですが、確かに犯罪を誘発するような書き込みも有りますがそれは見ている人個人の受け取り方、性格の問題だと思います私自身も含めて普通に見て楽しんでいる人もたくさんいるはず、言論や表現の自由は絶対に規制するべきではないと思います。
- 法律でコンテンツの内容や表現に制限をかける事に反対です。「どのような表現が法律違反か」の判断基準は各個人によって全く違うからです。曖昧模糊としているそれを法律で一律に設定してしまうと『判断者』という【少数】が大多数の人間の基準を一方的に決める……極端な話ですが権力者が自分を批判する表現を「間違い」「違法」とする社会になってしまいます。各人が自由に表現できる権利を守る。そこから新しい意見やアイデアが生まれ未来をより良い物にしていく。それこそが民主主義だと思います。
- 公然通信と言う概念の導入には反対です。行政が言うところの「有害情報」の範囲は、法律では禁じられていない諸々の情報コンテンツを対象にしていると考えます。有害コンテンツと見なされれば表現の自由が大きく狭められてしまう事になります。これは個人の表現の自由に対してのある種の検閲ではないかと思えます。
- インターネット上での情報を制限することで、今後国家の経済的利益となりうる情報コンテンツの多様性と発展を奪うことにもなりかねません。違法・有害の危険があいまいな規制は、コンテンツ制作者の能力を萎縮させる可能性あり、前向きな作用をもたらすことはありません。規制について再考していただきたいです。

○ インターネット上における言論規制法制定には全面的に反対します。政府構想では、インターネット上での「関係者全員が遵守すべき基本的共通ルール」を法律で定め、具体的にはインターネットサービスプロバイダや業界団体による削除・レーティング設定などの対応指針を作成する際の法的論拠とするようですが、この構想自体に抜け穴が極めて大きいからです。海外サーバに違法・有害情報が公開されたら日本政府が介入できますか？逆に、自作サーバにこのような有害・違法コンテンツを公開した場合は、上記の法律があった場合、政府による直接的言論・表現への介入が行われかねません。

そもそも、違法・有害情報の制限には、それを容認するだけの法的論拠があるのだから、新たな法律を作らなくとも規制できる部分があると思います。違法・有害情報を公開する勢力を規制するためには、日本国内だけで通用する法律としての「インターネット上での共通ルール」を制定することはほとんど意味を持ち得ません。

○ 「『情報通信法（仮称）』として一本化を目指すべき」という基本方針について反対ではありませんが、「コンテンツに関する法体系」の、コンテンツの内容に対する規制を示している点について全面的に反対します。放送・通信ともに、手段に過ぎません。その手段を通じてコンテンツの内容自体に規制をする基準は不要です。違法なコンテンツの存在を理由に規制する必要性を主張されていますが、それは放送や通信という手段によらず、一般的な規制を通じて事足りるはずです。「情報通信法（仮称）」においては、例えば発信者を特定するために必要な司法手続を定めることで足り（例：プロバイダー責任法）、内容の規制に関する基準を示す必要はないはずです。放送の場合には、電波の有限性を理由に一定程度の規制の必要があることは理解しますが、あくまでこれは例外です。コンテンツレイヤーすべてに特別の基準を設けることは、表現の自由の重大な例外となり、許されません。「通信コンテンツについても、『公然性』を有するものについては「通信による表現の自由の確保」の問題と捉えるべき」といいますが、なぜそう解されるのか、明らかではありません。公正かつ適切な情報流通の実現は既存の対象手段を限定しない法律でも十分実現可能です。表現の自由のなかで急激にウェイトを増している通信上のコンテンツを規制することは、表現の自由の侵害の程度も大きく認めるべきではありません。

○ ブログ、ホームページの内容を規制する法律類の制定に反対します。理由：規制の根拠が恣意的に決められる可能性がある。買春目的、児童ポルノなどの違法サイトは、現行の刑法及び行政刑法で、警察が取り締まれる。その上にさらに、規制を加える必要は無い。仮に、この規制に、政治的意図があった場合、それは、憲法における表現の自由を侵害する行為である。既にインターネット上では国境が無い状態にあり、国内法による規制は、事実上無意味である。仮にこのような規制が幅広く行われた場合、日本はネット後進国となり、今後の世界経済の進展から取り残される。

○ インターネットは、官公庁や企業だけでなく、個人が自由に表現出来るスペースと考えております。また、インターネットで得た情報の活用に関し

ては、自己責任とも考えております。行政側がインターネットをどのように考えているのか私は存じておりませんが、インターネットは所詮ただの道具に過ぎません。よって、行政が介入する必要は全く存在しないと私は思います。包丁で殺人事件を起こしたからと言って、包丁の販売を規制するのでしょうか。車で轢き逃げをしたからと言って、車の販売を規制するのでしょうか。当然ながら、規制されません。何故なら、それらは所詮道具に過ぎないからです。ところが、インターネットを悪用した事件があれば「通信コンテンツの規制」を検討というのは、どういうことでしょうか。「法の下の平等」に反する行為だと私は思います。現法に違反するコンテンツに関しては、現法に従って対応すればいいと思います。また、青少年に与える影響を懸念されているようですが、青少年のいる家庭にはフィルタリングソフトウェアの導入を促すようにテレビコマーシャルなどで啓蒙すれば青少年が年齢に相応しくないコンテンツを閲覧する行為を未然に防ぐことが出来ます。逆に言うと、青少年のいる家庭でフィルタリングソフトウェアがインストールされていないパソコンを使用して、青少年が年齢に相応しくないコンテンツを閲覧する行為があるのであれば、テレビコマーシャルなどでフィルタリングソフトウェアの導入を啓蒙していなかったのが、行政側の怠慢行為であると私は考えます。にも拘らず、その怠慢行為を逆手にとり、「通信コンテンツの規制」とあれば、もはや暴挙としか言いようがありません。総務省が無駄に権限拡大し、無駄な仕事を増やし、無駄に予算を浪費し、日本の情報を統制しようとすることに私は反対します。「通信コンテンツの規制」を考える暇と実行する予算があるのであれば、むしろ公務員全般の情報セキュリティ意識を高めることに、より多くの時間と予算を費やしていただきたいと思います。「公務員の私物パソコンからウィニーで国民の個人情報漏洩」のようなニュースが後を絶たないことを考えると、官公庁や公立学校が情報セキュリティ対策をいい加減にしていると思われる仕方がないのではないのでしょうか。私の勤務している会社でも情報セキュリティ対策を行っており、ウィニーで情報漏えいのような事件は一件もありません。国民の個人情報が漏洩されることは、あなた方が思っている以上に国民に不安を与えます。もし、それが分かっているのであれば、「通信コンテンツの規制」などにかまけている暇は無いと思います。

- もっともな見解ではあるが、紙メディア(新聞・雑誌・壁新聞張紙類)・セルDVD等との規律の現況に関する比較に乏しいため、規律の具体例の妥当性が判断しづらい。また、規律の具体化と執行を行う主体の具体的な姿が書かれていない。行政府におけるそれについて、人事院の人事官制度等を参考にして政党などからの独立性の一定の確保について検討すべきと思われる。

- 国会図書館が作成した資料「諸外国の放送分野の規制監督機関」(07年6月5日付)によると、放送番組の内容の是非について、欧米・アジア13カ国を調査したところ、日本のように国家機関が関与するのは北朝鮮やロシア、中国、ベトナムなど社会主義陣営ばかりであり、米英独仏は独立性の高い第三者機関が行っているのが一般的で、EU(欧州連合)加盟国ではスペインのみが国家機関が関与していたことが明らかになったとあります。日本でも、戦後、いったん、影響力の大きい放送を政府が悪用しないよう一定の距離を持った独立行政機関に所管させるため、独立行政委員会(電波監理委員会)が設置されましたが、独立後もなく廃止された経緯があります。その結果、放送の独立性は、著しく阻害されるに至りました。政府

が、いわゆる「沖縄密約事件」で、密約の存在を裏付ける米国公文書の存在、当時の外務省アメリカ局長の告白記事などがあるにもかかわらず、密約の存在を否定している現状では、政府の一員である総務大臣に、内容規制を委ねることには危惧を抱かざるを得ません。通信と放送を融合した法体系が策定される機会に、放送、そして今後放送同様に影響力が大きくなる通信について、欧米なみに独立行政委員会が所管するような制度とされたい。

- 「違法」と「有害」という言葉をあたかも同等であるかのように並列して扱っていることに大変、違和感を感じます。「違法」情報は『客観』ですが「有害」情報は法律に照らし合わせるわけではなく、それを判断する人間が必要な点で『主観』に左右されます。だれが、どういった根拠で『有害』だと判断するのか、またできるのかその『客観的』な基準なりガイドラインを提示していただきたいと思います。また、違法情報と違法行為とは区別すべきですしさらに『違法情報』と『有害情報』とではまったくといっていいほど、別物です。違法なら法律に基づいて取り締まればいいわけですが有害と誰かが決めて取り締まるというのは私は、違和感とありますがなにか、情報統制の危険性を感じます。

ネットの世界に現実のルールをそのまま取り入れるのも無理があるように思われます。なぜならネットは国境を超えてワールドワイドにつながっているからこそインターネットであって、その中では地位や肩書きに関係なくだれもが自由に意見や情報を交換、発信できることがその存在理由だからです。テレビや他のメディアと同等に規制するということはネットの自己否定につながると私は考えます。インターネットの中ではまず『規制』ありき、ではなくすべてオープンにした上で各自『メディアリテラシー』力を磨いていく方針を積極的に進めていくことが大事なのです。たとえば、単なる『アダルト』サイトでしたらトップページに18歳未満の方は閲覧禁止の旨を明記することを義務化、徹底化をすればよく、18歳未満でも『18歳以上です』をクリックしてサイト内に入れるから取り締まるべき、という考えはネットの精神に反するもので、本来なら『クリック』することの自己責任とそこから生まれうる危険性をしっかりと子どもたちに教育すればすむだけのことです。むしろ、子どもたちに有害なサイトはたくさんあることを知らせ、なおかつそれは自分らの主観で有害なだけであってそれを自己責任の範囲で楽しむ権利を持っている大人もいることをおしえていくことこそが必要だと考えます。

- テレビ、ラジオ等の放送は電波という有限なリソースを使うことを前提として、それなりの規制がかけられるという正当性があるように感じるが、インターネットはそもそも電波のような有限なものではないので、規制をかける正当性が残念ながら見あたらない。仮に規制をかけるならば、誰が規制の対象となるサイトを決めるのか、その権限および恣意性が大きく問題になるので、その団体の独立性をどう担保するかが最重要ポイントとなる。政府が直接その権限を持つことは近代国家としては当然あり得ない。この原則は、テレビやラジオの規制にもあてはめるべきだと考える。
- 情報通信法(仮)による有害・違法コンテンツ規制に強く反対する。中間報告では違法・有害コンテンツの防止は必要だと単純に考えているようだが、本法案では結局のところ政府が何が違法・有害なのかを決める事になっている。これでは政府に都合の悪い情報を発信するところについては、やれ、

「内容に一部誤りがある」だの、「引用の程度が度を過ぎており、著作権法に違反する」だのして規制をかけてくることは明白だからである。韓国などでも違法・有害コンテンツの防止という名目で同種の法案が導入されたが（青少年保護法）、やはり政府の都合の悪い情報を流すサイトを潰す法案として運用されている。これはドイツなど表現規制を法制度として組み込んでいる国々で、共通して発生している現象である。こうした事実上の検閲制度はいったん始まると歯止めが利かないのが特徴であり、そのほとんどが「青少年に有害だから」という名目で国民の知る権利や、言論・表現の自由を奪う結果になっている。そのためアメリカではネット上の有害・違法コンテンツを規制する法案に対して、違憲判決が下されている。“未成年に有害な情報”を配信する商用 Web サイトの管理者側に対して、未成年者へのアクセス制限を義務づける「児童オンライン保護法」(COPA: Child Online Protection Act)は違憲として、同法の廃止などを求めている訴訟において、ACLU の訴えを認める最終的な判断が示されたことを明らかにした。(略) ACLU 代表の Anthony D. Romero 氏は「約 10 年間の法的訴訟手続きを経て、ついに修正第 1 条(の保障する言論の自由)が勝利して、政府によるオンライン検閲は違憲であることが示された」とコメント。また、未成年者のオンラインポルノへのアクセスを規制するのは、政府機関による検閲や法規制ではなく、保護者の責任によるものであるとの見解も示した。(http://journal.mycom.co.jp/news/2007/03/24/402.html)すでに日本においても政権に批判的なニュース番組や新聞社の公然と圧力をかけるなど、極めて問題視されるべき事例が多々発生している。またイラク反戦ビラ裁判や新潟での護憲運動を公安調査庁が監視していた例など、他にも類例はキリが無い。この様に表現・言論の自由に対し政府が強圧的、強権的な姿勢を日々強めている現状を考えると、どうい理由があっても表現・言論に対する規制を認める法案には反対せざるを得ない。日本でも治安維持法や検閲がそうであったように表現・言論に対する規制はいったん始まれば拡大の一途を辿り、決して緩まることは無い。戦前の日本でも民主主義を謳歌した大正デモクラシーから、一転して本当のことを報道することがまったくできなくなったマスメディア規制がなされた。こうした愚を二度と犯してはならない。重ねて主張するが、情報通信法(仮)による有害・違法コンテンツ規制に強く反対する。

- 私は違法・有害コンテンツ流通対応を制度化することを強く反対いたします。何が有害であるかを判断するのは政府になる可能性が高いと判断できません。政府の都合の悪いことも有害と判断されるおそれがあり、政府の判断次第で基準が左右されるのは、表現の自由を著しく阻害するおそれがあります。またインターネット上には、個人によるホームページも多数あります。それらを逐一有害か否かを判断するのは良心の自由やプライバシーを著しく損ねる危険があります。以上の理由から、違法・有害コンテンツ流通対応を制度化すべきではないと強く訴えます。
- 一切のあらゆるコンテンツに対して規制をかけることを反対します。
-

・放送、衛星放送、有線放送、インターネットの4分野とした場合に、インターネットの分野は、業者と個人が参入している特異なメディアと位置づける必要がある。

・業者とは、利益獲得を目的に事業展開しているプロであり、ある種、社会的責任が大きいと考えられる。従って、利益獲得を前提にした規律体系をかけるのが適当である。(情報通信法)

・個人とは、利益獲得を目的に活動していない場合が大半であり、「表現の自由」「通信の秘密」を最優先にした考えを前提とすべきであり、所轄官庁による規律は、性格上合わない。違反コンテンツや有害コンテンツに関しては、個別に、民法、刑法等の観点から国民的議論を十分に尽くした上で、的確に法制化(民法、刑法等)すべきである。

・業者と個人を混合させた上での、コンテンツ規制は、個人の表現の自由を損なう恐れがある。明確に、業者と個人を切り分けてし、個々に対応すべきである。

◆刑法、民法等で取り締まる場合(個人に対して)

・違法コンテンツ:信用毀損、名誉毀損、侮辱罪等にあたるもの

・有害コンテンツ:自殺の方法、爆弾の作り方、ポルノ(画像、動画)

・違法コンテンツに関しては、政府側への批判等程度で違反あるいは違法とするべきではない。

・有害コンテンツに関しては、全ての事例を公開し、その中で、違法になりうるものを、国民に提示した中で、国民的議論を経た後、違法なるものを決めるべきである。

◆表現の自由に関して

・表現の自由は、基本的人権の最も重要な構成要素であるが、今現在、表現の自由の対象は、業者と個人が考えられる。業者と個人に対し、一括に情報通信法をかける事は、表現の自由を外から抑圧する事に他ならないわけで、これは、個人という立場に立てば、表現の自由を不当に侵されることになる。業者と個人への縛りが同等レベルで厳しくなるのは、おかしい話であり、業者と個人に対して、個別に対応すべきと考える。(個人)

○ 違法情報というのは現行刑法に照らして違法という事であり、法規制とか自主規制の問題ではなく警察が取り締まる問題。必要なのはネットの規律云々ではなく、一般のネット利用者に違法情報を見付けたら通報して欲しいと呼び掛ける広報です。だが警察への不信感が拭えなければ無意味に終る事でしょう、古今東西治安が悪化するの警察への不信感が高まった時です、まず冤罪事件や裏金事件などを予防するシステムの構築をし警察の規律を回復させるのが必要不可欠です。信用出来ない警察へは誰も通報などしません。

有害情報というのは違法ではなく合法という事であり、合法的な情報を公的機関が規制するのは憲法違反である。海外ではこの様な有害図書規制には軒並み違憲判決が出ている、日本は民主主義国家として立ち後れていると言える。有害情報(合法情報)は発信側の公的規制ではなく、フィルタリング

ソフトによる受信側の自主規制が一番望ましくかつ有効である。なぜフィルタリングソフトという単語が取りまとめに出て来ないのか不思議でならない。フィルタリングを使えば「自殺の方法」「爆弾の作り方」「ポルノ」「アダルトグッズ通販」「出会い系サイト」などこれらは全てはじく事もできる、レベルを上げれば「掲示板」だってはじく。フィルタリングを使えば子供はアクセス出来なくなると言うのに、なぜ有効なフィルタリングを避けようとするのか理解出来ない。公的規制の中には公権力による自主規制の催促や強制も含まれる、これは事実上の公的規制である。公的機関がフィルタリングソフト開発に関わる事も事実上の公的規制に当たります。公的規制は表現の自由の侵害であり憲法違反です。

- ネットの健全化、有害情報規制、公然通信、マーク制度、メディアサービス、規律確保、表現の自由確保、などの美辞麗句を並べ立て、国民に気付かれない様に検閲制度を忍び込ませようという悪質な意図がこの取りまとめから見て取れる。政府がコンテンツを評価、審査、仕分けする必要性は微塵も無い、これは検閲です。違法情報以外からは即刻手を引くべき、つまりは合法情報には手を出さなという事だ。違法情報以外で公的機関が口を挟む余地は何も無い。特別メディア、一般メディアなどの仕分けも必要無い。規律確保はネット事業者やソフト開発事業者、放送事業者などの業界団体に委ねるべき。マーク制度も一切必要無い、公的機関は違法情報の通報があるまで動いてはならない、現行法で十分対応可能である。検閲を目論む公権力による悪質で狡猾なやり方には怒りすら覚える。

(1) 基本的な考え方

- 最大限保障されるべき憲法価値である「表現の自由」について、「保障の範囲外」とまで強く言い切る場合には、違法として分類したコンテンツについて、憲法14条と同様に列挙し、その他については合法推定性が働く旨を付記するべきであろう。違法として分類というだけでは、表現内容とは別に、著作権その他の企業の営利目的からその範囲が拡大する恐れが抑えきれない。

昨今、次々と制定される青少年保護条例を安直に根拠としうるなら、規律の対象は野放図に広がる危険がある。また流通規制をすれば即ち表現活動の規制に繋がることも資本主義の世界である以上当然のことと言える。

- 公権力が一律な基準を設けるのには問題があるのではないのでしょうか。どの表現から有害であるかどうかを線引きするのは、そもそも可能なのでしょうか？青少年保護条例が最高裁で合憲とされているとありますが、青少年保護条例自体存在しない自治体もあるし、内容は各自治体により異なります。そのような条例の基準を全国に一律に課す事には慎重であるべきだと思います。保護されていない表現が罰せられないために社会に起こりうる危険よりも、保護された表現が沈黙する可能性のほうがより憂慮されるべき事ではないのでしょうか。

○ まず現状に有害図書の定義が余りに曖昧であるのが一つ目の問題です。現状でさえ、警察による有害図書の定義は曖昧なものであり、またどのような定義で取り締まり行われているかすら公表されていません。

またこの事により総務省が大きな裁量権を手に入れることで政権や大臣が変わるたびに規制対象が変わり、現在合法の元で販売されている品物でさえ違法となり、それこそ創作物規制にも繋がり暴走する危険性を持つ事にもなりかねないのではないのでしょうか？

そしてこの事は立派な表現の自由の侵害に当たるのではないのでしょうか？何よりここで言われている有害図書だから規制しても良いと言う事がまかり通ってしまえばゾーニングの定義を遥かに超えてしまい、それこそ憲法で禁止されている検閲にも当たってしまうのではないのでしょうか？またこのような事が許されてしまったのなら過去戦前、戦中に起こった焚書などに近い状況になる可能性もあると思います。

次にそもそもこの情報通信法にインターネットを含める事にも反対です。インターネットとTV等のマスメディアは本質が別の代物であり、そもそも一緒にすること自体無理があることだと思います。まず一つ目の違う点を上げるとするならば、TVやラジオなどのマスメディアは視聴者などに対しインターネットは双方の情報交換が基本であり、また情報共有をすることが最大の特徴です。

この中には当然、掲示板やブログなどの情報交換もありますし、中には自分のスペースで作品公開をしている所も多いです。

またこの事から多くの人の雑談で出来ているとも言えますし、人それぞれ十人十色と言われる様に色々な考え方を持つ人もいます。

インターネットの最大の特徴はここにあります。つまりは情報を多面的に見られると言うのが最大の特徴です。

しかしこれ等の中にこのような昔と同じような枠組みを当てはめてしまったのなら、そもそもインターネットと言う物自体、多くが個人の考え方などが寄り集まって出来ているものなのに、変な規制をかけてしまったのなら、自分の考え方自体がこの法律に違反する事になってしまい結果、何も言えなくなる事に繋がる可能性もあるのではないのでしょうか？この事は言論統制にも繋がりかねず、思想・良心の自由にも反する事にも繋がる可能性もあると思います。

例えばそれこそ現政権等の問題点なども定義することも出来ず情報を多面的にみることが出来なくなるという可能性もできてしまいます。

次にインターネットは放送と全く別個の存在であり、そもそも同じ定義で規制をしようとするほうに無理があります。

そして総務省が情報通信法を提示してからこれ等の事に対し、不安視する声が多く聞かれたのも事実です。

このような法規制を作ると現在ある程度自由が許容されてここまで成長してきた経緯のあるインターネットやIT分野は逆に規制ができた事により、衰退の道を歩み、また多くの企業が海外に流出する事になってしまい、更には日本に置けるネット文化や果てには国民の言論弾圧や表現の自由や思想・良心の自由を侵害することに繋がるのではないのでしょうか？

またアメリカにおいてはインターネット上の言論統制に繋がる恐れがあるとしてこのような規制に対し、違憲判決すらでています。

この事からももし有害とされる情報を見せたくなければ法により無闇に規制するのではなく、個人でフィルタリングソフト等を使えばすむだけの話です。

これ等の事から情報通信法の草案を見た限り、インターネットなど国民の自由を奪い、言論を統制する可能性の高い法律の制定には反対です。

- 「コンテンツに関する法体系のあり方」では放送等のメディアサービスと公然通信にのみ分類されているようですが、この整理では単にビジネスと規律だけにとどまっているように見受けられ、個人の自由さえ損なわれていくように感じます。

例えるならば、歌を聴かせる芸能産業と著作権ばかりに目を奪われて、鼻歌を歌い、口笛を吹く自由さえ制限されているようなものではないでしょうか。個人的にはビジネスと私的利用と言う経済的観点における縦軸と、公共空間と私的空間の横軸をもっと有効的に利用することによって世界的な標準的基準が日本から発信できないものかと感じています。

個人のサイト等で第三者が無制限に閲覧できるコンテンツに対して、全てを公然通信と整理し制限することは、公道で他者が著作権を有する楽曲を第三者に聞こえる環境では鼻歌を口ずさんではいけないし、不平不満のはけ口としての他者の中傷となる愚痴を第三者に聞かせてはいけないと言う事を指し示し、あまりにも使いにくいものであると考えます。

もっと極端に言えば自宅の部屋で、他者の不満を仲間内で会話している内容を、通りすがりの第三者が窓の外から身を乗り出して聞いた内容に対してさえ法的な整理を適用されてしまうのではないかとさえ危惧してしまいます。表現や考え方を再度整理していただければと強くお願いいたします。

- いうまでもなく、民主主義社会においては政治権力によるメディアに対する規制は最小限とすべきである。なんとなれば、権力に対するメディアの監視が、人民（主権者＝有権者）の権力に対する抑制、すなわち自らの主権の保持のための有力な手段のひとつであるからである。

各種のメディアのうち、唯一放送メディアだけが政府（権力）の認可を条件付けられているのは、ひとえに電波という公共資源の有限性・希少性のゆえにすぎない。（その点からすれば、電波メディアに対して、影響力うんぬんを理由としてそのコンテンツに対して、他の紙媒体メディアなど以上の規制を加えることには最大限に慎重であらねばならない。権力の恣意的な介入を許すことになりかねないからである。）

さて、目下議論されている「通信・放送の総合的な法体系」に関しても、もっとも留意すべきはこの原則である。インターネットという新しいメディアが出現したことで通信と放送の境界が不分明になるという現象があることは事実であろうが、だからといって、放送に対する規制（の幾分か薄めたもの）をインターネットに対しても及ぼす必要があると最初から決めてかかることは間違っている。それは、上に述べたように、放送への規制が電波の有限性・希少性に基づくものにすぎないことからすると、インターネットに関しては、そういう物理的な限界性が基本的にないからである。したがって、他の紙媒体などと同じように「表現の自由」を根拠とすべきであり、なんらかの規制をすることも現行の刑法その他の法律で対応することを原則とすべきである。

「公然通信」などという新語で概念づけられようとしているホームページやブログなどは、市民の自由な意見を表明するのに、紙媒体に印刷し

たビラを駅前広場などで配布するのと、原理的にはなんら違いはないのであって、その内容については既存の法律に抵触するか否かで対応すべきなのである。

- 国家から公共の電波を独占的に割り当てられているテレビやラジオ等の放送と、インターネットを同一の枠でもって規制をするのは、無理があるのではないかと思います。情報を掲載するにあたって、何らの特権にも与ることのできないネットの情報に、特権の代償として課せられてきた放送法基準を課す論理性を見出すことは出来ません。インターネット領域に限って言うなら、通常法律の枠以外で規制を盛り込まないことこそが、公正かつ適切なのではないのでしょうか。

また、問題とされている「有害コンテンツ」にしても、具体的な法的規制がかかっていない、言い換えれば合法であるコンテンツを、法律の頭越しに規制しかねない問題点があります。確かに、インターネットを介せば、比較的自由に情報を取得することができる現状がありますが、問題とされているほとんどの情報は、法律の枠内によってやりとりされているものであり、違法な情報はチェックされ、摘発される運命を辿っています。極めて証拠が残りやすいインターネットという領域は、違法な情報を集める場としては不適切で、それ故に健全だと定義することも出来るのです。実際、インターネットで公開された違法のコンテンツには、警察が動く仕組みも構築されています。少なくとも、媒体の健全性を問うならば、インターネットは、むしろ法の目が届きやすく、健全化されているか、極めて健全化することが容易なメディアとすることができるのです。

- インターネットは個人の表現の場でもあります。政府および行政がこれを規制することは日本国憲法に抵触すると考えられます。業務、商行為として行われる放送や出版と同じように扱うこと自体に問題があります。「その他の「公然性を有する通信」を「公然通信（仮称）」として違法・有害コンテンツ流通対応を制度化することを検討すべきである。」に反対します。国による制度は必要ありません。

- 政府による情報規制に反対いたします。日本国憲法には表現の自由が明記されており、国家権力による検閲などは禁じられているからです。もしこの原則が踏みにじられたら、政府に対する健全な批判までも封殺され、我々日本人は戦前のように大本営発表を鵜呑みにさせられた挙げ句、いつかまた何らかの形で国を滅ぼすに至ることでしょう。インターネットで閲覧可能な「有害」情報に関しては、成人であればまず自己責任の問題ですし、未成年に関しては保護者や公共機関が的確なフィルタリングソフトを個々のパソコンに導入すれば済む話です。あるいは国家権力とは無縁な独立委員会が規制するべきでしょう。政府の出る幕はありません。

- 殺人や窃盗などの事件の犯罪の手口を堂々と垂れ流して、悪影響を与えている危険性が高いのは報道機関（テレビ・新聞など）の方でしょう。上記の機能が働いていない為、説得力が全くありません。

○ AVMS では表現の自由についての記載は希薄だったので、新法が表現の自由の問題である、という認識が存在することは大変良いことだと思います。しかしながら、「公正かつ適切な情報流通」が損なわれるのが良くないことであり、それが神ならぬ政府により担保可能であるという問題提起は、きわめて危険ではないでしょうか。政府は間接民主制で選ばれた国民の代表であるとはいえ、当然少数意見も存在します。そうした少数意見の者にとって必ずしも「公正かつ適切」とはいえない情報流通となりかねないことは容易に想像できます。以上から、「公正かつ適切な情報流通が損なわれているか」を単一主体が判断できる、すべき、という考えを見直していただくことを強く要望します。

○ 「有害コンテンツ流通に対する規制も、有害図書に関する青少年保護条例による認定基準が最高裁で合憲とされていることを踏まえれば、規律の対象とする余地はあると考えられる。」(p7)とありますが、前例があり「余地」があるからという理由に基づいて規制をお考えなのでしょうか。「有害」とは何かという疑問に加えて、コンテンツに「図書」の基準を適用する事への疑問があり、甚だしく問題性の高い認識であると考えざるを得ません。コンテンツに余地があるのなら、恐らくは市井での会話にも「余地はあると考え」られうるでしょう。再度、余地ではなく「必要性」について慎重に検討されるべき所に思われます。

○ 「表現活動の価値」なるものが意味するところが不明である。総務省が判断するのか、第三者機関が判断するのか。表現活動に対する評価は自ずと個人により異なるものであり、「表現活動の価値」なるもので合法違法を判断すべきでないとする。

岐阜県青少年保護条例事件に対する最高裁判決を前提としていると見受けられるが、この判決は有害図書に関する定義を避けたものであり、また、有害図書が青少年に悪い影響を及ぼすとあるが、現在では否定されている説である。

(http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0705/28/news015_4.html#10)

この判決を元に規制を推し進めるのであれば問題があると言わざるを得ない。

そもそも、違法だと分類できない情報を規制しようとする自体が間違っている。有害図書防止条例については上記の通り問題があり、表現の自由を阻害するものであり、これを参考にするには反対する。ゾーニング規制については国外にサーバが置かれた場合に摘発を行えるのか、年齢確認はどうやって行うかなど問題点が山積みだ。最終的には中国のように国外の情報を国レベルでシャットダウンするしかない。それこそ表現の自由に反するものである。

○ インターネット上のコンテンツ配信については、公然性を有し、強力な伝播力がある場合であっても、コンテンツ規律を制度上課されていないことは、公正かつ適切な情報流通を損なうおそれがあり、規律の対象とする余地があるとしている。しかし、単に公然性・伝播力のみを有するだ

けで、情報の規律が必要であるとする事は、国民は様々な情報から正しい情報を得る能力がほとんどないため、国家が情報を統制するべきであると言うに等しく、このような文章は国民を全く馬鹿にしており、全くお話にならない。なお、そもそもお話にならないが、何をして「公然通信」とするのかの基準も全く不明であり、かかる規制が可能と考える根拠も理解不能である。また、技術革新により伝統的な「放送」概念が変容しつつあることから、そもそも放送の規律の枠組みが問われているにもかかわらず、かかる論点を無視して、勝手に放送の規律がメディアコンテンツ規律の基準として成り立ちうるとすることも全く理解できない。従来、放送が勝手に相当部分を独占して来た情報流通が、インターネットの発展によって崩れてきたというのが本質的な問題点であり、かかる状況を踏まえ、放送がインターネットにおける情報流通と競争できるよう、現在の放送規制の緩和を考えるのが本来の検討のあり方であろう。したがって、この段落に記載されている方向性は、通信の秘密及び表現の自由を侵し、情報の国家統制をもたらすものであるとしか言いようがなく、一国民として全く受け入れることができない。

○ 有害情報（青少年問題に限らず）の規制について触れていますが、何を以て有害とすべきか、根拠なき規制にならないようにしていただきたいと思えます。人権侵害などについても同様に。人によって表現の種類における好き嫌いがあるのは理解できます。しかし、「残酷な表現物」とされるものでも現実との区別をきちんとつけた上で楽しんでいる人が多いことも事実です。また関係者の皆様には次のことも心に留めていただければと思います。いわゆる悪影響説については、犯罪などが起きてその犯人が特定の趣味などを持っていた場合、本当に趣味自体が悪いのか（本人の性格を問題とすべきではないのか）、現実の本人の状況など他に考慮すべきことはないのか、同じ趣味をもつ大多数の人達は現実と区別しているかもしれない、などを考慮しないで、「その趣味が悪い、社会に悪影響だ」と人々に思わせるような報道などが相次ぎ、必要以上の規制を正当化するような世論を煽っていること、規制を求める意見の中にはそれに煽られたかのようなものも少なくないこと、それでいてそのことを指摘してもマスコミなどが聞いてくれているか怪しいこと、なども視野に入れていただきますよう願います。

○ 青少年保護条例による有害図書規制を参考に、有害コンテンツ規制の余地はあるとしているが、有害図書の規制によって制限を受けるのは流通であって、出版そのものではない。一方インターネットにおける規制は、出版そのものの規制と同様のものに繋がるおそれがあり、一概に有害図書の規制を参考にインターネット規制に繋げることは、妥当とは言えないと考えます。

また、有害図書という指定は、性的描写、自殺の方法を扱ったものがあるが、もしコンテンツ規制を流通という側面で行なう場合は、恣意的な面を排除するために、何について規制を行なうか、国民的な議論に基づくべきであると思えます。

○ 「メディアサービス」と「そのた」の類型化には問題点が多い：・ 新しい「メディアサービス」は急速増加・変更する環境では分類は時代離れになる可能性が高い。・ 市民社会メディアは位置づけられていない。・ 幅広く批判されてきた既存のメディア制度の「デジタルな再生産」に

なっているのではないか。

- インターネット規制をするという話が持ち上がってるらしいですが、ネット全体を規制するようなことは、表現の自由に反することであり、絶対に許されないことです。日本を北朝鮮にする気ですか？ネットを規制するということはそういうことです。規制するなら社会に害悪を撒き散らす2ちゃんねるだけにしてください。
- 2011 を想定していながら、一般に選択可能な通信網が個人においてもインターネットのみとするのはおかしい。また、技術的に IP を使用することがインターネットを使用することと同一であるというのは認識不足。インターネットはその構造上、受信規制をする場合は、経路遮断による大雑把な管理しかできず、また経路はいくらでも変更することが可能なため、経路遮断による副作用のわりに有効性に疑問がある。さらに発信規制については国外からの発信には日本の法律で規制することは不可能である。そもそも、インターネットは、世界中のネットワークが自律的に結合したもので、明確な管理主体が日本に存在せず、日本の法律で規制することに馴染むとは考えられない。もし、インターネットを公然通信として規制対象とするならば、ネットワークに流通する情報に対する規制ではなく個人や団体等の言論・行動統制としか考えられない。日本では、NTT を始めとしてインターネットとは全く異なるネットワークである NGN 等の整備を始めており、放送と相互補完する役割をこの新しく敷設されるネットワークに持たせ公然通信として法体系を整備し管理することは理にかなっていると考えられる。なぜなら、NGN 等の場合は管理主体や責任が明確化されており、日本国内での責任区分を電話網に倣って規定することが可能だと考えられるからである。NGN 等では、管理を集中化し、経路ではなくサービス単位で情報を遮断したり、第三者による成りすましを排斥する機能や、通信品質の確保の機能を備えているなど、広く遍く誰でも安全にという意味で公然通信とするに相応しいと考えられる。しかし、NGN 等の場合であっても法で優先すべきはユニバーサルサービスの確保であり、情報規制は次の段階であると考えられる。
- 「表現活動の価値をも勘案した衡量の結果として違法として分類されたコンテンツ」とは、単に法律で違法とされるに留まらず、裁判における憲法判断において合憲とされたもの、あるいはそれと同様の類型を指していると考えられ、その意味では、たしかに憲法上、規律することに問題はない。しかし、憲法上規律することが問題ないことと、違法コンテンツとされてきたものを今後も違法と評価し、排除を強める方向で規律することが政策として有効かどうかは、全く別の問題である。有害コンテンツ流通に対する規律についても、これは同様である。インターネットが全世界に拡大・定着しているのに対して、法律や価値観は各国や地域によって異なるため、我が国において違法・有害コンテンツと評価されるものが発信元によっては必ずしも同様の評価を受けるわけではない。従って、単純に排除を強める方向で規律すると、そのようなコンテンツを提供するサービスは外国法人を発信主体として外国サーバを発信元とするものに移行するだけであると考えられる。そのような外国サービスはそもそも

日本国内の規律に一切服する必要がない一方で、そのコンテンツは実質的に日本国内で受容されるので、その増加は、安全・安心の観点からは問題があると考えられる。そのような事態が、単に過渡期の現象に過ぎず諸外国でも同様の内容の法整備が行われるということであれば、影響は一時的だが、実際には意見3で述べたように、米国では表現の自由の保護が厚く、外国サービスの問題は将来に渡って続く判断すべきである。なお、外国サービスへの対応としての受信者に対する一律な制限は「通信の秘密保護」に抵触し、またそのような制限を中国のようにプラットフォームや伝送インフラを通して実現することは、憲法上のみならず、イノベーション促進の観点からも不可能なはずである。従って、公然コンテンツの内容規律にあたっては、違法コンテンツの中でも世界的に禁止・規律強化の方向を一致してとれると考えられる部分と、実質的に国内ローカルに過ぎない部分を分けて考え、比較的少数である前者について徹底する方向で法的、人的、金銭的リソースを配分する一方、後者については、むしろ一定の制限のもと合法とし、規律に服する国内サービスが優位となる方向で制度設計する、といったことについて、今後検討すべきである。

- 「違法・有害コンテンツ」と「表現の自由の保障」の適用範囲が非常にあいまい、且つ恣意的な解釈を許すものとなってしまうています。たとえば誰か一人を摘発なり起訴なりしただけで、似たような表現活動を展開していた人が、萎縮する、表現を止めてしまう威圧効果もありえます。そうすると、特定の傾向をもった意見のみ、ネットに蔓延させることすら可能になってしまいます。さらには「公然性」をプライバシー権で打ち消すことは、国民の「知る権利」を阻害する可能性もあります。自由な表現を規制したら最後、正しく国の未来に役立つ「批判」も埋もれてしまうことでしょう。ネットへの表現規制には反対いたします。「有害」表現の判定は非常に困難であり、誰もが公平感を持てる基準を示すのは不可能であると申し上げて筆を置きます。
- コンテンツの違法性・有害性を政府が定義することになりかねない制度には反対です。コンテンツの規制が必要だとしても、それは政府からの独立が保障された委員会が行うべきであり、それは「公然通信」に限らず放送行政に関しても同様だと思います。毎日新聞の臺記者（新聞研究7月号）は、行政機関のトップ（総務大臣）が放送内容の正確性を判断して、何らかの措置を講じることができる国は世界的には極めて例外的で、「欧米・アジア13カ国の中で日本のように国家機関が関与するのは北朝鮮やロシア、中国、ベトナムなど社会主義陣営ばかりで、米英独仏は独立性の高い第三者機関が行っていた」と指摘しています。私はインターネット上の言論にコンテンツ規制が不要であるとは思いませんが、上記のような状況で、政府がさらに言論の自由を統制することになりかねない法制度の運用（つまり中間とりまとめの提言）には強く反対します。
- 「社会的機能及び社会的影響力に重点を置いて・・・安全・安心なユビキタスネット社会の構築」という部分は、象徴的でわけがわかりません。たとえば政府の政策に対して反対意見をブログに書いたとき、市民を不安にさせたからなどという理由をつけられて規制されるおそれがあります。

国による言論の自由の封鎖を強く感じます。民主主義をないがしろにし、国に都合の良い放送やネット社会を作ろうとしているこの通信・放送法制に戦前の翼賛メディアを見る思いです。反対します。

○ 違法、有害コンテンツの流通に対する規制は必要であるが、その規制を政府が直接行うことには断固反対します。違法性、有害性の判定は、政府から完全に独立した（人事、方針等に政府がいったい関与しない）委員会を設けて審議すべきです。また、テレビの番組内容の規制に関しても、他の先進諸国ではあたりまえとなっているように、これまでの政府直轄の放送行政システムを廃止し、先に提案した独立行政委員会による放送行政システムを構築すべきです。言論の自由を標榜するこの日本において一国民の声が届くことを願います。

○ 基本的に、放送・通信を統合するような法体系は必要ないとする。むしろ放送は放送、通信は通信といった具合に再編し（ただしコンテンツ保護法としての著作権法は従来の枠組みのまま）、放送・通信の境目をどう決定するかというところに焦点を当てるべきである。

現在、いわゆる「放送と通信の融合」について問題が発生しているのは、関連法のそれぞれにおいて「放送」と「通信」の定義が食い違っているためである（その極端な例がIPマルチキャストを自動公衆送信と解釈する著作権法であろう）。要はこの境界線を引き直せば足りる話だ。逆に言えば、「放送」と「通信」をひとまとめにすることは不可能であるし不相当でもある。「放送」の方は公共的性質を理由に多くの内容規制を受けることとなっているが、「通信」においては憲法上の「言論・表現の自由」「通信の秘密」「検閲の禁止」等を担保することが求められるのであって、「放送」にかかる規制を完全撤廃しないかぎり「通信」と同じ扱いをすることなどできない（「中間取りまとめ」にあるような、放送・通信を数種に分けるのも結局は放送・通信に分けて考えるのと同じことである）。また「通信」の内容に規制をかけることは許されない。

現在の「放送」においては、たとえば著作権処理に関するような、公衆へ情報を伝達するため有利となる数々の“特権”が与えられている。内容に大きな制限が課せられているのと引き替えにこのような地位にあるものと理解することができ、現在「通信」に分類される事業であってもかような内容規制を受けるものを「放送」とみなせるような制度を模索すれば充分であろう。たとえば既に内容規制下にある放送番組をネットで配信するような場合には「放送」とみなしても問題は少ない（著作権法上の「放送」の定義を変更すれば済む話である）。

規制が少ない（無いわけではない。現行法による最低限の規制はすでに存在すると考えるのが妥当だ）「通信」の概念は残しておき、表現の自由を求める者がインターネット等での発信を行なえる余地も必要なのではないだろうか。

○ どのコンテンツが違法であるか、誰がどのように分類するのかという点が非常に曖昧である。ひとくちに「違法」といっても非常に広範であり、判定の仕方いかんによっては、大多数の国民が規制の必要を認めず、また規制を望まないレベルに至るまで規制の対象とされることも十分あり得る。これを広く「表現の自由の保障の範囲外であり、規制することに問題はない」と断じてしまえば、つまり「表現の自由の保障」そのものを否

定しているに等しい。「表現の自由の保障の範囲外」と分類されるような「違法コンテンツ」は、いわゆる自殺サイトや殺害・暴行依頼等、明らかに、かつ直接的に国民の生命や安全を脅かす危険を有するものに、厳格に限るべきである。

インターネットでこれと同等の規制を考えるならば、一定年齢以下の子供の閲覧を禁止するコンテンツのレーティングにあたると思われる。「表現の自由」を保護しながら、かつ有害コンテンツが社会に与える悪影響を防ぐためには、コンテンツ規制はこうしたレーティング方式に限定されるべきであり、またそれで十分であると考えられる。

- この最高裁判決は「岐阜県青少年保護育成条例裁判」のことだと思われるが、この判決はいわゆる「わいせつ」図書に対してのものであり、何が有害かを規定したものではない。「わいせつ」にはきちんとした定義があるが、それ以外の情報には何の定義も根拠もないのに「有害」と規定されてしまう。このような現状で「有害」コンテンツを規律の対象とする余地ありと考えることには反対する。

中間取りまとめでは常に「違法・有害コンテンツ」と表記されているが、そもそも「違法」コンテンツと「有害」コンテンツは意味内容がまったく違う。違法は法律で、有害は個人の主観で決められる。基準のまったく違うものをなぜ同列に扱っているのか疑問。

違法なら法に則って対応すればよいので、さらなる規律の必要はない。また「有害」の判断は個人の主観によっており、千差万別の解釈があるので情報の取捨選択は利用者の判断に委ねられるべきであり法律で規制すべきではない。

- 誰にとっての安心で安全か、ということが隠された表現である。情報は、特に政治的なものであれば、対立する意見が容認されなければ、健全な民主主義の運営は脅かされてしまう。ところがこの文面では、安全・安心の基準が示されておらず、また対立する意見を抑圧するために権力がこの安全・安心の基準を恣意的に設置することへの歯止めが必要だということについての言及が行われていない。そのため、この安全・安心という基準は、恣意的あるいはあいまいに示されたり拡大適用されたりする余地が有り、そうである以上は、この文言が、今後、設置運営される基準如何によっては、権力による恣意的な線引きと、それによる情報統制が可能となる点に利用されるという点で、懸念が指摘できる。

公正と適切な情報提供を、個人のウェブサイト求めて、放送事業者と同様の規制をかけることは、表現の自由権に抵触している。なぜなら、偏った意見であっても、違法ではない限り、持つことは自由であり、放送と同様に全ての多様な意見に目配りした公正な表現を個人が持ちそれを発信することは、過度な責任要求だからである。

「通信コンテンツと憲法上の「表現の自由」との関係では、表現活動の価値をも勘案した衡量の結果として違法として分類されたコンテンツの流通は、表現の自由の保障の範囲外であり、規律することに問題はない。」この箇所は修正が必要だと思われる。なぜなら個別の法律が、政府によって恣意的に決められるものである以上、例えば共謀罪という罪を法的に設定したとしても、その法が市民生活にとってよいのかどうかを話し合い、情報交換する権利は、依然として市民に残されていなければならない。つまり、法そのものは施行され、実施されるにせよ、その法によって

規制される思想や行為が、本来規制されなければならないかどうかを、表現し、意見交換する自由は、依然として必要なのだ。なぜなら社会は流動するからである。法は古くなり、社会状況に合致しなくなる可能性があるからである。また為政者によって、拡大適用され、法によって、法の妥当性の議論が封じられる可能性もあるからである。例えば戦時中、戦争の是非についての議論そのものが個別法によって封じられた。また、その法の是非も論じることができないために、その状況は修正不可能に陥ってしまった。このように、法による言論統制はいつの時代にも起こりうることであり、そうである以上は、憲法に認められた表現の自由を上位にすえなければならないし、その会である個別法の是非についての議論を制限するようなことが少しでも可能性として起こりうるような規律を設けるのは、そうした点から危険性が指摘できる。従って、「違法として分類されたコンテンツの流通」というものの質やケースが詳細に想定され、検討されないままに、あらかじめ流通を阻止する規律を先行させることには、問題がある。

上記の問題点と深く関与するのだが、「また、有害コンテンツ流通に対する規制も、有害図書に関する青少年保護条例による認定基準が最高裁で合憲とされていることを踏まえれば、規律の対象とする余地はあると考えられる。」この箇所について、ここでも司法でケース判断されなければならないくらい、何が違法な線引きなのか、何が合法的な規制なのかが、分かりにくいことが示されている。このように司法判断が必要なほど合法の基準が設定しにくい以上、規制の線引きも示さないで、議論や国民合意形成の基礎となる表現の自由を制限しては、司法が出るまもなく、政府が恣意的に線引きを作れることになるので、その点で大きな懸念がある。

- 電波という限られた公共資源を排他的に使用する放送事業者に対して、一定の規制がともなうのはやむを得ない面があるが、インターネットにはそのような資源の有限性という問題はない。したがって、新聞や雑誌といった出版メディアと同じように、政府による規制、監督を受けず、違法の問題は裁判所による判断に委ねるのが原則であるべきだ。またポルノなど有害コンテンツについて規制の必要性があるものについては、政府から独立した第三者機関が自主的なルールを設けて対処すべきである。そもそも政府が直接的に放送事業者を規制、監督をする現行の制度は、放送の政治からの独立、中立を担保するものにはなっていない。米国、イギリス、フランス、ドイツ、韓国などの諸外国では、放送は政府から独立した第三者機関が監督、規制を行っている。中間報告にある諸外国の状況の部分事例には、ここ部分がまったく紹介されていないのは遺憾である。放送と通信の総合的な法体系を新たに作るに際して、上記のような政府から独立した第三者機関の設置を求める。

- 「放送の規律の枠組みは、メディアコンテンツ規律の基準として成り立ちうる」について

そもそも放送というものは、業者にのみ許された特権メディアであり、その放送法が十分に成果を挙げてきたからという根拠で、通信メディアコンテンツに転用できると拡大解釈するのは間違いである。放送法は、業者に絞った規律であり、個人が含まれる通信メディアコンテンツには到底そぐわないはずである。

○ 放送と通信を混同して考えている様だが全く別物だ、企業が行う放送事業と個人が行う通信を同様に考えてはならない。ネットは規律が無いなどと嘘を言ってはいけない、違法行為があれば刑法で裁かれる。殺人予告などの脅迫罪、威力業務妨害罪、名誉毀損罪、侮辱罪、不正アクセス防止法だってある、現行のままで充分だ。ネット(サーバー)の利用には規則や規約があり、これを破ればアクセス禁止処分だってある。嘘を付いてまで規制を誘発する事は公的機関として許される行為では無い、規律が無いのは公的機関の方ではないか、嘘を付くな、情報を出せ。インターネットは多様性こそ担保しなければならない。本来は放送事業でさえ公的機関が規制するのは表現の自由に違反している、放送法は行政から独立した機関に委譲するのが正しい姿である。公的機関が放送法を握っているという事は、公的機関が気に入らない放送を有害だとして規制できるという事であり、こんな物に表現の自由など有りはしない。「表現の自由の確保」を謳い文句にするのなら、まずは放送法を民間に委譲すべき。

○ 放送事業者は、限られた電波の枠を許認可を得て与えられており、その伝播力のみならず、独占的に電波を利用する権利を有している。そのために、公共性を負う義務があるとの理由でコンテンツの規制がされてきた。しかし、インターネット上のコンテンツは、事実上、誰でも無限にコンテンツをあげることが可能であり、放送電波を与えられメディアを独占している放送事業者と同じ公共性を負う義務はありえない。しかるに、インターネット上のコンテンツの規制を、放送事業者と同様に論ずることはできないし、違法コンテンツの取締まり以外に、コンテンツ規制を設けるべきではない。

有害図書に関する青少年保護条例は、出版された書籍についてであり、事実上、量的に無限で、かつ、常に書き換えが可能なインターネットコンテンツを同様に論じることには問題がある。有害コンテンツの有害性は、受け手の条件（環境や年齢など）によって異なるものであり、一律の基準を設けることは、どう考えても無理がある。インターネットにおける有害コンテンツからの受け手の保護は、コンテンツ規制によるのではなく、フィルタリングなどの技術の向上やメディア教育の普及にこそ求められるべきことである。

○ 意見募集の案件の中の「有害」なサイトを行政機関が「規制」を行うことについて、児童の発育に有害である（ポルノサイトなど）については、それをブロックするソフトウェアが以前から存在し、プロバイダサービスでも行っているところがほとんどです。国民の多数が利用するようになり、ネットでのエチケットも成熟してきていると思います。今になって政府官庁が規制を始めるということに意義を感じません。「有害」と思われるサイトは、海外にサーバーの使用していることが多く、どこまで「規制」できるのかということも疑問です。むしろ、政府が自由な言論表現への規制を行うのではないかという不安を覚えます。ネット利用者が自主的に有害サイトを排除していくことを促す方向での対策をじっくり検討する余地があると考えます。

(2) メディアコンテンツ規律の再構成

○ コチラのほうでは何故かEUの規制の話しか書かれていないようですが、アメリカのほうでは上記でも書かせていただいた通り、オンラインポルノ規制法に対してはインターネット上の言論統制に繋がる恐れがあるとして違憲判決という判例が出ていたりもします。またインターネット上ではコチラで紹介されているEUの例は都合の良い事しか書かれていないと言う指摘も拝見いたしました。そして上記でも書かせていただいたように表現や思想・良心の自由に反するのは勿論、言論統制にも繋がる可能性があると思います。

そもそも電波放送法では電波資源には限りがあるという理由により一定の納得できましたが、インターネットにおいては画質さえ落とせば資源的な制約等は無きに等しいものであり、これ等の法律にインターネットを含める事自体そもそも無理があるかと思います。

これ等の事を踏まえどうかもう一度ご検討のほうをお願いいたします。

これ等のうち影響力のあるものについては一般メディアサービスに含めるとの事が書いてありますが、現状ではその定義がどこまでなのか具体的なことも書かれておらず、また影響力だけで言うのならば多数の人が意見交換するために使っている2ちゃんねるなどにも影響を及ぼす事になりますし、それこそ個人で運営しているサイトやブログにまでこの影響を受けてしまう事になります。

そうならしまえば法律により規制されているということで例えば2ちゃんねるにおいては自由に書き込みをする事すら許されない状況にも陥ってしまうという可能性も十分にあるのではないのでしょうか？

この事はまた何度も書くように個人の思想・良心の自由に反し、言論統制にも繋がる恐れがあります。

そしていくら影響力があると言ってももし個人のサイトやブログまで有害の名の下に規制を強めていったのならば表現の自由等にも反する事になると思います。何度も言っているようにTVなどの放送とインターネットは本質的に別のものであり、同じような規制をかけることは言論統制にも繋がります。

これ等の事からインターネット上における分野の規制は含めるべきではないと考えます。

○ 「特別メディアサービス」については既存局の優遇に反対します。インターネット上に放送法の免許制度のような「適合性審査」なるものを持ち込もうとしているのです。ということは、この適合性審査を地上波テレビ局の実績を重視するようなものにしさえすれば、「特別メディアサービス」なるものは、テレビ局の独占となる可能性が大きいのです。規制の裏には、利権がある。これが既得権を守ってくれる制度だとしたら、テレビ・ラジオ、さらにはそれらと系列化している新聞がその問題点を批判するのは相当困難だろう。

○ 放送法の考え方を通信においても援用することは不可能だ。なぜなら、放送法で内容が規制されるのは、電波というものは有限希少な国民の公

共財とされているからだ。決して、社会的機能や影響力が強いからではない。だから、ここで放送法の法的基準をコンテンツ配信に援用することはできないのだ。もし、コンテンツ配信にも放送法の考え方を適用してしまったら、これは表現の自由を侵す可能性が高い。もちろん、有害情報から青少年を守るということは、必要であるし、何らかの方法で守っていく制度を作っていかなければならない。しかし、放送の考え方を使って通信を規制する今回のやり方は認めることはできない。また、今後の社会を視野に入れて考えてみる。この考え方でコンテンツ配信、すなわちインターネット上の表現の規制が認められると、今回は特定のメディアサービスに限られての規制だが、徐々にホームページやブログを個人的に開設している人までも一部規制の対象になるような流れを生む可能性がある。特に、日本における放送の体制は総務省から免許を受けているなど、政府による管理の色が強い。だから、通信を規制されるようになると、今後コンテンツの内容が政府によって大きく規制される可能性も高くなるのだ。こうなると表現の自由は全く認められていないことと同じになってしまう。

- 「社会的機能・影響力でコンテンツを分類する」と言う事は、憲法第21条の中にある検閲の禁止に抵触する恐れがあるのではないのでしょうか？
- 「マスメディア集中排除原則」は主として出資者の放送会社に対する出資比率を制限するものでありますが、現行の地上波テレビ局、とりわけ大都市圏外の放送局は「集中排除原則」のもとであっても、番組制作力等の事情により所属ネットワークキー局の番組をそのまま放送することが多く、むしろ、「集中排除原則」によって放送局の開局が制約されているために「放送の多元性・多様性・地域性の確保」は一定程度しか達成されていないと考えられます。デジタル化により無線通信においても多数のチャンネルを確保できるようになることも鑑みると、このようなく資本による制限はむしろ大幅に緩和し、まず全国すべての地域で多くの地上波放送チャンネルを設け、その中で、多元的で多様な、また地域性のあるコンテンツが多数供給されるような施策を検討すべきであると考えます。たとえば現在の日本放送協会(NHK)は、全国単一の組織でありながら、各地の放送局が独自の番組を多数製作しています。同様に、東京などに本社を置く放送会社の支社を各都道府県に置き、全体の経営としては一体のものとしながら、各地で独自の番組を製作・放送するという事も可能だと考えます。また同一都道府県内でも、同じ放送会社がAMラジオとFMラジオの両方のチャンネルを持ち、それぞれの特性を生かした別々のコンテンツを供給することは可能です。「特別メディアサービス」における「多元性・多様性・地域性の確保」は、あくまで、視聴者が直接触れる「コンテンツから見た実情」で考慮されるべき事柄であり、視聴者が直接見ることの少ない、サービスを運営する資本と結びつけて考えるべきものではないと考えます。
- 「非常時の情報伝達」は国の放送として有用で欠くべからざる内容です。「地域性の確保」は、そうではありませんが多様性確保という意味では重要でしょう。しかし、「民主主義の発達に果たすべき役割」を政府が判断できるとするのは明らかに行き過ぎです。理由は前項と同じです。
取りまとめの場に悪意はないものと信じていますが、後の政府担当者によってねじまげられるような曖昧な語は使用しないでいただきたいと思

います。規制が必要なら、「表現の自由」に関する現行の判例に照らして違法であるものに限る、などと明確に枠をはめるべきではないかと考えます。また、政府から独立した委員会が運営すること、裁定に不服がある場合にスムーズに申し立てができること、なども重要だと思います。

○ 「特別メディアサービス」、「一般メディアサービス」、「公然通信」の区別の意味がまず不明であるが、それを無視して意見を述べるとすれば、まず、現在の地上テレビジョン放送の規律を維持すべき理由が不明であり、かかる放送の規律のあり方がそもそも今問われているのではないかと考える。なお、付言すれば、民間の事業者による自主規制で行われていることも、ここで法改正に含まれるのかの如く一緒くたに書かれており、民でできることは民でという流れに逆行し、このようにあらゆることを行政が規制するような文章を書いたことについて担当部局の良識を疑う。

○ テレビ放送（「特別メディアサービス」）に対して、『適合性審査』という形で番組内容の規制を導入しようとしているようですが、後になって放送内容の検閲に近い状況へと繋がりかねないのではないかと、という懸念を抑えることが出来ません。ただでさえ、国際NGO「国境をなき記者団（RSF）」の2006年の報告では、アメリカやフランスと並んで「日本における報道の自由の確実なる劣化は非常に警戒を要する」と強い調子で注意を促すという現状があります。

また、政府にはメディア企業への許認可権や、菅総務大臣が「抜かずの宝刀」と呼んだ行政処分権限など、今のままでも強力すぎるほどのツールが存在しているわけで、さらに適合性審査なるものを導入する必要はないと考えます。

どうしても内容規制をするのであれば、現行の政府直轄の放送行政システムを変更し、かつて戦後すぐに存在したような、政府・与党から独立した「電波監理委員会」のような組織を設立していただきたい。ただし、個人的には今すぐにでも、政府・与党の意図から独立した放送通信行政の確立を念願していることを、申し添えておきます。

○ コンテンツサービスの分類について、社会的機能・社会的影響力を直接の規律の根拠とすることに、イノベーションの阻害要因になりえ、事業の予測可能性を低下させるので反対する。品質保証された「伝達保証性」を保持する量によって分類し、ベストエフォートのインターネット上のサービスは事業者の希望のある場合を除き「公然通信」として放送の規律を適用しないようにすべき。

○ 社会的機能・社会的影響力を直接の規律の根拠とすることに反対する。学説上の見解としてそれらを重視することにとくに意見はないが、異なる規律を適用するサービス分類上の根拠としてのこれらの文言は問題がある。社会的機能・社会的影響力は、いくらメルクマールを工夫したところで、必ずしも事業者が完全にコントロールできるものではなく、また特定の形態のサービス事業について、その発展を人工的に阻害する形でイ

ノバージョンを阻害する要因になると考える。また、将来の予測可能性が下がることは利用者と事業者の双方にとってマイナスである。事業者が選択可能な基準を用いることを提案する。例えば、「伝達保証性」といったものを検討すべきである。有線の伝送インフラにおいても、多数の利用者に品質の保証された高画質映像を同時配信しようとするれば、そのような品質保証が可能な契約は各通信事業者単位で一定の希少性があると考えられる。電波の希少性と有線インフラの希少性を係数を掛けて合算してスコアリングして分類を決めるという考えである。ベストエフォートの伝送インフラのみを用いる場合は伝達保証性がなく、メディアサービスとならないこととする。

- IP 技術一般とインターネット上のサービスは分けて考えるべきであり、インターネット上のコンテンツサービスは、事業者が自ら望む場合を除いて公然通信に留め、一般メディアサービスとして規律すべきではない。一般論は意見 7 に述べたが、それに加えて、一般メディアサービスがいくら緩和しても放送的規律の延長であることを考えると、一般メディアサービスにおいて CGM/UGC を主体としたサービスは許容されえないのではないかと考える。現時点においては VOD サービスではあるが、自動抽出された人気の投稿動画をテレビのようなチャンネル指定のみの操作で視聴できるサービスや、投稿動画に自由にコメントをつけて共有できるサービスが既に存在しており、このようなサービスの延長で、それを同時配信したり生中継映像としたりすることは発想としては容易である。そのようなサービスが仮に多数の視聴者を得て「影響力」をもつことを、提案されているコンテンツサービス分類方法は想定していないように思われる。高度な CGM/UGC の発展を、放送的規律にはめこむためだけに阻害するようなことがあってはならないと考える。なお、社会的影響力をサービス分類上の根拠とすること維持する場合は、一般メディアサービス分類を廃止し、特別メディアサービス以外は全て公然通信とする代案もあわせて提案しておく。

- この「適合性審査」についての、「適合性」が書かれていません。まだ決められていないものであれば、誰が、どのように決めるのか 文書に明記されていなければ、公正ではありません。また、その審査の折りには、既存の「メディア・サービス（仮称）」 側及びその利用者の意見を含むものでなければ、民主的ではないと思われま

す。古今東西を問わず、国家が社会の表現の自由を監視し、規制を強化したときに、人類の悲惨な経験が繰り返されてきた歴史を思えば、現在の中国のような検閲に辿り着きかねない、インターネット上の市民メディアに対する国家の監督には、重・自制ぎみであって欲しい、と思います。

- 「メディアコンテンツ規律の再構成」に関して
公衆に対して「同じ情報を同時に受信させる」ことを目的とするか否かということで「放送」と「公然性のある通信」とを法的に峻別することに合理的な理由はないと常々考えておりましたので、今回の中間とりまとめの方向には基本的に賛成です。
但し、規制のメルクマールとしては、

1) 公然性の有無ないし程度

2) インフラの希少性

の2つを軸にすべきではないかと思えます。公衆への情報伝達能力が大きく、かつ、「電波の希少性」により新規参入者を極めて制限しなければならない地上波テレビ放送については、政治的な中立性を求める必要性は今後もあるでしょう。しかし、多チャンネル型衛星放送やケーブルテレビ、ミニFM等は「電波の希少性」はそれほど気にしなくとも良いので、「政治的な中立性」をそれほど要求する必要はないように思います。

「特別メディアサービス」について

地上波テレビ放送の免許を受けた民間企業は、地上波テレビ放送の高い情報伝達能力故に、他の情報インフラよりも様々な点で競争上優位に立っており質の高いコンテンツを制作しやすい環境にあるのだから、その放送するコンテンツについては、あまねく国民にこれを伝達する義務を負うべきです。したがって、物理的にあまねく国民にそのコンテンツを伝達できない場合には、インターネット等を用いたコンテンツの転送を認めるべきです。もちろん、「契約による権利処理」でこれが実現すれば問題はないのですが、それが実現しそうにない場合は、著作権・著作隣接権の例外規定を新設してテレビ放送コンテンツのネットを利用しての転送をインターネット事業者等が行えるようにすべきだと思います。

「放送の多元性・多様性・地域性の確保」を目的とするのであれば、むしろ東京キー局の放送番組の転送はインターネットや衛星放送、ケーブルテレビ等に任せた上で、各地の地上テレビ放送局は原則独自番組を制作し、放送するようにすべきではないかと思えます。現在の系列放送局システムでは、東京キー局が制作する相対的に質の高い番組を日本国中の人が視聴できるようにするという点も、各ローカル放送局が制作する多様かつ地域性に富む番組を地域の住民が視聴できるようにするという点も中途半端になっています。

「一般メディアサービス」について

放送・公然性のある通信で商業用レコードが公衆送信されることの商業用レコードの売上げに与えるプラスまたはマイナスの影響に関しては、公衆に対して「同じ情報を同時に受信させる」か否かではなく、公衆が特定の楽曲を任意のときに視聴できるか否かによって大きく違ってきます（特定の楽曲を任意のときに聴けるというわけではない場合、特定の楽曲を任意のときに聴きたいというユーザーはその楽曲の複製物を別途入手することが必要となるのであって、商業用レコードの売り上げを不当に阻害することにはなりません。）。したがって、公然性のある通信であっても、特定の楽曲を任意のときに聴けるという状態を作出しないもの（ストリーミング型のインターネットラジオなど）については、事後的に2次的使用料を支払えば、実演家やレコード製作者の事前の許諾がなくとも、商業用レコードに収録された楽曲を公衆送信（送信可能化及びその過程での一時的複製を含む）を行えるようにすべきです。

○

① 「特別メディアサービス」として求められる社会的機能について、適合性審査を「誰が」行うかが重要であると考えます。NPOなどを通してインタ

ーネットに流通し始めている社会的に弱い立場に置かれる人々、例えば一人暮らしの高齢者、虐待の対象となる怖れのある子ども、障害者、マイノリティなどの「安心・安全」を求める主張も特別の社会的役割を担っていると考える。

- ② ①で挙げたような社会的弱者からの主張は、ときに現行の法制度や行政に対して新たな視点を求めることがある。「公然通信」という概念で、こうした主張が、「事業性があり、社会的機能・影響力を有するもの」を通して流通した場合、「公然通信」という概念で有害コンテンツと一元的に規制の対象となることには、多様な意見を認めない社会、すなわちその時々々の国家権力に対しての「反対意見の隠蔽」「反対意見の排除」へとつながる可能性があるのではないかと危惧するものである。

- 「規律の根拠を主として社会的機能・社会的影響力に置くという考え方に関しては、学説においても、放送の社会的機能・影響力に着目して規律を正当化する議論が通説的見解となりつつある。」この箇所について、どの学会の説によるかにより、これは大きく異なる。従って準拠する学会が示されなければならないし、何かの学説主流であるという以上は、引用され信頼が置かれることが多いという出典書籍や学説を唱える人やその学説名などが示されなければならない。

「現行の放送法制が、コンテンツ規律の実効性確保を原則として放送事業者の自律に委ね、表現の自由の確保に対し慎重に配慮した枠組みとなっていることも踏まえれば、このような考え方は憲法上問題がないと考えられる。」この箇所について、憲法は、個人の権利を守り、不当な法の存在を規制するものである。現行の放送法制は、法人としての権利に制限をかけているものであり、個人の表現の自由を守るための憲法に、放送法規をそのまま当てはめて、それで個人の権利が侵食されないという理論構成には無理がある。実際、放送法規をそのまま個人に当てはめると次のような問題が生じる。それは、放送業界がもつ表現の自由には、公共性が求められ、偏向が禁止されるのは、それが個人とは比べ物にならない視聴数を持ち、また個人には到底なしえない設備を公共的に有しているからである。そのために著しい偏向が容認されないという特徴がある。一方個人が持つ表現の自由は、偏向が許される。なぜなら、個人はそれぞれの社会的立場によって、信条や経験が異なり、それゆえに、個人としての生身の思想を形成するものだからである。従って個人に、単に影響力が増えたから、という理由で、放送業界へと同じ規制をかければ、個人の表現の自由が侵害され、不当な責任が要求されることになる。

- 中間とりまとめについては、基本的な方向を支持します。賛成です。但し、メディアサービスを「一般」と「特別」に分けることに疑問を感じます。

わが国の地上テレビ放送は、垂直統合モデルを維持してきました。その結果、わが国放送市場には、50年の歴史を経た現在も公正な競争市場が形成されていません。改めて、米国の先例を確認させて下さい。

1938年、米国司法省はハリウッド映画の製作－配給－興行の垂直的統合を廃止し、興行権の分離を命じました。1970年、司法省は3大

ネットワークに対して番組制作権の分離を命じ、慌てた3大ネットワークとの間で、1980年修正同意審決をまとめ、自主番組制作比率規制が制度化されました。更にFCCからフィンシルールやプライムタイムアクセスルールが課せられました。このような垂直統合を廃することで、米国には競争市場が成立しました。

そして、映画産業も放送産業も周辺サービスビジネスの裾野を広げました。放送にシンジケーターと称する流通業や金融、財務、会計、法務といった様々な分野の専門家が参入してきました。なによりも、コンテンツ制作分野では、様々な人材が登場して新規参入と新規雇用が促進されました。

米国のコンテンツ産業は、宇宙航空機産業と並んで世界に冠たる国家産業になりました。竹中前総務大臣の言っておられた「タイムワナー」や「バイアコム」という巨大ビジネスが生まれました。

法体系を垂直型から水平型に転換する以上地上テレビだけ例外とすることは不公平です。地上テレビの大半の番組は、娯楽です。その娯楽番組は他の放送メディアと競合します。米国の自主番組制作比率規制がニュースを排除したように、ニュースや災害放送は、放送免許を割り当てる際の免許資格とすることを提案します。

政府は、知的財産推進計画を基に、わが国のコンテンツ産業の振興を進めようとしています。わが国の番組制作会社は、依然として優越的立場のTV局との非近代的取引によって“産業化”していません。

総務省には、放送政策はあっても放送産業政策は不在でした。総合的な法体系には、産業政策の視点を導入して頂きたい。そして、政府の知財本部の政策との整合性をお考え頂きたい。そのように願うものです。

○ 社会的機能、社会的影響力に重点を置いて規律することについて

「社会的影響力」という言葉が危険である。影響力という言葉は、グレーゾーンを設定する事であり、この不透明なグレーゾーンにより警察の裁量を大きく保つことになりかねない。社会的影響力が大きければ取り締まりの対象、社会的影響力が小さければ取り締まりの対象ではない、という裁量主義の考え方で規律を考えるべきではない。

○ これは以前あった第三者機関の審査によるコンテンツ安心マーク制度の看板を付け替えた物ではないのか。有害な情報、健全な情報の定義など完全に個人の主観に依存する物で客観的な一定の基準など作れない。受信側がフィルタリングソフトなどを用いて、それぞれ個人の主観的基準により自主規制するのが最も望ましい。何が有害で何が健全かは完全に個人の主観に依存する物であるため公的機関が決める問題では無い。公的機関が決めるという事は、公的機関の主観に依存して決めるという事である、つまり公的機関にとって有害な情報を規制する事になるからだ。この様なマーク制度は一切必要無い。わざわざ公的機関にお墨付きを貰う必要は無い余計なお世話です?客観的基準で評価出来ない物を無理矢理する必

要など一切無い。「特別メディアサービス、一般メディアサービス」などという区別も一切必要無い。ネット配信事業者は、事業者同士で集まり業界団体を立ち上げ一定の規則を決めればよい。そこに公的機関が一枚噛もうなどと考えるはいけない。

- 放送法の規制は電波を占有するためであり、かつては使用が難しかった伝送路を占有するCATVもそれに準じて規制されていたとすると、特に何も占有しないインターネット上のコンテンツに放送法に準じた規制を施す何の必然性もない。しかるに「社会的機能・影響力に重点を置いて、コンテンツ規律」ということであり、その対象が「現在の地上テレビジョン放送により提供されるコンテンツ配信を基本として「特別メディアサービス」」であるとする、放送法のラジオ放送や文字放送を「現在の地上テレビジョン放送」と全く同様に規制した部分には規制の根拠がないということになる。

つまり、正当な理由なく言論出版を制限した現行の放送法は違憲であり、ラジオや文字放送にかかわる部分はただちに施行を停止し、法改正を急ぐべきである。

7ページ最終行の「成熟した規律体系である放送法制」とは笑止千万であり、過去のしがらみで違憲状態にまで墮している規律体系である放送法制は、規制緩和の観点から徹底して見直すべきである。その際には「規制緩和の観点から成熟した規律体系である現行の通信法制」を大いに参考にすべきであろう。例えば、放送周波数の割り当てに周波数オークションを導入すれば、それだけ規制を少なくしても正当となる。

- また、「社会的機能・影響力に重点を置いて、コンテンツ規律」をするなら、まずは最も社会的機能・影響力の大きい文字メディアである新聞は、地上波テレビジョン放送と同等もしくはそれ以上の社会的機能・影響力を持つため、インターネットの文字メディアの規制うんぬん以前の問題として、新聞を「特別メディアサービス」として規制するなり、新聞事業法（仮称）などの制定を考えるべきではないのか？

(3)「公然通信」

- 今回のとりまとめの中でも気になったのが「公然通信」の部分で、これらに対して違法・有害コンテンツが社会問題化しているという理由で規制をするという旨ですが、これは問題があるのではないのでしょうか？これらの問題に関してはプロバイダやそれらのコンテンツの管理人が取り組むべき問題で、行政が口出しすべき問題ではないのではないのでしょうか？というより年々ネットコンテンツは様々な事情により自主的なルールが多く作られてきて、数年前よりもプロバイダやネット利用者の心構え的なものは向上してきたと思います。そもそもネット上はとても「言論的」に自由な物であり、このように総務省のような行政が規制に関与するのは自分達のやましい部分が、ネットに出ても簡単に潰せるようにするために規制をしようとしていると見えてきます。上でも書いたのですが管理人やプロバイダが個々に行う事であり、行政が必要以上に関与するのはよ

くありません。どうしても問題がある物があった場合は、行政から悪い部分を改善するように注意すればいいんじゃないでしょうか？いささか表現が幼稚で失礼かもしれませんが、行政のさじ加減一つで表現の自由が侵害されそうなので断固として反対です。

- 共通ルールというのが、どういうものかはまだわかりませんが、公然通信の範囲が広すぎです。

すべてのホームページおよびブログを対象にするのはあきらかに、表現の自由および言論の自由を束縛するものであり、民主主義を脅かす規制だと思います。

まずテレビや放送メディアとはちがい、パソコンをつけた段階で目に入ってくるものではなく、自分が行動（アクション）をしなければ影響がない。一種の垂れ流し放送ではありません。

あとはグーグル八分と呼ばれる一種のフィルタリングが実際に存在すること。これに該当するホームページはもうすでに公然通信などではなく、特定の情報通信だと思います。これも公然通信だと言い張るのはちょっと常識的に見てナンセンスだと思います。

私は、本音をいえる場所というのは必要だと思っています。今はそれが2chであり、ブログなのです。これを規制するのは、北朝鮮が海外につなげられない国内ネットワークを使っているのと同じことであり、北朝鮮を非難している日本が同じ方向性を進んでるような気がしてならないのです。

事件や犯人を捕まえられるのは、現行法で十分であり、わざわざルールを制定する意味はあらず、ましてやプロバイダーに個人情報をもたせようとするのはもってのほかだと思います。

国家権力で規制を進めていくのは、治安維持法の再来であり、私は権力であらゆる規制をするのは断固反対いたします。

- 表現の自由と公共の福祉の両立を確保する観点から、必要最小限の規律を制度化することが適当である。警察等の公安による通・表現への介入が事実上可能になるため、憲法21条により定められた「検閲の禁止」に抵触する可能性がある。公共の福祉の名目で、現実に道路拡充や滑走路敷設のため、その土地の住民を立ち退かせるということがすでに行われている状況で、これを通信や表現、特に広く一般国民が公開しているWebページやブログ等に適用できるようにすることは、事実上の検閲となんら変わらないと解釈する。また、現在もインターネットプロバイダを中心とした民間組織や、2chの削除人に代表されるようなボランティアにより、有害情報の削除、管理等はすでに十分に行われてもいる。このことから、新たな制度の創設は、必要ないと考える。表現は、表現を行う人、それを流通させる人、さらにはその表現を享受する人によってあくまで自主的にコントロールされるべきであり、公共の福祉や公安によって制限されるべきではなく、それがまた憲法21条の理念でもあるという観点から、この項目に強く反対する。

- その導入の適否を検討するという記述では、その他の規制方法（特定内容に関する流通そのものの禁止など）をも検討可能性が残ることになる。広汎な内容規制の適用を回避することと、コンテンツ流通の健全性の比較考量という観点から、可能な規制方法は「ゾーニング」に限ると明示すべきである。
- 「公然通信」の規制検討に対し、反対します。個人 Web サイトや掲示板、ブログになんらかの規制をかけることは日本国憲法第 21 条第 1 項において「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」に抵触し、憲法に違反する可能性が出てくるからです。現在、有害コンテンツの規制に関しましては、インターネットホットラインセンター及び警察のサイバーパトロールにより個別に対応されそれなりに効果も出ており、これ以上個人 Web サイトや掲示板、ブログになんらかの規制をかける必要はありません。対応がしきれないというならインターネットホットラインセンター及び警察のサイバーパトロールの人員を増やすことを検討してください。
- 確かにゾーニングは解決策の1つではありますが、明確な基準でかつ必要最低限に留めるにしていきたいと思います。基準が曖昧だと、行き過ぎた自主規制を招いたり、必要以上の萎縮効果が出る恐れがあります。
- あくまで上記でも言いましたがゾーニングについてはフィルタリングソフトなどを使えばすむだけの話であり、法律により禁止することは表現の自由等に反する行為になると思われます。それと有害コンテンツなどと言でこちらは括っているみたいですが、上記でも触れたようにその定義自体曖昧であり、過大解釈次第では何でも有害コンテンツとされる可能性がある事等、それこそ政権次第で定義が変わり、都合よく使われてしまう問題もあります。また有害コンテンツの名の下でただただ規制を進めていったのならば文化の発展を阻害する事にも繋がるのではないのでしょうか？そしてインターネットにおける匿名性はその場合においても通信の秘密などの視点から見ても厳守されるべきだと思います。
- ネットでの「公然通信」の取り扱いですが、確かに「爆弾の作り方」などは規制がかけられて当然ですが、公然通信には内部告発を含めた社会の自浄作用があることは確かであり、まして既存メディアの国民に真実を知らせない偏向報道ぶりは嘆かわしいものがあります。したがって政治経済社会活動における告発においては規制をかけられないことを望みます。特に一部新聞社などはネットを目の敵にしますが、むしろ真実を報道しないのは彼らであることは明らかです。もし公然通信に規制がかけられますと日本国自体の自立が壊れます。
- 「公然通信」に係るコンテンツ流通に関して、関係者全般が遵守すべき「共通ルール」に基づいて、削除やレーティングを行う方向を明確にしている。このままでは、インターネットは、政府の監視というメディア本来の機能を果たすことが出来ないメディアに成り下がってしまう。情

報の内容に関する規制は最小限度とし、政府の影響のない独立した委員会に行わせることを最低限実現することを要求します。

- コンテンツの規制を一元化し、それを政府または政府からの独立が保障されない委員会が行いかねないことにも非常に危惧を感じています。表現の自由とは、他の人がそれを知る権利が保障されて初めて守られるものではないでしょうか。特に一般の市民が表現の自由を行使することのできる「公然通信」（＝ブログやホームページ）を、市民の目の届かないところで規制しようという動きには強く反対します。「関係者全般が遵守すべき『共通ルール』」が必要であるならなおのこと、そのルール作りに関係者全般が関われるような環境を作ってくださいよう、どうかお願いいたします。
- 「公然通信」の「ゾーニング規制」が気に掛かります。まずテレビ等の放送とHPを区分した事は、非常に意味のある事だと思います。その違いに関して正しく理解がされている証拠だと思っておりますが、改めて確認の意味で私の認識を書いて置きますと、
『HP等は利用者(≒視聴者)が自らの意思で“見よう”と思って辿りつく情報』
であると言う事です。そこには、利用者が知りたくなかった情報も合わせて記されているかも知れません。しかし、それは利用者が自ら求めた結果であり、個人の技量で得られた成果です。ここに対して「ゾーニング規制」を施す事は、個人の技量を磨く場を奪う事になるとの認識も可能なのです。
また、ゾーニング対象の選別は非常にデリケートな仕事になるでしょう。ある一面にとって害悪であると言うことは、他方にとっては有益な情報ともなりうるのですから、極論を言ってしまうと、この審査は人間には不可能であります。人間とは生きているモノであり、生きている以上利害は必ず発生します。かといって機械的な分類では、文章の合間に潜む書き手の意思を汲み取る事は決して出来ないでしょう。そのことを理解/想像した上で今後の議論を行なっていただきたいと考えます。
- 各地方で定められている有害図書防止条例は、指定の基準に曖昧な部分が多いために、過去に何度も論争の原因となってきました（例：神奈川県で指定されたゲームや、大阪府で指定された漫画雑誌など）。その条例を参考にした場合、今後も混乱の元になる事態が予想されます。基準の策定については慎重に議論を重ねた上でよろしくお願いいたします。
- 「公然通信」という狭い概念でインターネットを規制することは憲法や国際人権規約などにも違反する恐れがあり、違法・有害なものは刑法などで規制すべきであろう。規制は総務省によることなく、独立行政法人に移すべきである。

○ 今回の中間取りまとめに限った話ではありませんが、似て非なるものである有害な情報と違法な情報を同列に扱うのはいかかなものでしょうか？法律により情報を有害であるか否かを判断するのは情報統制であり検閲です。ポルノメディアなどを有害情報として規制するというのは聞こえは良いことですが、たいへん危険な行為です。仮に、時の権力が自らに不都合な情報を隠蔽しようとするればそれが容易に可能となるからです。近いところでは中国、韓国などが良い例ですね。有害か否かはユーザー一人で判断すべきです。

そもそもポルノメディア、出会い系サイトなどのいわゆる「有害情報」は分別の有る大人が見ることが前提であり判断が未成熟な未成年に見せてはいけない、のであって道義的に、あるいは倫理的にけしからんから見せてはいけないといった性質のものではないはずです。たとえばポルノメディアなどを家庭の団欒の場に出せるか、という主張がどれほどの外れかはいうまでもありません。インターネットをすべて「健全化」というのは、自動車は交通事故で人を殺しかねないので禁止すべき、というような極論です。

では、有害な情報はそのままよいのか？もちろん見る自由に対し見ない自由もあるので両立できなければなりません。有害な情報は各自フィルタリングソフトなどで自分、あるいは子供などにとって有害なものを避ける工夫をするべきであって、誰かに情報の選別をゆだねるべきではありません。そうした対策を採らず、知ろうともしないユーザーは意識が低いといわざるを得ません。自分でできる対策を採らず、ただ子供に有害な情報がなくなることを求めるというのではあまりに無責任で身勝手です。現代社会生活において情報収集能力の重要性はいうまでもありません。意識が低いユーザーに合わせる＝情報を規制するではなく、周知、教育を徹底し、ユーザーの意識、メディアリテラシーを高め、その上でユーザー一人が情報を自由に取捨選択できるのが理想と思います。

○ その手法による「健全性」は、公権力によるいわゆる検閲に近いものであり、表現の自由を守るものとは到底思われたい。また、公権力が関与して青少年などの特定の層に対し情報を隠すというのは、いわば公権力による情報の隠蔽に近いものであり、日本国憲法の精神に反するものであるといえる。上記の理由から、一切の規制は行ってはならないと私は考えるが、あえて特定利用者層に対し配慮を示すならば、フィルタリングソフトの普及などの啓発や、検索エンジンなどのような情報にたどり着くための手段の段階において、たとえば「ポルノ」においては年齢認証を行わせた上で利用可能にするメカニズムの構築を義務付けるなど、特定の層が情報に辿りつきにくくする方向で行うべきである。また、付け加えれば、配信する側には、その発信するコンテンツが「有害」となり一部のユーザーから遠ざけられる危険があることを警告する程度にとどめるべきである。また、その「有害」の適応範囲は、あくまで「特定層の淫らな行為、あるいは特定層の犯罪行為を奨励するおそれのあるもの」などに限定しなければならない。

○ 「公然通信」に係るコンテンツ流通に関しての「共通ルール」の作成については行政がかかわるべきではない。ISP や業界団体が自主的に作成し、あくまでも法的な根拠のない「自主ルール」にすべきである。

○ この部分には2点、意見があります。

まず第1に「公然通信」の指すものがなんら具体的でなく、また具体的に指し示すことが困難である点です。たとえばEメールは主として特定の相手方を指定して行われる通信であります。不特定多数の相手方を指定して通信を行うことが可能であり、現に「メーリングリスト」や「メールマガジン」として広く用いられています。他方で、「公然通信」の語で主に想定されていると思われる「ホームページ」（ウェブサイト）の中にも、登録したユーザにパスワード等の入力を求め、特定の利用者を対象にした通信のみを行うもの、またその個々のユーザ間の1対1の通信のみを媒介するものがあります。こうしたものの扱いをどうされるのか、具体化が必要であると考えます。具体化できないのであれば、このような区分そのものについてさらに見直されることを希望します。

第2に、「『共通ルール』の基本部分の規定」に関し、「中間取りまとめ」ではその主体が明言されていませんが、仮にこれが行政府の一元的な決定による場合、行政府の施策に反するような意見を含むコンテンツが、いわゆる「多数派論理」によって「公共の福祉に反するもの」として定義される可能性を含んでしまう恐れがあります。この場合、「特別メディアサービス＝放送」に認めようとしている「多元性・多様性・地域性」を、「公然通信」には認めない制度を作る余地を残しています。

「公然通信」に対しては、法令等により立法府ないしは行政府が一元的に決定するのではなく、たとえば司法・立法および民間の代表者からなる、独立した機関によって、その策定や各種業界団体の対応指針の審査等が行われるべきと考えます。前項に述べました「特別メディアサービス」がコンテンツベースで多元的で多様な、また地域性のあるものとなっているかどうかの判断も、行政府ではなく独立機関による判断にかけること、制度および基準の一元化が図れるということも書き加えさせていただきます。

○ 新たな規制は（殊に政府が恣意的に運用しかねない規制は）人心を萎縮させます。『中間取りまとめ』において「公然通信」と定義されるホームページ・ブログ・掲示板等に関してももちろん規制が検討されていますが、もしこれらに規制が為されるなら、インターネットに基づく情報発信力は日本において低下し、ひいては国際社会におけるコンテンツ分野での日本の衰退をもたらすことでありましょう。なぜなら、過去十年において、いわゆるオタクな人々の交流はネットを重要な回路とするようになったからです。その回路が規制によって閉塞を起こす時、彼らの交わりは寸断され、意見や発想の交換も滞り、世界に通用する新しい何かが生まれる可能性は大幅に失われるでしょう。（※クリエイターは無から有を生み出せる魔法使いではありません。先人の蓄積から学び、同時代のライバルと競い合うことで、何かを作り出すのです。ネットの規制はそれらを確実に大きく妨げます）（※ネット普及以前を引き合いに出して、昔はネットがなくても問題なかったんだからと、ネット規制の弊害を軽く捉える人もいることでしょう。しかしながら現代人が江戸時代の文明水準で日常生活を営むことが甚だしく困難なように、一度劇的に変わった環境は、それ以前へ戻るのがとても難しいものです。まして他国がネットの利益を享受する状況下でネットを蔑ろにするような真似をしては、片腕を斬り

落としてボクシングの試合に挑むような愚行としか言えません) (※仮に政府批判が禁じられるとしても、それくらいで何が萎縮になるのかと考える人もいるでしょう。しかし歴史を顧みれば、「文字の獄」だの「国家安康」だの、でたらめな言論弾圧がまかり通ってきたことは火を見るよりも明らかです。さらに著作権法の非親告罪化が検討されている昨今、「政府による規制」は物言えば唇寒しな空気を醸成するのに大きく貢献することは間違いないと確信いたします)

- 有害サイトについては、フィルタリングソフトを使えばいいでしょう。これだけでもかなりマシになるはずです。そうする事もしない行政や親が、何でもインターネットやポルノが悪いという決め付けで規制を押し付けようとする。何でもかんでも規制すれば済む、という短絡的な事ではありません。子供の為にといいつつ、国などに都合の悪い意見を潰そうとしているのが憤りを感じます。

ホームページやブログなどにも規制を掛けようとしています。絶対に反対です。インターネットの事を全く理解しようとせず、規制を掛けて国民の意見を黙らせようとする権力を利用した卑怯なやり口、そして怖いのが誰がどう決めるか分からない基準…そんな滅茶苦茶な規制が通るのは絶対に嫌です。

そんな現場事情を全く知らない行政に法律で縛られても、健全化するなんてあり得ません。中国のような状態になりたくありません。国の思うように都合よく健全化されたインターネットなんか必要ありません。

- 「必要最低限の規制」が非常に曖昧ですが、前項に挙げた「民主主義の発達に果たす役割」のようなものは「必要最低限の規制」とは思えません。ルールについては、憲法・法律に明記された内容や、プライバシー権といった基本的人権にかかわるものなど、きわめて慎重に限定すべきではないかと考えます。

かつて個人としてはそれなりの規模の掲示板を運営していた経験から申し上げますと、意図せざる第三者の情報発信に完全に責任を持ち、迅速に対処することは非常に困難です。取りまとめを読んだかぎり、個人が設置したインフラ（掲示板など）を利用した第三者の情報発信について、どこまでインフラ提供者が責任を負うことになるのかまったくわかりません。掲示板などはインフラの提供であるという視点から、「個人による発信」とはまた異なる、さらに限定的なルールが設けられるべきだと考えます。一方で、匿名による中傷などが報道される中、安直な方向に流れず、匿名による表現の自由の視点がきちんと盛り込まれていることについては評価いたします。ゾーニングについては、最終的に導入するかどうかの判断が各々人（未成年の場合、保護者）にゆだねられることを求めます。

- この中に盛り込まれている「公然通信」というものに関してですが、個人のブログや掲示板をも範疇に含めると言うのは結論から言うと賛成できない。

確かに掲示板や個人ブログからデマが流されて国民がパニックに陥る事を国としては危惧しているものと思われるが、そもそも一種のコミュニケーションの形態でしかない個人ブログや掲示板に規制の網をかけるという事は行政は国民を一切信用していない事を言ってる事でしかなくそれ自体が言論並びに表現の自由への冒涇であり挑戦でしかない事に国と総務省は気付くべきだ。

次に有害情報に関しては、判定する側の主観が全てであり客観的な判断が無いに等しい上に使う側へのメディアリテラシー教育が著しく劣っている現状では、所詮臭いものに蓋と言う有害情報対策そのものが非常に無意味でありナンセンスと言わざるを得ない。どうしても言うならば過去に起きたであろうネット上のトラブルを纏め上げた上で問題が起きたときにどう対処すればいいのかをきちんと教育すると言う「トラブルに強い人間」を育て上げた方がずっと有意義だ。

- 「公然通信」に関する、「関係者全般が遵守すべき『共通ルール』」についてですが、私は、インターネットが無法状態でよいとは思っていません。いわゆるフィッシング詐欺などが大きな問題となっているのは周知の通りであります。また個人的には、生々しいヘイトスピーチ的言説を目にするたびに、不愉快な思いをいたします（これは世界のインターネット全体の問題ですが）。しかし、ことは基本的人権たる表現の自由に関わる、非常に繊細な問題です。ルールの内容次第では、コミュニケーションの萎縮が危惧されるどころです。『中間とりまとめ』では、一例として「自殺の方法」が上げられています。しかし、テレビで放映されている刑事ドラマに出てくるシーンからでも、自殺の方法を学ぶことが出来てしまうのではないのでしょうか。だからといって、刑事ドラマにおいて自殺のシーンを放映禁止にしようという話は寡聞にして聞いたことがありません。

まず、法的な拘束力のある「関係者全般が遵守すべき『共通ルール』」が必要であるかどうかも含めて、時間をかけた議論と、その議論に関係者全般が関われるような公開の環境を作ってくださいよう、要望いたします。

また、多くの一般人が参加・行使できる「公然通信」に対して、政府が直接的に規制権限を握る（＝政府・与党が『共通ルール』の策定や変更を自由に行う）ことには強く反対します。

- 「通信の秘密保護」の根拠は匿名による表現の自由の確保とプライバシーの保護（狭義の通信の秘密）にあるとの視点から、保護の範囲と程度を捉え直すべきである。その上で、有害コンテンツを含め、表現の自由と公共の福祉の両立を確保する観点から、必要最小限の規律を制度化することが適当である、とあります。

私は、インターネット上の情報で最も有害な情報は、プライバシー侵害や名誉毀損につながる情報だと思っています。公共の福祉を確保する観点から、こうした情報を規制する制度の必要性を感じています。この意見は、そうした視点から書いています。

「通信の秘密保護」について、保護の範囲と程度を捉え直すべきとのことですが、現状ではインターネット上に書き込まれる情報によってプラ

プライバシーの侵害、名誉毀損などを受ける被害者が存在する以上、インターネット利用に際し、何らかの形で利用者個人を特定できる情報の登録を行う必要性が生じていることは、理解できます。しかし、意見でも指摘されているとおり「匿名による表現の自由の確保とプライバシーの保護」は非常に重要であり、利用の登録に伴ってこれらに影響が及ぶことは、最小限度に抑える必要があると思います。

ネット上の情報の利用の仕方は非常に多様であり、リンク、引用によって複数のサイトに掲載されることが稀ではありません。たとえば、そうして利用された情報が事実無根であるなどして個人の被害に繋がる場合、情報を掲載したサイトは多くが、情報が事実無根であることに気付かず信憑性について評価を誤っていた、という場合も考えられます。こうした場合、その情報を掲載したサイトの管理者に対してどの程度の責任を求めるのか、制度の内容次第でインターネットの利用自体が著しく縮小する危険があります。

今までのインターネットの成長の根底には、自由に参加できる気安さがあったと考えられます。掲示板やブログは、今までは気安く匿名で書き込みが出来る環境でした。インターネットの利用者は、そうしたサイトで得られる情報の信頼性が低いことについては「織り込みずみのこと」として利用してきました。しかし今後、規制の内容によって、信頼性の低い情報についてサイト管理者やプロバイダーが責任を問われる状況になるようなら、個人の特定制が困難な場合は書き込みを制限せざるを得なくなると思われます。そうするとインターネットの環境は今までとは大きく異なってくると考えます。過度な規制は、インターネットの利用自体を過度に萎縮させることになりかねません。「公然通信」は今後のインターネットの成長のためには欠かせない分野であり、成長を阻害するようなことがあってはならないと思います。自由に書き込みが出来る環境は健全な成長を促すためにも必要不可欠と考えます。そのためにはインターネット利用者に課せられる責任について、慎重に討議していただく必要があると思っています。また、今後の制度化によって生じる影響について、表現の自由に影響が及ぶようであれば、迅速な規律の緩和を義務付ける制度にする必要があると思います。

○ 「公然通信」について。インターネットコンテンツについて、「『公然性』を有するもの」＝「公然性を有する通信」という分類を提起し、それをさらに「メディアサービス」と「公然通信（仮称）」に分類しています。しかし「公然通信（仮称）」に何が含まれるか、規制すべき違法・有害コンテンツは何かについては殆ど触れられていません。具体的な規制対象、規制内容に触れないまま議論が進めば、そこには恣意的な判断が働かないとも言いきれません。そのような危惧を解消するためにも、どの対象に、どの内容で規制をイメージしているかを具体的にいち早く提起すべきです。もし、真摯にその議論を進めれば、必ずや国民全員が合意できる方向が見つかると思います。苦労は多いと思いますが、是非そういう方向で進めていただき、性急な「規制」に走らないようにと意見を申し述べさせていただきます。

○ 「公然通信（仮称）」とはインターネットであると解釈して、意見を送付いたします。

1. インタネット空間は本来自由であり、国家権力によって規制される必要はほとんどありません。

2. 本来放送法によって制約を受けるべき情報体と、インターネットはまったく性質が異なります。
 3. インターネット空間のあり方は、現在の制度で対処可能であり（一部をのぞいて）、政府が介入する必要はまったく感じません。犯罪性の高いモノ、事実犯罪を誘発するモノなどに対してある程度の規制は必要かもしれないが、それは最小限度にとどめられるべきです。
 4. 規制をおこなうにしても、政府ではなく、完全な独立性を有する機関でなければなりません。その場合、機関の活動を阻害しないためにも、政府をはじめとする権力は、コレに介入できないようなシステムを構築すべきです。
 5. 国民主権である日本において、為政者を監視するのは国民の義務であり、権利です。このような規制がなされた場合、為政者が国民に対してみずからの行為を隠匿するために、不必要に規制を加えるコトは容易に想像がつきます。その規制が暴走した時、主権者たる国民に抵抗する手段はほとんどのこされていません。
 6. インターネット空間は自由な発言と監視の場であり、これをいたずらに規制しようとするコトは、何らかの意図を持っているとしか解釈のしようがありません。
- 以上の理由から、政府がおこなうインターネット規制に反対します。

○ 「社会的な役割」を重視することはいい取り組みであるが、「社会的影響力」を判断する基準はメディア研究ではまだ提示されていない。しかも「影響論」自体が数十年間わたって厳しく批判されてきており、それを政策のベースにすることは困難。8ページに提示されたメルクマールもどんな研究や実践に基づく説明することが必要である。時代離れの「送り手→受け手」の理論に基づいているなら、再検討が必要。→ オーディアンス・内容・組織／生産・目標の総側面に見える「社会性」・「市民性」をベースにした分類の仕方の方が現実的であると思われる。・ 個人一人個人の「private communication」以外は、① 市民社会系（社会的な利益や民主主義の発展に貢献するプラットフォームやメディアプロジェクト）② 個人系（個人の娯楽・自己表現を支持する「マイメディア」）③ 市場系（経済的な利益をめざす企業のメディア）④ 行政系（税金などを使って、社会へのサービスを提供する）⑤ 反市民社会系（民主主義をなくす目的であり、人権侵害、などの違法なコミュニケーション）のカテゴリーも提示されてきた。【有害コンテンツ】はそれぞれのカテゴリのなかでありゆるが、その判断はそれぞれのカテゴリによって異なる。例えば、「プライバシー侵害」の場合、【市場系】民放の報道や ISP のデータ収集による侵害や【個人系】個人のウェブ日記による侵害は別の扱いにするなど。

○ 何を有害情報とみなすかは、個人の思想や嗜好に依存度が高く、また国外からの情報の入手も容易であることから、寧ろ国内のみで通用するような猥褻規定等は撤廃し各個人の判断にまかせるべきである。加えて言えば、一部、女性団体等による偏向した価値基準により、焚書を行うことは現在だけでなく将来においても、経済的にまた文化的にも禍根を残すことが懸念され、有害図書をポストに投函することと同次元で語るべきで

はない。歴史的には、永井豪氏作の「ハレンチ学園」とPTA / 文部省の闘争の経緯や氏の作品の日本の漫画やアニメーションに対する貢献は参考になる事例だと考えられる。また、Walled Garden モデルを導入可能なアクセス手段は、NGN 等により固定網でも今後登場し、携帯電話網では実装済みであり、さらに器機レベルで実装したのも市販されている。そのようなネットワークや器機をそれぞれが選択すれば、安全性は確保されるわけで焚書や情報統制が必要な理由は当該団体の自己満足以外の理由が見当たらない。

- 公然コンテンツの内容規律にあたっては、違法コンテンツの中でも世界的に禁止・規律強化の方向を一致してとれると考えられる部分と、実質的に国内ローカルに過ぎない部分を分けて考え、比較的少数である前者について徹底する方向で法的、人的、金銭的リソースを配分する一方、後者については、むしろ一定の制限のもと合法とし、規律に服する国内サービスが優位となる方向で制度設計する、といったことについて、今後検討すべきである。ゾーニング規制については、セルフレイティング規制とし、法的根拠は一部のみとし、基本は自主規制とする。前記の違法コンテンツの規制緩和の条件としてゾーニング規制を用いるという規制緩和としてのゾーニング規制もあわせて検討すべき。

この部分については、コンテンツの中身について規律しようとしているのか、対処の手続きについて必要な事項を規律しようとしているのか、明確でないと思われる。違法コンテンツにかかる手続き部分の法整備の必要性については、(財)インターネット協会が警察庁からの受託事業として実施しているインターネットホットラインにおいて、違法情報と判断され警察に通報の後で行われるサービス事業者への削除依頼において、必ずしも全ての事業者が応じているわけではないことについて、通報経験から実感しており、理解する(インターネットホットラインには法的裏付けがなく、一方で警察がサービス事業者を捜索・摘発などするケースは実際には限定されていて、時間もかかるのだと思われる)。ただし、その具体内容については慎重な検討が必要だと考える。行政委員会の設置を検討する必要があるようにも思われる。また、有害コンテンツ流通関連については、「関係者全般が遵守すべき」法的根拠を伴ったルールの必要性は疑問である。商業的なコンテンツのみを対象とすれば十分であり、それは現行の風適法の風俗特殊営業の事業者ぐらいでよいのではないかと考える(風適法の映像送信型性風俗特殊営業を情報通信法に移管するという方向性を排除するものではない)。一般には自主規制とし、有害コンテンツを情報発信する表現の自由を尊重すべきである。「プロバイダ責任制限法」は、紛争解決を軽量化するために ADR を整備すべき。正規の裁判でない ADR においては、発信者情報を ADR 機関に留めておき、申立人に発信者情報を取得させずに調停し、その一方で ADR への申立ての敷居は現状の発信者情報開示よりも敷居を下げることを提案する。また、適切な情報発信停止措置によっても刑事責任を逃れないのではないかと批判があるので、一元化にあわせて事業者が適切な免責を得られているか見直すべきである。そのほか、「最低限の規律」として明示されていないが、情報発信者を偽らないということを導入すべきではないかと考える。ここでいう「情報発信者を偽る」というのは、コンテンツの中身としてのパロディなど表現の自由の範囲と考えられるものではなく、技術的には通信コンテンツではあるものの、人間との間ではコンテンツとは認識されているものではない、例えば Web ブラウザにおけるアドレスバー表示をスクリプトによって虚偽内容へ書き換える、といったものである。フィッシングサイトやワンクリック詐欺サイトといったものを直接的

に規制可能にすることが目的である。

- 青少年に対する有害コンテンツについては、情報発信そのものを抑止することは表現の自由の見地から好ましくないで、ゾーニングは情報発信そのものの抑止よりも望ましい。しかし、現行のCS放送などの成人向け番組で取られているような、年齢証明書を提出したユーザに対してのみ有害コンテンツ発信を許容しその他を禁止するようなゾーニングもまた、公然通信コンテンツの発信者の多様性やユーザ生成コンテンツの広がり背景を考えれば、広範な情報発信の抑制につながり、好ましくない。なお、一定年齢未満であることを識別する方向のゾーニングも理論的にはありうるが、現実的ではなく、また悪意の情報発信者が青少年という弱者を識別しうることを望ましくないのは自明である。ただし、受信者側での対処を広く行い易くすることは、表現の自由への侵害性は比較的低いので、その意味ではセルフレイティングの推進をゾーニング規制として持ち出すのは許容されると考える。このような目的でのメタデータの書式としては、W3C標準のPICSが広く知られており、またこれをより現代的にRDFに置き換えることもICRA(以前はthe Internet Content Rating Association。現在はtheFamily Online Safety Instituteの一部)などで行われている。また、格付けの基準については、例えば、(財)インターネット協会の策定したSafetyOnline3は候補の一つと考えられ、あるいは国際的な動向の中ではICRAの基準が有力な候補であると考えられる。ただし、セルフレイティングは全ての情報発信者に対する広範な義務付けは必要ない。平成十一年国家公安委員会告示第四号「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第三十六条の二第二項の規定に基づき、十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示を定める件」で規定する標示、いわゆる18禁マークに準じたロゴ画像を多くの成人向けWebサイトではサイトの入口に表示している。この種のロゴは風俗特殊営業の業者のサイトに限定されず、広く用いられている。このような状況を踏まえれば、例えば映像送信型性風俗特殊営業に対して格付け用メタデータの使用を義務づけて、その他は適切かつ簡便な方法でこのようなメタデータを付与が可能になるような技術的手段の提供と啓発活動により、格付け用メタデータ付与は現状に比べて顕著にすすむのではないかと考える。また、意権利侵害のない違法コンテンツ、端的には刑法175条にかかる猥褻図画について、セルフレイティングを条件に許可するという規制緩和の方向でゾーニング規制を適用することも検討すべきである(ゾーニングとは直接の関係はないが、米国のような記録保持義務を併せて実施するべきだとも考える)。なお、本中間まとめにおける有害コンテンツは、性風俗特殊営業にかかるような性的なものにとどまらず、より広範なものが検討されているとも考えられるが、「格付け用メタデータの付与」が一部の分野であれ義務付けられれば、他の分野については自主規制の範疇でも普及させることは十分に可能だと考える。標準に基づいた格付け用メタデータが付与されていれば、学校等、未成年者が利用する端末についてはフィルタリングソフトやフィルタリングサービスによる対処は容易である。なお、フィルタリングソフトの選択や設定については、技術的限界があることや、既存のフィルタリングソフトやサービスが社会通念上の「有害」を越えて過剰なフィルタリングを行うケースが少なくない(例えば、NTTドコモの携帯電話向けフィルタリングサービスでは、国会における主要政党全てのWebサイトはアクセス制限される)ことを考慮して、あくまでも教育機関や親権者が決定するとし、特に家庭内での利

用や携帯電話については、フィルタリングの使用を義務づけてはならないと考える。

- “有害”とは個人的な認識であり、特定個人の倫理観に起因するものである。まして“社会問題化”しているとする“現状”が明確なエビデンス無しに語られている。憲法違反である表現規制の実施について規定している以上、明白なエビデンスに基づいた表記が求められることは必然であり、不当な表記である。したがって、1. “有害”とは何か？ 2. 誰にとってどの様に有害であるのか？ 3. その科学的・統計的根拠は何か？ 4. 有害の基準とは何か？ 5. 有害とする対象を誰が定めるのか？ 6. 上記 5 項目の内容が適正であるか否かを誰が証明するのか？ 最低でも以上の項目を明記すべきである。

- 「匿名による表現の自由」の要諦は実生活(近所づきあいと職業生活)と著作活動の分離である。「公然通信」の担い手においては分離が不完全(具体的には、不法・執拗な追跡行為に法的に対抗する手段の不足)で、紙メディアにおけるしくみを参考にしつつ分離のための担い手の姿を描き出して欲しい。また、破綻した分離の主に職業生活にかかわる再構築のあり方についても検討が必要だったように思われる(例えば「公然通信」の担い手の労働組合でメイン職場の事業主と交渉するなど)。

- 公然通信についての項目がありますが、これは不必要です。ここでいう公然通信は、インターネットでのホームページなどをさしていると理解しますが、個人もしくは少数団体のホームページである限り、いわば個人出版と同じと理解できるでしょう。これを法体系に組み入れようとするのは、個人の表現の幅をおさえ、自由を損なうものと考えます。確かに問題のあるホームページもあるかもしれませんが、その問題はホームページにあるのではなく、それに影響される個人が社会的に、道徳的にあると考えるべきであり、枝葉のホームページを規制することは、単になんら問題のないホームページを規制することになると思われます。また、・通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめの10Pにある(3)で17行目に「通信の秘密保護」を捉えなおす(=これは一部の「通信の秘密保護」の匿名性をなくす。と理解できます)と述べておきながら、この研究会の内容の一部が非公開(同22p開催経緯)という匿名性をもったものであるという矛盾があります。これでは自分の意見は内緒にするが、あなた達の内緒は許さないといっているのと同じです。このような自己矛盾の中間発表はよくないので、非公開を改め、過去も含めすべて公開してください。その上でやっと内容検討ができると思います。

- 何を以って「有害コンテンツ」とするかは、(有害という概念が曖昧なため)最終的には画然と決めることは不可能です。例えば、アメリカでは性教育は「有害」とされ、純潔教育がなされたのですが、それによって性病に罹患する若者や望まない妊娠に苦しむ若者が増加する等、かえって社会的に有害な事態が起きてしまっています。また、よく有害コンテンツの例として挙げられる「自殺の方法」を規制する場合にも、自殺

の悲惨さを詳細に伝えるサイトまで規制されてしまえば、自殺の凄惨な現実が知られなくなり、かえって自殺を簡単なものと思って実行する人が増えることも懸念されます。よって、公然通信の規制は、あくまで違法コンテンツに限定すべきです。

そして、ここでさらに重要なのは、その際規制する主体は政府から独立した組織であるべきである、ということです。そうしなければ、「政府は自分に都合の悪いコンテンツを規制している」というそしりを免れることはできません。もちろん、日夜真面目に働いていらっしゃる総務省の皆さんがそんなことをするとは私は思いませんが、李下に冠を正さずという諺の通り、きちんと身の潔白をを明確な形で示すことが大切だと思います。

次に、ゾーニングは、フィルタリングと違い、どの情報にアクセスできなかったのかを利用者が知ることが出来るため、より情報の開示性が高いものだと思います。ただ、ゾーニングにも、例えば性教育のホームページがポルノとしてアクセス規制されるケースなどが考えられるため、明確な基準でゾーニングを行うことは極めて難しいでしょう。それゆえ、例えばアダルトサイトの管理者もしくはプロバイダーが自主的に青少年が閲覧できないようにゾーニングの技術的対策をとる、といったような形でのゾーニングが望ましいと思います。つまり、政府主導でゾーニングをするべきではない、ということです。なぜなら、明確な基準が無い中で政府がゾーニングを進めることは、政府による表現の自由の侵害につながるおそれがあるからです。

それと、有名な弁護士が再三指摘していることなので、もしかしたら聞き飽きた内容かもしれませんが、今回の中間報告で重要な点が論じられていないことを指摘したいと思います。それはすなわち、以下の二点がこの中間報告では論じられていないことです。第一に、日本では放送行政が政府直轄ですが、日本以外の先進諸国では政府から独立した委員会（独立委員会）によってなされている点。第二に、日本ではテレビ・新聞・ラジオが系列化されているが、日本以外の先進諸国ではクロスオーナーシップが法的に禁止され、系列化が防がれているという点。「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」で、この二点が論じられていないのはやはり良くないと思います。特に前者によって、「総務省の皆さんが言論規制をしている」といった説が唱えられています。これは、総務省で真面目に働いている皆さんにとっても気分の良いものではないでしょうし、異論もあると思います。ですから、ここでも「李下に冠を正さず」の精神で、放送行政を独立委員会にやらせる法整備と、クロスオーナーシップを禁止する法整備を進めることが、総務省の皆さんにとっても、国民にとっても良いことだと思います。そうすることで、効率的な「小さな政府」の実現も現実味を増すでしょう。

「公然通信」と称するものについて新たな規制を加えるということに関しては、発言者の人権に直接かかわることであるだけに反対である。「必要最小限の規律」ということであれば現行の法令で一定の規制が為されているところであり、通信の世界で特別なルールを定めることよりもむしろこうした（社会的に広く受け入れられている）規制を実効性あるものへと対応させていく方策を考えるべきである。

たとえば、名誉毀損や侮辱といった問題に対して被害者が法的救済を受けられるよう、インターネットでの発信者に対して（どこのサイトでも共通で使えるような）IDを発行し、発信者情報の照会をも含んだ本人確認の仕組みを設けることなどが考えられる。インターネットに接続した

り言論活動を行なったりする者の大部分は有料サービスを利用しており少なからず本人確認を済ませた状態であることから、この登録情報と紐付け可能な“共通ID”を想定すれば比較的スムーズに実現できるだろう。

共通IDについては、まず利用者がネット上の通常有料サービス同様の認証を経て情報発信する形にし、これを実装するサービスプロバイダについては当該発信者の発信情報内容について免責する旨を定め、クレームや訴訟等にかかる発信者情報の照会に対応する手続を定めることで実現できよう（照会に応じるためには相応の根拠を必要とすべきではあるが）。逆に、共通IDシステムに対応しないプロバイダについては利用者の責任を肩代わりさせることとし、あえて匿名性のあるサービスを選択する余地も残しておくべきであろう（しかしそのようなサービスについては相応な責任を伴うとするのが適当だ）。

いわゆる「違法コンテンツ」については、それ自体の違法性により、プロバイダが削除したり発信者に削除させたりすることが可能だろう。現にプロバイダの業界団体が削除方針に関するガイドラインを作成したところであり、これの実効を見守る段階にあると言える（慌てて新たな規制を考える必要はない）。「有害コンテンツ」とされるものについては、このガイドラインでは対応できない。しかし「有害コンテンツ」なるものに国が口を挟む筋合いのものではなく、「有害」という極めて主観的な価値判断のもとに国民の言論・表現の自由を損なうことは行きすぎである。民間の取組みに委ねるべきだ。

たとえば薬物・自殺・致命傷・過去の事件等の情報などは、その文脈によっては論じるに値する重大な関心事であり、ただ単にこうした情報を扱うというだけで「有害」とのレッテルを貼るような行為は慎まねばならない。あくまでもプロバイダ自身が価値判断の反映として削除要請を出すなどの対応をしていくべき性質のものであろう。

また、青少年にとって「有害」なコンテンツを社会がどう扱っていくかについては、フィルタリングソフトの活用が提案されるようになってからそれなりの年月を経過しているものの、これが一般的に普及しているかはまだ疑問のあるところである。これの開発・普及を促進していく必要は確かにあるだろうし、特に青少年が利用しやすいインターネット端末についてはホワイトリスト形式のフィルタリングソフトを導入していく（ただし義務化するわけではなく、あくまでも端末管理者の自主性に委ねるべき）ことを推奨すべきであろう。

インターネットとは、本質的には実社会での人間関係の営みと何ら変わるところがない。そうした人間関係の機微を理解できるようになって初めて利用できるような世界なのであり、まだ無防備で幼いうちからインターネットの世界へ（不用意に）導いてしまうことの是非をまず問うべきではないだろうか。実社会においても、幼いうちからどこへでも行かせられる訳ではないのと同じことなのだから。

教育の現場でインターネットとどう関わらせていくかという課題は、教育を通して人間関係の形成をどう学ばせていくかという視点のもとに組み直していく必要があるように思う。そうした視点さえ持てれば、青少年にインターネットを利用させる側の人間も多少なりとも抑制的になっていくものである（必ずしも使わせなければ大丈夫というものでもないのが難しいところだが——教育というものが難しいのは今に始まったものでもない）。

基本的に、社会において人間の行動は（法に反しないかぎり）自由なのだということ、そして自分の自由と他人の自由とが衝突した際に、これらの自由を調整する機能が社会に用意されているということを意識して教育に活かすべきであろう。自由であること、衝突を調整することのいずれも軽視し「使わせなければいい」「規制すればいい」などという安易な施策を採ることだけは謹んでもらいたい。

要は現行法でどこまで規律を組めるかという意識を大事にすることだ。

○ 表現の自由はきわめて重大な人権であり、また非常に萎縮しやすく、その回復が困難な権利でもある。これを侵害するおそれのある対策は原則として違憲である。「公共の福祉のための規制」は、明らかに他の回復不可能な人権、すなわち国民の生命や安全等を明らかに侵害する場合のような、非常に重大な場合に厳格に限られるべきである。しかし、いわゆる「有害コンテンツ」には、重大な犯罪に直結しているとはいえないものも含まれている。これらを一括して「公共の福祉」のためとして規制の対象とするのは、明らかに表現の自由を軽視するもので、容認できない。

○ 中間とりまとめで、「『公然性を有する通信』を『公然通信（仮称）』として違法・有害コンテンツ流通対応を制度化することを検討すべきである」としていますが、今ある問題に対処するために今ある法制度を適用する以上の具体的な何が必要なのか不明で、政府の方針に非常に不安を感じます。

明白な犯罪行為はもちろん別ですが、「有害」という客観的定義の困難な基準、意見が分かれる余地のある基準を政府が一方向的に決めて放送やインターネットでの情報や意見の流通を恣意的に政府が取り締まって政府に批判的な情報の流通を少しでも妨げることは、政府の誤りを誰もチェックできない状況を生み出します。それは民主主義の死です。国営の国策放送だけしかマスコミで見聞きできない国と同じように。民主主義下で表現の自由を規制するなら、それは、一切のあいまいさがないほどに明確に定義された、形式的で最小限度のものにきびしく限らなければなりません。また、内容の審査に政府がかかわってはならず、独立した機関がおこなうべきです。

現状の政府や政権にはそうした原則厳守の意思をあまり感じる事ができないという印象を持っています。（タウンミーティングで行われた恣意的な「演出」を忘れることはできません。）インターネットでの表現の自由の規制につながる法制度には民主主義者として反対です。

また、テレビ放送については、適合性審査という名目で番組内容の規制をめざすようですが、これは事前検閲であり、とても民主主義国とは思えない政策です。独立行政委員会による放送行政は、通常の民主主義国では当然のことで、日本でも採用すべきです。

日本政府は民主主義を捨てる方向を向いていると思え、たいへんに不安です。

○ 今、私にとって、さまざまな人の書かれたHPやブログを読むことが日々の楽しみの一つになっておりますので、自然と「公然通信」の項目に目が行きました。その中で「共通ルール」をつくり、有害と判断されたものについては「ゾーニング規制」を導入すべきかどうかを検討されると

ということが挙げられていました。「ゾーニング規制」が具体的にはどのような形でなされて、利用者にとってどのようなメリットがあるのか分からないのですが、とにかく「規制」することが考えられているのだと理解致しました。

国会図書館が作成した資料「諸外国の放送分野の規制監督機関」（07年6月5日付）によると、「欧米・アジア13カ国の中で日本のように国家機関が関与するのは北朝鮮やロシア、中国、ベトナムなど社会主義陣営ばかりで、米英独仏は独立性の高い第三者機関が行っていた。EU（欧州連合）加盟国ではスペインのみだった」ということが知られています。

日本に限らずひとつの国が発展していくためには一人ひとりが自由に意見を述べあって言論活動を活発にすることが大切だとかねがね考えておりますので、「規制する」場合はくれぐれも慎重に、慎重の上にも慎重な姿勢をとっていただきたいと思います。

- 誹謗中傷情報やデマ情報を公衆に流布させることにより被害者に甚大な損害を与えることは、当該情報が公衆に向けて同時に発せられるか、求めに応じて時間差で発せられるかによって変わるものではありません。従って、公然性のある通信についても、放送と同様に、法的な責任主体の氏名・住所等の登録・届出等が求められるのではないかと思います。つまり、地上波テレビ放送を除く放送及び公然性のある通信については、事前抑制を行わず、中立的ではないコンテンツを流布させる自由を認める代わりに、司法手続き等による事後的な規制に完全に服するようにすることが求められると言うことです。もちろん、末端利用者のプライバシー保護を行うことによる利用者の増大を図る事業者（匿名電子掲示板の管理人や匿名での登録をも可とするブログ事業者等）もあり得るとは思いますが、この場合は、利用者が負う法的責任を実際に当該事業者が担保することを条件に、末端利用者の氏名・住所等の登録・届出等を免除するという救済策はあり得るとは思います（事業者が一旦被害者に対して賠償金を支払った上で、末端利用者に求償すればよいのですから。）。ただし、このように末端利用者の責任を事業者が肩代わりをする場合には、確定判決に基づく賠償金の支払義務の履行を事業者が怠った場合には総務省が当該事業者に対し事業の停止を命じることができるようにした方がよいと思います。特に自然人がこれらの事業主体となっている場合には、「賠償金を支払わなくとも刑事的制裁を受けずに済むのであれば、賠償金を支払わない」と開き直ることも可能だからです。

放送や公然性のある通信の内容によるトラブルに関しては、これを安価かつ迅速に解決する裁判外紛争処理手続きを用意することが望ましいように思います。というのも、私の弁護士としての実務経験から言うと、特定人の社会的評価を低下させかねない情報を流布させるにあたって殆ど裏付け調査を行っていない例が少なくなく、それ以前に、その者についての社会的評価を低下させかねないその事実摘示が公共の利害に関するものではなく、かつ専ら公益目的でなされたとは言い難い例が多いため、情報の発信者側に、当該摘示事実の公共性、当該事実摘示にあたっての目的並びに裏付け調査の内容及び結果を事情聴取し、明らかに真実性の抗弁が成立しそうなものについては、裁判所の審理を待つまでもなく、放送または公然性のある通信の主体に対し、しかるべき責任を負わせるのが適切だからです（放送または公然性のある通信による特定人に対する権利侵害行為は継続的・反復的になされることが多く、裁判外紛争処理手続きによる迅速な解決は、さらなる権利侵害行為を未然に防ぐという意

味では重要です。)

- インターネットの1利用者として現状を見ると、有害コンテンツの流通に何らかの規制が導入されることは評価できる点である。そのため、「ポルノ」や「銀行口座の売買」など違法・有害なものは刑法などで規制すべきであると考え。そして、ゾーニング規制などを検討する場合も、「誰が」ゾーンの設定を行うかが重要である。判断は総務省によるのではなく、独立した組織が担うべきであると考え。

- <「公然通信」において関係者全員が遵守すべき「共通ルール」規定の明文化>

まず、出版や新聞・ラジオ・テレビなどのマスメディアと同様に、インターネットは言論・報道・表現を行う重要な媒体（メディア）になっていることは疑う余地がない。また、インターネットの特性として、情報発信者と媒体（メディア）を提供する回線事業者が明確に分離しているという特徴もある。

ところで、日本国憲法が「言論、出版その他一切の表現の自由」を保障しているのは政治的権力や経済的利益から自由な立場での言論・表現を担保することが民主主義を担保する際に必要不可欠である為でもある。また日本においては資本主義を採っており商業活動が極めて活発であることから、言論を含む様々な活動が国家権力ばかりでなく、往々にして経済的利益にも流されやすいという弊害も見受けられる（詳しくは後述）。よって、本来、民主主義を担保するのに必要不可欠な条件でもある表現の自由には、国家権力や経済的利益団体などの権力が介入できない制度にすることが望ましく、またそうでなければ民主主義・基本的人権の担保が危ぶまれることになる。

そもそも、こうした規定が日本国憲法に盛り込まれた経緯には、旧大日本帝国時代における政府による言論統制、思想および良心の抑圧等が背景にある。普通選挙が実施されていなかった当時の苦い経験から、日本国民による民主主義を担保する為には、国家権力、財力その他一切の権力から自由であることが担保されねばならない、という、日本国を形作る基礎的理念に基づいたものである。

つまり、憲法が保障する「思想及び良心の自由」、「言論、出版その他一切の表現の自由」は民主主義の根幹でもある、大変重要な概念であるから、万一にもこれらが侵されることがあってはならない、日本国の生命線である。

しかしながら、かたやインターネットや電話（携帯電話を含む）などの通信が犯罪に悪用されたり、反社会的勢力に結びつくことで不当な利益を生む温床になっている実情があるため、前掲の自由を確保しながらも、「公共の福祉」を担保するための通信の悪用を抑制することが求められている。

そうした事態を受けて「共通ルール」規定の議論が登場したと説明されており、その理念については理解をするが、その手法には問題点が多く見受けられ、表現その他の自由が侵害される虞を内包するものであった。具体的には次のような問題点が指摘される。

(1)

「共通ルール」の必要性を説く資料において「「通信の秘密保護」の根拠は匿名による表現の自由の確保とプライバシーの保護(狭義の通信の秘密)にあるとの視点から、保護の範囲と程度を捉え直すべきである。」としているが、その「範囲と程度」が不明瞭である。

この問題は、憲法が保障する「思想及び良心の自由」ならびに「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由」に直結する問題であるから、不明瞭であってはならず、また規制が濫用されないことが担保されないままで法制化するなら憲法に反する虞があるものと考えられる。

現在法制化されている「プロバイダ責任制限法」についても、たとえばプロバイダによる自主規制が過剰であるといった批判も上梓されているところであるが、こうした問題点について本研究会の報告では一切触れていない。

たとえば、インターネットは、マスメディアに属さず執筆・出版を本業としない者にも、比較的低い金銭的負担によって、均しく表現の場を与える場として、普及が進むとともに急速に利用を伸ばしており、先には日本語で発表される記事が英語に次ぐ件数になったとの調査結果も出ているほどである。こうした者がその表現・出版(Webの公開その他を指す)を行う場合にはインターネット・プロバイダとの契約はほぼ絶対条件であるが、その入口部分にかかる規制の強化については、即その行為が制限されることにつながるものである。

(2)

「違法・有害コンテンツ」の内容が不明瞭である上、本報告では「各種ガイドラインやモデル約款等」が(1)の規制の根拠になっている。

裏返せば、政府が大まかな枠組みをつくり、それを各自業者の自主規制に委ねるという内容になっているが、このような政府および事業者の裁量権を大きく認める規制の在り方が危険性を内包することは、前述および後述のとおりである。そうした自主規制に「プロバイダ責任制限法」が根拠を与えることで、事実上、法的に明文化されない規制が横行することが危惧される。

そこで、「違法・有害コンテンツ」の内容は業者や業界団体等の自主規制に依るものとせず、国会に諮られ明文化されたものでなければ、憲法が保障する自由の本質を損なうものであると考える。その詳細は次項で述べる。

(3)

近頃は、インターネット・プロバイダにおいても広告収入を原資としている事業者も少なくない(出稿者の費用負担が無償か有償かは問わない)が、こうした事業者を利用して出稿する場合、後段で詳説する「テレビ等の広告について」と同様の問題点が顕在化してゆく虞があるものと考えられる。

つまりプロバイダ事業者(あるいは業界団体)がその自主規制基準を設定する際に、広告出稿主の意向を無視できなくなるといった弊害の発生が懸念される。

こうした事態は、電気通信事業者法が目的とする「電気通信事業の公共性」を担保することにより「電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進すること」がなおざりになることを意味するものである。

(1)～(3)で示したとおり、主にインターネット・ホームページ類を意図した「公然通信」に対する規制を業界団体や政府当局などの判断に委

ねる行為については、その違憲性を含めた危険性を内包するものであると考えられることから、

- ・規制が必要な内容とその対象を法律に明確に規定する。
- ・業界団体の自主規制や政府当局に裁量の余地を残すことなく、実施すべき規制はすべて国会に諮ることで、健全な民主主義と表現の自由を担保する必要がある。

べきであると考えられる。

なお、具体的な「有害コンテンツ」の規定内容については次項を参照のこと。

＜「有害コンテンツ」規定の目的と対象の明文化＞

「有害コンテンツ」規定は社会の不安定化を未然に防ぐといった効果が期待され「公共の福祉」を担保するために制定されるものであるが、その運用方法によっては憲法が保障する「思想及び良心の自由」ならびに「言論、出版その他一切の表現の自由」との対立が懸念されることから、特に慎重な運用が望まれる。適正な運用を担保するためには、何をもって「有害」と判断するかの基準が重要であり、その重要事項の判断が業界団体や規制当局担当者などに委ねられるといった事があってはならない。できる限り細かく法律で明文化し、必要な規制内容のすべてを国会に諮ることで民主主義・表現その他の自由の保障が担保されるべきである。

また、「有害コンテンツ」であっても表現の一種である場合もあることから、「有害コンテンツ」から保護されるべき対象は明確に規定し（未成年者など）、それ以外の対象（成人）に対し不要な規制が波及することは防がねばならない。こうした規制内容はすべて国会に諮り、法律に明記する必要がある。（次項も参照。）

ところで、現在、「有害コンテンツ」として認識されているものには、主に性的表現および暴力表現がある。そのうち、性的表現についてはその時代背景や思想などに大きく依拠するもので、違法性の判断が容易でないことが、事態を複雑化させている。たとえば 20年前には性的表現と見なされていたような表現が現代においてはそう認識されない、また国など文化が異なればその基準も異なるといったものであるから、法的に明文化することが難しいものである。これは思想・良心・信教の自由にも絡む概念であり、その運用はより一層慎重にされねばならない。

いっぽう、暴力行為については、既に刑法またはそれに準ずる法律の規定を準用することが可能であるから、前者の性的表現に比べて基準を明確化しやすいものと期待される。たとえば銃火器による殺害行為等については現在でも概ね「有害」として見なされている。

ところが、たとえば一般道路において自動車を暴走させるような違法な暴力行為については、現在は「有害」と認定されることがまず無い。また性的表現に一括りにされがちな中でも強制猥褻などの本来は暴力行為にも該当されるものもあるのだが、こうした暴力的表現にも性的表現の規制が適用されることにより、暴力的表現として規制すべきか否かの検討から漏れてしまう弊害も見受けられる。そこで、暴力的表現の制限規定についてはより明確化を期待し、もって適切な規制と「公共の福祉」の担保、文化の発展を相互に担保されることが望ましいと考える。

また、近頃問題になっている個人情報漏洩の問題については、個人情報保護法の規定を準用するとともに、報道の自由に支障のない範囲で明確

に規定をすることが求められる。

そして、「性的表現」および「暴力表現」（専ら刑法またはそれに準ずる法律で明確に禁止されている行為を強調して見せる表現）と「個人情報漏洩」以外の一切の表現については「有害コンテンツ」規制に含まれないことを明文化することで、表現の自由、言論・出版の自由、ならびに思想・良心、信教の自由を担保する必要がある。

「有害コンテンツ」の内容が具体的かつ明確な形で法制化されないのであれば、憲法が保障する上記の自由を無制限に侵害する虞があることから、「有害コンテンツ」規制そのものに対し違憲性が問われることになり、民主主義の根幹を揺るがす事態はもとより、当該規制の本来の目的である反社会的行為から未成年者を護るという目的も達成されないこととなる。

<「有害コンテンツ」規定の目的と対象の公然化と選択可能性の確保>

昨今、インターネット上における犯罪、特に個人情報の詐取や架空請求等が目立ってきたことから、これらについても「有害コンテンツ」として閲覧しないようにするソフトウェア（以降「フィルタリング・ソフトウェア」）が多く発売・提供され、利用されるようになった。また、未成年者がこうした犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐため、政府はこうしたソフトウェアの利用を推奨する方向にあると見受けられる。

フィルタリング・ソフトウェアの効能はたしかに期待されるものであり、その精度も年々向上しているとは言われているが、かたや、こうしたソフトウェアの利用が広まることで、「言論、出版の自由」が事実上制限を受ける事態も発生している。

たとえば、主に未成年者に「有害」とされるホームページを表示しないための仕組みとして無償（広告収入）で提供されているサービスの一環として、語句（キーワード）によるフィルタリング・サービスを行っているものの、その判断基準が明確でなく、「有害」と認定される個人ホームページが相次いだことから「理不尽な基準でサイトが遮断されている」との批判も上梓されているところである。（参考：Wikipedia「キッズgoo」<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%AD%E3%83%83%E3%82%BAgoo>）

こうした事態が進展すれば、特定の事業者や広告出稿主などの意向が過度に反映されてしまうといった、「言論、出版の自由」に事実上制限を受けてしまう、事態も想定されるため、「有害コンテンツ」規制がされるべき対象については法的に明文化する必要がある。

同時に、フィルタリング・ソフトウェアの使用が義務化されるような事があってはならず、たとえば成人に対して不要な規制を強制するような事があってはならない。

また、上記のような事態を防ぐため、万一自主規制を認めざるを得ない場合にもその基準は明確化されていなければ、「プラットフォーム機能」における「不当差別禁止などオープン性の確保のための措置」が取られているとは言えない。

つまり、いずれにせよ規制内容は明確かつ公然でなければならぬのであって、明確さ・公然さが担保されていない「プラットフォーム機能」については排除されることを明確に法制化すべきと考えられる。

<テレビ等の広告について>

今回の法案では、いわゆるコンテンツ（放送・通信の本文）についてのみ検討されているものの、当該放送・通信を使って為される広告についてもおそらく同様の扱いを受けることになるのだと考えられる。

しかし、特に放送法で規定される一般放送事業者については現状ほぼ全てが広告収入に依って運営をしており（CSなど一部事業者の中にはほぼ視聴者からの視聴料収入のみで運営されている場合もあるが例外的である）、また特にテレビ広告についてはその社会的影響力の大きさが濫用されることもある（※たとえば、消費者金融（いわゆる「サラ金」）がテレビ等で露出し同社の融資を勧奨していたが、後に各社の高金利による融資の常態化が問題となり、裁判により脱法金利が認定されるに至った。これらの業者はテレビの社会的影響力を濫用していたとも考えることができる。）。

さらに、特に一部の大資本が集中的に広告を出稿することにより、当該大資本に不祥事等が起きてもその事実を（感情的なものを含めて）報道しにくいといった弊害が起きているとの指摘もされている。

こうした事態は、前項で述べた民主主義と権力の関係について、また憲法に規定される「公共の福祉」の担保を考えると時の障害にもなり得るため、金銭的支出をするだけで発信ができる広告については別途枠組みを設けるべきであると考えられる。

また、現行の放送法は、その第一条（目的条項）にて、次の原則を掲げ、

- ・「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。」
- ・「放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。」

これらを担保することにより「放送を公共の福祉に適合するように規律」することを目的とした法制である。放送事業、特にテレビ放送においては広告がその主たる事業原資になっていることを鑑みれば、放送法が掲げる理念を遂行するためには、広告の在り方についても検討されねばならないと考えられる。

具体的には、

- ・「公共の福祉」に反する広告について、一定の規制をすること。

たとえば、社会的・公共経済的に問題があると考えられる行動（たとえば個人の社会性を喪失させる、事実に反する広告を流すことで不当に商品売る、他者の名誉を傷つける、環境汚染を助長する等が挙げられるが、これに限らない）について、そうした行為を促進する、美化する、あるいはその罪悪感を緩和するような広告をしないよう求める。

・「放送の不偏不党」ならびに「放送に携わる者の職責を明らかにすること」を目的とし、広告費の多寡による弊害が起きにくい体制となるよう、特に広告出稿費の多い事業者系列および広告取扱高の多い広告代理店については当該事業者グループ名その取引額を公開するよう求める。

ただし、これらの規制が中小規模事業者を含め適用されるようでは逆の効果になる虞もあるため、社会的影響力の強い放送事業者（現行放送法管轄事業者）に適用を限るべきであると考えられる。

また、放送事業者においては、番組本編と広告との区別を明瞭にすることを求める方法が検討されるべきである。

たとえば、テレビ番組の編集権が広告代理店や出稿事業者にある場合、番組に広告機能を持たせる場合には、エンディング・テロップ（字幕）などでその旨を告知することを求める、といった方法により、視聴者に報道と広告の線引きを明確に伝えることができ、もって「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保する」ものである。

○

(1) 個人が発信するいわゆるホームページやブログの内容（コンテンツ）に対しては、下記例外を除き規制すべきではありません。なぜなら、個人の意見発表をいかなる形にせよ規制するということは、その規制行為自体が表現の自由を奪う行為に他ならないからです。

(2) 例外コンテンツとは、現時点でもすでに違法とされている、名誉毀損、プライバシー侵害等他人の権利を侵害するものや、公序良俗に反するコンテンツ等です。

(3) これら例外事項に係るコンテンツの具体的規制を適切に行う方法は2種類考えられます。

規制方法1。

現状のまま、違法コンテンツに対して、読者である国民や行政を含む団体が必要に応じ個別に法的手続きを取ることで規制し、同時に世論による批判により悪質なコンテンツを淘汰する。

規制方法2。

方法1で不十分という現実が多発したような場合には、方法1と並行して、「政府から独立した委員会」に規制させる。

規制方法2の場合、

(2-1) 規制対象となるコンテンツの部分は、（表現の自由を重視して）最小限にとどめるよう具体的に範囲を定める。

(2-2) 同時に、委員会に対して政府や特定の団体が口出ししたり、人事に関与したり絶対出来ないシステムとし、委員会に規制事案毎に規制の理由を公開することを義務づける。

(4) 上記2つの方法について比較すると、我が国におけるインターネットの普及の現実からみれば方法1を当面続けて、インターネット社会の熟成にあわせ、事態を観察するべきと考えます。

公然通信と言われるホームページやブログで個人が意見を公表するということは言うまでもなく、万人の目に晒されているものであり、匿名で行うことができる点を除くと、例えて言えば新宿や銀座の繁華街で選挙演説しているようなものです。

違法なホームページやブログは多数国民の健全な常識によって批判を浴びる。同時に、以後、一部の読者を除き、一般読者からアクセスされなくなります。悪質サイトだという評価も、一般読者から国民全体に知らせることもできるのです。

これと並行して、これらサイトを積極的に規制するには、個々の案件に応じて刑法その他の一般法により、悪質サイトに法的規制を加えればよい。（例えば現状で2チャンネルの管理人が民事訴訟を起こされて敗訴し続けているのに、被害者が同管理人から損害賠償を受けられないという事実や、同サイトを閉鎖できないという事実が解決し得ない原因は、一般に知られているとおり、同管理人が（名目上にせよ）倍賞可能な資産を有しないことや、サイトを運営するプロバイダーが外国にあって、日本の裁判の判決を現実的に執行することが困難だということであり、サイトを予防的に規制するしないということではないのです。悪質サイトを規制しようとして予防的法律を作ったところで、上記2チャンネルの実例の通り、彼らはそんなものはかいくぐります。むしろ、その予防的法律によって、健全な国民の言論の自由が、少なく見積もっても「萎縮する」という、絶対避けねばならぬ問題に注意すべきです）

日本でも、徐々に熟成段階にあるインターネット社会が、”従来の政府誘導型社会”と異なるのは、インターネット上に個人意見を開放するシステムを上手く使うと、個人的な利害や偏見を超越した国民的、あるいは世界人類的コンセンサスが樹立可能だと言うことにあると思います。

例えば”Wikipedia”が良い例ですが、サイトを全世界に公開して、全国民の編集、改訂に任せると、一時的な偏向意見や対立意見の問題が生じて、徐々に事実立脚した民主的なコンセンサスに落ち着いてくる傾向が、明らかにあります。

これに対して、積極的に予防的法律を制定して、あらかじめ規制の網をかけるようなことをすると、上記の健全な国民の常識による批判や悪質サイトだという評価の形成さえ抑止されることにもなります。

つまり、本来の目的に反する、偏向した国家的意思の形成に偏るなどの弊害が大きいのです。

そもそも、ことさら予防的法律を制定して公然通信のコンテンツを規制しようとする考えは、「規制解除」や構造改革推進のための民主主義的解決手法に反するものです。

同時に、インターネットに関する国家的規制は、直ちに世界中に周知され、諸外国からの日本評価に直結します。（例えば、いわゆる中国国内サイトに対するGoogle八分の問題を考えると分かりやすいでしょう。）

本件パブコメのような大テーマは、まさに日本国、国家100年の大計です。世界とホントの民主主義を見つめつつ進めていただきたいと存じます。

大事なことは、表現の自由を遵守すべき公然通信については、”予防的法律”を作ってこれを適用することは厳禁だということです。

- 個人の日記のようなブログや趣味のホームページと、正確な情報を発信することが求められる大手新聞社のネット記事に同じルールが適用されるのには疑問があります。もともとの社会的責任の重さ、報道されることに対する影響の大きさ、一般的な信憑性を考えても、同等な責任を負わせるのが妥当であり公平であるとは考えられません。「公然通信」であることと「(内容が)公(おおやけ)である」ことは必ずしも一致しないのではないのでしょうか。また「有害コンテンツ」の基準も年齢・性別・国籍・個人の思想や信条によって異なります。例えば誹謗中傷と正当な

批判との区別はあきらかなケースもありますが、難しいケースも多々あります。インターネットは個人の情報発信をたやすくしたことで、今までのテレビや新聞・雑誌などの媒体で発信されていた以上に、様々な価値観や考え方があることをあきらかにしました。そしてそれらはたやすく善悪ではかれるものではなく、一つの考え方で規制できるものでも、するべきものでもありません。「ゾーニング」については、内容に対する規制ではなく、フィルタリングソフトなどによるゾーニングをまず基本としていただきたいと思います。また、コンテンツを配信する側としても、想定していない、適切でない年齢層に誤って閲覧されたり、軽はずみな好奇心で閲覧され、無責任な行動をとられることは防ぎたいと考えているのではないのでしょうか。例えば小・中学生以下に対してはホワイトリスト方式のフィルタリングを基本とするなどは一つの方法であると思います。

- 関係者全員が遵守すべき「共通ルール」を策定とあるが、このルールを政府側で規制すべきではない。有害コンテンツについての「ゾーニング規制」も、政府側が規制すべきではない。あくまで、個人の通信コンテンツに関しては、刑法等で対応すべきである。

- 「「通信の秘密保護」の根拠は匿名による表現の自由の確保」なら、レイティングなどやっては匿名性が維持できず、通信の秘密が本質的に害される。そもそも、ここまで大量にあり随時書き換えもなされるブログに、実効性のあるレイティングは不可能である。

- - 1、公然通信と定義されるものへの規制における明確性に対する疑問
公然通信の定義はメール等以外のサイトやブログ等のもの全てであるとされている。これらはマスコミでは詳細を語られないまたは相互性を実現するものとして微細なことから総合的なことあるいは専門的なことから一般的なことまで意見表明や感想を述べられているとする。このときに「公然通信」に対して規制すべきだということをこの中間とりまとめでは述べられているが誰がどのようにいつ規制するかが不明確であり「明確性の原則」にもとるものである。規制をする当事者が代わることによって何を規制すべき対象とすべきか「恣意性」が生まれるという懸念も存在する。特定の宗教団体、政治団体、傾向団体が規制する当事者になることがあれば、ますます「恣意性」に対する疑問が強くなる。また公権力が主体となって規制すべき対象を決めるということに該当する蓋然性も高く当然、「検閲」に当たるという疑問も強くなる。仮に規制すべき対象があったとしてそれに対する接続をできないようにするというのは「表現を管理する」という様相を呈し民主主義を促進するという原則に合致しない。表現をしたり、表現に触れるという機会をより狭めるべきではないと考える。
 - 2、規制することが合理的であるかについての疑問
「有害情報」の定義を一義的に決めることはもとより困難であるが、さらにそれを法律で明確に一義的に範囲を決められるというものではない。

爆弾を作ることが有害情報であったとして、それをウェブ上で参照してそれを何らかの方法で使うという想定をしているものだと考える。しかし、そのようなものの場合仮にその製作や取り扱いには専門的な技術が必要であり、訓練が必須であると言える。そのとき有害情報があったからそれに基づき実行できるとは言えない。ゆえに合理的とは言えない。誹謗中傷が莫大な量で行われるということに対する規制も想定されているようだ。しかし、これも仮にブログやサイトを通じて行われているものを強制的に削除するのだとしてもそれは手段として有効なのだろうか。これらの誹謗中傷は莫大な量が多く場所から起こるものであり「とかげのしっぽ」のような状況になってしまい、無効である。無効な手段を取り「表現の自由」を抑制することは合理的とは言えない。わいせつ情報についても同様である。わいせつ情報にもとづいて犯罪に走るといった構図につながる相当因果関係がないと考えられる。各国の犯罪統計を見れば自然とそういう結論が支持される。ゆえに接続をさせないという規制をしたとしても無効である。無効な手段を取り「表現の自由」を抑制することは合理的とは言えない。

3、他に考えられる手段

そのようなウェブ上の情報があったとしても対応できないというわけではない。

- ・ 現行法上対応する

現行法上の誹謗や名誉毀損に対応する法律で対処する。

- ・ メディアリテラシー教育

リテラシーを高め、多角的に記事情報を吟味できるようにすればよく、規制は没目的化する。

- ・ 自殺防止のためのサイトをはじめ

現実アクセス可能な対応する自殺などの場合、きちんと予算をつけ相談機関などを強化すべき。

- ・ ゴーニング（フィルタリングソフト）

- もし「有害情報」というものから幼児を守るには、法律上の規制ではなくすでに存在するフィルタリングソフトを活用すれば問題にならない。アメリカの判例でもそのようなものがある。

4 プラットフォームに関する法体系のあり方

(1) 基本的な考え方

- そもそも、プラットフォームとは何かの定義が不明であり、ここで書かれている方向性には、現在の放送・通信法の対象外にまで不必要な規制が及ぼされる危険性のみしかない。寡占的性に伴う市場支配力の行使が問題であるとしたら、これは独占禁止法による規律が適用される問題であり、まず行うべきは独占禁止法と既存の放送通信法の規制の整理である。なお、付言すれば、無料地上波における放送システムは全体としていかにあるべきかという本質論を隠蔽したまま、放送・コンテンツ業界の既得権益を守るため、既存の放送システムを温存したまま9個コピー可能という誰の納得感もない数字を一方的に出したコピーワンス検討の前科を考えても、利用者保護の観点からのオープン性の確保についての検討が、総務省で可能であるとは到底考えられない。
- 「プラットフォーム機能」で「情報の自由な流通」を阻害するおそれがある」との認識は、まさにその通りであると思われる。とかく「プラットフォーム機能」は、創成期はともかく成熟期になると自然寡占が起りやすい事業体であると考えられることから、尚更である。また、ことインターネットによる出版（情報発信）を行う者にとって、「プラットフォーム」事業者であるプロバイダの利用は事実上必要不可欠である。よって「不当差別禁止などオープン性の確保のための措置」が必要であるとの認識は必要であり、盛り込まれるべき重要項目であると考ええる。

(2) プラットフォーム規律のアプローチ

- ページ番号12（表紙込みで16枚目）25行目前後の「その際、規制水準については、プラットフォームのオープン化等に伴う厚生を分析し、イノベーションの促進や技術開発インセンティブの程度等を勘案して決定することが適当である。」中の、「厚生」につきまして、「構成」「公正」その他、適切な漢字が見つかりませんでした。また、「厚生」ではないような気が致しました。また、当該箇所につきまして、意味を理解できておりません。直して下さるか、または／および「厚生」で正しい場合も含め、意味が分かりませんので、ご解説の付記をいただけますと助かります。

5 伝送インフラに関する法体系のあり方

(1) 基本的な考え方

- そもそも、電波法と有線電機通信法などの区分は、放送と通信のくくりではなく、無線と有線という物理的な違いから来ているものもあるのであり、これを放送通信の融合の議論と一緒にしているのは極めて浅はかである。空き周波数帯域の利用、サービス・設備に関する規律の問題など、法律の区分の問題というより、既存の規制中の競争阻害要因の問題であり、このような不必要な規制の洗い出しの作業を早急にすることを、一国民として求める。なお、技術標準についても検討するとしているが、何の理念にも基づかない省令改正によって、無料放送におけるスクランブルを可能とし、放送業界の権益強化のためにB-CASシステムを地上デジタル放送に導入し、コピーワンス問題を発生させた前科を考えると、総務省で、この検討が公平かつ透明になされるとは到底考えられない。

6 レイヤー間の規律のあり方

(1) 基本的な考え方

- そもそもレイヤーの切り分けが不明であり、ここで書かれている方向性には、現在の放送・通信法の対象外にまで不必要な規制が及ぼされる危険性のみしかない。寡占的性に伴う市場支配力の行使が問題であるとしたら、これは独占禁止法による規律が適用される問題であり、まず行うべきは独占禁止法と既存の放送通信法の規制の整理である。

7 終わりに

(1) ユビキタスネット社会構築に関する将来的課題

- 基本的に賛成。それに、行政だけではなく、マルチプルステークホルダーのアプローチは重要。「情報」という切り口より、「コミュニケーション」のアプローチの方が府沢しいと思われる。研究分野や世界情報社会サミットを含む政策の場に議論されたように、「情報」という概念に【送り手→受け手】という恐らく時代離れ、社会離れの特徴があり、社会性、文化などの視点は反映しにくい切り口である。「コミュニケーション」の観点の法が総合的であると思われる。

8 全体、その他

- 中間報告を一通り見て日本版の「通信品位法」だと思った。「公共の福祉」を外在的な規制の理由に多用しているのを見るに、とにかく言論・表現の自由を統制したいのがよく伝わってくる。有害情報の定義が曖昧である上、「ゾーニング」の定義が何故か内容規制の文言になっているのが理解できない。ゾーニングとはあくまで「住み分け」であり、内容規制の問題ではない。結果、これらの案は「論外」としか言い様がない。いつから日本は中国レベルになったのか？政府与党は調子に乗りすぎだ。
- 私は【情報通信法】に反対します。従来の放送法の規制の根拠は、独占的な情報操作の危険性があるからであって、それを掲示板やブログも含めたインターネット・オンライン全般にあてがうなど言語道断です！総務省による【情報通信法（仮）】はいわば、『国民全員口封じ法』『憲法も法律も好きに変えまくり法』『汚職も戦争もやりたい放題法』以外の、何物でもありません。新聞・雑誌の記事のほとんどがオンラインで読める現状を考えれば、今回の法案は、国家権力による報道弾圧・メディア規制・自由表現のにぎりつぶしの謀略です。こんな馬鹿げた法案を口ばしりだす人間が総務省にいるなんて信じられません。情報通信法、インターネット規制に、断固たる態度で、絶対的に反対を表明します。
- 全般的に造語や無理な外来語、及びその注釈が多くて読みにくい文章であります。首相自ら無意味に外来語を乱用しているので、近年の風潮かもしれないが、ICT関連は特に使われる期間が短い言葉が少なくないので、表現を改められたらいいかでしょう。流行を追った言葉の使用が多発する文章等は非常に軽薄に見受けられます
- 今回の法体系に関して捏造でネットが悪者にされるのに危惧しております。NHKとはどこの国の放送局でしょうか？大多数のネットユーザーは理性的です。この国おかしいですね。参考になりますアドレスを教えてください（<http://www.nikaidou.com/>）。
- 本研究会の構成員について、9人中8人が大学に所属し、大学から給料を受けている。何故学識者メインで構成するのか？大学が通信・放送を作っているのか？通信・放送の総合的な法体系を研究するのであれば、それを実際に担う人物をメインに、研究会を構成するべきではないのか？当事者不在の研究会から出される研究結果は、必然的に当事者不在の研究結果とならざるを得ない。
- 事前の予防的規制など行政が行うべきではなく、刑法など犯罪行為について事後対処することが望ましい。行政や権力による拡大解釈や裁量が許さ

ないことが望ましい。

- はっきり言って、アンタらはアホか！？ネットを規制して言論統制して、どんな世の中になるか想像できぬか？お上は税金使い放題、やりたい放題、不正を隠して蓄財ぶ余念がないわな！ふざけるんじゃネエぞ、イカサマ公僕！国民をなめるな！全てのインターネット規制に反対する！お前ら自身の身を正せ！（http://blog.goo.ne.jp/imaima_07）

- まず始めに、貴研究会の会合は12回のうち3回が非公開になっていましたが、このような密室での取り決めによって、表現の自由に関わる法制度が検討されていることに、深い懸念を覚えます。

- 従来のNTTやNTTドコモの通信研究所のような役割は、利益追求を生業とする企業にや競争社会に適応できないと思われる。また、ライブドアに見られる粗暴なIT長者誕生・参入の制限が必要と感じる。
本法体系には基本的に賛成だが、「農村・過疎地・離島部へもあまねくサービスを適用する」とか「基礎研究」「骨格部分の開発」「応用研究」「実用化研究」のような利益を追求できない部分の対策（たとえば国有化、大学機関内に統合など・・・）、都市部の利益追求のみで粗悪なサービスの展開を図ろうとする事業者の参入防止・対策を明確化していただきたい。

- - ①政府がインターネット規制を直接するようなことは絶対にしないでください。
 - ②インターネットの規制をするには、政府から独立した行政委員会を設置してください。
 - ③これまで政府が握ってきた放送行政を、この独立した行政委員会に移してください。
 - ④独立行政委員会の人事には、政府が絶対に口出しを出来ないようなシステムをつくってください。
 - ⑤テレビに対しても内容規制をするようなことは避けてください。どうしても内容規制をするのであれば、現在のような放送についての政府直轄のシステムを変更してください。
 - ⑥独立行政委員会による放送行政は、先進国では当たり前です。日本でも採用してください。

- 思想、信条の自由や表現の自由を奪うことにつながるインターネット規制には絶対に反対です。これらは基本的な人間の権利であり、私は政府に法律によってこれらを奪う権利を与えたおぼえはありません。

放送行政を政府とは独立した機関でおこなうべきである。

インターネットの問題は政府から独立した機関で処理すべきだ。政府から独立した機関には政府は人事 etc 一切口だしすべきでない。

一切の国家機関は主権者である国家や外国人の住民の税金でまかなわれていることを総務省は再認識すべきである。

○ 政府が直接、インターネット規制をすることには絶対に反対だ。日本を中国や北朝鮮のような言論の自由の無い国にしたいのか？インターネットの規制をしたいのなら、政府から独立した行政委員会を設置すべきなのと、独立行政委員会の人事には、政府が絶対に口出しを出来ないようなシステムをつくるべき。テレビに対して、適合性審査という名の番組内容規制をしようとしているようだが、内容規制をすることには反対する。どうしても内容規制をするのであれば、放送について政府直轄のシステムは変更するべき。

○ 18ページにも亘ってカタカナをたくさん使って、その言葉の意味を説明しないなどとても不親切である。しかし、極めて危険な規制を行うように見受けられるから断固として政府による表現の自由を制約することに反対です。

○ 総務省案では、現行の地上波全てをNHKのような管理下に置こうとしているように思えました。マスメディアを政府の管轄下に置くという行為そのものが民主主義を危うくするものであり、絶対に反対です。まずは戦後廃止された、政府から完全に独立した独立行政委員会を立ち上げ、今よりも透明かつ自由な放送のありかたを模索するのが筋ではないかと思えます。

インターネット上にあるブログやホームページを公然のものとしたいという事ですが、公然と言うと公然猥褻陳列罪（違ってたらすみません）と勘違いしているのでは無いかと、思いました。まず何を規制の対象にしようとしているか明確で無いところが嫌らしいです。またアダルトにしても、見るという行為そのものに犯罪性があるとは思えません。よってアダルトに関する規制は個人ではなくプロバイダーや業者にこそ課して然るべきだと思います。また、もっとも深刻なのが未成年への買春行為がもっとも深刻だと思いますが、これも情報発信する個人そのものをターゲットにするのではなく行為そのものを取り締まるべきだし、現実にはそういう法律はきちんと整備されているので、やるとしたら学校・地域レベルでの撲滅へ向けての啓発運動でしょう。よってインターネットにおける自主的な自由度とは無関係であるべきだと思います。また、個人でドメインをとって書いているホームページやブログは私物では無いのでしょうか？

総務省案では完全に自由が認められるのは電話やメール程度となっていますが、これは完全に民主主義とはかけ離れた検閲に値する行為であり、言論の自由・表現の自由を著しく阻害するものと危惧します。また、総務省案が通った暁には、大手検索エンジンに対する圧力が働き、恣意的な検索結果（これはすでに行われていますが）がさらに強まり、我々の知る権利が脅かされる可能性が高いと思います。

よって、総務省案は悉く民主主義に違反するものであると、激しく反対します。

話は放送に戻りますが、「適合性審査」や国民に混乱を起こす可能性のある情報の規制などは撤廃し、各局にまかせ、また政府とは無関係なシステムを早急に構築すべきです。その方が世界では当たり前であり、日本の閉鎖的で政府が強く干渉している今のメディアには疑問を感じています。また、NHKは私は本当に1分も見ないのですが、それでも受信機を持っているだけで視聴料を払わなければならないのなら税金で賄って欲しいと思います。それだけでなく今や一家に複数代の受信機があるのは当たり前の時代で、視聴料の徴収には多くの矛盾があると思っています。

とにかく政府から独立した放送行政機関を作るべきであり、総務省が行おうとしている事は国による自由への侵害だと思い、絶対に反対です！

放送行政を政府と無関係の独立機関に移し民主主義のためまた国民がより自由にインターネットと放送メディアを楽しむという国民の利益と民主主義を守るため。総務省は自ら放送行政を手放すべきだと思います。よろしくご検討下さい。

- 「有害」という語は、法に全くなじまないものである「有害」という全ての文言を削除すべきである。放送法・電波法は、電波帯という有限のものを公平に分割使用することを正当性として生まれた。現在の放送法・電波法は、その法の主旨を逸脱した運用がなされている。インターネットは無限である。よって政府介入の必要は全く存在しない。現法に違反するものは現法に従って対応すればいい。総務省がムダに権限拡大し、ムダな仕事を増やし、ムダに予算を浪費し、日本の情報を統制しようとすることに私は反対する。かつて日本には「内務省」という有害無益な組織が存在し、その官僚組織が暴走したため、国を滅ぼすこととなった。その後継組織が「夢よもう一度」とばかりに国を滅ぼすための情報統制の「再チャレンジ」を行なうのを我々は許すべきではないと私は考える。

放送法・電波法は、電波帯という有限のものを公平に分割使用することを正当性として生まれた。現在の放送法・電波法は、その法の主旨を逸脱した運用がなされている。現法に違反するものは現法に従って対応すればいい。総務省がムダに権限拡大し、ムダな仕事を増やし、ムダに予算を浪費し、日本の情報を統制しようとすることに私は反対する。行政、政治の権力サイドは権力をもっているが故に批判にさらされなければならない。政府にとって都合のいい情報も都合の悪い情報も隠さず広く国民の前にオープンにし、批判を受け止めて乗り越えてこそ国家のすすむべき道が見えてくるというものである。かつて日本には「内務省」という有害無益な組織が存在し、その官僚組織が暴走したため、国を滅ぼすこととなった。その後継組織が「夢よもう一度」とばかりに国を滅ぼすための情報統制の「再チャレンジ」を行なうのを我々は許すべきではないと私は考える。

すでに、柏崎原発での国内メディアの情報統制に日本崩壊のきざしが見える。隠された情報と共に、多くの国民が気づかないまま原発事故で日本が廃墟となる日がくることのないよう、情報は公開して疑問、批判に耐えうる原発とするべきである。

- 表現の自由は、自己実現および自己統治の両面から、豊かな民主主義社会を支えています。そして、インターネット上での自由な言論活動が保障されることは、表現の自由の現代的保障としてもっとも重要なことです。そのことを十分に御配慮の上、行き過ぎた規制にならぬように細心の注意を払っていただきたいと考えます。

○ 今、法案化しようとしている「ネット通信法」（別名「ネットの表現と言論弾圧（統制）法」）についてですが私としては反対で特に、この法案は一部、ネットの表現の自由や言論の自由を無くすもので特に、オタクや若者の表現や言論の自由を潰すもので、この法案についてのものが、ネットランナーやゲームラボ等のコンピューター系やオタク系の専門誌、ネットサイトでも話題に成ってしまして、遠くに私が先ほど言っていた指摘みたいなものが出てしまして、オタクや若者は御上の事を信じていないので貴方々が「そんな事は無いよ！！」と言っても、今までの貴方々、御上がやってきた事を、みんな、見ているので今、法案化しようとしているこの法案は、オタクや若者を締め付ける法案なので私としては、この法案を急いで法案化しない方が良くと思うので特に、この法案は、オタクや若者から法案の内容に対しての反発が出ている法案なので、7月20日以降でも、この法案に対しての御意見を募集し続けて欲しいので特に、こういう法案に対しての御意見募集のものをネット以外でのもの、特に、オタクや若者向けの漫画誌とかでも募集して欲しかったので、この法案に感心の在るオタクや若者が居るので、この法案は色々話し合った方が良い案が出ると思いますので私としては、この法案は沢山のオタクや若者の意見を取り入れたもので出した方が良く思うので、特に、オタクや若者の中には政治に感心が在る人が増えてきているので中でも、ネットの中では、この法案みたいな法案に対するものや政治に対するものや漫画等のオタクや若者のサブカルチャーの表現や言論の自由に対する締め付けに対するものに感心が在る位に色々議論しているものを書き込んでいるので、その法案が法案化されたら、こういうものを発言する自由が無くなるので私が思うには、3年後（2010年）の日本は昔の戦前、戦中（第2次世界大戦前と第2次世界大戦中）の日本や今の中国や北朝鮮みたいな表現や言論の自由が無い国に成るのではないかと、オタクや若者が、その法案に対して危惧と警戒をしているのかなと思うので、私としては、この法案の内容を見て見ると幾つか、御上のものが出ていますので特に御上のものや表現規制派的なものが出てくるものは本当に、オタクや若者が反発する位なものなので、こういう法案は、オタクや若者の考えや意見を入れたものにすれば、良く思うので私としては、この法案に対しては、オタクや若者の意見が反映されていないので、ちゃんとした法案（ルール）を出すには、オタクや若者の意見も入れるべきだと私は思うので何か、御上が作ろうとしているこの法案は欠陥的なものなので急いで法案化するのには反対なのです。

この法案ですが、何度も言いますが、一部のものでは、ネットの表現や言論の自由を無視するものが入っているので私としてはネットの表現や言論の自由のことを考えたものを入れて欲しいので、その事も考える位に入れて欲しいので宜しく御願い致します。あと、内閣府の方も総務省が出そうとしている法案みたいな法案を出そうとしているので、この内閣府のも、オタクや若者の文化破壊を目論んでいるものなので総務省の次は内閣府にも総務省みたいに怒りの意見を送ろうと思うので、今のオタクや若者はバカ（アホ）でないので、こういう法案が出ると抗議みたいなものが来るのも誰でも知っているので、こういう法案を作るのでしたら、オタクや若者文化に詳しい人を入れて欲しいので宜しく御願い致します。それと、オタクや若者文化の一つで在るエロ（ポルノ）文化に対する規制は、反対なので特に、こういうエロ文化は、あのオタク用語の「萌え」という言葉が生まれたキッカケに成る位のオタクや若者文化の一つなので、この文化に対する規制を強化したり等をするると漫画家さんの自殺とかのものが出来来るので、オタクや若者文化の一つで在るエロ文化に対する規制には大反対なのです。だから、こういう法案を出すのはオタクや若者の怒りを買うものに成るので、

オタクや若者が納得する位な法案で出して欲しいので宜しく御願致します。

- 放送の自由に政治が口を出すのは最小限にしなければならないと私は考えます。
- 非常に先進的な案・整理であり、諸外国の関心を呼び、参考になると思われます。法案の成立時には、是非英文で概要・趣旨、ポイントを解説したサイトを設けて頂きたい。1 昨年、ベトナム郵電省大臣訪日の際依頼されて、訪問、2 日間の「日本の ICT 政策の推移」と題する講義を、局長級以下に行った。その際、言及、紹介した幾つかの法律について、是非読みたい、英文はあるかと尋ねられた。帰国後、総合通信基盤局国際部の旧知の方を通じて調べて頂いたが、該当の物は存在しない事が判りました。特に途上国の情報・通信政策を担当されている方々には、日本の法制、政策遂行の仕方は大いに参考になる、あるいは関心が高いようです。ご面倒でも、英文版の作成を期待いたします。
- 政府から完全に独立した放送に関する行政委員会を設置し、放送行政の権限をそこへ移動させる事。その上で「適正な情報流通」の定義は基より「表現の自由に優先されるプライバシーおよび公共の福祉」についての定義も再検討する。総じて、インターネットコンテンツに限らず政府が表現媒体・メディアに規制や圧力をかけないシステムを構築する事。これらは EU・米国においては既に実現されている事でもあります。国際社会に足並みを揃えた整備・を目的とするなら、これらの事が行われるべきと考えつつ、政府による「公然通信」（インターネットコンテンツを含む）規制に反対します。
- まず、表現の自由は、あらゆる意見・立場の人間にも保障されるべきだと考えます。また、政府・行政は、どのような形であろうが、国民の発言や表現を規制したり、威圧したり、介入したりすべきではないと考えます。全ては、公開された形で、国民同士の相互批判に任せるべきであると考えます。通信であれ、放送であれ、現時点ですら、政府の介入（予算、人事など）があり、独立性が保たれていない状態をこそ、変えていくべきです。
- このような、広報努力の少ないやり方で、民間意見を取り入れたという既成事実にしなでほしい。
- この「法体系」が政府によるインターネット規制につながるという疑念がぬぐえません。そうした規制は国民・市民の活力を奪い、ひいては国力の低下を招くものに他なりません。政府によるインターネット規制には強く反対します。インターネットの規制は、政府から独立した行政委員会が行うべきです。その場合、繰り返しますが、行政委員会は政府から完全に独立したものにしなければなりません（欧米で行われているように）。また、同委員会の人事、決定に対し、政府の介入を禁止しなければなりません。

- 今回の中間取りまとめ案は、民主主義の基本を支える「表現の自由」の保障が損なわれる危険が高いことから、基本的な部分について、あらためて再検討すべきと考えます。その理由は、以下のとおりです。
 - (1) 表現の自由に対する規制を伴う以上、対応は最小限度に止める必要があります。
 - (2) 規制の必要があるとしても、内容の審査に政府が介入することは許されません。
 - (3) 審査等は、先進諸外国と同様に、政府から完全に切り離された独立行政委員会が担当すべきです。
 - (4) 現在の放送行政の所管事務も、独立行政委員会に移管すべきです。
 - (5) 審査の基準を策定するとしても、できる限り形式的かつ明確なものに限定し、常に表現の自由への配慮を怠らない運用をすべきです。

- 民主主義を失った日本に、住み続けたいと思う人はいません。どうか、多くの同志同胞の声を受け止めてください。

- インターネットの政府直接規制に断固反対します。中には見るに耐えない愚劣な番組のあることも承知しています。それなら、独立した委員会を設置することを提案します。それは絶対政府の管理下から自由であるべきもの。独立した行政委員会による放送の確立を願います。知る権利のある市民から政府のご都合主義での情報操作によるニュースなど聞きたくも知りたくもありません。美しい国日本がまさかそんな愚かな選択をするとは思いたくありませんが。

- HP やブログの「言論の自由」を守れ！

- 新聞や雑誌と同じように、一定の官庁による監督は受けず、違法の問題は裁判所による判断に委ねるのが原則であるべきである。言い出しが、どこ
の誰かは知らないが、政府が表現の自由を規制するな！ということです。

- 私は、政府が直接、インターネット規制をすることには絶対に反対します。現在のマスメディアは、お金か権力のある人しか意見を発信できないようになっており、それに対してインターネットは、個人が多くの人に自由に意見を発信することができます。せっかく、すべての人が平等に発信する権利（つまりは憲法でも保障されている表現の自由）が与えられたのに、それを政府が規制してはまったく意味がなくなってしまいます。有害な情報などの規制は、発信する市民の側から自主的に行うことであって、政府がすることになれば、過大な権力を政府が持ちすぎることになるので、危険です。

○ 一国民として、ビジネスと法律の実運用を知らない官僚が書いたのであろう、このような浮ついた概念整理の報告書案の即時白紙撤回と、現在の放送通信各法における不必要な規制の洗い出しという地道な検討からの再スタートを、総務省に強く求める。なお、そのような検討を総務省ができないとするならば、これは、権限争いの激しい霞ヶ関において、規制法の運用と改正の検討が同一官庁で行われることは、規制強化の方向しかもたらさないということの証明であり、検討の場を立法府に移すことを求める。

○ 政府によるインターネット規制には断固として反対します。もし、それをしてしまえば、国民は政府に対して物が言えないことになってしまいます。権力が情報の提供と批判精神の場を奪うことは著しく民主主義に反しており、許されないことだと思います。確かに、ネット上には正しい情報とそうでない情報が混じっていますが、情報の取捨選択を正しく人間にとって、現状は問題はありません。国がすべきことはメディアを取り締まることではなく、判断力のある人間を育てることです。情報に踊らされることなく、自分で考えることができる人間が多ければ、テレビ番組のせいで納豆が売り切れる、という馬鹿げた騒ぎも起きなかったはずです。会社にとって「良い人材は宝」などといわれますが、会社は経済に直結しているのですから、国にとっても同じはずです。判断力のある人間が多い方が仕事がより成功し、ひいては経済が活性化する。結果、日本の利益に繋がるのではないのでしょうか。

○ 行政権が直接、個人に対してインターネット等、電子メディアを通じた情報発信に関して規制することを禁じる。ただし現行の電波法のように、暴力による破壊活動の奨励禁止など、特定の具体的な情報流通を個別の立法措置で規制する場合はその限りでない。

○ 報道やインターネットについて、政府が規制を強化することは得策ではないと考えます。むしろ自由に生きて人間が存在することを、情報を流す側が常に意識することを、むしろ怠らせることになりかねないと思うからです。問題のあると思われる内容があるならば、それこそ公の場で、多くの人は是非を問うべきです。間違いも、見えないようにするのでなく、情報を見た人どうしが言葉を交わし、直しあう形にするのがよいと思われれます。著作権が侵害されているか否かに関しては、権利を持つ本人の意思にゆだねるべきです。

インターネットは、もとは軍事目的で開発されたものだといえます。それが政府の独占、規制を離れることで、平和的なコミュニケーションの道具として大きく発展しました。今また政府が規制をかけることは、軍事・軍拡への回帰ではないかという危惧を抱かせることとなります。それにより、一般市民の政府に対する不信感を高めることになるのではないかと考えます。IT産業や放送の技術開発が滞ることにもなり得ます。一方で、取り締まろうとする犯罪組織などは、地下に潜ることになり、より発見が難しくなることもないかと考えます。メディアに出れば、市民からの情報提供の可能性も広がります。メディア上に流れる情報は、活用すべきです。

情報を規制するのではなく、偏りなく流すようにいっそう務めることが必要だと考えます。

○ 研究会の会合は、12回のうち3回が非公開となっております。少なくとも、表現の自由に関わりうる検討をしている会議において、密室で議論を行うというのは、一国民として不安を覚えざるを得ません。たとえそれが誤解であったとしても、多くの国民にとって都合の悪いことが議論されているのではないかと、という疑いが湧き出てくることは避けられません。内容の公開もしくは詳細な説明を求めます。

○ 政府が直接、インターネット規制をすることには絶対に反対します。（こんな規制を実施したなら、日本は中国以下の国として国際社会の信頼を大きく損ねる。国益に大きく反すると思います。）

○ インターネット掲示板やウェブサイトなどのコンテンツで活躍する人に対しては失礼と思います。ホームページなどのウェブサイトを管理しています。この法案には不備があるのではないのでしょうか？ある雑誌（ソフトバンクパブリッシング社ネットランナー8月号）では“言論統制”はじまる可能性がある、聞いてきたのですが、悪用の危険性がある可能性があるかもしれません。そこで、誇大広告のようなやりかたにはうまくないと思う。2011年に施行するような法案には反対します。

○ ネット規制に政府レベルで取り組む法案に反対します。中間まとめの内容を拝見しますと、憲法第21条で保証された言論の自由が、時々々の為政者の誤った判断により侵害される可能性に対して抑制の機能が働かないものとなっています。その結果、本来ターゲットとしている「有害情報の敷衍防止」の効果よりさらに大きな弊害をもたらす可能性が極めて大であると推定できます。国際法的な観点から見ても、人道的限度があり、政府から独立しておらず政権担当者からの圧力を受けやすい組織による放送行政では、正当な有害情報の認定を行うことに恣意的な要因が入り込むことを避ける術がありません。

現行の放送法および中間まとめで提起された体系のもとで、インターネット有害コンテンツを規制しようと試みようとすれば、政府のみならず声の大きな者（時に悪意のある者や団体）による圧力で言論の直接的・間接的な圧力が規制を不必要に強化されたり、コンテンツビジネス提供者側でのすべてのグレーゾーンに対する一律的で過剰な自主規制が働くことが十分予見されます。具体的には下記の事例で挙げるような深刻な弊害が発生する懸念があります。

■ 基本的人権の侵害。今回の「中間まとめ」の内容は、日本国憲法で規定された、思想・良心の自由（19条）、言論の自由（第21条）に抵触しているという大きな欠陥を内在しています。

■ 訴訟の多発と事業者の活力低減。この結果、言論規制に関しての国民の不満が増大し、さらに多数の訴訟も発生して本来の司法の役割に支障をきたすことも予測されます。付随的には、情報発信においての確認作業の負荷により、メディアや個人だけでなく企業レベルでの情報発信に過度なチェック

クを適用することが常態化すれば、法務部などの間接部門を持たない中小の事業体の活性度を低下することも懸念されます。

■有害情報認定の困難さまたは恣意性による不当な運用の頻発。ネットで配信される情報は、文字、画像、動画、音声など多岐にわたっており、原則が自然言語と官能評価に基づかなくは「有害性の有無」あるいは社会的影響度を判定できないものである以上、特定の者へ利益の確保に紐付く恣意的な判定や、誤判定が発生しやすいものとなっています。これを、私企業が社員に対して、あるいは情報キャリアが希望者に対してのみ行う情報制限と比較すると、政府による一律的な「有害な情報排除」はいかに慎重に適用したところで、本来文化の多様性の維持のために担保されるべき情報発信と共有の自由度までも損なう恐れがあり、また改定が困難なものです。この結果、情報関連技術などの新たな産業領域での日本の優位性の根幹であった「セレンディピティに拠るイノベーション」の可能性をも押し潰す懸念があります。

■日本の現代文化の破壊。日本が世界に誇ることのできる、広範な領域でのサブカルチャーを支えるコンテンツ文化に対して、中間まとめにあるような政府レベルでの規制により形でインターネット規制に参画することで、ネット利用における各人の行動が萎縮します。この萎縮効果には、個人やサービス提供者の自主規制を含みます。このことは、いずれのタイムスパンで捉えても、短期的な経済的損失、長期的な文化損失、という衰退をもたらすものであると考えられます。日本のサブカルチャーは、万人周知のように世界の先進的な文化人のメインストリームに訴求するに十二分な品質を維持しており、資源に乏しい国家が、この一大文化ドメイン成長させ、経済成長と自国文化を産業として一層進展させるためには、この領域に関わる「ネット生態系」の破壊をもたらす法制化を推進することを徹底して忌避する必要があります。

■情報入手の公平性による国民のコンプライアンス意識の維持阻害国内での情報規制（上述のように自主規制を含む）が遂行されることで、国民が世界的な情報リテラシーや文化のスタンダード、およびそれを翻訳したものに接することが不可能になり、公認された情報にのみアクセス可能という状況に陥ることとなります。それによって、世界基準での不正防止のための理性的な視点を広く国民が維持することに重大な制約を与え、独善的なルール運用の正当化に寄与しかねません。昨今、新興国の事業体のモラルハザードが問題視されていますが、そうした現象と、問題の新興国の政府レベルでの情報統制の相関がうかがい知れます。世界の流れに逆行する情報の制限という環境下で、真偽を判断する能力の継続的な向上が尊重されないことが、モラル崩壊に与える影響は無視できません。産業界および個々人の意識を高め、組織的コンプライアンスを維持するには、最も重要なのは、個々人の潤沢な情報入手性に拠って立つところが大きであると考えます。政府からの制度化による拘束はこの可能性と相反する方策です。

【要望】そこで、以下の事項を要望いたします。(1)インターネットの規制をする場合には、政府機関の手に拠らない、政府から独立した行政委員会設置を要望します。生命や財産の蹂躪をもくろむ有害なネットの情報は実際に現状でも収集されています(<http://www.mainichi-msn.co.jp/shakai/jiken/news/20070719k0000e040028000c.html>)が、これを政府機関の基準で一元管理で行うべきではありません。(2)これまで政府が掌握してきた放送行政を独立した行政委員会に移管することを要望します。(3)独立行政委員会の制度に与党・政府が干渉を排除し、中立性を保つ仕組みをシステムの要件をとって織り込むことを要望します。(4)TV局に対する「適合性審査」を用いた実質的な番組内容規制を適用することに反対します。仮に、TV局にルールや社会通念の遵守に基づいた番組制作が期待できず、規制するべきであると判断するのであれば、より透明

性と中立性の高い組織による審査が必要となるため、現行の放送に関する政府直轄のシステムは変更することを要望します。(5)独立行政委員会による放送行政は先進国ではグローバルスタンダードであり、国際的な情報通信において大きな地位を占める日本でも早急に実施検討すべき課題であるという実態を踏まえた、時代に適合した、行政制度の改正を要望します。

- 一国民として、「情報通信法」(仮)に対して意見を述べさせていただきます。まず最も申し上げたいことは、ネットなどの情報通信に対して、放送と同じような規制が必要とは到底思えず、そもそもネットは放送のような一方通行のメディアではなく、自らが情報を取捨選択あるいは発信できる「場」であるということです。放送は電波という、極めて限られた手段を用いなければ届けられなかったために規制やむなしとされていたわけですから、電波のような割り当て帯域がなく、個々人が情報を発信できるネットで同じような規制を設けようというのはおかしい話です。

また、中間取りまとめ中で何度か「違法・有害コンテンツ」という単語が出てきますが(10 ページ、(3)「公然通信」など)、「違法コンテンツ」については明確に法律と照らし合わせれば法に反しているかわかりますが、「有害コンテンツ」というのは明確な基準があるわけではありません。すなわち、作為的に「有害コンテンツ」というレッテル貼りが可能になってしまうわけです。もし、「情報通信法」(仮)によってネット上のコンテンツを規制できるようになれば、あいまいな解釈のもとに恣意的な規制が可能になってしまう、ということになりはしないでしょうか。それは憲法で定められた表現・言論の自由に抵触すると思います。米国のアメリカ自由人権協会という組織が起こした訴訟では、「未成年に有害な情報」に対してアクセス制限を義務付ける制度に対して違憲との判決が下され、フィルタリングを用いた技術的な回避策をとった方が有効、という結論に至っています。

必要なのは、個々人が情報を正確に取捨選択できる能力、つまるところの情報リテラシーをしっかり持つよう勧告することではないでしょうか。ネット上の情報は放送と違い、こちらから見なければ、近づかなければ触れることも知ることもありません。ネット上の情報は電波に乗せられて一方的に送られてくるものではなく、あくまで個々人が主体的に探すことによって触れ、知るものです。情報リテラシーをしっかり持った人間なら、違法な情報や(自分にとって)有害な情報を探すことは無いでしょう。無論、情報リテラシーが無い段階の未成年には端末にフィルタリングを設けることで十分防げます。

まず規制ありき、ではなく、国民の情報に対する姿勢を正しく持ってもらうよう動くべきではないでしょうか。

- 今回政府が直接、インターネット規制をすることには反対すべくこのメールをお送りします。インターネットは市民が多くの特定多数の他の市民と直接コミュニケーション出来る手段であり、これを規制することは言論結社の自由を侵害することに他なりません。

言論結社の自由は人間の基本的な人権の欠くべからざる部分であり、不可侵なものであります。従ってインターネットを規制しますと、日本は国連憲章を批准しながら、基本的人権を侵害したということで世界の流れに逆行し、子々孫々にまで汚名を残す事になりかねません。

インターネットの規制が特定の個人・法人・政治団体への誹謗中傷、また流言蜚語を防ぐためにある程度必要であるのなら、政府から独立した行政

委員会を設置しましょう。これまで、政府が握ってきた放送行政をこの独立した行政委員会に移しましょう。独立行政委員会の人事には、政府が絶対に口出しを出来ないようなシステムをつくりましょう。独立行政委員会による行政は、先進国では当たり前です。日本でも採用すべきです。

憲法をはじめこのような行政に関する法と云うものは本来、政府が家父長的に国民を指導するためにあるものではなく、国民を守り国民のためにあるべきものです。最近このような近代立憲主義のイロハをもわきまえぬ政治家が多いのは誠に憂うべき状態というべきです。

- 中間とりまとめの内容を熟読していませんが、専門家のまとめによるもので、文章が一般人にはとても理解しにくい内容だと思います。そして一番、危惧されることは、「有害」の判断基準です。誰が、どのような基準を設けるのか。基準を権力の側が設けることによる言論弾圧のような事態が起きはしないかという心配があります。「表現の自由」を盾に好き勝手なことをやる、実際にいまそのような状況にあるというのなら、従来のように、放送業界、通信業界の団体等による自主的な判断基準を設け、自主規制を促すというスタンスではいけないのでしょうか。

また様々な意見募集が出されますが、どれだけの国民に伝わっているのか、形式的に行っているというポーズにしか受け取れません。周知への努力が足りないと思います。いま、国や行政が行っていることが、いろいろな面で信用できません。研究会のメンバーは、批判的意見を言える人も含まれているのでしょうか。国や行政の側に都合のよい人たちを集めているのではありませんか？もっと信頼されるような努力をお願いしたいし、国民にわかりやすい情報を提供してほしいです。

- ていねいなご検討、拝見しました。確かに、ネット社会での弊害が目立ってきていることは感じます。でも、それを上回る利益があるから利用しているわけで、とりまとめにも書かれているように、その利点を阻害するような規制になっては何にもなりません。ですから、例えばそれは、行政に対するオンブズマン制度のような企業からも行政からも独立した機関であって欲しい。「安心・安全」は、私たちひとり一人の「安心・安全」であって、企業や特定の組織（行政含む）の「安心・安全」であってはならないはず。行き過ぎた自由と同じように、行き過ぎた規制は自らの首を絞めることとなります。それを防ぐために、是非、情報・報道・通信にかかわる審査には独立した機関の創設を要請します。

- 基本的に、公的規制は必要ないと考えます。公権力主導による規制には、危機感を覚えます。情報の取捨選択に関しては成人に関しては、個人が取捨選択すべき事案と考えます。未成年に関しては、子供を信じつつ親が対処すべき事案と考えます。もし親世代から一定基準を求められた場合には、助言を与える機関を設置し、かつその機関は、公権力から完全に分離した第三者（民間等）による組織が良いと考えます（あくまでも助言の範囲内）。自国民の良心と、判断を尊重する美しい国であって欲しいと願います。

- 誰のためにこの規制は必要なのか。この、誰、ということをよく考えて欲しいです。国も勿論大事ですが、個人あつての国です。個人ではなく、多

数派を守るだけの国であってもいけないと思います。発言の自由を守られているネットが、ブログがあるからこそ、死を選ばずにいるがけっぶちの人間もいるんです。弱い人間もいるんです、どうかそこもみとめてください。

- 「古今東西、敗戦では国は滅びないが、敗戦を隠す時には国が滅びる」とか申しますが、昨今の米軍が兵士にブログ禁止令を出したニュースなどを見ますと、実に寒々しい心地が致します。日本が敗れた60数年前を思い出すにつけ、如何に大国と言えども、米国はこれから大変な目に遭うのではないかと危惧いたします。一方で中国のアモイ市では、中国憲法第35条の「言論の自由」を盾に、市公安当局のネット規制に対して市民が立ち上がりつつあります。独裁国家で知られる北朝鮮でさえ、無許可の携帯を取り締っても取り締っても、常にイタチごっここと報じられているご時世です。既に、ネットで世界が繋がれる動きは奔流となっていて止め難く、水が低きに流れるのは当然の理であって、無理な規制には百害あって一利もありません。毎日新聞が社説で「総務省の強権的姿勢は疑問 (<http://www.mainichi-msn.co.jp/eye/shasetsu/news/20070713k0000m070164000c.html>) 」と書きましたが、日本国民の1人として、大変に心配しています。自民党が万年与党の地位を守るべく、既得権益者の地位を保全する法律を作ってから、選挙運動のネット解禁をしたいのでは？と勘繰りたくもなってしまいます。或いは、地上デジタルという世界でも稀なインターネットとの互換性に不便な制度を導入するだけでは飽き足らず、適合性審査の名の下に「北朝鮮的な」番組内容規制を目論まれているのでは？とも。残念ながら、それは法律の私物化に他ならず、今直ちに思い起こされるのは赤城（松岡）農水大臣の「法律に則って手続きを～」とのコメントですが、それが如何に世の反発を買っているかは、ご承知の通りです。何卒、民主主義の根幹に立ち返り、既にある様々なコンテンツで気長に緩やかな方法で対応し、特に独立行政委員会を設置して望むなど、先進国らしく、安易な規制には陥らない事を希望いたします。中長期的な視野に立って、このインターネットで世界が繋がるという壮大な大変革の情報化時代の入り口に、後世に胸を張れる良質な選択をなさいますよう、衷心から願って止みません。
- コソコソと悪事をしないでください
- NHK に対する（拉致問題についての）放送命令の問題などを見ても現在の政府に、「表現の自由」に抵触しない規制ができるとは残念ながら思えません。
- 民主主義の根幹は、「表現の自由」が保障されているということにある。誰もが自由に自分の意見を言う権利は、憲法にも保障されているものであり、そのような中での国民の広範な議論があつてこそ、真の民主国家となりえるのではないのでしょうか。
- 通信や放送に対する規制に、インターネットやブログが含まれるともっぱらな噂ですが、反対です。とは言っても子供に対して有害なものもあるで

しょう。ならば、規制の審査には独立した委員会で行うことを要求します。（もちろん政府の等の関与は無し！審査委員会の人間も色々な思想の人間をいれます） 規制は必要最小限にするべきです（自由な表現の恫喝にならないように）。こんな大事が選挙の陰に隠れ、ひっそりとパブリックコメントが募集されていることに怖さを感じます。

○ このたび検討されているインターネット規制に反対する。

理由

1. インターネットは、言語の成立、文字の発明、活版印刷、テレビ・ラジオ放送に匹敵する人類文化史上の革命であり、21世紀以降の人類に残すべき貴重な財産である。したがって、このあり方については早まった判断をすべきではない。
2. インターネットの最大の特長は、個人と世界が対等に情報のやりとりを行うことが可能な点にあり、これによって理想的な民主主義が実現できるポテンシャルを有する。したがってインターネットには一切の規制を設けるべきではない。とりわけ、政府機関において規制を行うことは絶対に避けるべきである。
3. 有害コンテンツなどを規制の理由に挙げているが、基本的にはコンテンツ規制以外に様々な法の適用で対処すべきことである。何らかの有害コンテンツ規制を必要とする場合でも、政府とは独立な機関にゆだねるべきである。
4. コンテンツの内容を規制することは「表現の自由」に反する。現行の放送は限られた電波帯域を使用するので、ある程度のミニマムリクワイアメントが要求されるのは理解できるが、インターネットは特に資源が有限であるわけではなく、自然淘汰に任せることに問題はない。むしろウェブページやブログが健全な意見形成に大きく寄与していることを考えると、これらを「公然通信」として規制することは全くの誤りである。
5. 民主主義の健全な発展を望むのであれば、仮に何らかの規制を検討する機関が必要になった場合でも、時々政府の方針に左右されないように完全な独立機関を設けるべきである。放送行政にあっても同様に政府から独立した機関に任せるべきである。

○ 政府が直接的にインターネットを規制することに反対です。

インターネットは、個人が自由に意見を発信でき、相互の見解をぶつけ合いながらより高次の認識を得ることのできる現段階で唯一のメディアと言ってもよいと思います。この自由さを保持し続けることが政府が行なうべきことだと思います。

この自由さが確保されていることで、今、知的労働に関する手法が革命的な発展を遂げています。事例を挙げれば、「lifehack」という、知的労働の生産性向上のためのアイデアがインターネットを通じて共有されることで、知的労働の品質が格段の向上を遂げていると思います。今、この研究会を取りまとめている方も、その恩恵を受けているか、あるいは今後受ける可能性があると思います。

あるいは、建築、情報処理関連でもインターネットの自由さに基づき、日常直接的なつながりを持たない人同士でもお互いの持つ知恵を共有しあう

ことが可能になっています。この現状に対し、規制を導入することは知的労働の生産性向上に大きな制限を加えることと同じだと思います。

仮に、「有害」といわれるコンテンツがあるのだとすれば、それがどのようなものであるか、どう規制をすべきかを国民的な議論を行なった上で判断すべきです。現在の報告では、その判断は恣意的な要素が大きくなると想像せざるを得ません。このような方向に進むならば、日本における知的労働の生産性を低下させ、文化の発展を阻害することになりそうです。

もし、知的労働の生産性を確保し、文化の発展を阻害しないようにしつつ「有害」といわれるコンテンツを減らし、インターネットの負の側面を改善しようとするなら、現在のような閉じた（パブリックコメント募集されていますが、国民的な議論とはなっていないようです）議論ではなく、国民全員にどうすれば良いと思うかという問いかけを投げかける必要があると思います。

○

①確かに、インターネットや、ブログの中には、有害サイトはあると思います。しかし、だからといって、政府が、直接インターネットやブログを規制するには、絶対反対です。言論の自由があってこそその民主主義と私は考えます。

②インターネットやブログなどの規制に関して政府から独立した行政委員会を設置することを要望する。「有害サイト」という判断や、その規制も、その政府から独立した行政委員会にまかせること。

③その行政委員会のメンバーに関して、政府はいっさい関与しないこと。

④言論の自由は、第一に尊重されねばならないことです。個々人が、自由に世界に発信できる時代がやってきたことは素晴らしいことです。世界に目を向けてみても、その国の政府が堂々とメディアの管理規制をすることは、文化先進国のやることではなく、世界の非常識です。公共の精神がいつも引き合いに出されますが、その判断も政府から独立した行政委員会にまかせること。

④最近、テレビ局の番組編成に関して、政府が規制する動きに危機感を感じます。そのことにも反対です。もういちど、放送局自らが、自主規制する道を選べるように、政府は、テレビ、ラジオの番組編成への注文や、監督するのをやめよ。以上の理由で、貴企画室の中間とりまとめ案に、反対します。

○

「有害」について。

「有害」という語は、法に全くなじみません。「有害」という全ての文言を削除すべきだと私は思います。

「放送法・電波法」について

放送法・電波法は、電波帯という有限のものを公平に分割使用することを正当性として生まれました。しかしながら、現在の放送法・電波法は、そ

の法の主旨を逸脱した運用がなされているのではないのでしょうか。

かつて、日本には「内務省」という有害無益な組織が存在し、その官僚組織が暴走したため、国を滅ぼすこととなりました。その後継組織が「夢もう一度」とばかりに、国を滅ぼすための情報統制の「再チャレンジ」を行なうのを我々は許すべきではないと私は考えます。

- 「仲間とりまとめ」は netizen のブログ、市民社会メディアの実践者のメーリングリストやミーティング、シンポジウム、研究会などに厳しく批判されていた (<http://web.mac.com/ellenycx/iWeb/CSM%40remoPodcast/Blog/BC81A105-3055-45A9-B2DF-EFFF32A68C44.html>) を参照)。以下は、私の研究者としての個人的な意見であるが、様々な「小さな公共券」で行われてきた議論にふまえた内容になっていることも言える。
 - ・【テクノロジー中心、マーケット重視、経済中心、セクリティー】から→【社会的な観点、コミュニケーション重視、文化的社会的・自然環境環境的な豊かさ・持続性中心】へという根本的な見直しが必要。
 - ・「情報通信法」→「社会的コミュニケーション法」文化・メディア制度的な機能や様々な公共券を支えているコミュニケーションインフラとして取り直すべく。
 - ・多様なステークホルダーを視野に入れ、取り組みに参加させること。産業と個人のユーザーに限らず、市民社会、様々なレベルの行政、研究者、ローカルなコミュニティー、市民のメディアメーカー、図書館、学校、マイノリティー市民、NPO プロバイダー、アーティスト、公共放送・通信の機関、独立ジャーナリスト、国際社会など（マルチステークホルダーの取り組みについては、世界情報社会サミットのジュネーブ宣言、東京宣言などを参照）。
 - ・民主主義の維持とコミュニケーションの権利の実現に不可欠な（マックボライド委員会報告：ユネスコ『多くの声、一つの世界』マクブライド委員会（永井道雄監訳）日本放送出版、1980年）「市民社会メディア」、「マイノリティーメディア」、「ローカルなメディア」などを重視してもらいたい。
 - ・「ユビキタス化」の望ましさを再検討
 - ・いわゆる「有害コンテンツ」の「有害性」はだれが判断するのか？総務省？プロバイダー？→ 検閲に走るおそれはあるのでは。独立委員会・第三者機関の設立を検討するべく。（中でも「市民社会メディア」の担当あり）
 - ・「セクリティー」の名前の下に、行政による監視・許可制度にならないよう注意するべく
 - ・「メディアサービス」と「そのた」の分類仕方には問題点が多い。幅広く批判されてきた既存のメディア制度の「デジタルな再生産」になっているのではないか。オーディエンス・内容・組織／生産・目標の総側面に見える「社会性」をベースにした分類の仕方の方が現実的。
 - ・現状の分析は不十分：既存のメディア制度の総問題点、海外の教訓などについてのメディア研究にふまえた取り組みは望ましい。
 - ・規制、防犯よりも ポジティブな仕組みが必要

- ・コミュニケーションの「コンテンツ」や「インフラ」を主に「商品」として捉えるのは国際契約違反（“*Being convinced that cultural activities, goods and services have both an economic and a cultural nature, because they convey identities, values and meanings, and must therefore not be treated as solely having commercial value,...*” 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（2005）
<http://www.mext.go.jp/unesco/009/003.htm>）
- ・公共放送や海外で盛んなネット上の公共サービスの従来性をいれてもらいたい。
- ・「国際社会の中の日本」の意識は望ましい：国際契約、中でも人権に関わる契約（【資料1】を参照）を優先的に基づいた制度（【資料1】を参照）。
- ・市場集中、インフラへのアクセスは少数の企業による問題への取り組みが必要→ 取り組みを根本的に考え直すべきである。急いで新しい制度を作りより、丁寧にメディア研究、研究の結果や様々なステークホルダーや市民の参加の議論にふまえた取り組みを

資料1 コミュニケートする権利に関する国際契約・宣言

- ・ 世界人権宣言

<http://www.unhchr.ch/udhr/lang/jpn.htm>

Art 7 (equality)

Art 12 (privacy)

Art. 18 (thought and religion)

Art 20 (assembly and association)

Art 21 (participation in government)

Art. 22 (dignity, development of personality)

Art. 26 (education)

Art. 27 (enjoyment of arts and scientific progress)

- ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）（抄）

<http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/human-rights/international-covenant-A.htm>

Art. 13 (free, high quality education)

Art. 15 (participation in cultural life)

- ・ 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約

<http://www.mext.go.jp/unesco/009/003.htm>

Art. 7, Art. 11 (Article 11 - Participation of civil society)

・ 国連第4回世界女性会議行動綱領「J項 女性とメディア」

http://www.mlpj.org/gn/gn-pdf/med_bei.pdf

Strategic objective J.1. Increase the participation and access of women to expression and decision-making in and through the media and new technologies of communication.

Strategic objective J.2. Promote a balanced and non-stereotyped portrayal of women in the media.

資料2 その他の参考文献・宣言

・ コミュニケートする権利のハンドブック

Communication Rights Handbook <http://www.crisinfo.org/pdf/ggpen.pdf>

Strengthening the public domain, ensuring that information and knowledge are readily available for human development, and not locked up in private hands; Ensuring affordable access to, and effective use of electronic networks; Securing and extending the global commons ... to ensure this public resource is not sold for private ends;

Tackling information surveillance and censorship, government and commercial;

Supporting community and people-centered media, traditional and new.

・ インターネット権利憲章

<http://rights.apc.org/charter.shtml>

・ 世界情報社会サミット市民社会宣言

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prompt/031217_3wsis.html

・ Stein, Laura (2006) Speech Rights in America, Cresskill, NJ: Hampton Press

・ ユネスコ『多くの声、一つの世界』 マクブライド委員会 (永井道雄監訳) 日本放送出版、1980年

○ 情報 (内容や媒体や発信主体など) について、政府が直接に規制することには反対です。政府や与党が意図的に重要視せず、野党が重要視するようなことがあるとしたならば、そのような情報があるならば、政府が直接に規制するのではなく、他の機関に委ねるべきです。例えば、政府、警察、国家公安委員会、国会、とあります。インターネットに限っても、政府から独立した行政委員会、が必要です。

○ 昨今では、テレビよりインターネットの方が正確な情報を伝えていることが多く、インターネットの法規制を行うことに反対です。私達の知る権利

を阻害される行動をなぜ行うのでしょうか？去年、アパグループの不正について藤田東吾氏が告発したにも関わらずマスコミは一斉に無視しました。そして、京都でアパホテルの耐震偽装が発覚した途端去年のVTRという藤田東吾氏の告発を流すというお粗末振りでした。私はインターネットでこのことを知っていましたが、インターネットが法規制されていればこういう知るべき情報がわからなかったのではないかとぞっとします。ちなみに、アパグループは衆議院議員森喜朗氏が後援会の会長だったり、元谷氏自身も、安倍晋三総理大臣の後援会「安晋会」副会長だったりするのですが、これではマスコミは権力の犬でしかありません。なぜこの告発をマスコミが伝えなかったのか、疑問に思っています。また「納豆ダイエット」みたいなやらせ番組が多発しているのに、こういう番組がなくなるのに、真実を伝える手段、意見を言う手段を国民から奪う権利が総務省にあるのでしょうか？インターネット法規制は、私達の「知る権利」を奪うことになるため、反対します。

○ 「表現の自由」は民主主義の基本です。中間取りまとめ案の見直しをして下さい。政府が内容の審査に介入するのは許されません。基準を策定するとしても、それは最小限に押さえ、慎重であるべきだと考えます。またその際は基準を明確に示すべきです。国民の「表現の自由」を制約して統制するような行為は先進国として恥ずかしい行為なので、再度検討をお願いします。

○ 国民を管理して洗脳国家にする計画などやめなさい！！

○

1. 政府によるテレビやインターネットへの直接の規制について

テレビだけでなくインターネットの世界にまで、国から一方的にインターネットが規制される事は、憲法第21条第1項に規定された表現の自由に抵触する危険をはらむと考えます。名誉毀損、プライバシー侵害にあたるものについては、個別の司法手続で充分に対処できると考えます。特にブログやHPを含む「公然通信」に対し、安易な政府主導の規制が及んだ場合、政府をきちんと監視しようとするような言論すら規制される可能性が大きいと考えます。「ゾーニング」を含む「共通ルール」が一方的に政府主導で策定され、運用された場合、どこがグレーゾーンの線引きであるかが開示されないまま、ISPや業界団体による削除やレイティング設定等がいたずらに進む可能性が高く、国民の表現の自由に対する、危険な状況が生じると懸念しております。政府はひとえに国民の幸福と安全のた為に存すべきものであり、国民が政府を監視し、意見を選挙等で反映するのは、憲法に謳われた国民の当然の権利であるからです。

2. 独立行政委員会に類する第三者機関の設置について

ポルノなど公序良俗に反するような、規制の必要性がある有害情報については、上記1.の理由で政府から独立した「自主的な組織」による「自主的なルール」を設けて対処することが不可欠です。インターネットの規制をするためには、政府から独立した行政委員会を設置して、情報の内容に関

する規制は最小限度とし、政府が行ってきた放送行政をこの独立した行政委員会に移す事を強く望みます。そして、独立行政委員会の人事には、政府が直接介入出来ないようなシステムが必要です。独立行政委員会による放送行政は、先進国では当然の事として広く行われており、世界の先進国たる日本でもこれに恥じないような制度が採用される事を強く望みます。

3. テレビ局の免許付与などの放送行政について

テレビ局の免許付与などの放送行政を、独立行政委員会等を通さず政府直轄とすれば、放送がその時々々の権力の都合に応じて利用されます。地上波テレビ放送に類する「特別メディアサービス」と、ホームページやブログに類する「公然通信」が急速に融合しつつある現在において、インターネット上に放送法の免許制度に類する「適合性審査」を適用すれば、その時々々の権力が、この適合性審査の基準を、地上波テレビ局の実績のみ重視するようなものにすれば、「特別メディアサービス」をテレビ局のみに独占させられる可能性があります。テレビ局がインターネットで番組を流す場合でも、これは同様です。独立行政委員会等が存在しない状態では、経営・運営的に特別メディアサービスと一本化するインターネット上での、表現の自由が失われます。また、既存局の優遇は、利権の更なる集中による官民癒合の新たな温床を生む可能性も考えられます。これは公務員であるか民間であるかを問わず、国民一般にとって望ましいことではありません。テレビ・ラジオの免許制度は、限られた電波の周波数帯を公共的に有効利用する為にあり、インターネットのように無制限に情報発信できる場合には、そもそも免許制度はふさわしくないと考えます。

- 審査等は、先進諸外国と同様に、政府から完全に切り離された独立行政委員会が担当すべきです。国会図書館が作成した資料「諸外国の放送分野の規制監督機関」（07年6月5日付）によると、「欧米・アジア13カ国の中で日本のように国家機関が関与するのは北朝鮮やロシア、中国、ベトナムなど社会主義陣営ばかりで、米英独仏は独立性の高い第三者機関が行っていた。EU（欧州連合）加盟国ではスペインのみだった」。日本も他の先進国なみの公正で独立した評価機関を設置すべきです。

審査の基準を策定するとしても、できる限り形式的かつ明確なものに限定し、その基準は一般市民の前に明らかに広報し、常に意見を募り改善していくかたちにするべきです。

現在の放送・新聞に対する規制は、もうすでに言論の自由を損ない、自主規制または政府による介入というかたちで、国民の知る権利を損なっています。その点において改善を求めます。真実を知らされず、時の政府に対して従順な人間を増やすことは一時的には政府に好都合に見えても、長期的視野に立てば、国民の独創性・自由な発想をする能力を衰えさせ、産業や経済の衰退につながるはずで、そのような点について、広い視野に立った議論を希望します。

- 繰り返し「違法・有害コンテンツ」と出てきますが、具体事例や特定の基準が示されておられません。何をもって公共の福祉に反するコンテンツと判断するのか、また判断基準は、いつどのように誰が選んだ人物が決定するのか。運営側の、思想背景や立脚点によって解釈が変わり兼ねません。この

ような表現は法治国家の精神にそぐわなく思われます。

- 国民にちゃんと知らせ、論議をすることもなくなし崩し的にこのような規制をかけようとするのであれば、国民は総務省を敵とみなし、政府への信頼を失う。それでいいのだろうか。先進国はおろか、アジア諸国でもこのような愚かしい規制は独裁政権下にもみ見られる。日本は北朝鮮化を目指しているのか？総務省は日本を恥ずべき野蛮国にしたいのか。
- 言論の自由は民主主義の「生命線」です。そこにナイーブに手をつっこもうというのは「自殺行為」であると考えます。現在は「統制国家」の様相を示しているアメリカ合衆国ですが、近い将来に「揺り戻し」がくるでしょう（それも強烈な）。アメリカ人の多くが「自由」を叫ぶときに、我が国が抑圧的な政策をとっていたなら、新たな「バッシング」のタネにもなるでしょう。ネットの自由を抑圧しようと言うのは官僚にとっても、きわめて「ヤバイ」案件です。思いなおされたほうがいいのでは？
- インターネットや放送の規制についてですが、何が良くて何が悪いのか、それを決めるのが政府だというのがおかしいと思いました。良い、悪いを決めるのならば、政府とは別の組織なり委員会なりを設けて、そこで議論すべきではないでしょうか。
- 始めに、パブリックコメントを募集するにはあまりにも弱いアピールだと感じます。一体どれだけの人がこの内容を知ることができるのでしょうか？この報告はインターネットの民主主義を奪う大変重大な要素をはらんでいます。なぜ、政府が直接、インターネットの規制ができるのでしょうか？これでは表現の自由が奪われます。もちろん、自殺サイトやポルノサイトなど、問題のあるサイトもありますが、政府が直接検閲する必要はありません。政府とは独立した行政委員会を設置し、その中で行えばいいことです。そうでなくても、政府は放送行政を掌握しています。そのせいで伝えられなかった事実がたくさんあります。まずはそのような体質から改めることを切に希望します。
- 通信・放送法制の文全体がとてもわかりにくです。こんなわかりにくい文で国民のほぼ全員が利用している放送や通信に規制をかけるなど、知らないうちに国家統制を行っているに等しいです。まずこの点に不満があります。
- 通信（あらゆるインターネット上の情報も含む）・放送に対する、政府によるいかなる規制にも反対です。
- 現行の法律（放送法）で対応できなくなる理由、問題点を明示するべきでは？社会的な影響力をどのように評価するのか？メディアを分類する判断

基準があいまいなのでは？表現の自由をどのように担保するのか？規制による言論・報道への影響は？有害情報を規制することを理由に行政が介入しやすくなるのでは？政府から独立した第三者機関によるルール作りが必要なのでは？（政府の直轄の組織ではなく、独立した放送委員会のような組織が必要と考えます。）

- 表現の自由が憲法で保障されている以上、政府にはそれを制約する権限はないはずです。民主主義を唱えるなら独立行政委員会が担当するのが同等であると思います。また、政府による内容への干渉は、間違いなく新たな政治腐敗をもたらします。
- 政府が直接インターネットを規制することには反対です。私たちの「表現の自由」と「知る権利」が侵害される危険が大きいです。規制を行うとすれば、政府によってでなく、政府から独立した第三者機関によって行われるべきだと考えます。私がインターネットをよく利用するのは、テレビや新聞が報じない貴重な情報が豊富に得られるからです。なぜこんな大事な問題がテレビでは報じられないのかと疑問に思うこともしばしばです。欧米のメディアでは当然伝えられることが日本のメディアでは伝えられないことにも大変危惧を感じています。彼等のメディアを比較するにつけても、私たちの「知る権利」は、今インターネットによってかろうじて守られているというのが率直な実感です。そのインターネットが政府による規制を受ければ、日本の民主主義は崩壊してしまうと思います。本当に心配です。どうかご再考をお願いいたします。
- 国民に対し、わかりやすく、開かれた説明を求めます。わたしも、今日友人から情報を知らされなければ、このような法制度が作られようとしていることを知りませんでした。意見を求めるのならば、それこそ多くの国民が目にする機会がいちばん多いであろうツールであるテレビで情報を公開するなど、もっと多くの人が意見を言える場を整えていただきたいです。その上で、このような法に関しては検討をお願いしたいと思います。安心して暮らせる国であってほしいのです。
- そもそも、この案件は国民に知れ渡って議論されているとは思えません。もっと広報活動して、広いところから意見を取るべきではないでしょうか。
- 電波法にあるように、地上波放送局が公共性を有したのは電波が希少であったためです。現在、地上波の他に衛星、ケーブル、インターネットというように通信経路は多様になり、さらに地上波放送がアナログからデジタルに切り替わることで、使用可能な周波数が増加します。特にインターネットは多くの人に開かれたメディアとして機能しています。これらのことを踏まえるならば、「公然性」という概念を議論が足りないまま使い、伝送路を問わず社会的影響力に基づいて規制（規律）の対象を広げることは、表現の自由の観点から疑問が生じます。

中間報告書では、有害コンテンツという表現も、あいまいなまま使用されています。何をもって「有害」とするかは、これまでの議論を踏まえつつ

明記した上で、議論を尽くしていくべきだと考えます。

例えば、詐欺を行っているサイトは政府や市民にとって有害コンテンツと言えます。しかし、「有害」という言葉には解釈の問題が入り込みます。誰にとって何が「有害」であるのかを明確にしないまま、「規律」を望んでも、権力・規制する側の恣意的な判断に委ねられてしまいます。

法整備に臨むにあたり、最善を尽くすためにも、議論を深めるための時間を多くとり、国民全体（メディアで取り上げられることが少ない状況を問題視しています）で考えていくことが望まれます。

○ 総務大臣が放送に関して介入することは諸外国と比較しても特異です。表現の自由に対する不当な干渉が生じる危険性をもった放送法の改正には強く抗議します。

○ 今回の中間取りまとめについて、これがほんとうに 21 世紀の自由主義国家、民主主義社会で政府によって進められる方針なのかと、驚いています。政府が言論の統制に乗り出すことの危険性は、先の世界大戦ですでに経験済みのはずなのに。

ちょっと考えるだけでも、政府が、時の政治家たちの都合で情報をねじ曲げたり真実を隠したりしようとするおそれが極めて大きい機関であることは、否定しがたい事実のはずです。たとえば最近でも、「イラクに大量破壊兵器がある」とのウソを見抜けず国民をミスリードしたのは政府でした。「原発の安全性」に関するウソを見抜けなかったのも政府でした。「従軍慰安婦の強制性」や「沖縄の集団自決」に関するウソを浸透させようとしたり、「外国人犯罪の急増が治安悪化を招いている」などと統計をねじ曲げてまでデマを流してきたのも政府でした。表現規制の主体に政府が登場し、「何が有害か」などを決める決定権を持つような世界は、もはや自由主義の社会でも民主主義の社会でもありません。

研究会の人選をやり直し、基本からあらためて再検討すべきです。それが無理でも、規制の審査に政府が介入することこそ絶対に禁止すべきです。規制が必要だとしても政府から完全に独立した中立機関に実施をゆだねるべきです。さらに、現在の放送行政の所管事務も、政府から完全に独立した機関に委ねるべきです。

○ 何事にも規制ばかり強める今の傾向は、国全体の活力を削ぐと思います。自由な意見の表明をする権利は守られるべきです。

○ 現在先進国ではインターネットによる市場のグローバル化が進んでいるというのに貴省がこれから行おうとしていることは市場や情報の鎖国化であり、世界の動向や時代に全く逆行しています。国民に知られたくない情報をインターネットを規制することにより隠蔽する行いは北朝鮮や中国と同レベルの独裁国家であることを自ら示す自殺行為であり、世界中から嘲笑的となり日本は孤立するでしょう。どうしても規制をするのであれば国、経済団体から独立した公正な一般公募による独立行政委員会を設けるべきです。その際には現在の公権力による放送業界への介入を許している制度も

改め、公正な報道を行える状態を作ってください。それが出来ないのであればこのようなあからさまな公権力による言論規制は行うべきではありません。

- デジタル放送に関しては国内のものを受信することがほとんどで、法的規制はかけやすいと思われます。しかしながら、ネット上の規制はいかかなものでしょうか。総務省として日本国内に配信される全ての地球上の情報を篩にかけることが可能であるとは思えません。とくに国外からのものについて法的に処分することは国際法でも現在の法整備ができておりません。

よって国内のプロバイダ等管理者に対して、ある程度の節度を持った運営をすることを指導し、もしも違反が過ぎる場合にのみ（個人の批判や中傷等、現行の法律内で指摘できるもの）総務省として対応を検討されたいかがでしょうか。ただし、この事例にしても、訴えを受けつける場所を、犯罪告発の受け皿である警察にしませんと、ネット上の犯罪のみ総務省からの指導というわけにはいかないかと思われます。法務省等との協議が欠かせないように思われます。

ネットは配信する人間だけでなく、アクセスする人間にも多くの問題があります。教育者としてその人間教育にも責任がある立場から具申する次第です。

- 政府が直接、インターネット規制をすることには絶対に反対です。

もともと日本の報道の自由度がないのに、インターネットというせつかく個人として世界で活躍できるツールが定着しつつあるのに政府がインターネットに規制をかけようとは言論弾圧にしか思えません。

自民・公明与党は、シングルイシューの郵政選挙で勝ったあと、数の論理でどれだけ言論弾圧の準備のような法案をとおせば気が済むのですか？

先日は、非暴力で抗議する沖縄・辺野古の住民に自衛隊が動員されました。なのにメディアはほとんどこのことをとりあげませんでした。戦後60年以上たち、通信は圧倒的に進歩したのに、まだ政府は言論弾圧しようとしているとは戦時体制に戻ろうとしているように思えてしかたありません。

2006年度の日本の報道の日本の報道の自由度は前回より14位下がり51位。理由は、国粹主義者の台頭と排他的な記者クラブ制度が民主主義の進歩を脅かしているからとのことです。

基地関連や原発関連の政府に都合の悪い情報は記者クラブによる大手メディアが報じようとしません。

政府が直接、インターネット規制するということは、与党の自民・公明が自分たちに不都合な情報がもれないようにコントロールしたいとしか思えてしまします。

このグローバル情報化時代で ADSL という世界でもまれに安価な通信インフラのある日本で、政府によるインターネット規制とは日本が世界の情報からとりのこされた鎖国状態になるのと同じなので断固反対します。

○ 難しい用語等で分かりにくい内容のため、もっと丁寧な説明をいただけたらいいのと思いました。

○ 研究会において表現の自由を念頭に置いた、慎重な議論が重ねられることを望みます。

web 上の情報を「通信」ではなく「放送＝一般メディアサービス」と定義した場合、弊害として考えられるのは、放送＝「放送法での規制」の定義が曖昧になることであると考えます。放送に規制がかかるのは、そこに付帯する公共性があるからであり、web 上の情報はそれとは異なる、私的な側面を持っているといえます。すなわち、個人単位のホームページ、blog、mixi といった「私的」情報発信の場と「公共の放送」を同一視した法制を検討すること自体、実際の質の違いがある以上、支持しがたいのです。

表現の自由・言論の自由といった国民の生活の精神的安定にかかわる部分の尊重を重視した場合、私的情報を、公的情報と同様に規制しかねない形態での法には賛成しかねます。近年、これらの自由権はとみに軽視されがちで、憲法改正議論の際にも「問題のある表現は規制／検閲できる」といった条文の追加が舛添議員らから提案されているなど、非常に危機感を感じます。

総務省と研究会においては、メディアインフラの正常な形態での保護・発展を目的とした活発かつ慎重な議論が行われることを望みます。

○ 初めてインターネットに触れた時、世界中の HP を閲覧することができこちらからも個人による発信が広くできるという可能性に驚くと共に自由と責任、可能性を感じました。

中間取りまとめを拝見させていただきました。テレビや新聞、ラジオなどマスメディアからの情報はいつも画一的で本当に知りたい要点がいつまでたっても公表されず一つの事件について、同じ映像や写真、同じ視点での意見など明らかに誰か何かの圧力が加わっているとしか思えない内容がほとんどです。インターネットからの情報はまさしく玉石混交であり言葉遣い一つ取っても素人からプロとして実際に仕事をしている方まで様々。マスメディアのような一定水準以上の表現力で均質にまとめられてはいません。その代わりに、もっと重要な表面的ではない部分マスメディアからは到底手に入れることのできない、いくつもの違った視点の意見や情報、それらがリアルタイムに入手できるということがあります。これらは、カナダにあるような市民が一から参加して制作できる市民テレビなどのどこからも圧力を受けないマスメディアが存在できない日本においてはたいへん重要なことです。

法整備の一元化の下に健全な通信を目指す政策とのことですが誰が取り締まるのかによって、上記させていただいた市民の言論の自由が統制される可能性が大きく、たいへんな不安と懸念を感じました。政府の決定する政策において、完全に国家権力の及ばない立場でこれらを取り締まることはとても難しいことに見えます。また、それらが権力行使してどこまで取り締まるのかを監視する、政府の圧力を受けていない団体を設定することもたいへん難しいことです。中間取りまとめには、有害コンテンツを取り締まり市民を守るといった良い面ばかりが浮き彫りにされていますが、その影にど

こまでの規制を誰が許すのかなどが不明瞭です。

契約を結ぶまでは様々な甘言で顧客をごまかしいざ締結したとなったら、そんなことは言っていないし契約書に表記がないから義務は無いと言い逃れしたり、逆に契約書に小さな文字で表記してあるのだからと暴利をまきあげる悪徳業者のように制定されるまでは詳細をあきらかにせず、いざ決定した後からはいくらでも言い換えて、国にとって都合の良いように市民を取り締まるようなものにならないよう心から祈っております。

どうか国民の首を絞めることにより、結果、国自体の首を絞めるようなものにならないような方向でお願い申し上げます。

- 表現の自由に対する規制を伴う以上、対応は最小限度に止める必要だと思います。そして、その規制の審査については当然、政府が介入するような事は許されないとします。
- インターネットに関しては、政府・行政側はいっさい規制すべきではないと考えます。インターネットは多くの一般の人々が自由に表現し、意見を交わす場です。適切ではない表現、誤った歴史認識等さまざまな問題があるでしょうが、それに対しては個人が良質の情報を見分ける判断力をもつことが重要であり、規制すべきことではありません。ポルノ、著作権違反など、出版物で規制されているものについては、政府・行政とは完全に独立の委員会を設置し、閲覧禁止、修正要求などの処置を行うべきです。また政府・行政は、委員を任命・罷免する権利をもってはならないと考えます。
- 今回、開示された資料の中に、英語をそのまま持ち込んだようなカタカナ言葉が随分目立っていたが、こうした表現を多用することが専門外の者には分かりにくくなり、誤解を与える恐れもあるように思われる。平文に直せるものがないか、改めて検討されたい。
配布資料の中で見られた例：
プラットフォーム機能 → 基盤および仲介機能
ボトルネック → 支障など
オープン性 → 公開性・公然性
レイティング → 格付け
など。
- 政府が直接、インターネットの規制をするのには反対です。政府から独立した行政委員会をつくって規制するようにはしてほしいです。
- 私はこの案は、言論の自由を奪う、非常に危険なものであると思います。表現、言論の自由を奪う事はどんな立場においても許されません。もしも、

規制が必要であるならば、対応は最小限度にとどめるべきであり、その規制範囲も「解釈次第でどうとでもとれるもの」などでは絶対に駄目です。どんな場合にのみ規制されるか、どういった規制になるのか、きっちりと示すべきです。その規制に政府の関与は許されません。権力者からの圧力となり、畏縮効果を生んでしまいます。審査は政府から完全に切り離された独立組織が行うべきです。先進国ではこれは常識の筈です。現在の放送行政も所轄は独立組織に移すべきです。さらなる放送法改正は言論の自由を奪う方向に進んでしまう危険性がある、と考えます。以上の事を感じましたので、再検討をお願い致します。規制の担当を政府の直轄にさせない、という基本から考えて頂きたいと思います。

○ 言論の自由は、民主主義の根幹をなすものであり、これを侵食することは、常に権力の横暴を許し、修正をきかなくする次なる制度の確立を意味してきました。ですから、何をもって有害とするか、ということについて、権力がそれを認定する制度を作ることは非常に危険です。従って、包括的には次の点を提案させていただきます。

① インターネットの規制をするために、政府から独立した行政委員会を設置する必要があります。そして、これまで、政府が握ってきた放送行政をこの独立した行政委員会に移さなければなりません。その議論や試みは、政府によって、阻まれる可能性が常にありますが、それでもそれを実行するところに、民主主義制度の基本整備があります。ですから、今の日本が民主主義制度を確固としたものにし、市民の意見を行政に反映させることによりよい社会を作ろうと願うのであれば、この点は、実現させなければならないことです。政府の腐敗が指摘される現在だからこそ、切にこれを希望します。また、その際、独立行政委員会の人事には、政府が絶対に口出しを出来ないようなシステムを作る必要があるでしょう。

② 放送に対して、適合性審査という名の番組内容規制をしようとしています。内容規制は上に述べたように、権力の恣意的な規制に直結しますから、放送について政府直轄のシステムは決して望ましくありません。人が不自由でつらい思いをした時代はもう終えなければならないのです。なぜなら、市民の幸せを作る制度は、一方的に政府だけの力でできるのではなく、市民と一緒に作るものだからです。政府の権限を過度に放送に介入させることには、ですから、強く反対申し上げます。すでに、独立行政委員会による放送行政は、各国で実現されております。日本でも早急に制度を整えなければ、強権的な政府が樹立されてからでは、それがかなわないのではないかと危惧します。

○ 今回の通信・放送の総合的な法体系についてですが、通信や放送を政府が規制するということには私は反対です。なぜなら、私たちには「言論の自由」が保証されているからです。「政府」が主導して規制するということは、戦前の政府が人民の言論を統制しようとした過ちをいつか繰り返すことになるかもしれません。有害サイトを規制するにしても、行政から独立した委員会を設置し、そこが行うようにしなくてはならないと思います。なぜなら、今のままでは「有害サイト」を誰がどのように決めるか・・・それも行政側の思うがままになってしまいそうだからです。独立行政委員会による放送行政は、先進国では当たり前であり、日本でも採用すべきだと思います。独立行政委員会による規制をするにしても、政府が口をはさむことのできないシステムを作らなくてはならないと思います。私たち国民は行政にコントロールされた情報でなく、真実の情報が知りたいのです。自

由に政府を批判できる国。それが先進国であり、民主主義の健康な姿だと思います。私たちには言論の自由！知る権利！があります。絶対に政府による規制は容認できません。今回のこの調査。どんなパブリックコメントが何通きたのか、公開を希望します。（規制に賛成、反対など）

- 政府によるインターネットの規制に断固として反対します。テレビ・新聞が著しく公共性・中立性を欠き、政府自民党の都合のいい組織と成り下がっている今、国民が真実を知るための最後の手段まで奪ってしまうであろう規制は許されるものではありません。どうしても規制をしたいのであれば、政府が口出しできない組織を新たに作り、国民の監視のもとで行うべきです。日本は内向きではなく、外向きに発展していかなければ、少子高齢化の時代を乗り越えていくことは不可能だと思います。そのような中で、インターネットの規制などとのんびり議論しているうちに、気付けば世界の流れから取り残され、東アジアの一小国として落ちぶれていってしまうでしょう。国のため、国民のため、ひいてはあなた方にとって本当にどうすることが一番いいのか、しっかり議論していただくようお願いします。

- HP やブログの検閲・削除に反対！

- 私の見解としては、政府が WEB 上でやり取りされる情報に関して直接規制を行ってはならないと思います。WEB 上での情報規制に対して、政府が一切関与できない形にするべきです。一切。それとともに行うべきなのは、現在の放送行政の変革です。いかなる政府の圧力も受けられない形で運営が行える、放送行政委員会を作る必要があるのではないのでしょうか。さらには、各メディアの相互監視を機能させる必要があると思います。それには、現在 TV 局や新聞社がお互いの運営を行ってる制度を廃止する必要があるのではないのでしょうか。

- 政府が直接、インターネット規制をすることには反対します。放送法により政府の関与が認められる現在ではテレビ放送での自由の報道という点において、時の政府に配慮した放送が行われる可能性があります。その同じ規制をインターネットの世界にまでも広げる事はネットの発信者を個人が大部分を占める点において表現の自由に対する政府の関与を認める事になります。

- 政府が直接、インターネット規制をすることには絶対いけないことですね。今、徐々に軍事化・軍国化がすすんでいますね。産業界とともに政治家は、儲けることができるから。でも、大切なのはいのち。情報を統制することは、危険です。

- この取りまとめは、なんとか公権力が表現規制に関わろうという意図が見える。違法情報以外の全ての情報に公権力は関わってはならない、インターネットの規律はネット事業者自らが確保させれば良い事で、政府が事業者の仕分けやコンテンツの有害健全の評価や審査(検閲)を行ってはならな

い。また業界の自主規制やフィルタリングソフトの開発に携わる事など断じてあってはならない。

○ インターネットホットラインセンターについて

この機関も通信事業に深く関わっているので意見させて頂く。この機関は、警察庁直轄の公的機関である。公的機関でありながら有害(合法)情報を削除して回っているという報告がある、これは表現の自由、言論の自由の弾圧である、しかも宗教団体が関わっており政教分離の原則にも反する。古来より表現言論を弾圧してきたのは宗教である、この機関から速やかに宗教団体を排除して下さい。そして即刻運営方針を改め、本来の違法情報の通報受付機関としての業務に限定すべき。

○ まず、「女は産む機械だ」「アルツハイマーでもわかる」というデリカシーのない下品な発言を繰り返す政府閣僚の発言を規制するべきです。

○

- 1、本取りまとめにおける、ホームページ及びブログなどに関する内容は、明らかに現行憲法の「表現・出版の自由」などの多くの基本的人権を守る事項に抵触する動きである。
- 2、本取りまとめに関しては、海外にサイトを置いた場合のないよう規制に関する法令整備が必要となるが、この場合、諸々の国際条約とどのように調停を行うのか、その実像が示されていない。
- 3、2に関して、海外との通信を全て検閲する前提で行うのであれば、前期の基本的人権を侵害するのみならず、民間が支払う経済的なコストなどについても考慮しなければならない。
- 4、非政府機関にサイトの内容の検討や規制の基準決定を行う場合、多くの「天下り市場」が発生することになり、昨今の緊縮財政に明らかに反する。
- 5、以上により、本取りまとめは基本的人権を著しく侵害するのみならず、社会的な負担を著しく拡大する内容のものであり、「公共の福祉」自体に反する、非常に単眼視的な内容であり、個人的にも、日本の将来を考える視点でも、全く容認できるものではない。

○ 「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」は、今後の論議にあたり以下の記事および論考の趣旨に留意すべきである。

(1) 2007年6月25日付毎日新聞朝刊記事「メディアを考える・情報通信法構想 自由制約危惧も」

(2) 「『新聞』を射程に収めた総務省一放法改正と情報通信法構想にみる思惑」(2007年7月号「新聞研究」No672、日本新聞協会発行)

○ 日本国民の「知る権利」を政府が侵害する事は絶対に許さない。故に 政府が直接、インターネット規制をする事には絶対に反対する。情報の取捨

選択は個人が行うものであって、行政の介入など考えられない。規制の強化は諸刃の剣であり、いくら規制を強化しても有害な情報の混入を完璧には防げないばかりか、目的以外のものを規制してしまう可能性のほうがはるかに高いからである。独立行政委員会による放送行政は先進国なら当たり前であり、日本で採用しないならばそれは日本が先進国では無いという強固な証明である。インターネットの規制をする為に、政府から独立した行政委員会を設置し、これまで政府が握ってきた放送行政を(テレビラジオを含め)この独立した行政委員会に移さなければならない。この独立行政委員会の人事には政府が絶対に口出し出来ないシステムを作らなければならない。テレビに対し、適合性審査という名の番組内容規制をしようとしている様だが内容規制をする事には反対する。どうしても内容規制をするのであれば放送について政府直轄のシステムは変更しなければならない。関連した事柄として放送法を踏まえた指導に加え、電波法81条で実質的な処分をするなどという脱法的な行為をする(週刊金曜日 2007 7 13日刊より)総務省および総務大臣にどの情報が正しくてどの情報が間違っているかの判断など安心して任せる事は出来無い。

○ たとえていうとインターネットは海なので、むき出しの危険はあるが、自然を制御しようというのは横暴だと思うし、危険だからといって、海の恵みに平等にアクセスできなくするのは、日本人を無能にしてしまう反日的な政策だ。

○ 憲法で保障されている「言論の自由」は、すべてにおいて保障されるべきものです。どんな新しいツールであっても、言論は言論です。国民の言論です。ロボットなどから発せられたものでないかぎり、主権者である国民の言論は守られるべきです。放送法も同じです。国民である人間が発信するかぎりにおいて主権者である国民の意思です。先進諸外国では、規制の審査は政府とは別の独立した審査機関で行われるべきだと考えます。そのうえで、規制されるべきものは「現法治国家」の法律において、明らかに犯罪とみなされるものだと考えます。それは、国民に直接的被害を与えるような、全世界共通の認識においても犯罪だとみなされるものにかぎるべきです。この取りまとめのまま実施したら、世界から「日本は言論の自由を封鎖した！」と認識されることになるでしょう。そうなれば、日本の恥だと考えています。再考されることを、強く希望します。

○ こうした議論にできる限り多くの市民の参加の機会を設定ください。

議論が事業者やマーケットに偏っているように思います。市場に任せることのできないジャーナリズムの位置づけを明確にお願いします。

○

1. 本意見書の趣旨

通信・放送に関する現行法体系を見直し、「情報通信法(仮称)」として一本化を目指すにあたっては、利用者にとって最も重要な保護法益である「通信の秘密」の保護が的確に行われる措置が講じられるべきことは、放送における「表現の自由」の保障の確保とともに基本的な要請である。通信

の秘密の保護を的確に行うためには、「通信」の定義規定を設けることが必要不可欠であると考え。以下に、その理由等を述べる。

2. 「通信」の定義規定の必要性

(1) 現行法上、通信の秘密保護の対象となる「通信」についての定義規定は存在しないところ、「放送」以外の電気通信はすべて「通信」と解されている。

この解釈に従えば、放送以外の電気通信によって送信されるものには、すべて通信の秘密があることになる。そして、通信の当事者の住所、氏名等のいわゆる「発信者情報」は（当然「着信者情報」も）、通信の秘密保護の対象に含まれる、と解されている。これは解釈論であるから、例えばインターネットの掲示板に書き込みをした人の住所、氏名等のいわゆる「発信者情報」（以下「発信者情報」という。）の場合のように、ケースによっては異説も並存する（※1.『インターネットと法（第3版）』高橋和之+松井茂記編 2004年5月20日 有斐閣 77～78頁、『IT法大全』西村総合法律事務所ネット・メディア・プラクティスチーム編著2002年8月19日日経PB483頁、『インターネットと法（第2版）』高橋和之+松井茂記編 2001年4月10日 有斐閣 71頁 等）。

しかし、放送以外の電気通信によって送信されるものは、すべて通信の秘密保護の対象であると解するのは、例えば郵便で送られるものは、実質的には物品の運送と異なるところのない小包であっても、またダイレクト・メールであっても、すべて「信書」であるとするのと同様、合理性に疑問がある。また、現行法上電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密を侵害する行為は、刑罰法規の適用対象であるが、インターネットの掲示板に書き込みをした情報と同一の内容を記載したビラを配布した者につき、その発信者情報に相当する情報を漏洩したとしても、通常刑罰法規の適用対象とはならない。同一情報の漏洩につき、その伝達手段として電気通信を利用するか否かが、刑罰法規の適用対象（しかも親告罪ではない。）となるか否かというような大きな相違を生むという不均衡を、合理的に理由づけることは難しいのではあるまいか。

(2) 通信の秘密侵害にあたらなくとも、プライバシーの侵害になる場合は、少なからずある。

新法において、通信の秘密保護の対象となる「通信」の定義規定を設ければ、「放送」、「通信」以外の電気通信は、プライバシー権の保護対象となり得ても、刑罰法規の適用対象とはならなくなる。

そして、「通信」を法律上次項の如く定義することにより、例えばインターネットの掲示板に書き込みをした人の発信者情報が、通信の秘密保護の対象であるか否かについての学説上の相違も解消し、一般の情報通信の利用者にとっても、通信の秘密の保護対象が明確になる。これにより、電気通信を安心して利用することができるようになれば、情報通信全般の健全な発達に資するものと期待できる。

3. 「通信」の定義

(1) 前提

広義の通信には、会話、文書のやりとり、身振り等による意思の伝達や、演説、出版、映画、演劇、絵画、音楽等の活動も含まれるとされる（※2.『交通法・通信法（新版）』（法律学全集15-I）園部 敏・植村栄治著平成6年7月30日（初版第2刷） 有斐閣 203頁）が、法解

積上は「郵便・電信・電話などによって意思や情報を伝達することをいう」と定義されている（※3.「『通信の秘密』の数奇な運命（憲法）」高橋郁夫・吉田一雄著（『情報ネットワーク・ローレビュー』第5巻 情報ネットワーク法学会編2006年5月17日 商事法務 所収）45頁）。

しかし、通信事業者が取り扱う通信においては（電気通信に限らず郵便においても）、例えば、外出先から自宅へFAXを送信したり、自宅のパソコンにメールを送信したりすることなど、発信者と着信者が同一人である「通信」も可能である。つまり、意思や情報の「伝達」ではない「通信」も可能であり、珍しい事例ではない。

このように現状は、一般に用いられている「通信」の概念には包摂されない利用形態があるうえ、前述のとおり、具体的事例への適用にあたって異説が並存する実情にある。

この意味から、新法に「通信」の定義規定を設けるべき合理性がある。

（2）定義の内容

送信者が、送信時に着信者を特定して送信する電気通信を「通信」という（※4.自己自身を着信者とする送信自己自身あての送信は、送信者が送信時に自己自身を着信者と特定して送信するのであるから、この「通信」である。）。

「通信」には秘密性があるとみなす。この定義による「通信」にも、実際には秘密性のない通信もあり得るところ、通信の内容により保護対象とするか否かを決定すべきこととすれば、通信の秘密侵害の事実の認定は、実務上立証の問題に帰着することとなる。

しかし、通信内容の秘密性につきその存否を外形的、外観的に、つまり客観的に認定することが困難な場合は少なくないと想定され、立証は必ずしも容易ではないと考えられる。

そこで、「通信」には秘密性があるとみなすことにより、刑罰法規の適用対象として厳格に保護すべき法益である通信の秘密の保護を、確実に行うことが可能となるであろう。

4. 定義規定を設けることの効果

刑罰法規の適用対象として通信の秘密を厳格に保護すべき「通信」を、明確に区分することにより、電気通信は次の3区分となる。

- ①放送 表現の自由を保護法益とし、放送番組規律を課される情報提供を行う電気通信。
- ②通信 通信の秘密を保護法益とする電気通信であって、通信の秘密侵害行為には刑事罰が科される電気通信。
- ③その他の電気通信（新たに名称を付与する選択肢を排除しない。）その内容、表現につき、一般法のみが適用される電気通信（その他の電気通信は、通信の秘密の保護対象ではないから、発信者情報・着信者情報とも通信の秘密の保護対象ではなく、プライバシーとして扱われる。また、放送ではない電気通信の表現について、一般法を上回る制限を課すべき合理的理由を見出すのは困難であろう。）。

○ 気になっていました、政府が直接、インターネット規制をすることについて、絶対に反対だと強く思います。法律などが多くなるということは、マニュアル化ということでもあり、自分で考えない人、電子辞書みたいな人が増えます。すると、テレビや、大多数や、大国、といったところの価値観をそのまま鵜呑みにする人が育ちます。戦争時代に、非国民だとか言われて理不尽だったこと・・・そのまま蘇るような気がしてコワイです。